

アジア研究所・アジア研究シリーズ No.89

東南アジアのグローバル化とリージョナル化 IV

平成25・26年度研究プロジェクト
「東南アジアのグローバル化とリージョナル化 IV」

亜細亜大学アジア研究所
2016年1月

アジア研究所・アジア研究シリーズNo.89

東南アジアのグローバル化とリージョナル化Ⅳ

平成25・26年度研究プロジェクト
「東南アジアのグローバル化とリージョナル化Ⅳ」

研究代表者 石川 幸一

目 次

はしがき	石川 幸一	1
東アジア経済の新局面と展望	小黑 啓一	9
シンガポール重点製造業の投入産出構造の特徴と課題 —外需と輸入投入に依存した高付加価値—	玉村 千治	25
タイのFTA戦略と近年の動向	助川 成也	47
シンガポールにおける「1993年イギリス法適用法」について	木原 浩之	79
フィリピンのコーヒー生産—生産農家の自立に向けて—	野沢 勝美	107
日本領事報告掲載の仏領インドシナ関係記事の概要と特徴 —1928年から1943年—	南原 真	147
メコン地域の産業集積と分散 —交通・輸送インフラに改善と企業立地—	春日 尚雄	189
大メコン圏における経済回廊と日系企業の動向	藤村 学	207
アジアのエネルギーを巡る諸問題	藤森 浩樹	233
ASEAN+3「地域通貨単位」に関する一考察	赤羽 裕	259
アジア太平洋の地域統合：展開と展望	石川 幸一	285

東南アジアのグローバル化とリージョナル化Ⅳ

は し が き

研究プロジェクト代表 石川 幸一

本報告書は、2013～2014年度に実施した「東南アジアのグローバル化とリージョナル化Ⅳ」の成果である。本プロジェクトは、開発経済、経済統合、産業集積、ASEAN、タイ経済、金融、マレーシア法、フィリピン経済、エネルギー、産業連関分析など多様な分野の専門研究者が参加している。そうした特徴を活かして、東南アジアの動きを学際的かつ多角的に分析考察している。

本報告書には、11本の論文が収録されている。下記に要旨を紹介する。

小黒啓一「東アジア経済の新局面と展望」

中国経済の減速が契機となり、世界経済に影響が及んでいるが、近隣の東アジア諸国はより直接的な波及を受ける。しかも長期金利の低下が示すように先進国全般に投資意欲が低迷、リスク回避が目立つのは需要不足が背景にあるからである。政治的な不安が拍車をかけ、ロシア、中国のまるで19世紀に戻ったような強引な力の行使と中東・アフリカの人口爆発による政治・社会不安と大量の移民発生が不安をかきたてる。

中国は鉄鋼、セメントなど基幹部門に成長バブルの崩壊による過剰設備、過剰債務、過剰人員があるが、家計消費の拡大、サービス部門の成長が可能であり、資源価格の低下による購買力の増加も大きい。ただし、成長力は急速に低下し、普通の国なる。

中国の過剰設備による輸出ドライブは通商摩擦を起こし、半導体などの国産化路線は周辺国の経済を直撃する。最も深刻な影響を受けるのはインドネシアなどの資源輸出国、対中依存度の高い韓国である。

インフラ輸出に典型的な中国の公営企業の行動は市場経済のルールと停職、

TTPの暫定合意を促し、さらにTTIP、日本とEUのEPAにつながる可能性が強くなった。ソ連崩壊で緩くなった西側諸国の政治的危機感が再認識され協調の機運が発生しようとしている。

玉村千治「シンガポール重点製造業の投入産出構造の特徴と課題—外需と輸入投入に依存した高付加価値—」

本論文では、シンガポール政府が産業政策の重点とする4つの産業（石油化学産業、エレクトロニクス産業、航空関連産業および医薬・バイオ産業）に着目し、それぞれの投入産出構造の特徴を同国の2010年産業連関表を用いて数量的に分析する。

その結果、「これらの産業は確かに高付加価値を生み出す生産構造になっていて、その波及はサービス産業の発展にもつながっているが、外需に大きく依存し、かつその生産には輸入投入財に大きく頼るため、世界経済に大きく左右されるという課題が恒常的に存在する」という結論が導かれ、シンガポールは世界の需要を喚起するため、投資環境を整備し質の高い外資を導入してつねに高技術・高付加価値産業を模索するという産業政策に行きつがざるを得ないことが理解できる。

助川成也「タイのFTA戦略と近年の動向」

タイは2000年代前半、タクシン首相のイニシアチブで次々とFTAを立ち上げ、アジアを代表する「FTA推進国」になった。しかし、2006年のクーデターで同首相が放逐されると、その反動から手続きに相当な労力と期間が求められるようになり、交渉開始すらままならない状況が続いている。在タイ日系企業の過半数以上はFTAの恩恵を受けているが、これは「タクシンの遺産」に依るところが大きい。

自ら戦略的にFTA構築に乗り出せないタイは、ASEANの枠組みの下でのFTA、特にアジア太平洋FTA (FTAAP) に繋がるメガFTAの一つ「東アジア地域包括的経済連携」(RCEP) 構築でリーダーシップを発揮すべきである。

「ドライビングシート」に座っているはずのASEANであるが、インドが攪乱要因になり、交渉の質、そして行方を制御出来ていない。「ASEAN-(マイナス)X」方式を参考に、実施可能な国から先行して取り組み、残された国も準備が出来次第参加する「RCEP-X」方式（または「16-X」方式）の採用を真剣に検討すべき時期に来ている。「タクシンの遺産」は底を尽きかけている。

木原浩之「シンガポールにおける「1993年イギリス法適用法」について」

木原論文は、「コモン・ローの法典化とその伝播」という問題関心から、これまでのマレーシア法研究を踏まえて、「シンガポールにおけるイギリス法の継受」の問題を検討する。歴史的にみて、シンガポールとマレーシアの関わりは深いが、両国におけるイギリス法継受の方法や態様は異なり、その違いは近年ますます顕著なものとなっている。そこで、同論文では、まず、シンガポールにおいてイギリス法が継受された歴史的経緯を概観し、次いで、1950年に制定された「民事法」と、それに取って代わる1993年に制定された「イギリス法適用法」の検討を中心に、シンガポールにおけるイギリス法の適用範囲や主な争点について言及する。以上の議論を踏まえて、現在のシンガポール法とイギリス法との関係を明らかにする。

野沢勝美「フィリピンのコーヒー生産—生産農家の自立に向けて—」

近年のフィリピンでは経済発展を背景に国民の消費需要が拡大の一途をたどっている。こうした中であって嗜好品であるコーヒー消費も増大している。マニラのビジネス街では瀟洒なコーヒーショップが相次いで開店し、多くの顧客が憩いのひとときをすごしている。一方、コーヒーを生産からみるとフィリピンは、気候条件など熱帯作物の栽培適地であり、政府により如何なる施策がとられ、生産農家はどのような状況におかれているかは、フィリピン農業開発課題の考察の視点の一つとなる。

本稿では、ミンダナオでのコーヒー生産に焦点を絞り、その特徴、生産に関わる課題を、現地調査による事例から明らかにする。そして生産農家の直面する桎梏を取り除きその自立を達成するにはいかなる方策があるかを検討する。まず、これら課題は既存の枠組では解決できないとするNGOによるフェアトレードの役割を記述し、一方で既存の枠組を修正したプランテーション農業という現行の生産システムを基礎とした対応の生産モデルを紹介する。

南原真「日本領事報告掲載の仏領インドシナ関係記事の概要と特徴—1928年から1943年—」

日本領事報告に掲載された1928年から1943年の仏領インドシナに関する記事の報告件数と分類を整理することにより、以下の点が明らかになった。報告件数363件は、貿易、商品を中心としながらも財経、紹介、交通、外法、関税、農業など多くの分野で報告がなされた。特徴として対本邦貿易を中心に主要貿易品であるサイゴン米など米の生産や輸出動向に関する記事が多い。

両国間の貿易の停滞は、仏領インドシナの関税制度に起因し、1932年に関税協定が締結された後もあまり改善されなかった。領事報告の記事の中には財政、投資、金融、鉱業などの分野で詳細な報告がなされたものもあり、前述の貿易、商品の報告とともに今後の仏領インドシナの地域研究での活用が期待される。

春日尚雄「メコン地域の産業集積と分散—交通・輸送インフラに改善と企業立地—」

近年の産業の集積と分散の理論については、空間経済学・アグロメレーション理論とフラグメンテーション理論（工程間分業）によって説明されることが多い。メコン地域においては多くの日系企業が操業しているが、タイにおける自動車生産のように完成車メーカーから部品メーカーまでの大規模な集積から、ベトナム・ハノイ周辺の電機電子産業の集積が見られる。一方、メ

コン地域の中核国であるタイから、投資環境の悪化などを回避するための工程間分業的企業立地がタイ周辺国に見られるようになった。またこれを可能にし始めているのは越境交通網の整備であり、ASEANやGMSの枠組みでおこなわれてきたものである。

藤村学「大メコン圏における経済回廊と日系企業の動向」

本稿は大メコン圏（GMS）における「経済回廊」沿いの輸送インフラ整備が進む中、日本企業がどのような海外戦略を展開してきたのかを、とくに製造業に注目しながら、国別、経済回廊別、主要企業別に考察する。その結果、GMSにおける日系製造企業はまずバンコク、ホーチミン、ハノイの順に3大都市圏に集積し、次いでハイフォン、ダナン、プノンペン、ビエンチャン、そしてヤンゴンといった新興都市圏へ分散してきたといえる。経済回廊を基準にすれば、南部回廊、東部回廊、中央回廊、東西回廊、南部沿岸回廊という順に、複数拠点進出と越境サプライチェーン構築の動きが見られる。ただし、工程間分業型の展開はまだ少数派である。越境輸送インフラ整備のソフト面がハード面に後れをとっている証左であろう。

藤森浩樹「アジアのエネルギーを巡る諸問題」

本論文は、アジアが成長する中で、変化するエネルギー分野の概要（需給や物流面などの基本的な構造）とその中における中国の台頭とを関連させながら、その現状をまとめてみる。また、米国のエネルギー部門・対アジア政策や最近生じた原油価格の低下という変化がアジアに与える影響についても触れる。さらに、アジアの成長と環境問題を含むエネルギー分野の特性が抱える諸問題を指摘し、アジアにおける協力の枠組みやこれまでの日本の果たした役割を整理し、問題解消に向けた取り組みの方向性を簡単に考察している。

赤羽 裕「ASEAN+3「地域通貨単位」に関する一考察—中国・ベトナムとの比較も加えて—」

本論文は、ASEAN+3におけるリサーチ・グループを中心にこれまで検討されてきた「地域通貨単位（=RMU: Regional Monetary Unit, 以下RMUという）」の課題と展望を考察したものである。具体的には、域内各国が国別にRMUの創出・参加を検討する際に大きな判断材料となるであろう、各国通貨別のメリット・デメリットの検討に主眼を置いた。現行の為替制度、経済状況・規模もふまえて、定性的な評価を筆者なりに行い、そうした視点での議論の「たたき台」を提示することを目指した。合わせて、先行研究でも利用された「ゲーム理論」の発想を取り入れ、導入条件の考察を行った。結果、絶対的にデメリットが大きい国は見当たらず、将来的なRMUの実現の可能性を示した。合わせて、その利用範囲として域内インフラ整備資金まで、想定できた。

石川幸一「アジア太平洋の地域統合：展開と展望」

アジア太平洋地域のFTA締結は21世紀に入り活発化し、現在では40を超えるFTAが締結されている。二国間FTAも数多く締結されたが、最も特徴的な動きはASEANと主要国とのFTAが2010年までに締結されたことである。最初のASEANとのFTAは中国が2001年に合意した。中国とASEANのFTAのインパクトは大きく、その後、日本、韓国、豪州とニュージーランド、インドが相次いでASEANとのFTAを締結した。

5つのASEAN+1 FTAは2010年1月には出来たものの、自由化スケジュール、原産地規則などが異なり、FTAを利用する民間企業の手続きに関するコストや時間を増加させた（スパゲティボウル現象）ことから、アジア太平洋地域の広域FTA締結が新たな課題となっている。現在交渉されている広域FTAはTPPとRCEPという2つの対照的なメガFTAである。（TPPは2015年10月5日に合意した。）

アジア太平洋地域の地域統合の先端を行くASEANは2010年にAFTAを

ほぼ実現し、「深い統合」を目指してASEAN経済共同体の構築を進めている。ASEANはRCEP交渉で主導権を握ろうとしている（ASEAN中心性）。APECの課題であるアジア太平洋FTA（FTAAP）を巡って、TPPとRCEP交渉がどのように進むのか、注目される。

各論文で示されている見解は、執筆者の所属する機関およびアジア研究所の見解ではないことにご留意願いたい。本報告書が、東南アジアおよびアジアに関心をお持ちの方々のご参考になれば幸甚である。

東アジア経済の新局面と展望

小黒 啓一

A New Phase and Prospects for East Asian Economies

Keiichi OGURO

はじめに

2015年の東アジア経済は中国経済の予想以上の減速により大きな影響を受けている。相互依存度の高まった現代の世界経済は多くの現象が相互に影響しあい、世界第2位の経済規模を達成し、世界経済の成長への寄与度が高い中国の減速に多くの地域、国が影響を受けるが、近隣諸国はより大きな直接の影響を被る。中でも一次産品輸出国のインドネシア、マレーシアなどへの打撃は大きい。

中国経済自体が成長力を低下させていることは中国政府自身が認識し、6.5～7%成長の巡航速度を新常态としているが、それを達成できるかどうか疑問が発生、全般的な不安感が高まっている。先進国全般に異例の低金利が常態化し、国債のマイナス金利すら発生することもあり、長期停滞論も真剣に検討される現状も不安を増幅させている。世界的な需要不足＝供給過剰があるという認識は広く共有されている。

米国を先頭に先進国全般に所得分配が不平等となり、資産格差の拡大は累積的に大きくなってきている。多くの資産が証券化され、高収益を求めてバブルを招いたが、現状は運用難で悩んでいる。途上国のインフラ需要など潜

在需要は認識されてもリスクが高すぎて現実化できない。資本市場全体に不安感が強く、リスクに敏感となっている。世界的な低成長を予想していると同時に、政治的なリスクにも過敏になっている。

中東・アフリカのイスラム諸国を中心に、人口増加が重荷となり、社会・政治不安が爆発、人口移動の巨大な流れが動き始めた。その主たる目的地は欧州であり、どのように対応できるのか不安が募っている。ロシアは周辺への武力行使を拡大し、シリアにも介入、難民という移民の流れを加速させEUに経済制裁解除など圧力をかけようとしている。中国は核心的利益などという身勝手なコミットメントで南支那海に軍事基地を建設するなど、19世紀の帝国主義時代に戻ったような行動をとっている。

中国経済の減速は周辺諸国に対中輸出の面で影響するが、その波紋は次第に拡大してゆく可能性がある。現在の中国にとっては経済成長の維持のためには財政拡張か輸出拡大が必要である。財政支出の拡大には限界があると思われるので、過剰設備能力を保有する現状から、必ず輸出ドライブをかけてくると予想される。各地で貿易摩擦をおこす可能性があり、輸入制限による対抗策は報復を招く可能性もある。また、中国の輸入額の大きな半導体の国産化など、輸入代替をはかる動きが加速する可能性が高い。輸出規模が巨大化した中国は輸出需要による生産拡大は難しくなっており、それが減速の根源的理由である。一方で、ASEAN諸国などは中国と競争して先進国市場への輸出シェアを奪回する方向に向かわざるを得なくなろう。

世界の輸出市場の拡大の基盤は先進国の民間消費に依存する部分が多い。米国を中心に消費に占める輸入品への代替は労働集約財を中心に既にかなり進んでおり、高付加価値品目については先進国輸出と競合する。現状では途上国間の競合が激しくなる。

中国の過剰設備は市場経済なら考えられない規模に膨らんでおり、国家の支援を受けたインフラ輸出などWTOで議論してきた公正な競争など無視される可能性がある。市場経済国なら考えられない問題を国際市場にもたらすことになる。途上国のインフラ投資の必要性は認識されているが、必要と返

済能力のバランスが必要で、無理な建設投資は累積債務問題を再燃させることになる。中国、インド、ブラジルなど自信を深めた新興国の抵抗により、ドーハ・ラウンドは暗礁に乗り上げている。途上国の利益という主張は多くの場合、その国全体の利益ではなく、特定グループの利益擁護であり成長の障害となっている。

10月6日のTPP交渉の暫定合意はルール・オリエンテッドな市場経済重視の再確認を意味する。米国議会の同意が不安視されるが、発足できれば新しいレジームとなる。環大西洋貿易投資協定(TTIP)、日・EU経済連携協定につながる期待が高まる。ソ連の崩壊により危機意識の不足から連帯できなくなっていた3極が、新たな政治危機により自由貿易体制の再構築に向かう可能性が出現した。東アジア諸国の中でも、フィリピン、タイは参加に大きなメリットがある。韓国は日本との競争を危惧して躊躇する可能性があり、インドネシアは多分参加できそうもないが、加盟への意思表示をしている。インドも参加は困難であろう。

ルール重視の市場経済を選択できる国と躊躇する国の間に長期的に大きな格差が発生する可能性がある。自動車産業をみても100万台を輸出するようになったタイと、国内市場向けが主体のインドネシアの表面的な政策はあまり相違しない。どちらが輸出生産に向いているかという民間企業の選択の結果である。

1 中国経済の新局面

中国経済の規模は近い将来に米国を追い越し、世界最大の経済大国として覇権国となり通商ルールなども決定的な影響力を行使するという可能性はあるのか。時は中国に有利になるのか。途上国の開発は北京コンセンサスが主流となるのか。13億人の巨大市場の磁力が世界の企業を引きつけ、各国の政治勢力も親中国となるのであろうか。しかし、中国経済の現状を考察すると課題は大きく、成長率は予想以上に低下する可能性がある。

投資増大による供給力の拡大を当初は先進国への輸出需要の獲得によりバランスさせ、一方で輸入も急増するという拡大均衡が実現されてきた。世界経済に占める中国の比率の拡大よりも、貿易比率の上昇が大きかったので、各国の対中貿易依存度が急増した。中国の高成長は競合と同時に機会の提供という両面がある。1994年1月の人民元レートの統一により33%の大幅切り下げが輸出拡大を支えたが、ASEAN諸国など近隣諸国の輸出にブレーキをかけ、東アジア通貨・金融危機の一つの要因となるなど、競合国は大きな影響を受けた。中国の成功は原油、鉄鉱石などの一次産品の需要を牽引し、21世紀初めにスーパーサイクルと言われるブームを起こした。資源輸出国の成長を支え新興国への期待感を高めた。

中国の輸出拡大は先進国市場の需要増大の速度を上回り、内需増大への政策転換の必要性を認識していた。貿易バランスは大幅黒字となり、貿易摩擦も増大したが、米系を中心に先端技術を保有する大企業を時に破格の優遇措置を供与して誘致し、輸出の50%は外国企業によるものと宣伝、有力企業の政治的影響力もあって、輸入制限を抑制することに成功してきた。中国の巧みな交渉力はWTO加盟交渉でも力を発揮し、後に米国は譲歩し過ぎたと後悔することになる。

内需重視への転換をはかると同時に、成長による格差の拡大に対する不満への対応もあって、最低賃金の上昇など路線転換を進めている過程で、2008年にリーマン・ショックが発生した。金融危機による世界需要の低迷に対応し、中国は4兆元という拡張財政により内需を増大させた。この政策は高成長維持に成功したが、成長期待バブルも発生させた。その結果が過剰生産能力の極端な増大をもたらした。過剰生産能力はGDPの15%程度と推定されているようだが、それだけなら7%成長が2年継続すれば解消される。深刻なのは成長を先導した基幹部門の過剰設備であり、短期間に需要を創出できそうにないことである。

鉄鋼部門でみると粗鋼生産能力は14年に11.6億トン、生産量が8.2億トン、消費量は7.4億トンとなる。設備能力はリーマン・ショック後に6割増加、

新たに完成する設備を加えると16年は11億7500万トンになるという。15年の過剰能力は4億4100万トンと推定されており、強力な輸出ドライブがかけられている。中国の設備能力は世界の5割強を占めるに至り、世界の市場で中国の過剰生産分を受け入れるのは無理であろう。各地で輸入制限の対象となることが必定であるばかりでなく、日本の鉄鋼輸出なども大きな打撃を受ける。

アルミも15年の生産能力は4000万トン、20年には5100万トンに達するとされる。世界のアルミ生産量は14年に5312万トン、そのうち中国のシェアは51.8%であったが、設備能力は世界の7割を超えることになる。900万トン以上を輸出する必要が発生し、世界の生産企業を圧迫し、価格低下をもたらすことになる。合繊原料やプラスチックなどの石油化学品も過剰能力から輸出ドライブがかかっている。セメントの設備能力も世界の半分以上を占め、内需低迷は輸出ドライブとなる。自動車も過剰能力は5割とされているが、輸出は困難であろう。

中国の企業債務は08年から14年に2.8倍となり80兆元に達したとされる、100兆元という推計もあり、過剰債務があることは間違いない。不良債権比率は14年末で1.6%、要注意債権比率は3.98%と公表され、健全な水準とされている。しかし、過剰な設備能力と成長減速を考えれば、バブルの後遺症に苦しんだ日本企業と同じ問題を抱えていると思われる。設備、債務、人員の三つの過剰の解消に低成長下で日本企業は委縮した。まだ成長力の高い中国では全体的にはより容易に対応できるように思われるが、基幹部門でのリストラは不可欠で投資も低迷すると判断される、

財政拡張の可能性については、まだ計数的には余裕がある。政府による監査報告では13年6月末時点で政府債務残高は30兆2700億元、GDPの約50%となっている。そのうち地方政府の債務総額は17兆9000億元、GDPの30%となる。地方政府の債務のうち融資平台による債務が6兆8000億元となっていたが、地方債に発行で借り換えが実施されている。問題は土地の使用権譲渡収入が激減し、返済負担が重くなっていることである。中央政府の財政に余裕

があるように見えても、公共投資の8割程度を実行していた地方政府に機動力がなくなっている。

ただし、今後の数年間をみれば7%程度の成長率自体の維持は可能であろう。中国の成長は高投資依存であったが、その間に所得向上と同時に資産も蓄積されてきた。家計の消費意欲は強く、サービス部門の拡大は始まったばかりである。第3次産業は当面の間は急速に拡大し成長率を2~3%底上げできる。GDPに占める家計消費比率は40%弱と極端に低く、60%程度までは急速に拡大しうる。逆に50%に達する貯蓄・投資比率は30%程度まで低下することになる。ただし、サービス経済化は長期的には成長率を低下させる。中国経済も普通の状態に移行し、4~5%成長が常態となろう。

当面する深刻な問題は、35年間の高成長時代に生産性の向上に直結する、補完的投資の対象案件が減少していることである。公共投資の成長促進効果は低下せざるを得ない一般的傾向がある。また、中国政府が米国に対抗して軍事費を増額すれば財政負担は急速に増加すると同時に、成長の重荷ともなる。レーガン政権の米国がスター・ウォーズと言われた宇宙防衛計画(ミサイル迎撃)を策定、それに対抗して軍事支出を増大させたソ連は経済危機から崩壊に向かった。航空母艦は建造費よりも維持費の負担が大きく、ソ連は耐えかねて一部を削減せざるを得なくなった。現実には中国がどの程度の財政負担が可能か不明であるが、それほど余裕があるとは思えない。また、公共投資の選別にも課題が残り、無理に増額すれば効果の薄いばら撒きとなろう。

2 低金利とリスク回避

米国、日本、EUの先進国全体が金融緩和政策を基本的に長期継続しているため、長期金利が世界的に低下して、一部の国ではマイナス金利となることもある。低金利にも関わらず設備投資は不振で、資産価格も低迷している。拡張金融政策の弊害としてバブルの発生が懸念されていたが、デフレ不安の方が有力になっている。サマーズの長期停滞論が論議を呼ぶほど先進国の成

長率は低下し、資産運用はリスク回避の傾向が鮮明となっている。中国経済の減速は背景にある底流を表面化させ、不安のスパイラルを増幅させている。

米国のシェール油田開発と原油、ガスの増産による価格低下と輸入減は購買力を上昇させたが、景気拡大効果は期待を下回っている。雇用創出は堅調であるが、賃金上昇は鈍化している。一時は堅調であった新車販売の拡大にも15年央から陰りが発生している。金融危機後の買い控えがあったため、景気回復とガソリン価格の低下、低金利から大型車への需要が急回復したが、息切れが明らかになっている。先進国の中では最も好材料のある米国の需要拡大も鈍化している。

先進国全体の需要不足の有力な一因は所得格差の拡大であり、格差が長期に固定された結果として資産格差が増幅した。その結果、証券化などにより資産商品が急増、資産効果の購買力への影響が増幅された。高成長の新興国は所得格差が大きく、経済規模の拡大よりも消費拡大速度の方が遅い。急成長で隠されていた需要不足の課題が、中国経済の減速を契機として連鎖反応を起し、成長力を低下させている。所得格差の固定化を是正するのは非常に困難であり、短期間で解消することは不可能である。

さらにソ連崩壊により脅威の減少と平和の配当が期待され、EUは統合を拡大、深化させ、米国は民主主義の拡大に自信をもち、湾岸戦争で圧倒的な軍事力を発揮した。しかし、ブッシュ政権とネオコン（新保守主義）と総称されたブレーンの積極介入政策の破綻が世界を大きく変えてしまった。米国の軍事力に大きな限界があることが明らかになってしまった。また、米国は極力、軍事介入を回避しようとする判断されるようになった。

新興国の急成長は石油・ガス価格の価格上昇をもたらし、ピーク・オイル説は原油供給を後46年と警鐘を鳴らして価格上昇に拍車をかけた。輸出国のロシアは外貨収入が潤沢となり、資金面で西欧依存を解消、ナショナリズムを利用するプーチン政権の下で19世紀的な拡張路線を採用した。クリミア半島の強奪、ウクライナへの軍事侵略にEU諸国ばかりでなく米国も対応策がなく、経済制裁で対抗するのが精一杯であった。中国は軍備を増強、勝手に

核心的利益をコミットメントして、尖閣諸島の領有権を主張し、南シナ海での埋め立て、軍事基地の建設を強引に実施している。

さらに、かねてから懸念されてきた人口爆発の問題が顕在化してきた。人口ボーナスという現象は経済成長が軌道に乗った経済には存在するが、それ以外の国では人口圧力であり、農地や水の制約を超えると過剰人口の危機となる。中東・アフリカ諸国の多くは過剰人口の危機が臨界点に達してしまった。中東の春と言われた長期政権の崩壊は、雇用不足で不満を募らせた青年層がもたらした。政権が交代しても経済が好転する保証はなく、政治的混乱が拡大、継続するのが現実に近い。これに宗教、部族が絡むと泥沼の抗争となる。イラク、シリアはその事例である。

自然資源の制約が限界を超えると人は移動してきた。現代は豊かな場所への移動は容易であり、何かの契機があれば移動は加速する。シリアの政治的混乱が15年に60～100万人の移民をEU、なかでもドイツに送りだそうとしている。これまでも西欧諸国は中東・アフリカ諸国、インド、パキスタンからの移民の増加に困惑してきた。家族や知人が定着すると、その数倍が押し寄せてくる。今回はその人数が激増し、政治的難民と主張されると拒絶しにくい。西欧の困惑をみたロシアは、シリアに介入し敢えて移住者を急増させようとしているようだ。経済制裁に亀裂を入れようと西欧諸国に圧力を掛けている。

西欧諸国はこの人口移動に対処できるのか、大きな不安が発生している。手厚い児童給付で人口が増加しているフランスも、イスラム系移民家庭が最大の受益者とされ、その人数が急速に増大している。先進国経済にも社会保障の対象となる人口は少なくなく、財政負担は重い。その上に貧困層が流入すれば社会不安の増大になる可能性がある。

投資が最も必要なのは人口圧力に悩む低所得国であるが、最もリスクの高い場所である。確実にリターンの期待できる資源開発を除いて資金は流れない。先進国は共同してリスクを取れる仕組みを構築する必要がある。ロシア、中国という国境変更武力行使をためらわない大国にも協調して対抗する必

要がある。原油価格の低位安定が数年継続できれば、ロシアは経済的に弱体化、民主的な政権が復活できる可能性もある。プーチン政権の核兵器の使用も準備したという威嚇発言は自らに跳ね返る。シリアへの介入の意図を推測すれば、西欧諸国は民主主義への脅威が復活していることを認識するようになる。EU諸国は依然として中国の提供する経済機会に屈しているが、その機会が低下すれば目も覚める。市場経済の民間企業なら実施しない設備投資による過剰生産力の世界経済への押し込み輸出の危険性は直ちに認識されよう。

先進国は安定成長の実現のために、自らの市場のもつ購買力を協調して活用する必要がある。そのため、米国、EU、日本が協調してリスクの少ない自由貿易体制を構築することが望ましい。その嚆矢となるのがTPPの成立であり、TTIP、日・EU経済連携協定に繋がる期待がある。WTO交渉を進展させるためにも大型FTAによる高度な自由化を実現させ、閉塞感を打ち破る必要がある。

3 東アジア経済の対応

東アジア諸国は中国経済の減速、2004年から10年継続した一次産品スーパーサイクルの終了、先進国の成長力低下の可能性と輸入需要の伸び率低下に対応してゆかねばならない。基本的に安定成長を政策目標とするのが最善の選択となる。どんな経済も貯蓄が継続し投資が累積されると資産が蓄積される。キャッチング・アップの過程で急成長が可能な間は投資意欲が強く、成長が成長を加速・維持させるサイクルが発生するが、いずれ終息する。この過程の終息に近づくとリスクが増大することが多い。過去の経験からの将来の判断が誤った決定を導くことになるからである。

成長促進政策は必要であるが、現実的な成長目標が不可欠であり、無理に成長率を高めようとする弊害が大きくなる環境を認識すべき時期となった。成長率低下をインフラ建設で下支えしようという政策が出現すると思われる

が、經常収支に留意し案件を慎重に選択する必要がある。中国の減速と同時に、先進国の輸入市場もその経済成長率程度の伸び率と考えた方がよい。サービス経済化が進み、貿易財の交換が既に高度に進んだ経済では財の輸入増加率も成長率で決定される市場規模と連動することになる。貿易成長が経済成長を大幅上回る時代ではなくなったと判断した方がよい。

安定成長の鍵となるのは消費支出である。最終需要 (GDP) = 消費 (C) + 投資 (I) + 政府購入 (G) + 純輸出 (輸出 - 輸入) であるが、家計の消費が最も大きく安定的である。経済の本来の目的は家計の消費の向上であり、普通の経済では最終需要 (= 総支出) の60~70%を占めている。消費の増加が生産 (= 供給) の増加、供給力が不足する場合は価格上昇、輸入増加という結果を招き、投資による供給能力の増加をもたらす。供給の増加は所得増加、輸出しないし価格低下の組み合わせをもたらす。後発国のキャッチング・アップの過程では、巨大な先進国市場に輸出可能な局面では高投資による成長促進効果が大きく、高成長となることが可能である。輸出拡大の速度が鈍化すれば当然成長率も低下する。

経済成長が順調であれば所得が増大し、消費も拡大する。またインフラ建設の必要も発生し、さらに成長率を高める。国内貯蓄が不足すれば海外からの借り入れで投資が可能となり、返済が可能な投資という信認が得られる限り、投資を拡大できる。逆に信認を失えば資本が海外に流出し危機となる。危機となっても家計の消費は安定的であるのは、過去の貯蓄 (資産) が下支えするからである。厄介なのは国際環境によって信認の基準が変わることであり、中国のようなライバルの登場も影響する。中国の需要増大による実需と期待需要の高まりは一次産品価格のスーパーサイクルをもたらした。サイクルが終了すると、その後遺症として逆のサイクルが作用する。一次産品価格の上昇と生産増加は資産効果以上の所得効果をもたらす。総需要を増加させ、成長率を大幅に底上げする。価格下落は成長率を押し下げる。

中国の減速は原油など一次産品価格を大幅に低下させたが、その影響は両面がある。輸入国は交易条件が改善、輸入額が減少した分だけ国内購買力が

増加する。中国のような大輸入国の購買力の増加分は大きく、輸出国の輸入減によるマイナスを大幅に上回る。中国の輸出減少よりも輸入減少の方がはるかに大きいので、純輸出は増加、総需要を押し上げる。国内消費の増加はサービス部門への波及も大きく、生産と所得を上昇させる。中国の減速はマクロ経済としてみると、中国自体よりも海外諸国、特にインドネシアなど資源輸出の面で中国に依存していた国に最大の打撃を与える。また、対中輸出の増大に依存してきた韓国も大きな影響を受ける。

インドネシアは最も深刻な影響を受ける。スーパーサイクルに酔って必要な改革を実行しなかった費用を支払う時が来てしまった。大衆迎合的な政治が生産性の向上を数倍上回る最低賃金引き上げを継続した結果、本来は競争力を持ったはずの労働集約財の輸出を抑制してしまった。労働集約財とは衣類、履物ばかりでなく、貿易統計ではハイテク財に分類される電子製品や機械部品も含まれる。労働集約工程を分担する製品はすべて実質的に労働集約財である。また、ニッケル鉱石の現地精錬義務などWTOルール違反の政策決定など投資家への約束を簡単に反古にしてきた。鉱山に出資して鉱石を輸入してきた企業は採算が取れないから現地精錬しないだけである。

慢性的な経常収支赤字に悩むインドネシアは、また輸出促進を進出企業に求めてきた。タイの自動車輸出が100万台を突破しそうな現状に切齒扼腕、インドネシアもできるはずと迫るが、何故、相違が出るのかの原因は究明しない。国産部品の使用が不足するからコストが高いのだと公然と批判するが、取引コストがいかに高いかは知らんふりをする。石油輸入国になったのも外国石油企業が採鉱意欲を失ったことが原因であり、鉱山開発を計画する企業もほとんどいない。TPPが発効すると、参加するには厳しい改革が必要なインドネシアには困難で、取り残される懸念がある。

一次産品価格の下落のため資本流出が発生し、ルピアが急落、中銀は景気悪化にもかかわらず利上げで防衛を実施している。資本流出阻止、通貨下落によるインフレ抑制が目的であるが、適切な政策とは思えない。外貨準備は十分にあるし、企業は東アジア危機の経験と記憶がまだ鮮明なので無謀な短

期借りはしていない。短期資本の流出は株式市場に影響するが、金額はそれほど大きくないはずである。むしろ実勢に合わせてルピアを下落させ、高くなりすぎた賃金を是正した方がよいと思われる。スハルト政権時代も最低賃金を引き上げすぎてルピアの大幅切り下げで元に戻るということが何度かあった。ルピアの下落は労働集約財の輸出促進につながられるはずと思われる。

もう一つの韓国は、対中輸出の鈍化以外にも大きな懸念がある。韓国の報道は中国の半導体工場への投資計画をサムソン電子への脅威としている。サムソンは日米半導体摩擦で委縮した日本企業をしり目に積極投資による量産効果で成功した。中国国営企業が資金の制約を気にせず、大規模設備を建設して価格勝負を仕掛けられると非常に不利になるとみている。また、中国市場での現代自動車の不振も報道されている。中国では現代車はエントリー・カーの位置づけで、景気に影響を受けにくい富裕層の購買意欲は低いとされる。中国市場では韓国品のブランド・イメージは高くなく、成長鈍化の影響を受けやすい。

東アジア諸国はすべて中国経済のサービス経済化へのゆっくりとした転換の影響を受ける。インドネシアなどの一次産品輸出ばかりでなく、中間財の輸出も減速する。次の段階は半導体の輸入代替が韓国を痛撃するように、中国は電子部品の国内工程を拡大しようとしている。製造大国から製造強国への転換が基本路線となっており、国内付加価値生産の比率向上が第一歩となる。現在、ASEAN諸国から中国に輸出されている電子部品などの中間財は工程間分業のネットワークであるが、これを自国に吸い上げようとする動きが出てこよう。中国も輸出の数量的増大が困難であるとなれば、付加価値分の増大を図るは当然であろう。

中国は過剰設備の稼働率を高めるために鉄鋼、セメント、繊維原料などを中心に輸出ドライブを強化してくる。鉄鋼など公営企業のため赤字でも倒産せず、国営銀行の融資を受けて経営が継続されると思われる。当面は輸出ドライブが各地で通商摩擦を起こす。過剰設備を解消できるほど需要は伸びな

いので長期的には合併と設備廃棄が実施されると思われる。

中国市場への期待が低下し、通商摩擦が発生すれば、ASEAN諸国などは中国に奪われた先進国市場を取り戻す方向に動くだろう。中国の賃金上昇は輸出生産拠点の移転、調達先の拡大を求める先進国企業の動きに拍車をかけよう。中国の経済成長は中期的に継続されようが、13億人の市場の磁力は低下し、客観的に眺められるようになる。TPPが発行すれば、否応なくルール重視の市場経済に向けて必要な政策を模索せざるを得なくなろう。メリットを受ける可能性の高いフィリピンとタイは早急に参加を決定すると見られている。さらに、ベトナムの投資市場としての評価が向上することは間違いない。

中国はインフラ建設の面では攻勢を強めることは明白である。インドネシアの高速鉄道で政府の債務保証のない融資を了承したと報道されている。日本では落胆が見られるが、対応するしかない。20～25年ほど前にはPFI (Private Finance Initiative) とかBOT (Built, Operate, Transfer) という言葉が流行語となっていたことを想起すればよい。民間企業がリスクを負ってインフラを建設する案件のことである。中国は躊躇なく案件をさらって行く想定される以上、競争できる条件を整えるしかない。多数の金融機関、関連企業が特別会社を組織し、日本の金融資産を活用する体制をつくり、各社のリスク負担が小さくなる仕組みとすることである。案件発掘能力と企画力が必要であるが、総合商社が核となりチームを結成するのが現実的であろう。

4 新しいレジームの形成

中国は米国と対抗し覇権国となる野心を隠さない。自由貿易がパックス・ブリタニカとパックス・アメリカナの2度しか成立しなかったことを分析して、キンドルバーガーは覇権安定論を提唱した。圧倒的な経済力と軍事力をもつ覇権国が自由貿易のイデオロギーを提唱し、他の国はそれに賛同、違反者には覇権国が制裁を加える能力をもつ間は機能し、大国の経済力の衰退とともに自由貿易も衰退するという内容である。米国の経済力の衰退とともに

に、自由貿易体制も衰退すると予想していた。WTOのドーハ・ラウンドの迷走を見ていると、自国の既得権者に都合のよい主張を人道などの大義名分に塗り替えた要求が横行している。レーガン政権の採用したマルチトラック・アプローチもシステムの弱体化の結果と解釈されてきた。

自由貿易体制をレジームとして考察する国際政治学者の中では、覇権国の衰退はレジームの補強により維持されうるとしている。しかし、中国のような巨大な経済が政府と国営企業によって運営され、他国の競合企業が退場しなければバランスしない過剰設備を想定していなかった。新規に創出された産業ならともかく、伝統的な産業で世界シェアが5割を超える存在は競争を阻害する。そして、国家が一体となって独占企業をつくり、海外市場に売り込むため投融資を政府、政府基金、国営銀行などが実行する。外国の民間企業では対応しかねる不公正競争となる。

中国は明確なルールを提示せず、すべて2国間での相対取引で決定しているようである。それでは覇権国ではなく、帝国に近い存在になる。覇権を求めないと習近平は発言しているが、確かにその通りである。それでは他国は協調できなくなる。大国と小国の交渉力には非対称性があり、大国優位が継続する。南シナ海のサンゴ礁の領有権問題も2国間での対話を主張する中国の姿勢が帝国の意図を明確に示している。

中国の海外インフラ建設参入への強力な意志はアジア・インフラ投資銀行や一帯一路構想、各種のインフラ投資基金などに表明されている。経済協力案件を通じてインフラを輸出し、中国企業が受注、多数の中国人が建設に参加し、その一部は現地に滞留するというパターンで、中国企業ネットワークを形成しようとする。さらに、中国の過剰な貯蓄と設備能力を活用できるという意図もある。

中国は米国と対等に対峙する超大国の地位を認めさせ、時が至れば米国を上回るスーパー大国になれると思っているのであろうか。現在の中国の行動を観察すれば、米国の影響力の原因を研究し、少しずつ同様の仕組みを形成しようとしているようだ。特に注目されるのは、米国の金融覇権への挑戦の

意図が存在するように思われる。インフラ建設で寛大な融資を約束すると同時に、決済通貨を人民元にしてゆく可能性がある。元建債の発行を徐々に増加し、国際通貨としての地位を高めて行くであろう。米国、欧州の金融機関に参加の機会を与えながら、中国金融機関の国際的地位を確立してゆくと思われる。米国の金融機関の競争力の源泉はドルを自国で調達し、ドル資金の取引を通じて情報を収集するため、非対称情報の世界を確立している。中国の意図が明確になれば、米中の対立は大きくなる。

中国は対立の発生を予見し、新しい大国関係として衝突せずに両立することを求めている。米国は武力行使に踏み切ることはいないと読んで、陣取り合戦をしている。米国は、中国市場の可能性に期待する企業に配慮して協調路線をとり、通商面でも摩擦を抑制してきた。しかし、中国経済が成長し、軍事力を増強、海洋進出により爪を見せてきた。米国は日本と協力して冒険的な中国の攻勢に歯止めをかける意図を示している。日本も中国の尖閣諸島への強引な領有権主張、便宜主義的な反日官製デモ、政権批判を逸らす意図の見える反日ヘイト教育など、やむにやまれず集団安全保障権の行使に踏み込んだ。ヘイト教育は天安門事件の後に開始されたもので、韓国と連携する意図は最近のことである。

多分、中国の予想が狂ったのは日本の対応が強硬となり、日米同盟強化に踏み切ったばかりでなく、リスクを回避しようとしていると判断していた米国も大歓迎したことである。さらに、日本の政治からみてTPPは合意ができないだろうとの予想が外れたことであろう。中国、韓国とも日本の反応が従来と違うことに困惑し、対応を模索している状態と思われる。

米国、欧州、日本の3極が協調して民主主義、市場経済と自由貿易を進展させるレジームを再構築できれば、新たな成長の機会を形成することが可能となる。ロシア、中国の強引な力の行使と国際ルール無視の手前勝手な行動は、ロシア崩壊で希薄となっていた西側諸国の政治的結束の必要性を再認識させている。TPPの暫定合意が発効につながれば、TTIP、日本・EUのEPAへと拡大し、産業内貿易の拡大による効率向上が期待できる。参加できる途

上国の数が拡大できれば一層の効果が発現することになる。新興国ブームが中断し、冷静に持続可能な安定成長は家計消費の増大に依存せざるを得ないことを再発見するだろう。

シンガポール重点製造業の投入産出構造の特徴と課題

－ 外需と輸入投入に依存した高付加価値 －

玉村 千治

Characteristics of input-output structure
for major manufactures in Singapore

－ Large value added with “high imported input ratio
and high external demand” －

Chiharu TAMAMURA

はしがき

シンガポールの産業政策は経済成長の伸長に確実に結び付けることを目的としており、外資の導入を図り中継貿易を発展させながら輸出志向の政策を一貫して推し進めてきた。近年ではサービス部門の成長が著しいが、製造業、特に高付加価値を生み出す部門を重視する産業政策に変化はない。

その高付加価値を生み出す製造業として特に重点が置かれているのが、石油化学産業、エレクトロニクス産業、航空関連産業および医薬・バイオ産業である。

石油化学産業はシンガポール西部の沖合の7つの小島を埋め立て連結して1島（ジュロン島）とし、約100社が進出して石油化学産業のクラスターを形成している。この集積により原料調達などの利便性・コスト低減を実現させている。

エレクトロニクス産業は、かつては半導体の組み立て工程など労働集約的なものが主であったが、90年代以降には半導体のウエハー製造、集積回路設計など高付加価値化した製造活動に移行して発展している。この産業も石油化学と並ぶ外資の最大の投資先とされている。

航空関連産業や医薬・バイオ産業もR&D拠点や工業団地が造成され産業集積が進み、高度化された製品の開発・製造が図られている。

本章では、この4つの産業に着目し、それぞれの投入産出構造の特徴と課題をシンガポール政府が公表している同国の2010年産業連関表を用いて数量的に分析する。

その結果、「これらの産業は確かに高付加価値を生み出す生産構造になっていて、その波及はサービス産業の発展にもつながっているが、外需に大きく依存し、かつその生産には輸入投入財に大きく頼るため、世界経済に大きく左右されるという課題が恒常的に存在する」という結論が導かれ、シンガポールは世界の需要を喚起するため、投資環境を整備し質の高い外資を導入してつねに高技術・高付加価値産業を模索するという産業政策に行きつがざるを得ないことが理解できる。

第1節 シンガポールの産業構造

まず、シンガポールの産業構造を産業分類に従って¹付加価値ベース（産業別GDP）のシェアで観察する。

シンガポールの産業構造の特徴は、表1に示すように第1次産業（農林漁業、鉱業）はほとんどなく、第2次産業（製造業）がGDPの20%強を占め、残りはずべて第3次産業（サービス産業）に集中しているという点にある。特

¹ 2010年シンガポール産業連関表は127部門（I/O分類）からなるが、本章ではこれらを24部門に統合した表で分析が施される。ここでいう産業分類はシンガポール産業分類に基づいて統合24部門を集計したものである。127部門の名称及び統合24部門との対応関係は章末の参考1、参考2を参照のこと。

にサービス産業について付加価値の大きい部門をみると、卸・小売業が最も大きく19.1%、続いて金融・保険業10.9%、運輸・保管業8.4%、専門的サービス（法務、科学技術）6.1%、の順になっていて、中継貿易港として、また物流や世界の金融センターとしての機能を浮き彫りにしている。

表1 産業構造

産 業 部 門	統合24部門	付加価値分布
農林漁業	1	0.04%
鉱業および採石業	(*)	0.00%
製造業	2～17	21.36%
建設業	18	4.67%
卸・小売業	19	19.08%
運輸・保管業	20	8.39%
金融・保険業	21	10.88%
専門的サービス（法務、科学技術）	22	6.07%
光熱水道	23	1.61%
その他サービス	24	27.90%
全部門計		100.00%

（注1）シンガポールの生産活動がほとんどないため、対応部門もなし。

（注2）統合24部門は参考2を参照のこと

（出所）2010年シンガポールI/O表の統計に基づき、筆者作成。

一方、表2は製造業に着目してI/O分類の統合24部門により詳細にみたものである。表2の見方を「10.半導体」部門²で示すと、「この部門の国内生産は464億5000万US\$にのぼり（国内生産額）、そのうち付加価値額が103億2900万US\$を占める。この付加価値額は製造業全体の21.6%を占め、製造業部門で第1位である。また、この部門で国内生産された生産物（金額では国内生産額）は、中間財向けとして21.1%、残りが最終需要向けであるが特に輸出に74.5%向けられた」ということになる。

² 「10.半導体」は統合24部門の部門番号「10」とその部門名「半導体」を示す。以下同様である。

表2 製造業部門の構造（付加価値額順）

（単位100万USドル）

順位	製造業部門 （統合24部門）	付加価値		国内 生産額	国内生産額の産出先比率	
		額	シェア		中間需要	最終需要項目の輸出
1	10. 半導体	10,329	21.6%	46,450	21.1%	74.5%
2	6. 医薬・バイオ製品	6,304	13.2%	13,784	8.3%	94.1%
3	12. コンピュータ周辺装置	5,256	11.0%	23,925	21.5%	68.5%
4	17. その他製造業	5,235	11.0%	17,221	26.6%	67.3%
5	5. 石油化学	4,129	8.6%	59,090	26.2%	71.9%
6	15. 輸送機器（除：航空機）	2,962	6.2%	8,466	35.4%	51.9%
7	14. 電気機器・装置	2,947	6.2%	9,132	40.0%	52.0%
8	16. 航空関連機器	2,129	4.5%	5,438	15.4%	83.1%
9	2. 食品加工	1,711	3.6%	7,322	42.4%	38.0%
10	4. 製紙・印刷	1,478	3.1%	3,598	49.8%	44.0%
11	7. ゴム・プラスチック・陶磁器等	1,447	3.0%	4,471	70.6%	28.0%
12	8. 金属製品	1,138	2.4%	3,853	67.1%	33.2%
13	13. その他の電子機器	1,075	2.3%	4,181	19.8%	74.2%
14	9. 金属加工製品	1,064	2.2%	4,280	35.5%	66.2%
15	11. プリント回路基板	363	0.8%	2,250	46.6%	49.0%
16	3. 繊維・衣服	172	0.4%	754	33.0%	63.4%
	製造業全体	47,739	100.0%	214,216	32.6%	46.4%

（注）シンガポールI/O表は100万シンガポールドル（S\$）表示なので、2010年の年平均為替レート0.734S\$/US\$を利用してUS\$換算をした。為替レートの出所はWeb siteのIMF eLibrary Dataから検索。

（出所）表1と同じ。

表2から製造業部門について次のような特徴を挙げる事ができよう。

- ① 製造業16部門のうち、生産物の50%以上を輸出している部門が過半を占める（11部門）。特に、輸出が70%を超す「10. 半導体」「6. 医薬・バイオ」「5. 石油化学」「16. 航空関連機器」は輸出特化産業といえよう³。

³ 「13.その他の電子機器」は輸出比率が70%を超えるが、種々の部門が合わさったグループなので取り上げていない。

- ② 付加価値額の大きい部門ほど生産物を輸出する割合が大きい傾向にある。(あるいは、輸出をする割合が大きい部門ほど、付加価値額が大きい傾向にあるともいえる)。したがって、①で挙げた4部門もこの範疇に入っている。
- ③ 国内中間需要を満たす傾向が強い部門として、「7. ゴム・プラスチック・陶磁器等」と「8. 金属製品」があげられる。これらは、国内産業のための中間財製造に特化する傾向にある。それに準じる部門として「14. 電気機器・装置」「2. 食品加工」「4. 製紙・印刷」「11. プリント回路基板」があげられるが、これらの部門は最終需要（特に輸出）にも国内中間需要向けと同程度産出している。
- ④ シンガポールの製造業全体としては、国内生産の5割弱を輸出向けに生産していることになるが、①で示した輸出に特化した産業の付加価値額は製造業全体の87.1%を占め、製造業部門のGDPは輸出産業で生成されているといえよう。

以上①～④で示した製造業部門の特徴とシンガポールの産業政策を重ねてみると、産業政策で重点産業としている石油化学産業、エレクトロニクス産業、航空関連産業および医薬・バイオ産業はまさしく④で特徴づけされた部門と一致する。

次節では、こうした重点産業にあたる6つの主要部門についてその投入産出構造を産業連関分析により分析し、各部門の特徴、課題を見出す。取り上げる6部門は順に、石油化学産業に対応する「5. 石油化学」、医薬・バイオ産業の「6. 医薬・バイオ製品」、エレクトロニクス産業の「10. 半導体」、「11. プリント回路基板」および「12. コンピュータ周辺装置」、そして航空関連産業の「16. 航空関連機器」である。

第2節 主要製造業部門の投入産出構造の分析

以下では、先に見た主要製造業部門である「5. 石油化学」「6. 医薬・バイオ」「10. 半導体」「11. プリント回路基板 (PCB)」「12. コンピュータ周辺機器」「16. 航空関連機器」について、需要が10,000ドル生じたときに、経済各部門にどの程度の生産誘発が生じ、そのためにどの程度の輸入投入が必要になり、最終的にどの程度の付加価値が国内に生じるのかを、2010年シンガポール産業連関表に基づいて分析⁴する。

1. 石油化学

まず、先の表2からこの部門固有の特徴を読み取っておく。この部門の生産物はその26.2%が国内中間需要を満たすために、71.9%が輸出向けに産出されている。国内生産額は製造業部門のなかで最も大きい⁴が、付加価値額は最大ではなく、付加価値率（付加価値額／国内生産額）は7.0%と製造業中最も小さい。

これを踏まえて、以下の表を吟味する。

【5. 石油化学】（本部門に需要が10,000ドル生じたとき）

誘発額の 順位	生産誘発			輸入誘発			付加価値誘発		
	部門	額	割合	部門	額	割合	部門	額	割合
1	5	12,160	84.8%	5	7,337	89.4%	5	850	47.6%
2	19	715	5.0%	23	221	2.7%	19	374	21.0%
3	23	380	2.6%	24	149	1.8%	24	161	9.0%
4	24	327	2.3%	20	148	1.8%	23	119	6.7%
5	20	272	1.9%	22	83	1.0%	22	83	4.6%
その他計		488	3.4%		266	3.2%		197	11.1%
全部門計		14,341	100.0%		8,206	100.0%		1,784	100.0%

（出所）2010年シンガポール産業連関表に基づき筆者計算。本節の以下の表も同じ。）

⁴ 本章では、産業連関表を用いた分析の基礎については所与として議論を進めている。産業連関表に関するオペレーショナル的理解のためには、石村・劉・玉村 [2009] などを参照のこと。基本的理論については宮沢 [1975]、藤川 [1999] などがあげられる。

この表は、「5. 石油化学」部門に10,000ドルの需要が生じた場合に、これを満たすための生産過程において各産業に及ぼす生産波及、その生産波及に伴う輸入投入（輸入誘発）と付加価値（付加価値誘発）を示したものである⁵。

①生産誘発構造

この部門に10,000ドルの需要が生じた場合、シンガポール産業全部門への生産誘発は14,341ドルであるが、そのうち当該部門の生産誘発は12,160ドル（総額の84.8%）とほぼこの部門に集中している。当該部門以外で大きな生産誘発を受ける部門は、「19. 卸・小売業」（715ドル）、「23. 光熱水道」（380ドル）、「24. その他サービス」（327ドル）、「20. 運輸・保管業」（272ドル）であるが、生産誘発総額の5%を超える部門は「19. 卸・小売業」のみである。

②生産誘発に伴う輸入誘発構造

こうした生産誘発に伴い生産活動には輸入投入が必要となる。生産誘発額のうち輸入投入額をみると、全部門合計では8,206ドルとなり生産誘発額の約57%が輸入投入コストになる。このうち、どの部門に属する投入財がどの程度輸入されるかを計測すると、「5. 石油化学」に属する投入財の輸入（当該部門財）の7,337ドルが89.4%を占め圧倒的に大きく、以下に続く部門は大きいものでも「23. 光熱水道」221ドル（2.7%）、「24. その他サービス部門」149ドル（1.8%）程度である。

③付加価値誘発構造

①で見た生産誘発額は、生産誘発に伴う国産財中間投入額、②で示した輸入投入の中間投入額および誘発される付加価値額（付加価値誘発額）からなる。この付加価値誘発額に着目すると、全部門合計で1,784ドルとなり、生産誘発額（14,341ドル）に対し12.4%と非常に小さい。

そのうち「5. 石油化学」に対する付加価値誘発額は850ドルで全部門計

⁵ 本節の後続の表も意味は同じである。

の47.6%を占めるが、そのほかの部門でも「19. 卸・小売業」へ374ドル、「24. その他サービス」へ161ドル、「23. 光熱水道」へ119ドルと全体の41.3%となり、これら4部門で当該部門の「石油化学」とほぼ匹敵する付加価値が誘発され、当該部門への集中が大きく見られないことが特徴的である。

④主な特徴

「石油化学」は、経済全体への生産誘発は需要の約1.4倍、当該部門へは約1.2倍とその生産誘発力⁶は平均的である。一方、誘発される輸入投入は経済全体で生産誘発額の57%、そのうち当該部門財は89.4%と輸入投入への依存が非常に高い。特に当該部門財の輸入は生産過程の川上にあたる財の輸入であり、ここでは原油・天然ガスを意味する。また、誘発される付加価値は自部門に集中するのではなく、他部門にも50%近く生成される。

GDP(付加価値)の押し上げ効果は、追加的な需要の大きさ(10,000ドル)に対し、自部門へ8.5%(850ドル)、経済全体で17.8%(1,784ドル)の押し上げがみられることになる。

2. 医薬・バイオ

まず、2010年の実績を表2でみると、この部門はその生産物の94.1%が輸出向けに産出されていて、輸出特化産業となっている。付加価値額は製造業のなかで第2位であるが、付加価値率は45.7%と際立って高い。これを踏まえて以下で生産波及効果を吟味する。

①産誘発構造

この部門に10,000ドルの需要が生じた場合、全部門への生産誘発は総額11,248ドル、当該部門の生産誘発は10,406ドル(総額の92.5%)となり、ほとんど自部門に生産誘発は集中している。当該部門以外で大きな生産誘

⁶ 生産誘発力という表現は生産誘発額/需要額(10,000ドル)という意味で用いている。

【6. 医薬・バイオ】(本部門に需要が10,000ドル生じたとき)

誘発額の 順位	生産誘発			輸入誘発			付加価値誘発		
	部門	額	割合	部門	額	割合	部門	額	割合
1	6	10,406	92.5%	24	2,606	53.2%	6	4,760	93.3%
2	19	188	1.7%	6	1,334	27.2%	19	98	1.9%
3	24	158	1.4%	22	351	7.2%	24	78	1.5%
4	2	106	0.9%	5	291	5.9%	21	49	1.0%
5	21	96	0.9%	2	76	1.5%	2	25	0.5%
その他計		295	2.6%		238	4.9%		91	1.8%
全部門計		11,248	100.0%		4,895	100.0%		5,101	100.0%

発を受ける部門は、「19. 卸・小売業」(188ドル)、「24. その他サービス」(158ドル)などであるが、どれも全体の2%未満で小さい。その中にあって、第4位に「2. 食品加工」(106ドル)への生産波及がみられるのは(0.9%とわずかではあるが)、「医薬・バイオ」部門の特徴といえよう。

②生産誘発に伴う輸入誘発構造

生産誘発額のうち輸入投入額をみると、全部門合計では4,895ドルで生産誘発額の約44%が輸入投入コストになるが、輸入投入財の部門別構成をみると、第1位は「24. その他サービス」が53.2%(2,606ドル)を占め、当該部門の「医薬・バイオ」は第2位で27.2%である。以下に続く部門でも「22. 専門的サービス」7.2%、「5. 石油化学」5.9%、「2. 食品加工」1.5%とある程度多岐にわたっている。

生産波及の輸入投入において当該部門財の比率が低く、サービス関連の輸入がかなり大きいのが本部門の特徴である。

③付加価値誘発構造

付加価値誘発額をみると、全部門合計で5,101ドルとなり、生産誘発額(11,248ドル)に対し45.4%と非常に大きい。そのうち自部門に対する付加価値誘発額は4,760ドルで全部門計の93.3%を占める。つまり、この部門への需要に対する付加価値誘発効果は高く、かつそのほとんどが他部門に向かわず自部門に誘発されるということである。実際、そのほかの部門への付加価値誘発は上位に位置する部門でも「19. 卸・小売業」へ1.9%、「24.

その他サービス」へ1.5%、「21. 金融・保険業」へ1.0%などと非常に低い割合となっている。

④主な特徴

「医薬・バイオ」は、経済全体への生産誘発は需要の約1.1倍、当該部門へは約1.0倍とその生産誘発力は小さい。一方、誘発される輸入投入は経済全体で生産誘発額の44%であるが、当該部門財に限ると輸入投入全体の27.2%で依存は非常に低い。また、誘発される付加価値は自部門に集中し、他部門へ誘発する比率は非常に低い。

輸出に特化された部門で生産誘発力は小さいが付加価値率が高く、したがって誘発付加価値額も大きい。GDP（付加価値）の押し上げ効果は、追加的な需要の大きさ（10,000ドル）に対し、自部門へ47.6%、経済全体で51.0%という大きな押し上げが期待される。

3. 半導体

2010年の実績では、この部門はその生産物の21.1%を国内中間財に、74.5%を輸出向けに産出している。国内生産額は製造業の中で第2位とおおきく、付加価値額も製造業のなかで第1位となっているが、付加価値率は22.2%と製造業全体の平均レベルで大きいとは言えない（以上表2）。これを踏まえて以下で生産波及効果を吟味する。

【10. 半導体】（本部門に需要が10,000ドル生じたとき）

誘発額の 順位	生産誘発			輸入誘発			付加価値誘発		
	部門	額	割合	部門	額	割合	部門	額	割合
1	10	12,346	87.5%	10	3,397	52.0%	10	2,745	79.2%
2	19	379	2.7%	24	1,146	17.6%	19	198	5.7%
3	24	344	2.4%	14	508	7.8%	24	169	4.9%
4	23	218	1.5%	5	491	7.5%	22	87	2.5%
5	22	172	1.2%	22	235	3.6%	21	69	2.0%
その他計		642	4.6%		750	11.5%		195	5.6%
全部門計		14,102	100.0%		6,527	100.0%		3,465	100.0%

①生産誘発構造

この部門に10,000ドルの需要が生じた場合、全部門への生産誘発は総額14,102ドル、当該部門の生産誘発は12,346ドル（総額の87.5%）となる。当該部門以外で大きな生産誘発を受ける部門は、「19. 卸・小売業」、「24. その他サービス」、「23. 光熱水道」、「22. 専門的サービス」などであるが、どれも全体に占める割合は微小である。

②生産誘発に伴う輸入誘発構造

生産誘発に伴う輸入投入額は、全部門合計では6,527ドルとなり生産誘発額（14,102ドル）の約46%が輸入投入コストになる。輸入投入財の部門別構成では、第1位が「半導体」（当該部門の関連財）の3,397ドルで輸入投入全体の52%と過半を占め、次いで「24. その他サービス」17.6%、「14. 電気機器・装置」7.8%、「5. 石油化学」7.5%、「22. 専門的サービス」3.6%と続く。

③付加価値誘発構造

付加価値誘発額は、全部門合計で3,465ドルとなり、生産誘発額（14,102ドル）に対し24.6%である。そのうち自部門への付加価値誘発額は2,745ドルで全部門計の79.2%を占める。他部門への誘発額をみると、第2位から第5位までサービス部門が並び合わせて523ドル（15.1%）とかなり高い値を示している。

④主な特徴

「半導体」の生産誘発力は、経済全体へ需要の約1.4倍、当該部門へは約1.2倍である。一方、誘発される輸入投入は経済全体で生産誘発額の44%と国産投入を下回るが、輸入投入財に占める当該部門財の割合は52.0%と過半となる。また、誘発される付加価値は自部門に集中する傾向にある（79.2%）が、サービス部門へ誘発する付加価値も15.1%と小さくはない。

GDP（付加価値）の押し上げ効果は、追加的な需要の大きさ（10,000ドル）に対し、自部門へ27.5%、経済全体では34.7%である。

4. プリント回路基板 (PCB)

表2で2010年の実績をみると、この部門はその生産物を国内中間需要に46.6%、輸出に49%産出し、シンガポールの電子産業にあっては珍しく輸出比率の小さい部門である。国内生産額も付加価値額も製造業のなかで下位に属し規模の非常に小さな部門(付加価値シェア0.8%)といえよう。以下で生産波及効果を観察する。

【11. プリント回路基板 (PCB)】(本部門に需要が10,000ドル生じたとき)

誘発額の 順位	生産誘発			輸入誘発			付加価値誘発		
	部門	額	割合	部門	額	割合	部門	額	割合
1	11	10,759	66.2%	12	1,285	19.7%	11	1,735	50.0%
2	12	1,025	6.3%	11	1,027	15.7%	24	323	9.3%
3	24	656	4.0%	14	999	15.3%	19	310	8.9%
4	5	637	3.9%	5	861	13.2%	12	225	6.5%
5	19	593	3.6%	8	658	10.1%	14	105	3.0%
その他計		2,586	15.9%		1,691	25.9%		772	22.2%
全部門計		16,256	100.0%		6,521	100.0%		3,471	100.0%

①生産誘発構造

この部門に10,000ドルの需要が生じると、全部門への生産誘発は総額16,256ドルと大きい。当該部門の生産誘発は1.1倍(10,759ドル、総額の66.2%)と相対的に小さい。誘発額の順位の2位以下をみると生産波及は多くの部門に及んでいることが推測される。また、生産誘発の第2位に「12. コンピュータ周辺機器」が位置するのは、この部門が「11. PCB」と非常に関連するからであろう。

②生産誘発に伴う輸入誘発構造

生産誘発に伴う輸入投入額は、全部門合計で6,521ドルとなり生産誘発額の約40.1%と比較的輸入投入依存が小さい。輸入投入財の部門別構成では、「12. コンピュータ周辺機器」の1,285ドルが最大であるが、輸入投入全体の19.7%と第1位としては低い値になっている。一方、第2位の当該部門「11. PCB」、それに続く「14. 電気機器・装置」、「5. 石油化学」「8. 金

属製品」も10%を超える値を示している。当該部門に属する財の輸入投入の比率のかなり小さい点が、この部門の輸入投入の特徴になっている。

③付加価値誘発構造

付加価値誘発額は、全部門合計で3,471ドル、生産誘発額(16,256ドル)に対し21.4%である。

そのうち自部門への付加価値誘発額は1,735ドルで全部門計の50%しかなく、第2位以降の「24. その他サービス」、「19. 卸・小売業」、「12. コンピュータ周辺機器」、「14. 電気機器・装置」にも一定程度の付加価値が誘発される。多部門にわたって付加価値が誘発されていることが推測できる。

④主な特徴

「11. PCB」の生産誘発力は、経済全体へ需要の約1.6倍と大きいが、当該部門へは約1.1倍と相対的に小さい。一方、誘発される輸入投入への依存は比較的小さく、かつ特に特定部門財に集中することもなく、多くの関連部門の輸入投入を受けている傾向にある。また、誘発される付加価値についても自部門に集中する傾向は他部門に比べて低く、多部門にわたって付加価値が誘発されている。

GDP(付加価値)の押し上げ効果は、追加的な需要の大きさ(10,000ドル)に対し、自部門へ17.4%、経済全体では34.7%(3,471ドル)であり、各部門にわたって広く薄く引き上げる性質をもつ。

5. コンピュータ周辺機器

表2による2010年の実績では、この部門はその生産物の21.5%を国内中間財に、68.5%を輸出向けに産出している。国内生産額も付加価値額も大きく製造業のなかで第3位にあるが、付加価値率は22.0%と製造業全体の平均レベルである。これを踏まえて以下で生産波及効果をみる。

①生産誘発構造

この部門に10,000ドルの需要が生じると、全部門への生産誘発は総額

【12. コンピュータ周辺機器】（本部門に需要が10,000ドル生じたとき）

誘発額の 順位	生産誘発			輸入誘発			付加価値誘発		
	部門	額	割合	部門	額	割合	部門	額	割合
1	12	11,734	80.4%	24	2,203	34.5%	12	2,578	71.4%
2	19	475	3.3%	12	1,514	23.7%	19	249	6.9%
3	20	365	2.5%	14	437	6.8%	24	154	4.3%
4	24	313	2.1%	11	411	6.4%	20	102	2.8%
5	14	267	1.8%	10	407	6.4%	22	95	2.6%
その他計		1,437	9.8%		1,412	22.1%		435	12.0%
全部門計		14,592	100.0%		6,383	100.0%		3,612	100.0%

14,592ドル、当該部門の生産誘発は11,734ドル（総額の80.4%）とほぼ自部門に生産誘発は集中している。誘発額の順位の2位から4位にはサービス関係の部門（19, 20, 24）が並ぶがどれも誘発総額の5%に満たない。5位に「14. 電気機器・装置」1.8%が続く。

②生産誘発に伴う輸入誘発構造

生産誘発に伴う輸入投入額は、全部門合計で6,383ドルとなり生産誘発額の約43.7%が輸入投入コストになる。輸入投入財の部門別構成では、当該部門「12. コンピュータ周辺機器」は1,514ドル、全輸入投入額の23.7%を占め第2位であるが、それを上回るのが「24. その他サービス」の2,203ドルで、全輸入投入額の34.5%となっている。以下、「14. 電気機器・装置」、「11. PCB」、「10. 半導体」と関連製造業部門の輸入投入が多い。

③付加価値誘発構造

付加価値誘発額は、全部門合計で3,612ドル、生産誘発額（14,592ドル）に対し24.8%である。そのうち自部門への付加価値誘発額は2,578ドルで全部門計の71.4%を占め、ほぼ自部門に集中しているが、「19. 卸・小売業」への誘発も全体の6.9%と小さくない。以下に続く部門も「24. その他のサービス」「20. 運輸・保管業」「22. 専門的サービス」とサービス関係部門が続き、これらサービス5部門の総計も全体の16.6%にのぼり、「12. コンピュータ周辺機器」への生産誘発はサービス部門への付加価値誘発もある程度もたらずことが見て取れる。

④主な特徴

「コンピュータ周辺機器」の生産誘発力は、経済全体へ需要の約1.5倍とやや大きいですが、当該部門へは約1.2倍と平均的である。また、誘発される輸入投入財は特定部門への極端な集中はなく、多くの関連部門の輸入投入を受ける傾向にある。一方、誘発される付加価値については自部門に集中するが、サービス部門にも一定程度の誘発がみられる。

GDP (付加価値) の押し上げ効果は、追加的な需要の大きさ (10,000ドル) に対し、当該部門へは25.8%、経済全体で36.1%である。

6. 航空関連機器

表2で2010年の実績をみると、この部門は国内中間需要に15.4%、輸出に83.1%その生産物を産出し、「6. 医薬・バイオ」と並んで極めて輸出特化部門といえる。国内生産額は製造業全体の2.5%程度であるが、それに比して付加価値額は製造業全体の4.5%と相対的に大きく、付加価値率も39.1%と高い値を示している。以下で生産波及効果を観察する。

【16. 航空関連機器】(本部門に需要が10,000ドル生じたとき)

誘発額の 順位	生産誘発			輸入誘発			付加価値誘発		
	部門	額	割合	部門	額	割合	部門	額	割合
1	16	10,623	87.0%	16	3,867	75.0%	16	4,158	85.9%
2	24	498	4.1%	14	252	4.9%	24	245	5.1%
3	22	242	2.0%	24	204	4.0%	22	122	2.5%
4	21	164	1.3%	9	189	3.7%	21	85	1.7%
5	19	158	1.3%	17	114	2.2%	19	82	1.7%
その他計		528	4.3%		530	10.3%		147	3.0%
全部門計		12,212	100.0%		5,156	100.0%		4,840	100.0%

①生産誘発構造

この部門に10,000ドルの需要が生じると、全部門への生産誘発は総額12,212ドル、当該部門の生産誘発は10,623ドル(総額の87.0%)となる。生産誘発力は比較的小さい。

誘発額の順位の2位以下をみると上位にサービス関連部門が並ぶがどれも生産誘発額は小さい。

②生産誘発に伴う輸入誘発構造

生産誘発に伴う輸入投入額は、全部門合計で5,156ドルとなり生産誘発額の約42.2%が輸入投入コストになる。輸入投入財の部門別構成では、第1位が「16. 航空関連機器」で3,867ドル、全体の75.0%とほぼここに集中している。ただ、2位には「14. 電気機器・装置」4.9%、4位「9. 金属加工製品」3.7%、5位「17. その他製造業」2.2%と、関連する製造業部門の輸入投入も少なくないといえよう。

③付加価値誘発構造

付加価値誘発額は、全部門合計で4,840ドル、生産誘発額(12,212ドル)に対し39.6%と比較的大きい。そのうち自部門への付加価値誘発額は4,158ドルで全部門計の85.9%を占め、この部門に集中している。第2位以降、「24. その他のサービス」「22. 専門的サービス」「21. 金融・保険業」「19. 卸・小売業」とサービス関係部門が続くが付加価値誘発額はどれも小規模である。

④主な特徴

「航空関連機器」の生産誘発力は、経済全体へ需要の約1.2倍、当該部門へは約1.1倍と平均よりやや小さい。また、誘発される輸入投入は当該部門財への集中がみられるが、関連製造業部門の輸入投入財比率もある程度存在する。一方、誘発される付加価値については自部門にほとんど集中している。

GDP(付加価値)の押し上げ効果は、追加的な需要の大きさ(10,000ドル)に対し、経済全体で約48.4%(4,840ドル)、そのうち当該部門へは41.6%(4,158ドル)と大きい。

まとめ

冒頭に述べたとおり、シンガポールの産業政策は、高付加価値を生み出す製造業に重点を置いている。具体的には、石油化学産業、エレクトロニクス産業、航空関連産業および医薬・バイオ産業である。本稿では2010年シンガポール産業連関表を利用するためI/O部門でみる必要があり、これらの産業に属する6つの製造業部門（I/O部門）を観察対象にした。

この6部門についてまずいえることは、先に示した表2の2010年実績でみるように、PCB（プリント回路基板）以外は生産物の輸出比率が非常に高く外需依存の輸出産業といえる。また、PCB部門においても、輸出比率は50%弱と他部門に比して小さいが、産出の約47%が国内中間財に向けられていて、最終的には半導体等エレクトロニクス関連部門に投入され、その生産物が輸出されるという構図が予想され、やはり外需依存部門といえよう。

このように外需に依存した重点製造業部門を第2節において生産に関する生産誘発構造の視点からその特徴を数量的に分析してきた。その特徴をまとめたものが下に示す表である。

【各部門に需要が10,000ドル発生したときの波及効果・特徴のまとめ】

	生産誘発(倍)		輸入投入**		付加価値誘発	GDP押し上げ***	
	全体	自部門	全体	自部門財	自部門への集中度	全体	自部門
石油化学	1.4	1.2	57.0%	89.4%	集中(47.6%)、サービス(32.3%)	17.8%	8.5%
医療・バイオ	1.1	1.0	44.0%	27.2%	集中(93.3%)	51.0%	47.6%
半導体	1.4	1.2	44.0%	52.0%	集中(79.2%)、サービス(15.1%)	34.7%	27.5%
PCB	1.6	1.1	40.1%	19.7%	集中(50.0%)、サービス(18.2%)	34.7%	17.4%
C. 周辺機器*	1.5	1.2	43.7%	23.7%	集中(71.4%)、サービス(16.6%)	36.1%	25.8%
航空関連機器	1.2	1.1	42.2%	75.0%	集中(85.9%)	48.4%	41.6%

(注) *C. 周辺機器はコンピュータ周辺機器のこと。

**輸入投入の「全体」生産誘発額に占める割合。「自部門財」は「全体」に占める割合。

***GDP押し上げは、発生した需要10,000ドルに対する比率。17.8%とは1,780ドルということ。

重点産業のうち、医療・バイオと航空関連機器は比較的生産誘発力は小さいが、付加価値誘発は極めて大きく（GDP押し上げ効果も大きく）、その誘発は自部門へ集中している。付加価値誘発が大きいのは両部門とも付加価値率が高いことに起因し、産業政策の効果が有効に働いているといえよう。両部門の相違は自部門財の輸入投入の割合に出ている。医療・バイオは同部門財の輸入投入が低く、関連財生産部門が国内に集積されていると考えられるが、航空関連機器についてはそうした集積がまだ十分に存在しないことをうかがわせる。

エレクトロニクス産業の3部門（半導体、PCB、コンピュータ周辺機器）は経済全体への生産波及力が相対的に大きく、付加価値誘発も3部門とも35%程度と小さくはない。付加価値誘発は自部門に集中する部門もあるが、他の部門へ誘発する割合も小さくはない。特にサービス関連部門にも付加価値誘発が大きく及ぶのがこの産業の特徴である。

PCB部門、コンピュータ関連機器部門は自部門財の輸入投入が少なく関連財の集積が国内に形成されているためと考えられる。一方、半導体の自部門財輸入投入が多いのは、労働集約的な前工程部分（低付加価値部分）の段階のものは国内におかなくなったからであろう。

石油化学産業は生産誘発力に比べ付加価値誘発が小さい。付加価値の誘発先も自部門に極端に集中せず、サービス部門への波及も大きい。この部門は輸入投入比率が生産誘発額の50%超であり、自部門財の輸入投入の比率も高い。これは原材料となる原油・天然ガス関係の輸入量に起因していよう。また、付加価値誘発の大きさは目立つものではないが、すでに築かれた石油精製を中心とした石油化学産業クラスターは一過性の資本投入では形成できないほどの巨大クラスターであり、国内生産額（表2）も他部門を凌いで第1位、つまり大きな需要が存在するわけである。したがって、規模的に大きな付加価値を生み出すことにつながる。

このようにみえてくると、高付加価値を生み出す製造業に重点を置くという産業政策は有効に働いているといえよう。しかも、これらの製造業の生産波

及はサービス産業へも大きく及ぶ構造になっていてその発展につながっている。しかしながら、何よりも特記されるべき点は、これら重点産業（6部門）全てが輸入投入に極めて高い比率で依存していることである。

シンガポールの重点産業は一見高付加価値を生み出す生産誘発構造になっているが、国内市場が狭隘であるがゆえに外需に大きく依存し、かつその需要を満たすための生産には輸入投入財に大きく依存しなければならない。つまり、世界の経済状況に大きく左右される構造になっている。したがって、普及品の生産技術に頼って世界需要を喚起することはできず、高技術・高付加価値産業に力を入れる産業政策に行きつくのである。このために、国内の投資環境を整備し外資を呼び込む必要があるわけである。また、対外貿易を有利に進めるためFTA、EPAに積極的になるのは当然である。

（参考文献）

- 石村貞夫・劉晨・玉村千治（2009）『Excelでやさしく学ぶ産業連関分析』日本評論社
- 田村 慶子（2013）『シンガポールを知るための65章』明石書店
- 藤川清史（1999）『グローバル経済の産業連関分析』創文社
- 宮沢健一編（1975）『産業連関分析入門』日経文庫227 日本経済新聞社

（参照ウェブサイト）

- ジェトロ・シンガポール「シンガポール経済の動向」（2014年5月2日検索）
<http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000941/0700941-20140502.pdf>
- Department of Statistics Singapore (2007) *Singapore Input-Output Tables 2010*
<http://www.singstat.gov.sg/statistics/browse-by-theme/national-accounts>

参考 1 2010年シンガポール産業連関表部門分類

(I/O 部門表：部門番号と名称)

1	農林業
2	苗床
3	家畜
4	漁業
5	観賞魚
6	食品加工
7	油脂
8	乳製品
9	砂糖・チョコレート類
10	パン製品
11	コーヒー・紅茶
12	その他の食品
13	ソフト飲料
14	酒類・たばこ
15	繊維製品
16	衣類・毛皮製品
17	履物・革製品
18	木製品(除家具)
19	紙製品
20	印刷・記録媒体再生
21	石油製品
22	産業用化学品・ガス
23	石油化学製品
24	塗料
25	香水・化粧品
26	添加剤
27	その他の化学品
28	医薬・バイオ製品
29	ゴム製品
30	プラスチック製品
31	ガラス製品
32	セメント・土石等
33	非金属無機製品

34	基礎金属
35	構造金属製品
36	金属加工(除処理・塗装)
37	金属処理・塗装
38	非絶縁ケーブル
39	金属精密部品
40	その他の金属製品
41	半導体
42	プリント回路基板
43	電子管・電子表示装置
44	コンピュータ周辺装置
45	記憶装置
46	通信機器
47	家庭用電化製品
48	その他の電子製品
49	科学・写真・光学製品
50	産業用電気機器
51	蓄電池
52	電線等
53	屋内電気器具
54	吊り上げ機器
55	その他の機器・装置
56	冷蔵庫・エアコン(産業用)
57	石油掘削・油田関連機器
58	半導体関連装置
59	陸上輸送装置
60	造船
61	船舶用エンジン・部品
62	航空機・関連機器
63	家具(除石材製)
64	宝石
65	医療・歯科器具
66	その他製造業

67	電気供給
68	ガス供給
69	上下水道
70	ごみ回収業
71	建設
72	土木作業
73	特殊建設サービス
74	卸
75	小売
76	陸上旅客輸送
77	陸上貨物輸送
78	水上輸送
79	航空輸送
80	保管業
81	陸上輸送補助業
82	水上輸送補助業
83	港湾操業業
84	航空輸送補助業
85	荷役等
86	郵便・配送
87	宿泊業
88	飲食業
89	出版
90	娯楽伝達機関
91	通信機器
92	コンピュータプログラミング等
93	銀行・金融業
94	生命保険
95	非生命保険・年金基金
96	資金運用
97	その他の金融・保険
98	不動産業
99	居住施設権

100	法務業
101	会計・監査業
102	企業H Q業
103	経営コンサルタント
104	建築・技術サービス
105	研究・開発
106	広告
107	意匠設計
108	その他の専門的サービス
109	リース業
110	人材派遣業
111	旅行代理店
112	警備保障
113	環境保健サービス
114	見本市
115	管理業務
116	公務・防衛
117	教育
118	医療
119	社会奉仕活動
120	美術館・公園等
121	余暇
122	スポーツ業
123	団体活動
124	家庭製品等の修理
125	自動車修理
126	その他の家計サービス
127	家事手伝い

(出所)

2010年シンガポール表のに基づき、筆者邦訳

参考2 統合I/O部門分類（24部門）

統合I/O 部門分類名		127部門 I/O 部門番号
1	農林水産業	1～5
2	食品加工	6～14
3	繊維・衣服	15～17
4	製紙・印刷	18～20
5	石油化学	21～27
6	医薬・バイオ	28
7	ゴム・プラスチック、陶磁器等	29～33
8	金属製品	34～37
9	金属加工製品	38～40
10	半導体	41, 58
11	プリント回路基板	42
12	コンピュータ周辺機器	44, 45
13	その他の電子機器	43, 46～48
14	電気機器・装置	50～56
15	輸送機器（除：航空機）	59～61
16	航空機関連機器	62
17	その他製造業	49, 57, 63～66
18	建設業	71～73
19	卸・小売業	74, 75
20	運輸・保管業	76～86
21	金融・保険業	93～97
22	専門・科学及び技術サービス	100～108
23	光熱水道	67～70
24	その他のサービス	87～92, 98.99, 109～127

タイのFTA戦略と近年の動向

助川 成也

FTA strategy and trend of Thailand

Seiya SUKEGAWA

第1節 タイのFTA締結・交渉状況

1. 多角的貿易交渉の停滞とタクシンの登場

タイの貿易自由化に対する取り組みは、隣国ラオスとタイ・ラオス特惠貿易協定を1991年6月に署名・発効したことに始まる。以降、1993年にASEAN自由貿易地域(AFTA)の枠組みのもとで、共通効果特惠関税協定(CEPT)が発効したが、その後、タイは2001年のタクシン首相の登場まで、FTAの構築作業は行ってこなかった。しかし、タイの通商政策は同首相の登場で2000年代前半、一気にFTAに傾斜、ASEAN加盟国の中でもシンガポールと並び、FTA推進国としてその先頭を走った。

当時、世界の通商環境整備は1995年に発足した多国間貿易体制を整備・構築する役割を担う世界貿易機関(WTO)の新ラウンド立ち上げに高い期待が寄せられていた。WTOは、これまでのGATTに比べ、i)既存の貿易ルールの強化の一環で農業や繊維など特定の物品の貿易に関する協定を作成すること、国際貿易のルール(アンチダンピング、セーフガード等)に関する既存の協定を改正して内容を拡充すること、ii)新しい分野のルール策定の一環で、サービス貿易や貿易に関連する知的所有権、投資措置に関する協定を作成す

ること、そして、iii)紛争解決手続きの強化、iv)諸協定の統一的な運用の確保、等の役割が加えられ、更には「一括受諾方式」(シングルアンダーテイキング)を明記し、加盟国の権利・義務関係を明確化するなど、自由貿易の守護・推進機関として強化された。

タクシン首相の登場に先立つ1999年11月、米国シアトルで開催された第3回WTO閣僚会合では、ウルグアイ・ラウンドに次ぐ新多角的貿易交渉(ミレニアム・ラウンド)の2000年1月の立ち上げを目指したものの、先進国と開発途上国との対立や、開発途上国側のWTOにおける意思決定の透明性への懸念から、新ラウンドの立ち上げに失敗した。WTOではコンセンサス方式(全員一致)で最終意思決定を行うものの、膨大な加盟国数を抱えるWTOが、閣僚会議のみで合意を形成することは難しく、そのため基本的に影響力のある少数国が非公式に参集、その非公式会合で交渉の流れが予め作られていた。その一方、非公式会合に参加出来ない開発途上国は、不透明な意思決定過程に不満を募らせていた。

このように新ラウンド立ち上げ失敗に伴う反省から、2001年11月の第4回閣僚会合で、開発途上国の要求にも配慮することで漸くドーハ開発アジェンダ(ドーハ・ラウンド)が立ちあがった。しかし、「期待」を背負って始まったドーハ・ラウンドは幾度となく困難に直面、前進すらままならない状況に各国の失望感は広がった。

これら多角的貿易交渉が遅々として進まない中、タイは舵をFTAに向けて切り始めた。「FTAの潮流は避けられない。それならば強制的にやらされるより、自分で計画して、自ら進んで始めた方がいい。ゲームはルールを考えたものが勝つ」。これは2004年2月に、タクシン首相がタイ工業連盟(FTI)主催のFTAセミナーで参加者のタイ企業に語りかけた言葉である。タクシン首相のFTAに対する積極的な姿勢が表れている。

2. ASEANの枠組みでのFTA

現在までにタイは、通商戦略の一環として自らの意思で二国間または多国

間のFTAを構築するとともに、ASEANの一員としてその枠組みのもとでもFTAを構築している。まず、ASEANの枠組みの下では、現在までに5つのFTA/EPAを締結、発効している（第1表）。

第1表 ASEANを巡る東アジア各国のFTA締結に向けた動き

	中国	日本	韓国	インド	豪州・NZ
2000年	・朱鎔基首相がASEAN中国首脳会議でFTAを念頭にした共同研究を提案（11月）				
2001年	・共同研究で早期関税撤廃（EH）措置を提案。 ・10年以内に自由貿易地域（ACFTA）を完成させることで首脳合意（11月）				
2002年	・ASEANとFTAを念頭に置いた専門家グループ設置（1月）。 ・首脳間でASEANと「10年以内の早期にFTA完成を目指す」ことで合意（11月）	・ASEANからFTAを提案するも、交渉開始に時間がかかるとして拒否（9月の経済相会議、11月の首脳会議）	・初のASEANとの首脳会議開催。FTA締結に合意（11月）	・初のASEANとの首脳会議開催。FTA締結に合意（11月）	
2003年	・ACFTA「枠組み協定」発効（7月）。 ・ASEANの「東南アジア友好協力条約」（TAC）に署名（10月）。 ・ASEANと「平和と安定のための戦略的パートナーシップ」に関する共同宣言（同）	・ASEANとFTA交渉開始に合意（「枠組み」に署名）。主要6カ国とは2012年までの完成を目指す（10月）。 ・東京で特別首脳会議を開催。TACに署名（12月）	・ASEANとFTA締結に乗り出す方針を表明（10月）。 ・FTAのロードマップ策定、大規模な農業対策も発表	・ASEANと包括的経済協力枠組み協定に署名（10月）。 ・TACに署名（同）	
2004年	・EH措置による農産物を中心とした関税削減開始（1月）		・ASEAN韓国包括的協力連携にかかる共同宣言発出（11月）	・本交渉入り（3月）	・首脳会議で「2005年の早期にFTA交渉を開始し、2年以内に終了させる」ことに合意（11月）
2005年	・ACFTA物品貿易協定発効（7月）	・HASEAN包括的経済連携協定（AJCEP）本交渉入り（4月）	・AKFTA本交渉入り（2月）。 ・AKFTA枠組み協定に署名（12月／発効は06年7月）	・アーリーハーベスト実施を断念（3月）	・本交渉入り（2月）
ASEANとのFTA発効時期など、その後の動き	・サービス貿易協定署名（2007年1月） ・投資協定署名（2009年8月） ・物品貿易協定第2修正議定書署名（2010年10月）	・AJCEP発効（2008年12月）	・物品貿易協定署名（2006年5月、8月） ・サービス貿易協定署名（2007年11月） ・投資協定署名（2009年6月） ・物品貿易協定修正議定書署名（2010年10月） ・物品貿易協定第2修正議定書署名（2011年11月）	・物品貿易協定発効（2010年1月） ・サービス貿易・投資協定署名（2014年8月）	・2010年1月発効 ・第1修正議定書署名（2014年8月）

（資料） 深沢淳一（2014）をもとに助川成也が加筆

1) ASEAN中国FTA

ASEANが最初に域外国とFTAを締結したのは中国である。中国・朱鎔

基首相は2000年11月にシンガポールで開催されたASEAN首脳会議および関連会議で、ASEAN側に自由貿易圏構想に向けた作業部会を設置するよう提案した。中国はASAENがFTAに踏み出すよう農産品の早期関税撤廃（EH；アーリーハーベスト）措置に代表される「鮎」を準備し、恐れるASEANを巧みにFTAに誘い込んだ。その結果、翌2001年11月にブルネイで開催されたASEAN首脳会議で、中国とASEANとが10年以内のFTA設置、いわゆるASEAN中国自由貿易地域（ACFTA）設置に合意した。

2002年11月のASEAN中国首脳会議でASEANと中国は、EH措置の実施や物品貿易協定などの様式（モダリティ）が盛り込まれた「中国・ASEAN包括的経済協力枠組み協定」を締結した。これに伴い、2004年1月から農水産物（HS01～08類）を対象に関税引き下げを開始、2006年1月までに関税を撤廃した。

なお、タイは他のASEAN加盟国に先駆けてFTAの恩恵を享受すべく、タイ独自で中国と関税交渉を行った。その結果、他の加盟国でEH措置が始まる2004年1月に先立つ2003年10月、両国の野菜・果物（HS07、08類）の関税を一気に撤廃した。当時、タイ政府はタクシン首相のもと、農産品やOTOP（タイ版一村一品運動）産品の輸出振興を通じた地方の底上げに注力していた。その一環でタイ産品の市場開拓の主な手法としてACFTAを活用する狙いがあった。ただし、タイのこうした動きに対し、他の加盟国から、「ASEAN中心主義を棄損する」として批判の声があがった。以降、タイの対中国とのFTA交渉は、ACFTA一本に絞られることになった。

そして2004年11月のASEAN中国首脳会議で、「中国・ASEAN包括的経済協力枠組み協定における物品貿易協定」を正式に締結した。関税削減は2005年7月から開始されたが、ACFTAの下でタイは、ほとんどの品目をノーマルトラックとして2010年までに関税を撤廃する¹。また、一部重要品目をセンシティブ品目、高度センシティブ品目に指定、センシティブ品

¹ 一部品目はノーマルトラック2として、タイを含めた先発加盟国は2年間（2012年まで）猶予される。

目については2012年までに関税を20%に、2018年までに0～5%に、それぞれ削減する。また、高度センシティブ品目については、2015年までに関税率を最大で50%以下にまで削減する。

2) ASEANインドFTA

中国のFTAを通じたASEAN接近に対し、最も早く反応したのはインドである。インドは2002年11月に初めてのASEAN・インド首脳会議を開催、その場で10年以内にインド・ASEAN間の経済連携強化およびFTA締結の可能性に向けて検討を進めていくことが決まった。翌2003年には、「インド・ASEAN包括的経済協力枠組み協定」を締結している。

しかしインドは、AFTA等これまでASEANが実施してきたFTAの枠組みをASEANインドFTA (AIFTA) にそのまま移植することに難色を示すなど、利用制限的なFTAを指向するインドとASEANとの交渉は難航を極めた。その典型例が原産地規則である。当初、原産地規則はASEANで使われている「地域累積付加価値基準 (RVC) 40%」を使用することで一旦は合意したものの、インド側が「同基準のみではASEANを通じ中国など第三国製品が国内に流入する可能性がある」として、「RVC」と実質的変更が行われたか否かを関税番号変更の有無により判断する「関税番号変更基準 (CTC)」の双方を満たす製品を対象とするよう強く主張した。結局は、「RVC35%」と「CTC 6 桁」の両方を満たした産品を関税削減・撤廃の対象品目「AIFTA原産品」とした。AIFTAの原産地規則は、ASEANが実施するFTAの中で最も厳しいものになった。

AIFTAは当初、2005年6月までに交渉を終了させ、2006年1月の発効を目指していたが、原産地規則のみならず、関税削減・撤廃の品目選定を巡っても交渉が難航し、発効は4年遅れの2010年1月にずれ込んだ。

3) ASEAN韓国FTA

中国に次いでASEANの枠組みでFTAを締結したのは韓国である。もと

もと韓国は、アジアでFTAの潮流が生まれ始めた2000年当時、どこともFTAを締結しておらず、中国や日本に比べてもその取り組みは遅れていた。しかし、盧武鉉政権はASEANとのFTA構想で中国と日本にこれ以上引き離されれば、ASEAN市場で韓国企業の競争力に深刻な影響を及ぼしかねないと懸念、2003年9月、今後のFTA構築の進め方や原則となる「ロードマップ」を策定し、FTA締結を目指す方針を打ち出した。

2003年10月にインドネシア・バリ島で開催されたASEAN韓国首脳会議で、盧武鉉大統領はASEANとの間で経済連携を推進する旨表明、FTA締結を前提にFTAを含む包括的な経済関係の構築を検討する専門家グループを設置することで合意した。翌2004年3月から開始された共同研究の結果を踏まえ、2004年11月には「ASEAN韓国包括的協力連携にかかる共同宣言」が発出された。交渉開始が遅れた韓国は、その遅れを一刻も早く取り戻すべく、ASEAN韓国FTA (AKFTA) の完成 (関税撤廃) を中国と同じ「2010年」とするようASEANに迫った。しかしASEANは、先にFTA完成時期を設定した他の対話国を追い越すことになる韓国の主張に難色を示し、とりあえずの目標を2004年11月の共同宣言の中で「2009年までに少なくとも全品目の80%の関税撤廃」を目指すとした。

韓国とASEANとは2005年2月から正式にFTA締結交渉を開始した。それから僅か10ヵ月後の2005年12月にまず「韓国・ASEAN包括的経済協力枠組み協定」を締結、2006年5月には「物品貿易協定」に署名し、2006年7月に発効²した。しかし、韓国は交渉を急いだこともあり、協定の一部に不具合があったことから、再度2006年8月に修正した「物品貿易協定」に署名している。

ただし、タイは協定の内容に対する不満から署名を拒否、AKFTAは韓

² AKFTA物品貿易協定では、韓国とASEAN加盟国のうち1カ国が準備を整え、通知すれば発効となる。AKFTAは2006年7月に発効したものの、各国の国内手続きの遅れから、関税引き下げは同年末までに実施することで合意した。しかし、実際の関税引き下げが開始されたのは2007年6月であった。

国とASEAN 9カ国で先行実施することになった。具体的に、タイは韓国側高度センシティブ品目のうちグループE（関税引き下げ除外品目）に、タイの主要な輸出品であるコメや鶏肉が組み込まれていたことに不満を持った³。その後、韓国とタイは二国間でこの問題の解決を図るべく交渉を続け、特定128品目について、韓国はタイ側輸入関税削減・撤廃を、当初予定の「2010～12年」から「2016～17年」に延ばすことを認めることで交渉が妥結した。タイと韓国とは2009年2月27日に「ASEAN・韓国包括的経済協力枠組み協定の下での物品貿易協定のタイ加入議定書」に署名、ようやくタイがAKFTAに加わることになった。タイは正式に2009年10月1日にAKFTAに参加した。

4) 日本ASEAN包括的経済連携協定

2003年10月に日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）の枠組みに署名した日本であるが、しかしその重点は、二国間経済連携協定（EPA）締結であり、優先的に交渉を進めていった。そのため、日本がASEAN全体とEPAの交渉を開始したのは2005年4月になってからのことである。もともとバイ（二国間）に重点を置いてきた日本がAJCEP（多国間）の交渉にも歩を進めたのは、ASEAN側より加盟10カ国の中に、日本とEPAがある国とない国とが併存するのは好ましくないという意見があったことに加え、在ASEAN日系企業のサプライチェーンの中に二国間EPAでは対処出来ない取引があり、これをAJCEPで救済するためである。

前者については、AJCEPにより二国間EPAがないミャンマー、カンボジア、ラオスを日本のEPAの傘の下に入れることが念頭にある。後者については、具体的には、薄型テレビの取引が想定されていた。当時、同テレビのパネル製造国は日本、韓国、台湾などに限られていた。また当時、AFTAの原産地規則は付加価値基準（RVC）40%のみであり、薄型テレビ

³ AKFTAでは全加盟国のコンセンサスを待たずに準備の整った国から先行して実施する「ASEAN-X方式」を採用した（議長国フィリピンのファビエラ貿易産業相）

の場合、日本で製造したパネルを用いASEAN拠点で薄型テレビに組み立て域内に輸出したとしても、RVC40%を超えることは難しかった。そのため、薄型テレビは「ASEAN原産品」と認められず、域内輸出においてAFTA特惠関税を利用することは事実上できなかった。そのためAJCEPがあれば、薄型テレビは「日ASEAN原産品」と認定され、AJCEPの特惠関税がASEANの域内の取引でも適用される。その場合、薄型テレビの競争力が一気に増し、また日本のパネル生産も拡大するとの期待があった。しかし、AJCEPが発効する2008年12月より前の同年8月、ASEANがAFTAの原産地規則に関税番号変更基準（CTC）を導入した。これによって状況は一変した。具体的に、パネルが薄型テレビに組み立てられる過程で関税番号も変わることから、CTC基準を用いれば、ASEAN拠点で組み立てられた薄型テレビは「ASEAN原産品」と見做され、ASEAN域内取引で既に相当程度削減をされているAFTA特惠関税が適用出来ることになった。そのため、AJCEP締結の意義の一つが脆くも崩れ去った。

しかし現在、日本とASEAN各国との貿易では主に二国間EPAが使われるが、AJCEP特惠関税が撤廃されるなど相当程度関税が削減されれば、ASEAN10カ国との取引は、同一フォームで手続きが出来るAJCEPにシフトしていくとみられる。

5) ASEAN豪州NZFTA

豪州・NZのASEANとのFTA（AANZFTA）は、韓国からも更に遅れて開始された。2004年11月のASEANとCER（豪州・NZ）との首脳会議で、「2005年の早期にFTA交渉を開始し、2年以内に交渉を終了させる」ことに合意した旨の共同宣言を行い、翌年2月に交渉が開始された。豪州・NZとASEANとのFTAでは、物品貿易のみならず、サービス貿易、投資、Eコマース、人の移動、知的財産、競争政策、経済協力なども含んだ包括的なものであり、交渉は一括受諾方式（シングル・アンダーテイキング）で行われた。中国や韓国、インドとのFTAは「物品貿易協定」から交渉・

締結し、以降、サービス貿易協定、投資協定へと順を追って交渉していったのは対照的である。中でも、Eコマース、人の移動、知的財産、競争政策等については、他のASEAN+1FTAでは対象となっておらず、AANZFTAが初めて採り入れた。

2008年8月に開催されたASEAN・CER経済相会議で合意し、翌2009年2月に調印、2010年1月に、AIFTAと並んで発効した。AANZFTAでは、発効時点で豪州とNZはそれぞれ96.4%、84.7%の品目の関税を撤廃した。これに続き2013年にタイを含めたASEAN先発加盟国が9割前後の品目を無税化する。

6) その他、交渉中のFTA

現在、ASEANは既に構築した5つのASEAN+1FTAに加えて、香港とのFTA交渉を行っている。また、2009年3月に中断したEUとの交渉も、2016年にも再開する見込みである。更に、ASEANとしてのFTA/EPA交渉には、2013年5月に交渉が開始された東アジア地域包括的経済連携(RCEP)がある。これは2015年中の合意を目指し、ASEAN+1FTAパートナーの16カ国⁴で交渉が進められている。

ASEANを含む東アジア地域大での経済圏構想は、中国・韓国が後押ししてきたASEAN+3(東アジアFTA(EAFTA))と日本が推すASEAN+6(東アジア包括的経済連携構想(CEPEA))の二つがあった。この二つの経済圏構想を巡り日中韓3カ国での主導権争いが続いていたこともあり、広域経済圏構想は遅々として進まなかった。

しかし、2011年に米国が議長国となるアジア太平洋経済協力(APEC)会議を控え、日本が環太平洋経済連携協定(TPP)に参加する意向を示したこと、更には日中韓3カ国でのFTA交渉にむけた動きが顕在化したことにより、ASEANはアジア太平洋地域での貿易自由化の枠組み作りの主

⁴ 交渉参加国はASEAN10カ国に加えて、日本、中国、韓国、豪州、NZ、インド。

導権が奪われることを懸念した。また、東アジア広域自由貿易圏構想で主導権争いを演じてきた日本と中国とが、2011年8月の日ASEAN経済相会議において共同で「EAFTAおよびCEPEA構築を加速化させるためのイニシアチブ」を提案したこともASEANの背中を押した。この中には、参加国問題（ASEAN+3またはASEAN+6）は「ASEANプラス」という形で棚上げし、これまで行われてきた4分野（原産地規則、関税品目表、税関手続き、経済協力）の政府間検討の早期終了、物品貿易、サービス貿易、投資の自由化のあり方について作業部会を設置すること等が盛り込まれている。

これら外部環境の変化を受け、ASEANはEAFTAとCEPEAとを踏まえた「東アジア地域包括的経済連携」（RCEP）の枠組みで今後の地域的経済統合のあり方の一般原則「テンプレート（参加基準）」を作り、東アジア16カ国のうち参加基準を満たせる国々として広域経済圏作りを目指すことを決断した。

その結果、2012年11月にカンボジア・プノンペンで日本を含む東アジア16カ国の首脳が参集し、RCEP交渉の立ち上げが宣言された。RCEPは、「交渉の基本指針および目的」によれば、①物品貿易、②サービス貿易、③投資、④経済及び技術協力、⑤知的財産、⑥競争、⑦紛争解決、⑧その他の事項、が対象分野として含まれる。またRCEPを、参加国の個別のかつ多様な事情を認識しつつ、既存のASEAN+1FTAよりも相当程度改善した、より広く、深い約束がなされるものにする事で合意した。これによりASEANは自らがハブとなって東アジア全体がより緊密に繋がる経済圏作りを開始した。

しかし、2013年5月に始まったRCEP交渉は順調に進んでいるとは言い難い。特に、日本が誘い込んだ中国からの輸入に警戒するインドが、自由化水準や関税譲許方式などを巡り交渉の攪乱要因になっている。RCEPは2015年中の妥結を目指しているものの、物品貿易のモダリティが決まったのは2015年8月にASEAN経済相会議にあわせて開催された第3回RCEP閣僚会合においてであり、予定より約1年遅れた。同会合で議長を務めた

マレーシア・ムスタパ国際貿易産業相は自由化水準について、「当初65%で10年かけて80%にする」とするなど、既に「交渉の基本指針および目的」で合意した「既存のASEAN+1FTAよりも相当程度改善した、より広く、深い約束がなされること」から逸脱しているように見える。

ASEAN事務局によれば、最もASEAN10カ国平均で自由化率が高いのがAANZFTAで93.5%、これにACFTAが92.5%で続く。最も自由化率が低いのがAIFTAであり、その自由化率は77.0%に過ぎない。一方、+1である対話国側は、豪州・NZが各々自由化率は100%で、最終的に全ての品目の関税を撤廃する。これにACFTA（同94.6%）が続く。それに対してインドは74.2%と最も低い（第2表）。

第2表 ASEAN+1 FTAの自由化水準 (単位:%)

	ACFTA (中国)	AIFTA (インド)	AJCEP (日本)	AKFTA (韓国)	AANZFTA (豪・NZ)	
ブルネイ	97.3	80.4	96.5	98.5	98.7	
インドネシア	88.7	50.1	—	94.1	93.9	
マレーシア	93.7	84.8	94.1	95.5	95.5	
フィリピン	89.4	75.6	92.4	88.5	94.7	
シンガポール	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	
タイ	90.1	75.6	93.2	89.9	98.8	
カンボジア	86.7	84.1	75.4	75.4	86.2	
ラオス	97.3	77.5	86.6	85.4	90.5	
ミャンマー	91.3	73.0	81.2	87.3	86.1	
ベトナム	90.4	69.3	88.6	83.8	90.6	
ASEAN 10カ国平均	92.5	77.0	89.8	89.8	93.5	
対話国	94.6	74.2	91.9	92.1	100.0	100.0

(注1) AANZFTAで左欄は豪州、右欄はNZ。

(注2) インドネシアはAJCEP未発効

(資料) ASEAN事務局資料をもとに著者が作成

RCEPをより自由化水準が高く、かつ交渉を加速化するにはASEANが同憲章でも経済合意の履行に際して認めている「ASEAN－(マイナス)X」

方式を参考に、自由化水準等についてこれない国がある場合は、実施可能な国から先行して取り組み、残された国も準備が出来た段階で参加する「RCEP-X」方式、または「16-X」方式の採用も検討すべきである。同方式により、残された国が「予見可能性が低い国」と見做され、投資先国として疑問符がつけられる懸念があることから、合意事項の履行に真剣に取り組む効果が期待できる。

2. 二国間ベースでのFTA

1) タイ豪州FTA・タイNZFTA

タイは二国間ベースでもFTAネットワークを全世界に広げるべく取り組んできた。最初にタイが本格的な二国間FTAを締結したのはオーストラリア、ニュージーランド等オセアニア諸国であり、前者は2005年1月、後者は2005年7月に、それぞれ発効した。

タイ豪州FTA (TAFTA) は物品に加えて、サービスや人の移動に関しても自由化の対象になっている。サービス貿易の第3モード(サービス分野の投資)について、タイは豪州に対し、地域統括本部 (ROH) や関連企業の経営コンサルティングサービス、会議・展示会サービス、ホテル経営、豪州企業製造品の小売・卸売への配送・据付サービス、レストランなど100%外資での参入を可能とした。また鉱山開発などでも資本の60%まで外資が保有することを可能にした。また人の移動でも部分的に規制緩和を行っている。豪州国籍保有者はタイ入国時、APEC ビジネストラベルカードを持っていれば90日以内に限り、労働許可証なしで簡易な就労(ビジネスミーティング、セミナー出席など)が可能である。またノン・イミグラントBビザを取得していれば、従来通りの90日間の滞在許可に加え、その間の労働許可が自動的に付与される。

2) 日本タイ経済連携協定

2001年に首相に就任しFTA政策を牽引してきたタクシン首相は、2005

年の総選挙でも圧倒的な支持を集め、地滑り的な勝利を収めるなど、長期政権への基盤が整ったかに見えた。しかし2006年1月、通信事業法の改正とそれに続く首相一族のファミリー企業シン・コーポレーション株の外資への売却を機に、一気に反タクシン運動が活発化、2006年9月の陸海空軍・警察によるタクシン追放クーデターに繋がった。

これまでタクシン首相のイニシアチブの下、多方面でFTA交渉を進めてきたが、当時、交渉中にあったFTAは、日本、インド、ペルー、バーレーン、ベンガル湾多分野技術協力イニシアチブ(BIMSTEC)⁵、欧州自由貿易連合(EFTA)、米国の7本であった。しかし、クーデター発生以降、これら交渉は一時中止を余儀なくされ、バーレーン、米国との間では交渉が完全に停止した。

クーデター以降、タイ政府はASEAN等多国間での枠組みでのFTAには参加しているものの、二国間については積極的な動きは見られなかった。クーデター以降、漸く動いたのは日本とのEPAである。タイ工業連盟(FTI)を中心とした各種産業団体から、既に交渉を終え、署名を残すのみであった日タイ経済連携協定(JTEPA)について、一早い署名・発効を求める声が高まった。それを踏まえ、親タクシン政権下で問題とされてきたFTA締結プロセスの透明性向上を図るための公聴会や立法議会の承認を前提にJTEPAを推進することにした。

タイ政府は2006年12月に3日間に亘って公聴会を開催し、その上で2007年2月に国家立法議会においてJTEPAを審議、採決は採らなかったものの意見を聴取、閣議で調印することを決めた。2007年4月、タイ政府はJTEPAに署名、2007年11月に発効した。日タイEPAにより、タイ側は自動車の一部を除くほとんどの鉱工業品の関税を10年以内に撤廃する。一方日本は、多くの農産品を含む包括的な関税撤廃削減を行う。

タイの関税率は他のASEAN近隣国に比べて高く、2013年時点で平均最

⁵ BIMSTEC参加国は、インド、スリランカ、タイ、バングラデシュ、ブータン、ミャンマー、ネパール。

恵国待遇 (MFN) 税率は11.4% (農業生産品:29.9%、非農業生産品:8.3%) で、MFNベースでの自由化率は20.7%である。日タイEPAによって、タイ側は貿易額ベースで97.4%を、日本側はタリフラインベースで87.2%、貿易額ベースで91.6%を、それぞれ関税を撤廃 (自由化) する。タイ側はサービス分野について、修理・メンテナンスや小売・卸売サービス等の製造業関連サービスの一部で外資規制を緩和した。

しかし、JTEPAではFTAの欠点が明らかになった。具体的には、JTEPA 特惠税率がMFN税率を上回る「関税の逆転現象」の発生である。JTEPA 締結交渉は2004年2月に開始されたものの、クーデターなどタイの政治的混乱による空白期間もあり、発効までに3年9カ月を要した。関税引き下げ交渉は、交渉が開始された2004年のMFN税率をベースに行なわれたものの、発効までの3年9カ月の間、タイ側は関税体系の抜本的見直しを含め複数回にわたってMFN税率を引き下げた。その結果、発効時点で約4分の1の品目で「逆転現象」が発生した。同現象はJTEPA 関税の低減化に従い、年々解消されていくが、現在も一部品目で同現象が残っている。

これら問題に対処すべく、新たに日本が締結するEPAの中には、「逆転現象が発生している品目については自動的にMFN税率を適用する」等の文言を予め入れ込んでいるものもあるが、輸入通関の現場でどこまで徹底出来るか不透明な部分もあり、根本的な解決にはなっていない。関税削減交渉自体を「特定時点のMFN税率」をベースにするのではなく、現行のMFN税率に対し、年々、関税削減割合を引き上げ、最終的に「関税削減率100% (=関税撤廃)」にする等の方法が考えられる。

3) タイ・インドFTA

インドとのFTAも産業界に恩恵があるとしてクーデター後、間もなく交渉が再開された。両国間はFTA 枠組み協定により、82品目につき早期関税引き下げ措置 (アーリーハーベスト:EH) を2004年9月から実施して

いた。EHでタイの対インド輸出に大きな役割を果たしたのが日系企業である。EHを起爆剤にした日系企業の対インド向け輸出の強化によって、長年にわたり対インド貿易で赤字体質にあったタイは、一気に黒字転換を実現するなどFTAの貿易創出効果を遺憾なく発揮した。

インドの単純平均関税率が19.2%（当時）と高止まりしている中、FTAはインド巨大市場参入の重要なツールとなった。EH対象品目以外について、インドとの二国間FTA交渉は最終段階にあると言われているものの、交渉開始から13年目を迎えた2015年11月現在も、未だ合意に至っていない。そのため、ASEANの枠組みで締結しているASEANインドFTAを活用せざるを得ない状態が続いている。

① タイ・ペルー FTA

2006年のタクシン追放クーデター後で、唯一新たに発効したのはペルーである。タイ・ペルー経済緊密化協定（TPCEP）の下、全体の約70%を早期関税引き下げ（EH）措置に指定、2011年12月31日に発効した。EHでタイは、3,844品目（全体の46.3%）について協定発効時に即時撤廃し、残る2,118品目（25.5%）については5年以内に撤廃する。一方、ペルーは全体の54.2%の品目である3,985品目を即時撤廃し、1,274品目（全体の17.3%）を5年以内に撤廃する。残る30%の品目については、タイ側について言えば、2011年11月に国会で交渉枠組みの承認を得て交渉を行った。その結果、タイ・ペルーFTAは交渉自体は終了しているものの、2015年11月現在、未だ発効していない。

4) タイ・EU FTA

タイはバイでEUとのFTA（TEFTA）交渉を行っていた。しかし、これは受動的な理由からである。タイはEUの一般特惠制度（GSP）対象国から2015年1月をもって外れることが確実視されていたことから、EU向け輸出での競争条件の悪化を防ぐべく、EUとFTA交渉に入らざるを得なかつ

た。

もともとEUとASEANとは、2007年5月からFTA交渉を行ってきたが、当時、「ミャンマーの人権問題とASEAN域内の経済格差から柔軟な交渉は困難」（デフフト欧州委員）として2009年3月に交渉は一旦中断された。その上で、EUはASEANとのFTAについて個別国に切り分けて交渉する方針に切り替えた。しかし、概してASEAN各国の動きが鈍いことから、EUはGSPの制度変更を通じてASEAN各国にFTA交渉に踏み出さざるを得ないよう仕向けた。2011年5月に欧州委員会は2014年以降、マレーシア、タイがGSP対象から外れるようなGSP新規則案を発表した。これら動きもあり、インラック首相は2013年3月に訪欧、欧州委員会バローゾ委員長との間でFTA交渉開始に合意、2013年5月に交渉を開始した。

EUはTEFTAについて、「韓国とのFTAをモデルにする」と語っており、その場合、交渉範囲には物品貿易に加え、非関税障壁、貿易救済／補助金のほか、サービス貿易、投資、知的財産、貿易の技術障壁（TBT）、衛生および植物衛生措置（SPS）、政府調達、税関手続きの円滑化、競争法等にまで広がる可能性が高く、妥結までには相当の時間を要する。実際に、EUとの交渉には、タイにとってセンシティブな事項が俎上にのぼると見られている。市民グループは医薬品やアルコールの輸入拡大等を強く警戒しており、交渉もさることながら国内調整にもかなりの時間を要することが見込まれる。同グループは特に、医薬品については、仮に特許期間がこれまでの20年から30年間等へ延長される場合、医薬品価格の上昇により経済的弱者の切り捨てに繋がると主張する。また、タイ市場で販売される医薬品の試験や承認手続きについて、EUが過度に医薬品データの秘匿性の厳格化を求めた場合、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を製造する地場製薬企業などが困難に陥る可能性も指摘されている。2005年、タイと米国とのFTA交渉が頓挫した大きな理由の一つが、この医薬品を巡る取扱いであった。

EUとの交渉が継続している中、2014年5月にタイで8年振りにクーデ

ターが発生、親タクシン暫定政権が崩壊、政権はプラユット陸軍司令官を議長とする国家平和秩序評議会（NCPO）が握るとともに、暫定政権の首相に同陸軍司令官が就任した。民主主義を標榜するEUはクーデター直後の声明で「重大な懸念」を表明すると同時に、「軍は文民の憲法上の権限を尊重すべき。信頼できる選挙を出来るだけ早く実施することが重要」と強調した。これら一連のクーデターの影響を受け、FTA交渉も中断を余儀なくされた結果、2015年1月に時間切れを迎えGSPは失効した。タイのEU向け輸出における競争条件悪化は、EUとのFTAを締結するまで、少なくとも数年間は続くことになる。その間、欧州市場でベトナム、インドネシア、フィリピン等GSP対象国との厳しい競争を余儀なくされることになる。

第3表 タイのFTA相手国一覧とその状況

相手国	ステイタス	状況	発効 (関税削減)	交渉開始	備考
中国(EHP)	二国間	実施中	2003年10月	2002年4月	HS07~08のみ
インド(EHP)	二国間	実施中	2004年9月	2002年12月	対象は83品目
豪州	二国間	実施中	2005年1月	2002年8月	含投資、サービス。
中国(EHP以外)	ASEAN	実施中	2005年7月	2002年5月	
ニュージーランド	二国間	実施中	2005年7月	2004年6月	
中国(EHP)	ASEAN	実施中	2006年1月	2002年5月	HS01~06
日本	二国間	実施中	2007年11月	2004年2月	
日本	ASEAN	実施中	2008年12月	2005年4月	
韓国	ASEAN	実施中	2009年10月	2005年2月	タイのみ遅延。他は07年6月
インド	ASEAN	実施中	2010年1月	2004年1月	
豪州・NZ	ASEAN	実施中	2010年3月	2005年2月	タイは2カ月遅れで発効
ペルー(EH)	二国間	実施中	2011年12月	2004年1月	EHP対象は全体の70%
チリ	二国間	実施中	2015年11月	2011年4月	
インド(EHP以外)	二国間	交渉中	—	2002年12月	
ペルー(EH以外)	二国間	交渉終了	—	2004年1月	交渉終了も未発効
EU	二国間	中断中	—	2013年5月	
BIMSTEC	多国間	交渉中	—	2004年9月	2006年発効を目指すも遅延
RCEP(ASEAN+6)	多国間	交渉中	—	2013年5月	2015年内の妥結を目指す
EFTA	多国間	交渉中	—	2005年10月	2006年クーデターで一旦停止
カナダ	二国間	準備中	—	—	
香港	ASEAN	交渉中	—	—	
バーレーン	二国間	中断	—	2002年4月	GCCが二国間FTA認めず
米国	二国間	中断	—	2004年6月	
EU	ASEAN	中断中	—	2007年5月	交渉一時停止合意(2009年3月)
(参考)TPP	多国間	検討中	—	—	交渉の枠組みは策定済

〔注〕EHPは早期関税引き下げ措置。GCCは湾岸協力会議。

〔資料〕各種資料をもとに著者が作成

3. タイのFTA実施手続き

タクシン政権時代、短期間で次々とFTA交渉に乗り出し、締結できたのは、同政権のFTAに関する憲法解釈によるところが大きい。1997年憲法の第224条は「領土、国家主権に影響を及ぼす場合、関連分野において新たな法律を制定しなければならない場合、国会承認が必要」と規定していた。タクシン政権は、FTAは領土や国家主権に関係なく、また関連分野でも新たな法律の制定を必要としないため、「国会の承認は不要」と解釈した。交渉によって妥結されたFTA協定案は、主管官庁である商務省が閣議に提出、承認を受ける。その上で首相もしくは商務大臣の署名をもって発効する。FTAにおいて上下両院での審議を不要としたタクシン政権に対し、上下両院のみならず、有識者からも、「FTA交渉プロセスが不透明」とする声があがっていた。

2006年9月に発生したタクシン追放クーデターにより、翌10月にスラユット枢密院議員（元陸軍司令官）が暫定首相に就任した。同暫定政権の最大の役割の一つは、新たに恒久憲法を策定し、民主化への道筋をつけることである。暫定政権は新憲法草案を公開、公聴会により国民の意見を踏まえ修正した最終草案を、2007年8月19日に国民投票を実施、有効投票者数の56.7%の賛成により成立した。

新憲法（以降、2007年憲法）ではFTAに関し、タクシン政権時代の反省から条項を厳しく監視出来るよう修正された。2007年憲法第190条で「国の経済または社会の安全保障に広大な影響を及ぼす、あるいは国の貿易、投資または予算面で拘束のある条約は、国会の承認を受けなければならない。国会は当該の件の提出を受けた日から60日以内に審議を終えなければならない」とした上で、「手続きの前に内閣は国民に情報を提供し、公聴会を開かねばならず、その条約に係る説明を国会にしなければならない」と規定した。この条項は、これまで有識者の間から「タクシン政権は、議会などを無視して、独断でFTAを実施している」との批判を踏まえて策定されたものである。その結果、タイのFTA構築作業は、手続き面の制約から、タクシン時代の

ようにタイが機動的にFTAを次々に構築するのは難しくなった。

2007年憲法の第190条のもと、FTA交渉を開始するまでに少なくとも、(1)フィジビリティ・スタディー・共同研究実施、(2)公聴会開催、(3)内閣承認、(4)国会送付・承認（内閣は国会承認のため、枠組み、公聴会の結果も合わせて送付）、のステップを踏む必要がある。交渉終了後も、署名までには、協定署名の承認を得る目的で交渉結果を国会に送付し、その上で影響調査実施とその結果を踏まえた救済措置を策定する必要があるなど格段にステップは増えた（第4表）。

第4表 タイの2007年憲法下でのFTA締結までの手続き

ステップ	備 考
①F/S実施	
②公聴会	
③内閣承認	商務省貿易交渉局が送付。
④国会送付・承認	－内閣は国会承認のため、枠組み、公聴会結果もあわせて送付。
⑤交渉開始	
⑥交渉結果を国会送付	－貿易交渉局は協定署名を求め、内閣を通じ結果を国会に送付。
⑦影響調査実施・対策策定	－批准前、協定締結による副作用が見込まれる場合、内閣は救済措置を設定。
⑧署名（調印）	※以降、国内手続き（財務省による関税削減告示準備、商務省によるクォータ設定等）
⑦閣議承認（公文の交換）	
⑧公文の交換	
⑨協定発効	

（出所）タイ商務省資料およびヒアリング

憲法改正後、親タクシン派は自らが政権に就く度に、憲法190条の改正に取り組み動きを見せた。憲法改正後の初めての選挙で政権を獲得した親タクシン派のサムック政権は、2008年7月、2007年憲法190条の修正・削除等を念頭に改憲の意思を表明した。サムック政権の改憲作業は反政府側の強い反

対で頓挫した。2011年8月に発足したインラック政権も、その高い支持率を背景に改憲作業に取り掛かった。ニワットタムロン商務相は、2013年8月に政府内で開催されたFTA枠組みに関する会合終了後、タイのFTA交渉およびその準備手続きを見直す意向を表明した。具体的には、FTA交渉に入るまでに手続きに相当な期間を要することを指摘、「タイのFTA締結が遅れば、他の国が先んじて恩恵を享受することになる」とし、改憲の必要性を訴えた。

インラック政権は2007年憲法190条の改正案を策定、国会手続きを開始した。同改正案は2013年11月に国会上下両院合同議会で可決・成立した。これによって、「FTA網構築作業が加速する」と期待されたものの、同月に発生した民主党のステープ元副首相を首班とする人民民主改革委員会（PDRC）による反政府運動を機にタイの政治情勢は再び流動化した。反政府寄りの姿勢をとる憲法裁は2014年1月、昨年成立した190条改正案に対し違憲判決を下した。憲法裁判所は、国会が可決し、首相がまだ国王に奏上していない憲法付随法案について、憲法への適合性を義務的に審査する権限を持つ。また憲法裁の裁決について216条第4段で「絶対的であり、国会、内閣、裁判所および国のその他の機関を拘束する効力を有する」とされるなど絶対的権力が付与されている。憲法裁の違憲判決により、タイが再びFTA構築の先頭を走ることは困難になった。

その後、前述のとおり、2014年5月に、再び軍部によるクーデターが発生、親タクシン政権は再び崩壊した。全権を掌握した国家平和秩序評議会（NCPO）は憲法について第2章「国王規定」を除き廃止、それに伴い、FTA締結に関する第190条も廃止された。今後、新憲法案が策定され、国民投票を実施した上で運用が開始されることになる。その間、暫定政権側は国内融和等内政に注力せざるを得ず、タイの通商政策においてFTAを前面に押し出すことは難しい状況である。今後、早期の憲法策定とFTA締結手続きの明確化、簡素化が求められる。

第2節 タイのFTA利用状況

1. 輸出でのFTA利用

タイにおいて現時点でFTAを利用出来る国は、ASEANの枠組みで実施している多国間協定および二国間協定を合わせ、ASEAN（9カ国）、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド（NZ）、インド、そして2011年12月に発効したペルーで計16カ国になる。輸出者がFTAを利用する場合、タイ商務省に原産地証明書（C/O）の発給を依頼することになる⁶。原産地証明書発給

第5表 タイのFTA/EPA締結相手国別利用率

	発効年月 (タイ参加)	2000年	05年	10年	11年	12年	13年	14年
ASEAN全体	—	6.4%	21.5%	31.6%	28.4%	26.3%	31.4%	33.8%
(除シンガポール)		11.5%	30.0%	38.4%	34.8%	31.7%	37.8%	40.1%
インドネシア	1993年1月	20.8%	45.9%	61.3%	60.0%	54.3%	66.1%	68.8%
マレーシア	1993年1月	12.7%	22.4%	28.6%	25.2%	23.1%	27.4%	32.0%
ベトナム	1995年	6.3%	41.5%	53.2%	45.3%	42.6%	52.1%	56.1%
フィリピン	1993年1月	14.5%	41.8%	55.9%	47.1%	48.8%	60.1%	62.0%
シンガポール	1993年1月	0.2%	2.7%	4.9%	4.5%	3.7%	3.8%	4.2%
ラオス	1997年	0.0%	2.8%	4.3%	4.0%	3.7%	3.8%	3.9%
ブルネイ	1993年1月	0.7%	3.9%	8.4%	15.2%	10.3%	11.7%	17.5%
ミャンマー	1997年	0.0%	0.2%	1.0%	0.9%	2.7%	6.9%	9.9%
カンボジア	1999年	0.0%	0.0%	3.7%	4.3%	3.7%	5.4%	7.2%
インド	—		17.6%	33.4%	38.4%	38.2%	47.0%	n.a.
二国間	2004年9月		17.6%	12.9%	14.6%	12.8%	11.6%	n.a.
ASEAN	2010年1月			20.5%	23.8%	25.4%	35.4%	n.a.
オーストラリア	2005年1月		67.3%	59.9%	63.5%	50.0%	71.4%	n.a.
中国	2003年10月		6.7%	34.4%	36.1%	42.4%	52.8%	n.a.
日本	—			23.7%	26.0%	27.3%	28.3%	n.a.
二国間	2007年11月			23.4%	25.6%	26.8%	27.6%	n.a.
ASEAN	2008年12月			0.3%	0.5%	0.5%	0.8%	n.a.
韓国	2010年1月			24.4%	48.9%	44.8%	51.6%	n.a.
豪NZ（多国間）	2010年1月			0.3%	1.1%	2.2%	3.5%	n.a.
ペルー	2011年12月					3.2%	2.3%	n.a.
合計		2.9%	14.7%	32.8%	32.9%	32.8%	39.7%	n.a.

（資料）タイ商務省資料をもとに著者作成

⁶ タイNZFTA（TNZFTA）を除く。同FTAは自己証明制度で運用されており、TNZFTAを使った輸出額は把握できない。

ベースでFTA利用輸出額を把握することが出来る。これを当該国向け総輸出額で除することで、FTA利用率が算出出来る。しかし実務上、関税がMFN（最恵国待遇）ベースで既に撤廃されている品目は敢えてFTAを使う必要がない。そのため、関税撤廃品目割合が多い国は概して利用率が低くなる傾向にある（第5表）。

タイのFTA（含EPA）利用輸出比率は、ASEAN向けでは2010年に先発加盟6カ国の関税が基本的に撤廃されたことから、2010年以降、ASEAN全体で30%台半ば、ごく一部の品目を除きMFN関税が無税になっているシンガポールを除くASEAN向けが4割である。ASEAN加盟国の中で、特に利用率が高いのが人口規模が大きいインドネシア、フィリピン、ベトナム向けである。2015年にはベトナムを含む後発加盟4カ国の関税が総品目数のうち7%分の品目および一部の未加工農産品を除き撤廃されることから、同年には利用率が一定程度、上積みされるとみられる。

タイからAFTAを使って域内向けに輸出をしている上位品目は、概して完成車およびKD（ノックダウン）キット、自動車部品等自動車関連製品が多く、年によってはエアコン等の家電製品、メカニカルシャベル等の建設機械が入る。これら品目の主な生産者は日系企業であり、日系企業が域内取引でAFTAを積極的に活用している姿が浮かび上がる。

ASEAN向けFTA利用率について、その多くが2010年をピークに2年連続で下落した。その要因の一つに2011年10月にタイ中部を襲った大洪水の影響がある。未曾有の大洪水に自動車関連製品・部品のサプライチェーン網の一部が破綻し、自動車組立企業の製造・輸出が軒並み1カ月以上もの間、停止を余儀なくされた。特に、自動車会社で唯一直接的に被災したホンダは、洪水が発生した10月から翌3月末までの約半年間、完全に生産を停止した。

また、もう一つの要因に、インラック政権が2012年末迄の自動車購入に限り適用した「初回自動車購入者に対する物品税還付措置」を受けて、自動車各社が国内供給を優先したことも影響している。同措置では、タイで生産された自動車①エンジン排気量1,500cc以下の乗用車、②ピックアップト

トラック、③ダブルキャブタイプのピックアップトラックを購入する場合、物品税が最大10万バーツ還付される。タイにおいて、自動車産業の動向によりAFTAの利用率が大きく変動する要因になっている。

一方、ASEAN域外国向けFTA利用輸出では、「市場」として注目されている豪州、中国、インド向けで、既にAFTAの利用率を上回り、特に新興巨大市場である中国向けおよびインド向けでFTA利用率が急伸している。中国向け輸出ではFTA利用が50%を超え、インド向けでも50%に近付いている。2005年7月に発効したASEAN中国FTAは、2010年1月にノーマルトラックの関税を撤廃、更に2012年1月には2010年時に関税撤廃が猶予されていたノーマルトラック2（最大150品目）で関税が撤廃されたのに加え、センシティブ品目（対象は400品目以内かつ総輸入の10%以内）の関税率が20%以下にまで引き下げられたことが背景にある。

タイからのACFTAを利用した中国向け輸出の特徴は、「世界の工場」中国に主に原材料・中間財を供給していることである。中国向け輸出でFTAが利用されている上位品目は、配合ゴム（板、シート及びブスリップ）、カッサバ芋、パラ-キシレン、石油及び歴青油（除原油）並びにこれらの調製品（軽質油及びその調製品を除く）、その他のエチレンの重合体、等原材料が中心である。カッサバ芋は主にカッサバチップとして中国に輸出され、発酵工程を経てバイオエタノールとして利用される。パラ・キシレンはポリエステルの中間原料であるテレフタル酸の原料なる（第6表）。

また、インド向け輸出についてタイは、タイ・インドFTA (TIFTA) およびASEANインドFTA (AIFTA) の両方を使うことが出来る。但しTIFTAの適用対象は、アーリーハーベスト（早期関税引き下げ）措置としてこれまで熱帯果物、家電製品、自動車部品など82品目に加えて、2012年6月に発効した第2修正議定書により、2ドアタイプの家庭用冷凍冷蔵庫（HS8418. 10）が追加され、計83品目のみが対象である。なお、同議定書では新たにリ・インボイスの利用も可能になっている。一方、2010年に発効したAIFTAについては、対象品目は前者と異なり広範囲に亘っている。品目数全体の80%お

よび貿易額の75%が発効から4年後の2013年末までに関税撤廃（一部品目は16年末まで猶予）されている。

第6表 タイのFTA別利用輸出上位品目(2013年)

	日本	中国	韓国	インド	豪州
第1位	鶏肉 (調製処理)	配合ゴム	原油	車両用エンジン	商用車 (ディーゼル)
第2位	えび (調製処理)	カッサバ芋	天然ゴム	家庭用エアコン	乗用車 (ガソリン/1.5~3L)
第3位	ポリ (エチレンテレフタレート)	パラ-キシレン	液化石油ガス	ベンゼン	乗用車 (ガソリン/1~1.5L)
第4位	デキストリン	石油・瀝青油	すず	エチレンの重合体	まぐろ・カツオ
第5位	えび (冷凍したもの)	エチレンの重合体	メチルオキシラン	ポリカーボネート	商用車 (ガソリン)

(資料) タイ商務省資料をもとに作成

2013年でTIFTAを利用したタイの輸出は5億9,030万ドル、AIFTAは18億790万ドルで計23億9,820万ドルであった。その結果、インド向け輸出におけるFTA利用率は前年の38.2%から一気に47.0%にまで上昇した。TIFTAを利用した輸出で最も金額が大きかったのは、エアコン（窓又は壁取付タイプ）で1億8,253万ドル、次いでポリカーボネート(6,956万ドル)、アルミニウム合金(6,347万ドル)が続く。一方、AIFTAを利用した輸出で最も金額が大きかったのは、車両用エンジン(2億3,417万ドル)、ベンゼン(1億6,188万ドル)、その他のエチレンの重合体が続く。

WTOのWorld Tariff profile 2014年版によれば、インドの全品目におけるMFNベースでの単純平均関税率は13.5%と高く、また関税撤廃品目の割合は2.9%に過ぎないなど、ほとんどの品目で高関税が課されている。その一方、FTA利用率が47.0%であり、豪州の水準に至らないのは、AIFTAの厳しい原産地規則を満たせない企業・品目が多いことを表している。現在、AIFTAでは通常、「累積付加価値率35%」と「関税番号変更基準(6桁)」の双方の原産地規則を満たした品目でないとAIFTA協定上の「原産品」と見做されず、C/Oが発給されない。

豪州とのFTAであるTAFTAは「最も利用率が高いFTA」である。2005年から利用されているが、2013年の利用率は71.4%と過去最高を記録した。ここでも利用されている上位5品目のうち4品目は自動車関連である。自動車以外では、「まぐろ及びかつお」(第4位)、「家庭用エアコン」(第6位)がある。

一方、豪州向け輸出では、ASEAN豪州ニュージーランドFTA(AANZFTA)も2010年以降利用することが出来る。同AANZFTAを利用した輸出は3億9,210万ドルとその利用は限られている。同FTAが利用されている上位品目は、ポリ(エチレンテレフタレート)、眼鏡用レンズ、視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡等その他の眼鏡、瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器等の部分品が続く。

2. 輸入でのFTA利用

タイのFTAを用いて輸入された実績は税関が把握している。前出のWorld Tariff profile2014年版によれば、2013年時点のタイのMFNベースの単純平均関税率は11.4%。関税が撤廃されている割合は20.7%にとどまる。

タイのFTAを使った輸入は2014年で前年比2.7%増の9,330億3,700万パーツであった。現在、タイはASEANに加えて日本、中国、韓国、豪州、NZ、インド、ペルーと締結している。2014年のこれらFTA相手国からのFTAを利用した輸入では、これまで中国からの輸入が初めてASEANを上回った。中国からの輸入は3,156億4,600万パーツ(シェア33.8%)で最大となり、これにASEANが3,053億5,600万パーツ(シェア32.7%)で続く。日本からのFTA利用輸入は前年比で▲8.9%の1,980億3,600万ドル/シェア21.2%)であった。

FTA利用輸入額を当該国からの輸入額で除すことで、輸入におけるFTA利用率が算出できる。2008年で8.6%に過ぎなかったFTA利用率は2014年には21.6%にまで拡大した(第7表)。特に中国からのFTA利用率は、2008年にわずか3.2%に過ぎなかったが、2014年には25.2%にまで拡大した。

第7表 タイのFTA利用輸入比率推移

	発効年月 (タイ参加)	2008年	09年	10年	11年	12年	13年	14年	
ASEAN全体	—	14.8%	16.4%	23.4%	23.1%	24.3%	23.1%	22.9%	
インド	—	1.4%	2.2%	2.4%	3.9%	9.3%	10.0%	12.0%	
	二国間	2004年9月	1.4%	2.2%	0.9%	0.7%	0.7%	0.8%	0.6%
	ASEAN	2010年1月	0.0%	0.0%	1.5%	3.2%	8.6%	9.2%	11.5%
オーストラリア	2005年1月	8.9%	10.6%	10.3%	11.0%	19.9%	19.1%	18.7%	
ニュージーランド	2005年7月	33.7%	46.2%	42.9%	46.5%	53.8%	52.4%	56.4%	
中国	2003年10月	3.2%	8.7%	16.8%	20.8%	23.9%	25.1%	25.2%	
日本	—	6.3%	8.5%	10.4%	11.4%	13.3%	17.3%	17.1%	
	二国間	2007年11月	6.3%	8.5%	10.3%	11.3%	13.1%	16.9%	16.3%
	ASEAN	2008年12月	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.7%
韓国	2010年1月	0.0%	0.0%	6.3%	11.3%	15.8%	15.7%	17.2%	
豪NZ(多国間)	2010年1月	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	1.2%	2.9%	2.2%	
ペルー	2011年12月	—	—	—	—	68.9%	85.7%	82.9%	
合計		8.0%	10.6%	15.1%	16.8%	19.7%	21.3%	21.6%	

(資料) タイ商務省資料をもとに著者作成

特に中国からFTAを使って輸入されている上位品目は、HS 6桁ベースで「鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(亜鉛めつきしたもの。幅が600mm以上)(HS721049)が最も多く、これに「陶磁製舗装用品及び炉用又は壁用タイル並びに陶磁製モザイクキューブ等」(HS690790)、「りんご」(HS080810)、

第8表 タイのFTA利用輸入上位品目(2014年)

	インド	日本	中国	韓国	豪州・NZ
第1位	フラットロール製品	フラットロール製品 (鉄・非合金鋼/亜鉛鍍金)	フラットロール製品 (鉄・非合金鋼/亜鉛鍍金)	石油及び歴青油	歴青炭
第2位	ポリ製テクスチャード加工糸	フラットロール製品 (合金鋼)	陶磁製舗装用品・タイル	フラットロール製品 (合金鋼)	ミルク・クリーム (粒・固形)
第3位	亜鉛	フラットロール製品 (鉄・非合金鋼/3mm未満)	りんご	ABS共重合体	小麦及びメスリン
第4位	トラクター	フラットロール製品 (鉄・非合金鋼/3-4.75mm)	柑橘類の交雑種 (温州みかん等)	スチレン-ブタジエンゴム等	精製銅
第5位	医薬品	ギャボックス	フラットロール製品 (合金鋼)	亜鉛	アルミニウム合金板

(資料) タイ税関

「柑橘類の交雑種(マンダリン、タンジェリン及び温州みかん等) (HS080520)、「その他の合金鋼のフラットロール製品(幅600mm以上で熱間圧延をしたもので巻いたもの)」(HS722530)が続く(第8表)。

実際に、ジェットロが2014年10～11月にかけて行った在アジア・オセアニア日系企業実態調査(2014年度調査)では、在タイ日系企業415社のうち輸出入のいずれかでFTAを使っていると回答した企業は53.7%にのぼった。輸出入で最もFTAが使われているのがASEAN自由貿易地域(AFTA)である。ASEANと輸出入取引を行っている企業がAFTAを利用している比率は、輸出で49.8%、輸入で57.4%に達する。また中国との間でもFTAを利用した取引が拡大しており、輸出で45.0%、輸入で48.4%に達する。その一方、日本とのFTAを使っている企業数自体は多いものの、利用企業の割合で見れば輸出で36.7%、輸入で43.4%と、AFTAやACFTAなどよりも低い。このことから、在タイ日系企業は、日本と関係のない第三国間FTAでも積極的に活用している姿が垣間見え、FTA自体も企業実務の一つとして浸透してきているのがわかる(第9表)。

第9表 在タイ日系企業のFTA・EPAの利用状況

(単位：社、%)

FTA	輸 出					輸 入				
	有効回答	利用中	利用率	利用を 検討中	利用して いない	有効回答	利用中	利用率	利用を 検討中	利用して いない
対ASEANFTA	203	101	49.8	37	65	115	66	57.4	11	38
対中国FTA	80	36	45.0	9	35	126	61	48.4	13	52
対日FTA	229	84	36.7	25	120	295	128	43.4	44	123
対韓国FTA	28	14	50.0	4	10	42	19	45.2	1	22
対インドFTA	76	28	36.8	8	40	21	8	38.1	2	11
対豪FTA	36	21	58.3	1	14	11	5	45.5	3	3
対NZFTA	19	8	42.1	2	9	4	2	50.0	1	1

(資料) 在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2014年/ジェットロ)

FTA利用は今後、企業の間でも不可欠なツールと位置付けられるとみられる。タイ投資委員会(BOI)による投資奨励プロジェクトにおいて、輸出处向け製品に用いられる原材料・部品は「免税」されており、特に輸出指向型企業

を中心に同制度が利用されていることから、「FTAは敢えて利用する必要はない」とする企業も依然として多い。しかし、BOIは2015年1月、投資奨励策を大幅に改定、これを踏まえ、企業行動に変化が出るとみられる。

タイ政府は財政上の問題から、BOI投資奨励政策の見直し作業をここ数年、水面下で行ってきた。特に、これまでBOIは付加価値が低く、輸出競争力を失いつつある分野にまで投資奨励措置を付与してきたが、タイ財務省等は、「財政状況が厳しい中、投資恩典の無秩序なバラマキは財務規律の悪化を招く。BOIは投資奨励対象分野を絞るべき」として見直しを迫った。2011年のタイ大洪水により投資の国外流出・撤退を懸念したことから、見直し作業は一時中断したものの、撤退はごく一部の企業にとどまったことから、2013年末までに新投資奨励策を公表し、約1年間の経過期間を置いて2015年からの運用開始を目指していた。策定に際しては、複数回にわたり産業界の声を聞くなど、投資熱を冷えさせないよう慎重を期した。

2014年5月のクーデターにより、新投資奨励策の運用は一時不透明になったが、産業界の声を聞きながら策定されてきた案を更に暫定政権の意向・政策を組み込み、2014年11月に決定、12月に公表し、2015年1月から施行することを発表した。「既存企業に影響を及ぼさない形での実行が不可欠」、「最終案の公表後、一定期間の周知・経過期間が必要」などの産業界の声や反対を押し切る形で、2015年1月に半ば強引に導入した。

新投資奨励策では、「高付加価値」もしくは「技術集約的」等の分野には引き続き投資奨励恩典を付与し誘致を強化する一方、「低付加価値」もしくは「労働集約型」の分野はタイ国外への移転を誘導するなど「投資の選別」の姿勢が明らかになっている。タイはこれまで製造業であれば何でも投資を歓迎してきたが、その「全方位型投資誘致」のスタンスを大きく転換した。

新たに導入された新投資奨励策は、従来の地方への投資振興を目的に設定していた「ゾーン制」を見直し、「産業クラスターベース」に変えた。具体的には、奨励業種をAグループ、Bグループに分けた。Aグループは、法人税の免除、ならびにその他の税制優遇措置、税金面以外の優遇措置も付与さ

れる最も厚い恩典を得られるグループ。Bグループは、法人税の免税等はなく、あくまでも関税の免除および税金面以外の優遇措置が付与されるグループである。これらAおよびBグループは、輸出製品に使われる原材料・部品の輸入関税は減免される。一方、新投資奨励策で奨励業種から外された業種もある。具体的には、約50の分野が奨励事業から外れた。これらの事業については、タイに進出しても、または既存のBOI恩典を受けていた企業・事業であっても、今後の新規投資や拡張に際し、投資奨励を受けられない。投資奨励事業の縮小に伴い、新規投資や拡張投資で恩典を享受出来なくなった企業を中心に、FTA利用に一層シフトしていくことが見込まれる。

おわりに ～タイ軍事政権下のFTA戦略～

2014年5月、タイは8年ぶりのクーデターで親タクシン政権が崩壊、憲法改正、選挙を実施し民政移管するまでの間、再び国軍が政権を担うことになった。2014年8月以降のプラユット暫定政権下、しばらくの間は二国間でFTAを新たに締結する動きは見られなかったが、タイ商務省が2015年3月に発表した「6カ月間の商務省の成果概要」で、パキスタン、トルコとFTA締結に向け交渉を開始する計画を打ち出した。トルコとのFTAは、2013年7月に当時のインラック首相が同国を訪問、翌月8月半ばに共同研究を開始していた。これを踏まえ2015年7月28日、閣議でパキスタン、トルコとのFTA交渉開始を承認、交渉権限を商務省に付与した。タイは両国とのFTA交渉の準備が整った。

一方、東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) と並んで、アジア太平洋FTA (FTAAP) への道筋の一つといわれている環太平洋経済連携協定 (TPP) について、タイはインラック政権時に交渉への参加を検討した。2012年11月、カンボジア・プノンペンでの東アジアサミット開催に先立ち、米オバマ大統領がタイに立ち寄り、インラック首相と首脳会談を行った。首脳会談後にオバマ大統領と臨んだ共同記者会見で、インラック首相は、「オバマ大統領に

対し、タイはTPP交渉に着手することを伝えた。これを実現するため、全ての利害関係者が関与し、必要な国内立法手続きを行う」と踏み込んだ発言を行っていた。これは、交渉参加の是非を判断すべく国内手続きを開始することを意味する。以降、国会に提出し判断を仰ぐ「交渉の枠組み」自体は作成が終了していた。しかし、TPP交渉参加に向けた手続きは、クーデターにより中断を余儀なくされた。

そのため、タイ自らの戦略に基づくFTA構築作業は、妥結に至っていないインドなどに加えて、新たにパキスタン、トルコとの交渉に注力していくことになる。タイのメガFTAへの参加については、RCEP等ASEANの枠組みに期待をするしかない。

2015年8月中旬、英字紙ネーションによれば、タイのアピラディ商務副大臣(当時。2015年8月20日より商務大臣)は、TPPについて「いずれは参画することになるものの、当面はRCEPがより重要」との考えを示している。過去にタクシン政権の下、米国とFTA交渉を行っていた際、医薬品等の知的財産権を巡り、国内から猛烈な反対を受けたことが、現暫定政権にTPP参加を躊躇させている。そのような中、2015年10月、TPPが12カ国間で大筋合意に達した。

これを受け、フィリピン、インドネシアなどTPP未参加のASEAN加盟国は輸出競争力の減退もさることながら、経済成長のエンジンである「直接投資」の吸引力に格差が出ることを懸念、TPPへの参加意志を表明している。一方、タイ・プラユット首相は、TPP発効までに少なくとも2年を要することから、その間、「タイにとって(TPP参加の)利点と不利点を比較・検討すればいい」として「急いで結論を出す必要はない」との考えを示している。しかし実際には、タイがTPP交渉に参加するには、既に交渉に参加している12カ国の了承を取り付ける必要があるが、軍事政権であるタイがTPP交渉参加を認められる確証はない。そのため、まずは12カ国によるTPPの批准状況を見守る構えである。

今後、TPPで採用したルールをアジア太平洋のFTAで広範囲に導入を目

指す動きが強まるとみられる。現に、2015年8月に開催されたASEAN・CER（豪州・NZ）経済相会議で、ASEAN加盟国は任意参加の形になっているが、特定品目または分野毎に、「完全累積」パイロットプロジェクト（PP）のための枠組みを開発することで合意している。豪州・NZがASEANとの間で完全累積のPPを開始するのは、両国が交渉に参加しているTPPが完全累積ルールを採用すること、その一方、ASEAN10カ国のうち6カ国がTPPに参加していないことから、AANZFTAの改定のみならず、RCEP実現を見据え、アジア大での同ルールの一律適用を目指して、PPを通じて予め地ならしをする狙いがあるとみられる。

TPP参加国である日本も、TPPの交渉過程で「21世紀型新通商ルール」の形成に貢献してきた。今後、日本は豪州・NZ、更にはASEANのTPP参加国と連携して、東アジア大で「21世紀型新通商ルール」を戦略的に普及させる取り組みが重要になる。まずは、ASEANの次の10年に向けた経済統合「ASEAN経済共同体2025」でのルール導入を支援していくべきであろう。東アジア全体を生産ネットワークで結び、更に競争力のある地域として底上げを図るには、まずASEANを変えていく必要がある。

（以上）

〈参考文献〉

- ・ Ministry of Commerce(2015) “Summary of Accomplishments of the Ministry of Commerce for the period of 6 months” (12th of September 2014-12th of March 2015)
- ・ 助川成也 (2015a) 「AFTAと域外とのFTA」 石川幸一・朽木昭文・清水一史編著『現代ASEAN経済論』、文眞堂。
- ・ 助川成也 (2015b) 「ASEANの域外FTA」 石川幸一・馬田啓一・国際貿易投資研究会 編著『FTA戦略の潮流』課題と展望、文眞堂。
- ・ 助川成也 (2015c) 『タイ経済の基礎知識』若松勇・助川成也編著、ジェトロ。

シンガポールにおける 「1993年イギリス法適用法」について

木原 浩之

The “Application of English Law Act 1993” in Singapore

Hiroyuki KIHARA

はしがき

シンガポールは、マレーシアと同じく、かつてイギリスの植民地支配を経験し、イギリス法を継受した英米法系諸国の一つである。本稿の筆者は、「コモン・ローの法典化とその伝播」という問題関心から、そのケース・スタディの一環として、「マレーシアにおけるイギリス法の継受」に関する研究を進めてきたが¹、本稿では「シンガポールにおけるイギリス法の継受」をテーマとして取り上げる。

歴史的にみて、シンガポールとマレーシアの関わりは深く、かつ、複雑である。下記の年表からも分かるように、かつてシンガポールは、(現在はマレーシアの一部を構成する) ペナンおよびマラッカと共に海峡植民地の一部であったが、第二次世界大戦後の1946年にペナンとマラッカがマラヤ連合に加わったのに対して、シンガポールは別個独立の植民地となる。マラヤ連合は

¹ 木原(2006)77頁以下、木原(2008①)139頁以下、木原(2008②)4頁以下、木原(2010)181頁以下、木原(2012)125頁以下、木原(2014)33頁以下。

その2年後にイギリスの自治領としてのマラヤ連邦となり、1957年に完全独立を果たす。他方、シンガポールは1957年にイギリスの自治領となり、1959年に完全独立を果たす。1963年には連邦国家マレーシアが結成され、そこにシンガポールも加盟するが、その2年後には分離独立し、現在に至る。

以上のことから、イギリス法継受の経緯についても、少なくとも1946年に海峡植民地が解体されるまでは、ペナン、マラッカおよびシンガポールの状況は同じであった。また、マレーシアとシンガポールが独立した後も、両国にはイギリス法の適用を認める「民事法」(Civil Law Act; CLA)がそれぞれ制定されており、内容的には共通する部分もある。しかし、根本的には、両国の「民事法」の下でのイギリス法継受の方法や態様は大きく異なる。さらに、シンガポールでは、同国の「民事法」に取って代わる、「イギリス法適用法」(Application of English Law Act; AELA)が1993年に制定されたことで、両国におけるイギリス法の取扱いの違いはますます顕著なものとなっている。

本稿は、「シンガポールにおけるイギリス法の継受」の歴史的経緯と現在の状況を明らかにすることを目的とする²。まず、シンガポールにおいてイギリス法が継受された歴史的経緯を概観する(第1節)。次いで、1950年に制定された「民事法」と、それに取って代わる1993年に制定された「イギリス法適用法」の検討を中心に、シンガポールにおけるイギリス法の適用範囲や主な争点について言及する(第2節)。以上の議論を踏まえて、現在のシンガポール法とイギリス法との関係を明らかにする(第3節)。

² シンガポール法に関する邦語文献としては、谷川／安田編(1983)471頁以下、安田(2000)193頁以下、松尾(2015)60頁以下など。

※ 年表（海峡植民地からシンガポール形成に至るまでの歴史的経緯）

〈海峡植民地時代〉		
1786年	ペナン占領	1819年 シンガポール占領
	↓	↓
1824年	マラッカ割譲	
1826年	海峡植民地の形成（ペナン、シンガポール、マラッカ）	
	「裁判権に関する第二特許状」の授与	
1858年	東インド会社の解散、海峡植民地はインド政府の管轄下へ	
1866年	「海峡植民地統治法」の制定（インドから独立した植民地へ）	
	「1878年民事法条例」の制定	
1946年	海峡植民地の解体（ペナンとマラッカはマラヤ連合へ）	
〈連邦国家マレーシアの形成〉		〈都市国家シンガポールの形成〉
1946年	マラヤ連合の結成 （マレー連合州、非連合州、ペナン、マラッカ）	1946年 シンガポール（独立植民地）
1948年	マラヤ連邦（自治領）の形成 「1956年民事法」の制定	「1950年民事法」の制定
1957年	マラヤ連邦（独立）	1957年 シンガポール（自治領）
		1959年 シンガポール（独立）
1963年	マレーシアの結成（独立） （マラヤ連邦、サバ・サラワク、シンガポール）	1963年 マレーシアへの加盟
	「1956年民事法」の改正（1972年）	1965年 マレーシアから分離独立
		「1950年民事法」の改正（1979年）
		「1993年イギリス法適用法」の制定

第1節 シンガポールにおけるイギリス法の継受

第1項 海峡植民地の形成

1. 東インド会社による占領

イギリスのアジア進出は17世紀初頭に始まる。そして、アジアにおけるイギリスの植民地支配を論じる上で欠かせないのがイギリス東インド会社（EIC：East India Company）の存在である。同会社が統治したインドはイギリス最大の植民地であり、イギリスのコモン・ローやエクイティを法典化

した数多くの制定法が導入された³。イギリスのマレー半島進出は、同会社によるインド統治と密接な関係にあり⁴、1786年にフランシス・ライト (Francis Light) がペナンを占領し、1819年にスタムフォード・ラッフルズ (Stamford Raffles) がシンガポールを占領したが⁵、両者はいずれも東インド会社の代理人であった。また、ペナンとシンガポールは、1824年にオランダから割譲されたマラッカと合わせて、1826年に海峡植民地 (the Straits Settlement) に組み入れられたが、この海峡植民地はインドの一部とみなされていたため⁶、以下で見るように、イギリス法およびインド法の直接的な導入が図られた。

-
- ³ 香川孝三「インドの法制度」山崎・安田編(1980)269頁によれば、「イギリスのコモン・ローやエクイティを法典化してインドに輸入するという政策が1833年の特許状によって採用された。…。そこで不法行為法を除き重要な法律はほとんど法典化された。たとえば、1858年民事訴訟法、1860年刑法、1861年刑事訴訟法、1865年相続法、1866年会社法、1872年証拠法、1872年契約法、1877年特定救済法、1881年流通証券法、1882年信託法、1882年財産権移転法、1882年地役権法、1890年後見法、1894年土地取得法がそれである。この諸法典はコモン・ローの法典化されたものであるが、コモン・ローのダイジェスト化というよりはむしろ、法典編纂者の目からみたコモン・ローの理論的体系化であった。」「これらの法律は、その後インドの実情に即して修正されながらも、基本的な立法として存続し、独立以後も、インド憲法に合致するかぎりにおいて継続して効力を有している。」。
- ⁴ Hoty (1991)p.25によれば、東インド会社は、ペナンを、英領インドにおけるマドラス、ボンベイ、およびカルカッタと同じ地位に格上げし、そこを「4番目のインド総督管区」(fourth presidency of India) とすること、および、ペナンを造船業の中心地ならびに海軍基地として発展させることを目的としていた。
- ⁵ シンガポールは一般的には、1819年にラッフルズがジョーホルの سلطان との条約の下、東インド会社が在外商館 (factory) を設立する権利を獲得し、その後、1824年の友好条約の下で、スルタンから東インド会社へ割譲されたものと理解されている。Hamzah & Bulan (2003), p.103.
- ⁶ Hooker (1969), p.31によれば、「1833年に、『国王陛下のインド領土に関するより良い統治』を目的とした法律 (Act 3 & 4 Will. IV, c 85 (1833)) が定められ、ペナン、マラッカ、シンガポールを包含する (第1条・第2条)、インド立法府が設立された (第39条)。従って、インド立法府により制定された法律は、ペナン、マラッカおよびシンガポールに適用された…」。

2. 裁判権に関する特許状

この地域において、最初にイギリス法の継受が正式に認められたのは、海峡植民地に組み込まれる以前のペナンにおいてであった。1786年にペナンが占領された後、最初の20年余の間、いかなる法も存在しなかった。そのため、法的なカオスの状態であることを知った国王ジョージ3世が、東インド会社に宛てた「開封勅許状」(letters patent)の形式において、「裁判権に関する第一特許状」(First Charter of Justice)を1807年に授与した。同特許状によれば、「皇太子の島(ペナン)司法裁判所」は全ての民事、刑事および宗教管轄権を行使することが認められ、また、「現地の諸事情に従って適用されることができ、かつその諸事情による修正を経たイングランドの法が法である」⁷。

1826年に、ペナン、シンガポールおよびマラッカが海峡植民地に組み込まれると、国王ジョージ4世より「裁判権に関する第二特許状」(Second Charter of Justice)が授与された。この特許状は、ペナンに対する第一特許状を部分的に廃止し、新たな司法裁判所を海峡植民地に設置することを意味した。また、マラッカでは、以前に存在したオランダ法の廃止を意味した。その後、1855年にも「裁判権に関する第三特許状(Third Charter of Justice)」が授与されたが、これは司法制度の改革を内容としたものだと理解されている⁸。

1867年には海峡植民地の立法参事会(Legislative Council)が形成された。同参事会には、植民地に対して法律を制定する権限が認められ、「1893年証拠法」(the Evidence Ordinance 1893)や「1871年刑法典」(the Penal Code 1871)が制定された。前者は1872年のインド証拠法を再制定したものであり、後者は1860年のインド刑法典を模範として起草されたものである。このように、海峡植民地では、裁判権に関する特許状に基づくイギリス法のほかに、イギリス法を基礎とした、インドの制定法が数多く導入された。

⁷ 安田(2000)173頁。この規定は、現行のマレーシア民事法第3条1項但書にほぼ該当する。木原(2006)86頁。

⁸ R v Willans [1858] 3 Ky.16.

3. 1878年民事法条例

その後、海峡植民地に「1878年民事法条例」(Civil Law Ordinance 1878; CLO) が制定された。イギリス本国において、「1873年-75年最高法院法」(Supreme Court of Judicature Acts 1872 & 1875) が制定され、コモン・ローとエクイティが融合されたのに伴い、海峡植民地の最高裁判所に、コモン・ローとエクイティを同時に、両者に対立または不一致が生じた場合には、後者が優先することを条件として、実施する権限を与えた⁹。また、商事法の分野において、より広範囲にわたってイギリス法の適用を認める旨の規定が定められた¹⁰。

第2項 海峡植民地の解体

1. マラヤ連合・マラヤ連邦の形成とペナン・マラッカの加入

日本による占領時代(1939-1945)を経て、第二次世界大戦後の1946年に海峡植民地は解体される。ペナンとマラッカは、同年に結成された「マラヤ連合」(Malayan Union) に加わり、1948年には、イギリスの自治領としての「マラヤ連邦」(Federation of Malaya) が形成され、同連邦は1957年に完全独立を果たす。その過程で、マラッカとペナンを含むマラヤ連邦の全体に適用される「1956年民事法」(Civil Law Act 1956) が制定された。これはマレー連合州の「1937年民事法」と非マレー連合州の「1951年民事法(拡張) 条例」を統合したものである。

その後、1963年には、サバ、サラワク、シンガポールを加えた14州で構成された連邦国家マレーシアが形成されるが、その後すぐにシンガポールは分

⁹ この規定は、現行のマレーシア民事法第3条2項の規定に該当する。すなわち、「本法またはマレーシアもしくはその一部で効力をもつ他のあらゆる成文法の明示的な諸規定を前提として、同一の問題に関して、コモン・ローとエクイティの諸原則との間に対立または不一致が生じた場合には、エクイティの諸原則が優先するものとする。」。1956 Civil Law Act (Revised 1972) § 3(2)。

¹⁰ この規定は、現行のマレーシア民事法第5条2項の規定にほぼ該当する。木原(2006)89頁。

離・独立する（後述）。マレーシアでは、「1956年（1972年改正）民事法」（Civil Law Act 1956）（Revised 1972）の制定により、「1956年民事法」と北ボルネオ（現サバ）、サラワクにおける「1949年条例、1951年条例」が統合され、ここに至って、イギリス法の適用を定める制定法がマレーシア全州で一歩化された。

2. 都市国家シンガポールの形成と独立

他方、シンガポールはマラヤ連合、マラヤ連邦に加入する道を選ばず、1946年にイギリスの独立植民地となる。その過程で、「1950年民事法」（Civil Law Act 1950）が制定されたが、これは海峡植民地時代の「1878年民事法条例」を踏襲したものである。上述の通り、ペナンとマラッカは、マラヤ連邦への加入により、マレー連合州に適用されていた「1937年民事法」を踏襲した「1956年民事法」の適用を受けることになったため、それ以降、1878年条例とは断絶する。ここに至って、イギリス法の継受方法につき、ペナン・マラッカとシンガポールは異なる規律に服することになったのである。

その後、シンガポールは、1957年にイギリスの自治領となり、1959年に完全独立を果たす。1963年にはマレーシアに加入するものの、1965年には分離独立し¹¹、現在に至る。シンガポールにおけるイギリス法の適用を定める「1950年民事法」は、1979年の改正を経て、1993年に同法に取って代わる「イギリス法適用法」が制定されるまでの約40年間、存続することになる。

¹¹ 松尾(2015)61頁によれば、「…小都市国家シンガポールが、経済的・政治的にどのように自立できるかは、独立前後を通じて大問題であった」、「リー・クアン・ユー（…）らが模索したのは、後背地と資源をもつマラヤ連邦との合併であった」。そこで、「…1963年、シンガポール、サバ、サラワクも参加してマレーシア連邦（大マレーシア）が成立した」のだが、「中華系住民が7割を超すシンガポールは、マレーシア政府のマレー人優遇政策に批判的で、平等政策を主張し」、この政策をめぐる選挙合戦や人種暴動の末、1965年8月9日、シンガポールはマレーシア連邦から分離され、独立した。

第2節 シンガポールにおけるイギリス法の適用

第1項 1826年裁判権に関する第二特許状

シンガポールにおけるイギリス法の継受には二つの方法が存在し、それは一般的（歴史的）継受と特殊的（立法的）継受に分けられる¹²。前者は、海峡植民地時代に発布された1826年の「裁判権に関する第二特許状」に基づくものであり、それは「現地の諸事情に従って適用されることができ、かつその諸事情による修正を経たイングランドの法が法である」と規定する。同特許状の下で適用されるイギリス法とは、それが発布された1826年11月27日までにイングランドで適用されたあらゆる法が含まれ、それが適切なものと見なされる限りは、「コモン・ロー、エクイティまたは他の種類の法であるか否かを問わない」ものと解釈される¹³。

すなわち、シンガポールにおいては、以下で述べる「民事法」とそれ以外の「現地の制定法」の適用対象外の事項に関しては、同特許状を根拠にして、現地の諸事情に適合および修正されることを条件としながらも、1826年11月27日までに存在したイギリスの判例法（コモン・ロー、エクイティ）と制定法が適用されるのである。留意すべきは、シンガポールでは同特許状が今なお効力を持ち続けている点であり、それに対して、かつて同特許状が同じく適用されたペナン、マラッカに関しては、マラヤ連合への加入以降は、それが当てはまらないという点である。

第2項 1950年民事法第5条

1. 制定の経緯

二つ目のイギリス法継受の方法、すなわち、特殊的（立法的）継受とは、現地の制定法が明示的にイギリス法の継受を規定するというものであり¹⁴、

¹² Phang & Yihan (2012) p.33.

¹³ Bartholomew (1965) p.140.

¹⁴ Phang & Yihan (2012) p.33.

そのうちで最も重要なのが「民事法」である。その起源は、やはり海峡植民地時代に制定された「1878年民事法条例」に遡る。同条例の第6条は、「商事法一般」(mercantile law generally) について、「執行されるべき法律とは、同様の事案で、同時期にイングランドにおいて執行されたであろう法律と同一のものとする。」と規定する¹⁵。

その後、海峡植民地が解体され、シンガポールが独立植民地となった後に、同地では「1950年民事法」が制定されたが、その第5条1項は、上記の同条例第6条と内容的に類似したものとなっている¹⁶。なお、同条は1979年に改正されており、以下では、「1950年（1979年改正）民事法」第5条の全文を掲載した上で（同改正で追加された箇所には下線を付した）、同条の内容および改正点、また、同条の下でのイギリス商事法の適用をめぐる主な争点について検討していこう。

2. 第5条の内容および改正点¹⁷

CLA 第5条 [あらゆる商事上の問題において遵守されるイギリス法] :

- (1) 本条の規定に従うことを条件として、シンガポールにおいて、組合、法人、銀行および銀行業務、本人および代理人、航空・陸上および海上で運送を業とする者、海上保険、海損、生命・火災保険に関する法律について、並びに、商事法一般について、問題や論争が生じ、またはその判断をしなければならない場合に、これらの問題に関して執行されるべき法律とは、同様の事案で、その問題や論争がイングランドで生じまたは判断されなければならないと仮定した場合に、同時期にイングランドにおいて執行されたであろう法律と同一のものとする。但し、シンガポールにおいて他の諸規定が成文法により存在し、または定められている場合を除く。
- (2) 本条において、以下のものはシンガポールに導入されることはない—
- (a) あらゆる不動産 (immovable property) またはあらゆる不動産権 (estate)、そこに含まれるあらゆる権利または利益に対して、土地保

¹⁵ Sinnadurai (1987) p.9.

¹⁶ Id. at 22.

¹⁷ 下線(木原)は1979年改正において追加された部分を示す。

有条件 (tenure) または譲渡 (conveyance) または不動産譲渡証書 (assurance) または相続 (succession) に関するイングランドのいかなる部分の法律；

(b) 1979年 (改正No.2) 民事法の開始日の前後を問わず、連合王国において制定または形成されたあらゆる法のうちで、

(i) シンガポールが締約国ではない施行された条約または国際的合意；または

(ii) 登録、許可あるいは他のいかなる規制手段を定めたことによる、または、制裁を科すことによる、あらゆる事業活動の行使に対する規制；ならびに、

(c) 連合王国の議会制定法に含まれたあらゆる規定のうち、同法と一致した成文化された法がシンガポールにおいて施行されているもの。

(3) 本条の目的に照らして—

(a) 第1項に基づいて執行されるイギリス法は、シンガポールの諸事情が要求しうる修正および適合に服するものとし、かつ、

(b) シンガポールにおいて施行された成文化された法は、以下の場合に、第2項のc号の下で連合王国の議会制定法と一致するものと見なされる。(それがその制定法からわずかな限度であるいは実質的に異なっているか否かに関わらず) その成文化された法の目的または諸目的が、その制定法のそれと同一または類似している場合。

1950年に同法が制定された当初、第5条は、シンガポールにおけるイギリス商事法の適用についての規定と、同国におけるイギリス不動産法の適用除外を定めた規定のみが存在した¹⁸。

ところが、1979年の改正により、より広くイギリス議会制定法の適用除外を明示するために第2項が拡張され、①シンガポールが締約国ではない条約や国際的合意、②あらゆる事業活動の行使に対する規制、および、③シンガポール制定法と同一のイギリス制定法も適用除外とされた。

さらに、第3項が新設されて、第1項の下で適用可能なイギリス商事法についても、シンガポールの諸事情に合わせて修正または適合させることを認

¹⁸ 第5条2項a号は、現行のマレーシア民事法の第6条とほぼ同一である。後者については、木原(2014) 45-46頁参照。

め、また、「シンガポール制定法と同一のイギリス制定法」につき、両者に相違点が存在したとしても、法の目的が同一または類似している場合には、第2項c号で定める適用除外に該当する旨を規定している。

以上の1979年改正の目的は、シンガポールにおけるイギリス法の適用範囲を縮小させることにあり、その背景には、1973年のイギリスの「ヨーロッパ共同体 (EC)」加盟が影響しているとの指摘がある¹⁹。すなわち、同法第5条の立法目的は「シンガポールと連合王国における商事法の均一性を担保すること」にあった。しかし、イギリスのEC加盟に伴い、必然的にイギリス法が「ヨーロッパ共同市場法」(European Common Market Law)との調和を余儀なくされ、やがて変容していくことになると、これまでのイギリス法とシンガポール法との均一性は保持されなくなる恐れがある。このことが1979年改正を促し、シンガポールにおいて引き続きイギリス法を継受する枠組みは維持するにせよ、現地の修正と適合を強化したのである。

それでは、以上の1979年改正も踏まえた上で、同条の下でのイギリス商事法の適用をめぐる主な争点を紹介しよう。

3. イギリス商事法の適用をめぐる主な争点

1) 期限

まず、留意すべきは、同法第5条1項の下では、前述の第二特許状とは異なり、イギリス商事法の適用に関しては特段の「期限」が設定されていない点である。すなわち、現地に制定法が存在しない限りは、同条1項は明示的にイギリス商事法の継続的な継受を規定しているのである²⁰。

ところで、上述の第5条1項は、マラヤ連邦、その後のマレーシアにおいて規定された「1956年民事法」の第5条〔商事上の問題におけるイギリス法の適用〕とも類似しており、既に現地の制定法がある場合を適用除外としている点も同じである。興味深い点は、マレーシア民事法の第5条1項が旧マ

¹⁹ Phang & Yihan (2012) p.38.

²⁰ Phang & Yihan (2012) p.35.

レー諸州においては同法の施行日（1956年4月7日）時点のイギリス商事法の適用のみを認めるのに対し、同条2項はペナン、マラッカ、サバ、サラワクに対して、シンガポールの場合と同様に「期限」は付されておらず、現在のイギリス商事法が適用されうることである。すなわち、海峡植民地の解体後も、期限に関する取扱いは、そこを構成した三地域において今なお同じなわけである。これは、海峡植民地が、イギリスの領土として、イギリス法の直接的な適用が当然視されていたことに基因する²¹。

2) 適用対象となる法源

以上のように、「1950年民事法」の第5条1項は、シンガポールにおいて広くイギリス商事法の継受を認めているわけだが、そこでいう商事法がイギリスの商事関連の制定法のみを意図的に継受したものなのか、それとも商事法に関わるコモン・ロー（判例法）の継受をも許容しているのかについては争いがあった²²。この点については、同法の前身に当たる「1870年民事法条例」が起草された際に、前述の第二特許状の下での「1826年」という期限のために、それ以降のイギリス制定法をシンガポール法の一部として合法的に継受しえないがために、それを許容する規定が必要とされたことが歴史的資料において明らかにされている²³。そして、その延長線上にある民事法5条においても同様に解するというのが多数説を占めた。

3) 商事法の範囲

イギリスの商事関連の制定法のみが継続的に継受されることを前提として、次に問題となるのが、いかなる制定法が「商事法」に該当するのかという判断基準であった²⁴。この問題については、以下の二つの異なる見解が対立し

²¹ 木原(2006)89頁。

²² Phang & Yihan (2012) p.37.

²³ Ibid.

²⁴ Id. at 38-40.

ていた。

第一に、商事法に関する争点が生じるかを確認するために、当該取引の性質に着目し、訴訟物の性質（商事性があるか否か）を考慮するというものである²⁵。このアプローチの欠点は、その判断が個々の事件における裁判官の裁量に大きく依存してしまうことにある。

第二に、関連する争点が第5条の適用を生じさせるかを確認するために、継受されるべきイギリスの制定法の性質に着目するというものである²⁶。例えば、第5条1項の「商事法一般」に含まれるものとして、イギリスから継受されるべき特定の制定法が商事法の一部か否かを判断する必要がある。このアプローチについては、現実性と簡潔性の長所を備えており、かつ、民事法それ自体の立法目的とも一致していると評価されており、この第二の見解が判例・学説において幅広く支持されている。

従って、第二の見解によれば、1893年に制定され、1979年に改正されたイギリスの「物品売買法」(Sale of Goods Act 1879 & 1979)は、それにとって代わる「現地の制定法」は存在せず（後述する争点6参照）、また、同法の性質や内容に照らして「商事法」に該当することは明らかである（争点3）。なお、商事法の適用に関しては「特段の期限」は設定されておらず、「継続的な継受」が認められているため（争点1）、ここでは「1979年物品売買法」が適用されることになる。同様に、「1967年不実表示法」(Misrepresentation Act 1967)についても、「現地の制定法」はなく（争点6）、また、その性質や内容に照らして「商事法」に含まれるのは明らかである（争点3）。

4) 可分性の争点

上記3)の争点の下で商事法に含まれると判断された制定法であっても、そ

²⁵ これは1923年の枢密院判決において採用されたアプローチであった。Seng Djit Hin v. Nagurdas Purshotumdas & Co., [1923] AC 444, [1921] 14 SSLR 181.

²⁶ これは1933年の枢密院判決において採用されたアプローチであった。SST Sockalingam Chettiar v. Shaik Sahied bin Abdullah Bajerai, [1933] AC 342, [1933] SSLR 101.

の制定法の一部のみを適用し、残りの部分は適用しないことが可能か否かという「可分性」(severability)の争点が存在する²⁷。この点については学説の見解は分かれていたが、1979年改正により第5条3項a号が追加され、「第1項に基づいて執行されるイギリス法は、シンガポールの諸事情が要求しうる修正および適合に服するもの」としており、これは可分性を認めることを前提とした改正であると理解されている。

例えば、「1977年不公正契約条項法」(Unfair Contract Terms Act 1977)は、主として商事法を規律するものであるが(争点3)、不法行為責任に関する規定も存在し、同法は必ずしも商事問題のみを規律した制定法とはいえない。従って、同法の適用においては「可分性」の問題が浮上し(争点4)、1979年に追加された第5条3項a号に基づき、商事法とは無関係の諸規定の適用は排除される可能性がある。

5) 適合性の争点

同様に、第5条1項の下で特定のイギリス制定法がシンガポールに適用可能である場合でも、現地の諸事情に照らした修正や適合が可能か否かという「適合性」(suitability)の争点が存在する²⁸。これを広く認めてしまうと、第5条の当初の立法目的、すなわち、「イングランドとシンガポールにおける商人間の法の均一性の維持に反する結果」になるとの懸念も主張されてきた。第5条は1950年制定当初には適合性の要件について定めておらず、判例および学説は同条の下で「黙示の適合性」要件が認められうるかが争われてきたが、上述のように、1979年改正による第5条3項a号がこれを明文化するに至った。

例えば、「1987年未成年者契約法」(Minor's Contract Act)は、未成年者契約を規律する制定法であり、当然に商事法の一部と理解される(争点3)。しかし、成人年齢をはじめとして(イギリス18歳、シンガポール21歳)、両国の

²⁷ Phang & Yihan (2012) p.41.

²⁸ Ibid.

未成年者の取扱いには当然違いもあり、その場合には、「現地の諸事情に照らした修正や適合」(争点5)が行われよう。

6) 現地の制定法がある場合の適用除外

1950年の制定当初から、第5条1項但書には「シンガポールにおいて他の諸規定が成文法により存在し、または定められている場合を除く。」との規定があり、これに基づき、シンガポールに制定法が欠如している場合にのみ、第5条1項の下でのイギリスの制定法が適用されると解されてきた。

ところが、1979年改正により、この適用除外規定に関わる新たな規定が同条2項c号と同条3項b号に追加されることになった。前者の規定は、「連合王国の議会制定法に含まれたあらゆる規定のうち、同法と一致した成文化された法がシンガポールにおいて施行されている」場合には、連合王国の議会制定法は第5条の下でシンガポールに継受されることはないとする。これは、第5条1項で規律する「商事法」に限らず、あらゆるイギリスの議会制定法につき、それと同一の制定法がシンガポールに存在する場合に、それを適用除外とする趣旨である。後者の規定は、既存の第5条1項但書の内容と直接に関係し、かつ、その内容を制限するもので、それは、「シンガポール制定法と同一のイギリス制定法」につき、両者に相違点が存在したとしても、「法の目的または諸目的」が「同一または類似している場合」には、同条第2項c号で定める適用除外に該当する旨を規定する。しかし、「法の目的または諸目的」とは具体的に何を意味するのか、「同一性または類似性」をどう判断していくのかといった新たな解釈上の問題を生起することになったのである²⁹。

²⁹ さらに、同条3項b号の丸括弧の中の文言、「それがその制定法からわずかな限度であるいは実質的に異なっているか否かに関わらず」が具体的に何を意味しているのかが不明であるとの指摘もある。Phang & Yihan (2012) p.40-41.

第3項 1993年イギリス法適用法

1. 制定の経緯

シンガポールでは1993年11月12日に「イギリス法適用法」(Application of English Law Act; AELA)が制定され³⁰、それに伴い、民事法第5条の規定は廃止された。

AELAが制定された第一の目的は、民事法第5条に基づくイギリス法の適用から生じる様々な不確実性を排除することにあった。ここでいう不確実性とは、前述した民事法第5条の適用と解釈をめぐる問題に起因する。この点につき、Bartholomewは以下のように指摘する。「不確実性の程度…が法的プロセスにおいて固有のものであることは受け入れなければならないが、主たる法源が確かであることが通常である。シンガポールでは、その不確実性が、法的プロセスに関してだけでなく、そのプロセスが基礎とする正にその法源に帯びている。これは法律専門家への不必要な負担を課しているように思われる。」と³¹。すなわち、法の適用と解釈において一定の不確実性が存在するのはどこの法制度でも不可避免的に見られることだが、シンガポールでは、その適用や解釈の対象となる「法」そのものが必ずしも明らかではない点に問題があるというのである。これは同国において、民事法第5条の下、いかなる範囲で、いかなる判断基準に基づき、どのイギリス法が継受されるのかが必ずしも明らかではないことに他ならない。

第二の目的は、イギリス法依存からの脱却である。AELAが制定された当時の法務大臣は、同法の制定が「シンガポール独立以降の最も重要な法改革の手段の一つ」であると評価し³²、さらに「我々は、我々の法に確実性をもち、かつ、イギリス法への依存から脱却しなければならない。なぜならば、我々には連合王国の諸判決を形成する諸条件が何であるかを知らないため

³⁰ なお、1994年3月15日にAELAの改訂版が出されており、本稿では1994年版の方を用いる。

³¹ Bartholomew (1991), p. 117.

³² Singapore Parliamentary Debates, Official Report, vol.61, col. 616 (12 Oct. 1993), quoted in Phang & Yihan (2012) p.50.

ある。」と述べている³³。この発言の背後には、1979年に民事法が改正された際にも意識された、イギリスのEC加盟に伴うシンガポール法への影響への懸念があった。同大臣の「それ [AELA] は、連合王国における将来の立法上の影響から—それは実際に我々の支配が及ばない影響である—、我々の商事法を独立させる」という発言はそれを裏づけるものである³⁴。

2. 同法の構成

AELAは以下の通り全9条および2つの別表から構成されている。本法の正式名称は、「イギリス法がシンガポールにおいて適用可能な範囲とそれに関連する諸目的について宣言した法律」であるが、その第1条〔略称〕は、「本法は、イギリス法適用法 (Application of English Law Act) の名称で引用することができる。」と定める。続く第2条〔解釈〕は、本法の諸規定に頻繁に現れる「イギリスの制定法」と「現地の法律」の定義規定を置く³⁵。第3条はイギリスの判例法の適用範囲について、第4条と第5条はイギリスの制定法の適用範囲について定めた規定である (後述)。第6条はAELAの制定に伴って、民事法第5条が廃止されることを定める (但し、第6条2項において一定の過渡期的措置を認める)³⁶。第7条は現地の制定法に対する特定の修正を定めており、第8条はシンガポールに適用可能とされたイギリス制定法について修正を認める規定である。第9条はシンガポールに継受されたイギ

³³ Ibid (quoted above).

³⁴ Id. at col. 609 (quoted above).

³⁵ AELA第2条〔解釈〕:「本法において、別段の定めがない限りは、『イギリスの制定法 (English enactment)』とは、イギリス議会、グレートブリテン議会または連合王国議会の制定法を意味し;『現地の法律 (local Act)』とは、シンガポール議会の法律を意味し、および、シンガポールにおいて効力をもつシンガポールもしくはマレーシアのあらゆる条例または法律を含む。』。

³⁶ AELA第6条〔留保条項〕:「(1)第2項の規定に従い、民事法 (Civil Law Act) [Cap.43]の第5条は廃止される。(2)1993年11月12日以前に開始された訴訟手続またはそれ以前に発生した訴訟原因に関しては、民事法の第5条が、本法によって廃止されていないものとして、適用され続ける。(3)無償不動産譲渡法 (Voluntary Conveyances Act) [Cap.346]は廃止される。」。

リス制定法が本国でその後改正された場合の現地での取扱いについて定める。

※ AELAの構成

第1条〔略称〕

第2条〔解釈〕

第3条〔コモン・ローおよびエクイティの適用〕

第4条〔イギリス制定法の適用〕

第5条〔シンガポール法の一部ではない他の制定法〕

第6条〔留保条項〕

第7条〔その他の改正〕

第8条〔修正の命令〕

第9条〔イギリス制定法の改正版〕

別表1

第1部 帝国の制定法

第2部 商事法に関する制定法

第3部 第2部における制定法の修正

別表2

その他の修正

3. 関連条文の内容

1) コモン・ローおよびエクイティの継受

AELAの第3条は、イギリスの「コモン・ローとエクイティの適用」について規律する。同条第1項は³⁷、本法施行以前に、それらが「シンガポール法の一部となっている限りにおいて、シンガポール法の一部であり続ける」と規定するが、具体的な期限が想定されているかは文言上明らかではない。

³⁷ AELA第3条〔コモン・ローおよびエクイティの適用〕：「(1) イングランドのコモン・ロー（エクイティの諸原則とルールを含む）は、それが1993年11月12日以前に直接シンガポール法の一部となっている限りにおいて、シンガポール法の一部であり続ける。」。

前述のように、1826年第二特許状によれば、1826年11月27日までにイングランドで適用されたあらゆる法（コモン・ローやエクイティを含む）が直接継受されるわけだが、それ以降のイギリスのコモン・ローやエクイティが「シンガポール法の一部となっている」か否かは不明なのである。しかし、続く同条第2項において³⁸、裁判所は、現地の諸事情に基づいて判例法（コモン・ローとエクイティ）を修正しようと規定しており、現地の裁判所にはコモン・ローとエクイティを継受または拒絶する自由があるために、期限の制約があるか否かの問題は、実務的には、さほど重要ではないとの指摘がある。

2) イギリス制定法の継受

AELAの第5条は³⁹、その1項において「本法で別段の規定がある場合を除き、イギリスの制定法はシンガポール法の一部となることはない。」と規定する。ここでいう「別段の規定」とは第4条のことを指しており、同規定がイギリスの制定法について規律し、シンガポールに適用されるイギリスの制定法を限定列挙している。

AELAの第4条1項は「別表1…に指定されたイギリスの制定法」(a号)と「シンガポールの…成文法に基づく他のイギリスの制定法」(b号)が「必

³⁸ AELA第3条〔コモン・ローおよびエクイティの適用〕：「(2)第1項の規定に従い、コモン・ローは、それがシンガポールとその住民の諸事情に適用可能である限りにおいて、シンガポールにおいて効力を持ち続けるものとし、かつ、それらの諸事情が要求しうる修正に服するものとする。」。

³⁹ AELA第5条〔シンガポール法の一部ではない他の制定法〕：「(1)本法で別段の規定がある場合を除き、イギリスの制定法はシンガポール法の一部となることはない。(2)本法によってシンガポール法の一部となったイギリスの制定法が廃止された場合には、シンガポール議会が制定した法律を廃止するのに適用されるであろう解釈法 (Interpretation Act) [Cap.1]が適用される。」。

⁴⁰ AELA第4条〔イギリス制定法の適用〕：「(1)本条および他の成文法の諸規定に服するものとした上で、以下のイギリスの制定法は、必要な修正を伴いつつ、シンガポールに適用されまたは適用され続ける：(a)別表1の第2列および第3列に指定されたイギリスの制定法で、かつ、その第4列で指定された範囲のもの；および、(b)シンガポールにおいて適用され、または効力を持つあらゆる成文法に基づく、他のあらゆるイギリス制定法。」。

要な修正を伴いつつ」シンガポールに適用されると規定する⁴⁰。別表1は、以下の通り、3部構成となっており、第1部「大英帝国制定法」(Imperial Acts)に列挙された3つの制定法と、第2部「商事法に関する制定法」に列挙された13の制定法が上記第4条1項a号に含まれる。

同条2項は⁴¹、別表1の第2部で列挙された13の制定法につき、AELA制定時点、すなわち「1993年11月12日時点で効力をもつ制定法である」ことを確認し、かつ、別表1の第2部第4列の「適用の範囲」、さらに、その第3部で指定された修正に服することを定める⁴²。

同条3項は⁴³、同条1項の下でシンガポールに適用されるイギリスの制定法であっても、現地の制定法と抵触する場合には、後者が優先すると規定する。

同条4項は⁴⁴、別表1で列挙されたイギリスの制定法をシンガポールに適用させるための条文の文言の調整に関わる規定である。

⁴¹ AELA第4条〔イギリス制定法の適用〕：「(2)別表1の第2部で指定されたイギリスの制定法は、1993年11月12日時点で効力をもつ制定法であるものとし、その部の第4列で指定された例外および同別表の第3部で指定された修正に服するものとする。」。

⁴² 別表1の第3部は、第2部で列挙された13の制定法のうち5つの制定法（1867年保険証券法、1890年組合法、1977年不公正契約条項法、1982年物品および役務供給法、1992年海上物品運送法）に対して修正を行っている。

⁴³ AELA第4条〔イギリス制定法の適用〕：「(3)あらゆるイギリス制定法のいかなる諸規定についても、1993年11月12日時点またはその後にはいかなる現地の法律の諸規定と抵触する限りにおいて、現地の法律のその諸規定が優先するものとする。」。

⁴⁴ AELA第4条〔イギリス制定法の適用〕：「(4)別表1で指定されたあらゆるイギリスの制定法に関して、別段の定めがない限りは、(a)連合王国に対するあらゆる言及は、シンガポールに対する言及として解釈されるものとし；(b)高等法院に対するあらゆる言及は、シンガポールにおける高等法院に対する言及として解釈されるものとし；(c)県裁判所に対するあらゆる言及は、シンガポールにおける地方裁判所に対する言及として解釈されるものとし；(d)営業所の保有者に対するあらゆる言及は、シンガポールにおける営業所の保有者に対する言及として解釈されるものとし；(e)制定法または制定法上の規定に対するあらゆる言及は、適用可能な場合には、シンガポールにおける制定法または制定法上の規定に対する言及として解釈されるものとし；そして(f)スコットランドもしくは北アイルランドに関するあらゆる言及もしくは規定、またはスコットランドもしくは北アイルランドに関するあらゆる制定法は考慮しないものとする。」。

※ 別表 1⁴⁵

第 1 部 大英帝国制定法		
第 1 列	第 3 列	第 4 列
項目	表題または略称	適用の範囲
1	1878年領水管轄権法 ⁴⁶	全体
2	1911年海事条約法 ⁴⁷	全体
3	1928年直轄植民地およびジョホールにおける領水(合意)法 ⁴⁸	全体
第 1 部 大英帝国制定法		
第 1 列	第 3 列	第 4 列
項目	表題または略称	適用の範囲
1	1856年商事法改正法 ⁴⁹	第 3 条と第 5 条
2	1867年保険証券法 ⁵⁰	第 8 条を除く全体
3	1889年ファクター法 ⁵¹	…改正第 9 条を除く全体 ⁶²
4	1890年組合法 ⁵²	全体
5	1906年海事保険法 ⁵³	全体
6	1930年(保険者に対して権利をもつ)第三者法 ⁵⁴	…改正部分を除く全体 ⁶³
7	1960年法人契約法 ⁵⁵	全体
8	1967年不実表示法 ⁵⁶	全体
9	1977年不公正契約条項法 ⁵⁷	第 1 部 (…を除く) と第 3 部 ⁶⁴
10	1979年物品売買法 ⁵⁸	第 22 条、25 条(2)を除く全体
11	1982年物品および役務供給法 ⁵⁹	第 2 部を除く全体
12	1987年未成年者契約法 ⁶⁰	第 1 (b) 条、4 (1) 条を除く全体
13	1992年海上物品運送法 ⁶¹	全体
第 3 部 第 2 部における制定法の修正 (省略)		

⁴⁵ 別表 1 の第 2 列には各制定法の「会期または年および章番号」が記載されているが、本稿では割愛した。

⁴⁶ Territorial Waters Jurisdiction Act 1878.

⁴⁷ Maritime Conventions Act 1911.

⁴⁸ Straits Settlements and Johore Territorial (Agreement) Act 1928.

⁴⁹ Mercantile Law Amendment Act 1856.

⁵⁰ Policies of Assurance Act 1867.

⁵¹ Factors Act 1889. これは、問屋およびファクターを商品の真正の所有者と信じて購入または担保として取った善意の取引者の保護を目的とした法律である。

3) その他の規定

AELAの第7条〔その他の改正〕は、「別表2で指定された現地の法律は、同別表に定められた態様に基づいて改正される。」と規定する。別表2で列挙された法律とは、具体的には、「民事法」(Civil Law Act)、「不動産譲渡手続き及び財産法」(Conveyancing and Law of Property Act)、「逃亡犯罪人引渡法」(Extradition Act)、「保険法」(Insurance Act)、「刑法典」(Penal Code)であるが、これらはイギリス制定法でありながらも、既にシンガポール議会において制定された「現地の法律」となっているものを指す(AELA第4条1項b号参照)。そして、別表2では各制定法の特定の条文に関する修正を行っている。

AELAの第8条〔修正の命令〕は⁶⁵、別表1で列挙されたイギリスの制定法につき、法務大臣が、自らの判断または法改正委員会の勧告に基づき、「現地の諸条件または諸事情」に照らして、その規定を修正しうる旨を規定する。

⁵² Partnership Act 1890.

⁵³ Marine Insurance Act 1906.

⁵⁴ Third Parties (Rights against Insurers) Act 1930.

⁵⁵ Corporate Bodies' Contracts Act 1960.

⁵⁶ Misrepresentation Act 1967.

⁵⁷ Unfair Contract Terms Act 1977.

⁵⁸ Sale of Goods Act 1979.

⁵⁹ Supply of Goods and Services Act 1982.

⁶⁰ Minors' Contract Act 1987.

⁶¹ Carriage of Goods by Sea Act 1992.

⁶² 正確には「1974年消費者信用法による改正第9条を除く全体」である。

⁶³ 正確には「1985年倒産法および1986年倒産法により影響を受けた改正部分を除く全体」である。

⁶⁴ 正確には「第1部(第1条(1)(c)と(3)(b)、および1984年占有者責任法による同条に対する改正部分を除く)と第3部」である。

⁶⁵ AELA第8条〔修正の命令〕:「大臣は、法改正委員会の委員らの勧告に基づき、または、別表1で指定されたあらゆるイギリスの制定法におけるいかなる規定の適用につき、現地の諸条件または諸事情から生じるあらゆる困難を除去するという目的に照らして必要または有用だと考慮した場合に、命令に基づき、その規定を修正または置き換えることができる。」

AELAの第9条〔イギリス制定法の改正版〕は⁶⁶、別表1で列挙されたイギリスの制定法が、後に本国イギリスで改正された場合に、一定の諸手続きの下で、その改正版がシンガポールにおいて適用されうる旨を規定する。

第3節 シンガポール法とイギリス法との関係

これまでの検討により、シンガポール法とイギリス法との関係は以下のよ
うに整理することができよう。

シンガポールに適用可能なイギリス法の範囲を定めた関連立法としては、
①海峡植民地時代の「1826年第二特許状」、②独立後の1950年に制定され、

-
- ⁶⁶ AELA第9条〔イギリス制定法の改正版〕：「(1)法律の改正版に関する法 (Revised Edition of the Laws Act)[Cap.275]の下で指名された法改正委員会の委員らは、別表1で指定されたあらゆるイギリスの制定法の改正版を、その制定法と現地の法律とを調和させるために、用意および公表することができる。
- (2) 第1項の下で改正版を用意するにあたり、委員らは、法律の改正版に関する法 [Cap.275]の第4条の下でのあらゆる権限を有するものとする。
- (3) 委員らは本条の下で公表されたイギリスの制定法の改正版の一部をその委員長に提出するものとし、かつ、その委員長が官報に命令により指定した日から、その改正版は、あらゆる裁判所において並びにあらゆる諸目的に照らして、その制定法に関してはシンガポールのただ唯一の適切な法となる効力を持つ。
- (4) イギリスの制定法の全ての改正版は、その命令に基づく公表後に速やかに議会に提出されるものとする。
- (5) 本条の下でいかなるイギリスの制定法の改正版が公表された場合であれ、委員らは、必要とみなしたときには随時、その制定法の事後的な改正版を発効することができる。
- (6) 委員らは、あらゆるイギリスの制定法の改正版が小冊子の形でまたは加除式の形で公表するものとする。
- (7) 委員らはまた、第6項に従って公表されるまたは公表されたあらゆるイギリスの制定法の改正版を電子的な形で公表することもできる。
- (8) 第3項および第6項に関わらず、第7項の下で電子的な形で公表されたあらゆるイギリスの制定法は、あらゆる裁判所並びにあらゆる諸目的に照らして、その制定法に関してはシンガポールのただ唯一の適切な法としての一応の証拠として受容されうる。
- (9) 小冊子または加除式の形で公表されたあらゆるイギリスの制定法の改正版と、電子的な形で公表された同じイギリスの制定法の改正版との間に、不一致または矛盾が存在する場合には、小冊子または加除式の形で公表された改正版が優先するものとする。」。

1979年に改正された「1950年民事法」(CLA)の第5条、そして、③1993年に制定され、②に取って代わられた「イギリス法適用法」(AELA)がある。

①の第二特許状は、現地の諸事情に適合および修正されることを条件としながらも、1826年11月27日までに存在したあらゆるイギリス法(判例法、制定法を問わない)の適用を認める。

②のCLA第5条は、①の期限を克服し、1826年以降の商事法分野におけるイギリス制定法を継続的に継受させるために制定された。同条の特徴は、原則として、シンガポールに適用可能なイギリス商事制定法を特に限定していない点にある。従って、いかなる制定法が「商事法」に含まれるのかの判断は判例法に委ねられる。無論、現地の諸事情に照らして、適用されうるイギリス制定法の一部のみを適用したり(可分性の争点)、または、それを修正、適合させることは(適合性の争点)は、従来から議論されていたが、この点は1979年の改正において明文化されるに至った。さらに、1950年の制定当初より、現地の制定法がある場合には、それと同一のイギリス制定法は適用除外とされていたが、1979年の改正では、この適用除外の範囲が拡張されて、イギリスのあらゆる議会制定法(商事法に限らない)につき、同一の制定法がシンガポールにある場合には適用除外としており、さらに、その同一性の判断についても、両国の法に相違点が存在したとしても「法の目的が同一または類似している場合」には、適用除外となる旨を明文化している。以上の1979年改正の目的は、1973年のイギリスのEC加盟を受けて、シンガポールにおけるイギリス法の適用範囲を縮小させることにあった。EC(EU)法と調和を余儀なくされ、やがて変容していくことになるイギリス制定法をシンガポールにそのまま継受させることを阻止するべく、現地の諸事情に基づくイギリス制定法の修正と適合の明文化、現地の制定法がある場合の適用除外要件の拡張と強化を実行したのである。

③のAELAが制定された目的は、②のCLA第5条に基づく包括的、継続的なイギリス商事制定法の適用から生じる不確実性を排除すること、また、②の1979年改正でも意識された、イギリスのEC加盟に伴うシンガポール法

への影響への懸念から、それまでのイギリス法依存からの脱却をはかることにあった。

AELAの特徴は、あらゆるイギリス法を可能な限り包含して規律し、かつ、シンガポールに適用されうるイギリス法を限定列挙し（第3条1項、第4条、第5条、別表1の第1、2部）、その適用されうるイギリス法が現地の修正に服しうることを具体的に明示している点にある（第3条2項、第8条、別表1の第3部、）。さらに、その適用可能なイギリス制定法が本国で改正された場合の規定をも用意する（第9条）。AELAの基本構造から理解できることは、1826年特許状や1950年（1979年改正）民事法のように一般的、包括的な文言に基づいて広くシンガポールにイギリス法の適用を認め、後は解釈によってそれを制限するという手法をとるのではなく、極めて具体的かつ詳細にシンガポールに適用可能なイギリス法の範囲および修正の範囲を明示していることにある。そして、これは、AELAの制定目的、すなわち、上述の「不確実性の排除」と「イギリス法依存からの脱却」という目的に即したものとなっている。

参考文献

（邦文）

- ・木原浩之（2006）、「マレーシアにおけるイギリス法の継受—『1956年（1972年改正）民事法』の検討を中心に—」、『亜細亜法学』41巻1号、亜細亜大学法学研究所
- ・木原浩之（2008①）、「マレーシアにおける消費者保護政策—『2002年国家消費者政策』の検討と翻訳」、『アジア研究所紀要』34号、亜細亜大学アジア研究所
- ・木原浩之（2008②）、「マレーシア法の行方—独立50周年を契機として」アジア研究所所報』130号、亜細亜大学アジア研究所
- ・木原浩之（2010）、「『マレーシア契約法』の系譜・構造・解釈」『アジア研究所・アジア研究シリーズNo.73 東南アジアのグローバル化とリージョナ

ル化』、亜細亜大学アジア研究所

- ・木原浩之 (2012)、「改正マレーシア消費者保護法における不当条項規制」『アジア研究所・アジア研究シリーズNo.78 東南アジアのグローバル化とリージョナル化Ⅱ』、亜細亜大学アジア研究所
- ・木原浩之 (2014)、「マレーシア土地法に対するイギリス法の適用可能性」『アジア研究所・アジア研究シリーズNo.84 東南アジアのグローバル化とリージョナル化Ⅲ』、亜細亜大学アジア研究所
- ・谷川久／安田信之編 (1983)、『アジア諸国の企業法制（経済協力シリーズ（法律）第110号）』、アジア経済研究所
- ・松尾弘 (2015)、「ロー・アングル 開発法学のフロンティア：政治・経済と法（第10回）コモン・ロー諸国における法改革と経済・政治の発展(2)シンガポールの場合」法学セミナー 60巻1号60-64頁
- ・安田信之 (2000)、『東南アジア法』、日本評論社
- ・山崎利男・安田信之編 (1980)、『アジア諸国の法制度』、アジア経済研究所

(英文)⁶⁷

- ・G.W. Bartholomew (1965), The Commercial Law of Malaysia - A Study in the Reception of English Law, Malayan Law Journal Limited
- ・G.W. Bartholomew (1991), English Statutes in Singapore Courts, 3 Singapore Academy of Law Journal 1
- ・W.A. Hamzah & R. Bulan (2003), An Introduction to the Malaysian Legal System, Penerbit Fajar Bakti Sdn. Bhd.
- ・A.J. Harding (ed.) (1985), The Common Law in Singapore and Malaysia - A Volume of Essays Marking the 25th Anniversary of the Malaya Law Review 1959-1984, Singapore Butterworths

⁶⁷ 以下の参考文献（英文）の著者名については、各文献の表記通りに記載した上で、各文献を引用する場合には下線部分を記載することにした。掲載は下線部分のアルファベット順に拠る。

- ・ M. B. Hooker (1969), The East India Company and the Crown 1773-1858, 11 Malaya Law Review 1
- ・ S. H. Hoty (1991), Old Penang, Oxford University Press
- ・ Andrew Phang Boon Leong (1998), Cheshire, Fifoot and Furmston's Law of Contract (2nd Singapore and Malaysian Edition), Butterworths Asia
- ・ Andrew Phang Boon Leong (1990), Reception of English Law in Singapore: Problems and Proposed Solutions, 2 Singapore Academy of Law Journal 20
- ・ Andrew Phang (ed.) (2004), Basic Principles of Singapore Business Law, Thomson
- ・ Andrew B.L. Phang & Goh Yihan (2012), Contract Law in Singapore, Kluwer Law International
- ・ Michael F Rutter (1989), The Applicable Law in Singapore and Malaysia, Malayan Law Journal Pte Ltd
- ・ Visu Sinnadurai (1987), The Law of Contract in Malaysia and Singapore: Cases and Commentary (2nd ed.), Singapore Butterworths

フィリピンのコーヒー生産 —生産農家の自立に向けて—

野沢 勝美

Coffee Production in the Philippines — For the Self-reliance of the Farmer Growers —

Katsumi NOZAWA

序 章

近年のフィリピンでは経済発展を背景に国民の消費需要が拡大の一途をたどっている。こうした中であって嗜好品であるコーヒー消費も増大している。マニラのビジネス街では瀟洒なコーヒーショップが相次いで開店し、多くの顧客が憩いのひとときをすごしている。一方、コーヒーを生産からみるとフィリピンは、気候条件など熱帯作物の栽培適地であり、政府により如何なる施策がとられ、生産農家はどのような状況におかれているかは、フィリピン農業開発課題の考察の視点の一つとなる。

本稿では、ミンダナオでのコーヒー生産に焦点を絞り、その特徴、生産に関わる課題を、現地調査による事例から明らかにする。そして生産農家の直面する桎梏を取り除きその自立を達成するにはいかなる方策があるかを検討する。まず、これら課題は既存の枠組では解決できないとする NGO によるフェアトレードの役割を記述し、一方でプランテーション農業という生産システムを基礎とした既存の枠組を修正した生産モデルを紹介する¹。

本稿の構成は、第1章においては、フィリピンにおけるコーヒー生産の特徴を生産量など基本データにより明らかにする。この場合低産する国内生産と、この供給不足を補う膨大な輸入量の存在を示す。

第2章においては、最初にフィリピンのコーヒー生産に関与する多国籍企業のネスレ社の事業展開の歴史展開をみる。次いでネスレ社の現在の活動方針を記述し、同社が生産と輸入を支配している状況を明らかにする。

第3章は、本稿の主要部分であり、フィリピンにおけるコーヒー生産農家の現況を実地調査により明らかにする。事例として主産地のミンダナオのコンポステラ・バレー州マラグサン町、およびダバオ・デル・ノルテ州カルメン町の生産農家聞き取り調査により、高地山間部の森林管理地域農村、先住民民族居住地農村における小規模零細農家が直面する課題を明らかにする。また同州ニューコレリヤ町におけるミニ・プランテーションによる生産の現況を紹介する。

第4章においては、筆者がこれまで調査した他の熱帯作物との比較により生産農家自立の条件を明らかにし、引続き第3章で明らかにされた苦境に直面しているコーヒー生産農家の自立に向けた対応策が如何に展開されているかを述べる。最初に、調査事例に対し現在の生産システムを否定的に捉えて活動を展開するNGOが取り組むフェアトレード活動を明示する。次いで現在の生産システムの一部であるプランテーション方式を修正した新たな生産モデルとしてアグリビジネスを導入の包括ビジネスモデルを提示する。

終章においては、本稿の結論としてコーヒー生産に従事する高地生産農家の自立達成にむけた要件として、フェアトレードあるいは包括ビジネスモデルにおいて重要となる高地生産農家における市場アクセ道路建設などハードインフラの整備、および技術指導による生産増加、所得増大をもたらすソフトインフラの役割を明らかにする。

第1章 フィリピンにおけるコーヒー生産

第1節 コーヒー生産の特徴

(1) 低迷する国内生産

国別のコーヒー豆生産は2013年にブラジルが296万4538トン(世界生産の

33.2%)と最大で、これにベトナムの146万1000トン(同16.4%)、インドネシアの69万8900トン(同7.8%)が続く、フィリピンは7万8364トン(同0.9%)と少ない(表1)。

また、輸出を見ると2012年には、対企業財政支援策を導入しコーヒー輸出を奨励してきたベトナムが173万2156トン(世界輸出の24.2%)と最大で²、次いでブラジルが150万3713トン(同21.3%)に達し、フィリピンは45トンであり輸出余力はない(表2)。

加工豆基準で見ると、フィリピンにおける13年の国内供給は4万7152トンであり、うち生産は2万2018トン、輸入は2万5136トンと供給の53.3%に達し生産不足を輸入で補っている(表3)。この10年間の生産推移をみても05年の2万9637トンをピークに減少の一途なのである。

(表1)

世界のコーヒー(豆)生産・上位10カ国(2011—2013年)

国 別	2011		2012		2013	
	生産量 (トン)	構成比 (%)	生産量 (トン)	構成比 (%)	生産量 (トン)	構成比 (%)
ブラジル	2,700,540	34.5	3,037,534	33.0	2,964,538	33.2
ベトナム	1,276,505	15.2	1,565,400	17.0	1,461,000	16.4
インドネシア	638,600	7.6	691,163	7.5	698,900	7.8
コロンビア	468,540	5.6	462,000	5.0	693,160	7.8
インド	302,000	3.6	314,000	3.4	318,200	3.6
ホンジュラス	284,347	3.3	343,403	3.7	273,480	3.1
エチオピア	376,823	4.5	275,530	3.0	270,000	3.0
ペルー	331,547	3.9	314,471	3.4	256,241	2.9
グアテマラ	265,406	3.2	272,668	3.0	253,186	2.8
メキシコ	237,056	2.8	246,121	2.7	231,596	2.6
フィリピン(参考)	88,526	1.1	88,943	1.0	78,364	0.9
タイ(参考)	42,934	0.5	41,461	0.5	50,000	0.6
マレーシア(参考)	15,064	0.2	10,427	0.1	16,608	0.2
世界生産合計	8,394,802	100.0	9,209,760	100.0	8,920,839	100.0

(出所) FAOSTAT.

(表 2)

世界のコーヒー(豆)輸出・上位10カ国(2010—2012年)

国 別	2010		2011		2012	
	生産量 (トン)	構成比 (%)	生産量 (トン)	構成比 (%)	生産量 (トン)	構成比 (%)
ベトナム	1,217,868	17.4	1,256,400	18.7	1,732,156	24.2
ブラジル	1,791,064	25.7	1,791,207	26.6	1,503,713	21.3
インドネシア	432,781	6.2	346,092	5.1	447,064	6.3
コロンビア	410,493	5.9	433,646	6.4	396,365	5.5
ドイツ	328,464	4.7	348,584	5.2	370,930	5.2
ホンジュラス	215,314	3.1	252,928	3.8	317,247	4.4
ペルー	229,654	3.3	293,638	4.4	256,468	3.6
グアテマラ	235,410	3.4	261,775	3.9	226,704	3.2
インド	177,926	2.5	231,087	3.4	216,703	3.0
エチオピア	211,840	3.0	159,135	2.4	203,652	2.8
フィリピン(参考)	20	0.0	7	0.0	45	0.0
タイ(参考)	320	0.0	720	0.0	1,969	0.0
マレーシア(参考)	1,099	0.0	1,318	0.0	1,343	0.0
世界生産合計	6,981,894	100.0	6,727,923	100.0	7,146,779	100.0

(出所) FAOSTAT.

(2) 主産地はミンダナオ

コーヒー生豆の生産を地方別にみると、2013年にはミンダナオにおけるコーヒー豆生産は5万9563トン(全国生産の75.7%)に達し主産地である、このうち地方別ではSOCCSKSARGENが2万8891トンと第1位で、次いでダバオ地方が1万2388トンで全国第2位である。両地方で全国生産の52.4%占めている。これらに対し、伝統的なコーヒー生産地のルソン島カビテ州は3998トン、同じくカリंगा州は3698トンと現在でもコーヒー生産を継続している(表4)。

しかしながらここで特徴的なのは、ミンダナオでの生産は2005年のピークに比較して13年には24.7%も減少している事実である。これは後述のように

(表3)

フィリピンにおけるコーヒー(加工豆)需給(2003-2013年)

区分	(単位：トン)										
	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
供給											
生産	29,789	28,802	29,637	29,146	27,406	27,280	27,001	26,470	24,787	24,904	22,018
輸入	25,009	9,799	25,204	9,419	22,280	18,154	24,434	21,907	20,362	31,043	25,136
供給：総計	54,798	38,601	54,841	38,565	49,686	45,434	51,435	48,377	45,149	55,947	47,154
需要：輸出	172	125	56	131	16	18	0	20	2	4	2
純供給	54,626	38,476	54,785	38,434	49,670	45,416	51,435	48,357	45,147	55,943	47,152
需要：											
飼料・廃棄物	3,278	2,309	3,287	2,306	2,980	2,725	3,086	2,901	2,709	3,357	2,829
加工	12,564	8,849	12,601	8,840	11,424	10,446	11,830	11,122	10,384	12,867	10,845
需要総計 および純総食需要	38,784	27,318	38,897	27,288	35,266	32,245	36,519	34,334	32,054	39,719	33,478

(出所) Philippine Statistics Authority.

コーヒー価格の低迷による農家の他の作物への転作が続いたことによる。

一方、SOCCSKSARGENのスルタン・クダラート州のみが03年に比較し13年に73.2%増となっている。これは農業省がスルタン・クダラート州における1万3000haを新規プランテーション開発で可能であるとし、このほかの州におけるコーヒー樹のリハビリテーション、コーヒー樹の植替えなどを加えて2015年までに1億ペソから2億ペソを投下するとしている³。しかしながらその実態は不明である。

(3) 主力品種は2点で高地生産

フィリピンで生産のコーヒーには、アラビカ種、ロブスタ種、エクセルサ種、リベリカ種の4種類がある。このうち主力品種はロブスタ種とアラビカ種で、ロブスタ種はインスタントコーヒーの原料となり、アラビカ種は風味豊かさを特徴とした高級品種でレギュラーコーヒーの原料となる。フィリピンでの生産は、ロブスタ種が69.4%、アラビカ種が23.6%と両方で93.0%である⁴。コーヒー生産の特色はその栽培が高地森林土壌でなされる点である。アラビカ種は標高1200メートルから1700メートル程度⁵、ロブスタ種は200メートルから800メートルが理想的とされている⁶。

(4) 小規模農家による間作が中心

加えてコーヒー栽培は、他作物の間作として生育されることが多い。また樹木作物であるコーヒー生産は労働集約的であり規模の経済が成立せず、プランテーションによる栽培は少なく小規模農家による生産が主流である。したがってフィリピンではその多くが、農地改革による土地分配の対象外となり、高地森林管理、あるいは先住民問題として対処される場合が多い。適用される土地保有形態は、次の4点からなる⁷。

① CBFMA-CSC

低地からの入植者に対しコミュニティを基盤とする森林管理協定(CBFMA)による財産管理契約証書(CSC)が交付される。CBFMAの内部においては協

(表 4) フィリピンにおけるコロヒー(生豆)生産(地方)(2003-2013年)

地方	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
(CAR)コルデイエラ地方	5,766	5,622	6,010	6,345	6,252	5,949	5,700	5,608	5,627	5,673	5,464
うち カリಂಗガ州	3,571	3,505	3,765	4,064	4,021	3,977	3,852	3,803	3,857	3,898	3,698
(I)イロコス地方	71	75	77	84	87	97	105	106	94	85	84
(II)カガヤン・バレー地方	2,087	1,550	677	1,039	1,062	1,079	1,099	1,040	1,012	812	766
(III)中部ルソン地方	1,777	1,707	1,626	1,533	1,590	1,672	1,705	1,768	1,698	1,698	1,705
(IV-A)カラバルソン地方	12,952	12,323	10,806	10,275	8,818	9,131	9,084	8,764	5,549	8,508	5,237
うち カピテ州	7,636	7,649	7,259	7,515	6,800	7,228	7,218	7,000	4,022	7,085	3,998
(IV-B)ミマロバ地方	213	203	202	204	206	207	204	204	199	193	183
(V)ビコール地方	496	418	381	366	339	339	334	336	327	331	325
(VI)西部ビサヤ地方	6,240	6,335	6,095	6,004	5,834	5,733	5,902	5,625	5,915	5,694	4,938
(VII)中部ビサヤ地方	741	718	585	364	313	295	250	213	234	239	235
(VIII)東部ビサヤ地方	221	216	212	206	197	246	226	212	201	192	168
ミンダナオ 小計(IX~ARMM)	75,816	73,693	79,167	77,664	73,182	72,671	71,819	70,653	67,666	65,445	59,562
(IX)サンボアンガ半島	1,347	1,356	1,371	1,367	1,337	1,313	1,262	1,202	1,022	993	961
(X)北部ミンダナオ地方	6,201	6,108	6,037	6,292	6,287	6,203	6,016	5,956	5,858	5,225	5,334
(XI)ダバオ地方	33,162	30,586	29,766	28,839	24,466	24,066	23,632	22,681	20,465	18,945	12,388
内 コンボステラ・バレー州	16,050	13,927	13,068	12,449	11,726	11,797	11,763	11,014	9,867	8,596	2,210
ダバオ・デル・スル州	5,530	5,400	5,352	5,230	5,152	5,064	5,087	4,760	4,803	4,830	4,854
ダバオ・デル・ノルテ州	1,288	1,288	1,251	1,210	1,175	1,150	1,130	1,134	1,144	1,156	1,133
ダバオ・オリエンタル州	1,698	1,692	1,682	1,659	1,618	1,604	1,568	1,546	1,152	1,480	1,436
(XII)SOCOSKARGEN	19,875	20,814	27,187	27,047	27,123	27,021	27,553	27,761	27,423	27,868	28,891
内 スルタン・ケダラット州	13,597	14,882	20,037	20,759	21,526	21,897	22,410	22,789	22,354	22,709	23,562
(XIII)カラガ地方	4,291	4,312	3,849	3,119	3,115	3,147	2,619	2,251	2,007	1,786	1,497
(ARMM)ムスリム・ミンダナオ自治地域	10,940	10,517	10,957	11,000	10,843	10,921	10,737	10,802	10,889	10,628	10,491
内 マギンダナオ州	3,186	3,170	3,648	3,649	3,359	3,362	3,369	3,363	3,355	3,369	3,358
スル州	4,752	4,825	4,829	4,839	4,941	5,092	4,910	5,050	5,186	4,985	4,910
全国	106,388	102,865	105,847	104,092	97,876	92,427	96,432	94,536	88,526	88,943	78,633

(単位：トン)

(出所) Philippine Statistics Authority.

同組合委員長が個人保有権を各耕作者に発効する。有効期間は更新可能25年で、個人の保有限度は5haとされている。環境天然資源省(DENR)の所管。

② CADC-IP's

大統領府の国家先住民委員会(NCIP)の管理下にあり、先住民族(IPs)に対し先祖伝来の土地権利証書(CADT)が交付さる。個人の保有限度に関する規定はない。

③ CARP-ARBs

保有限度が上限3.0haの耕作地で、包括的農地改革計画(CARP)により土地配分を受けた受益農家(ARBs)に対する土地権証書の交付。農地改革省(DAR)の所管。

④ 入植地

保有限度が上限3.0haの耕作地で、ミンダナオ島での入植者に対する耕作地配分。包括的農地改革計画(CARP)による受益農家(ARBs)に対する土地権証書の交付と同様であり、農地改革省(DAR)の所管。

第2章 フィリピンのコーヒー生産とネスレ社

第1節 1960年代にコーヒー生産に進出

フィリピンにおけるコーヒー生産の歴史をネスレ社(Nestlé Philippines, Inc.)の関与という局面から振り返ってみる。フィリピンにコーヒー栽培が導入されたのはスペイン植民地下の1740年にルソン島のバタンガス州リパにおいてであった。その後隣接のカビテ州で種苗栽培が開始された。1880年にはコーヒー輸出はヨーロッパ、アメリカ向けに世界第4位にまで達していた。ところが1894年にはにコーヒー葉病害の蔓延でバタンガス州のコーヒー樹は壊滅してしまった。

ネスレ社製品のインスタントコーヒーが最初にフィリピンに持込まれたのは太平洋戦争の最中1944年10月のアメリカ軍のレイテ上陸に際してとされている⁸。戦後の国内の飲用拡大に対応すべくネスレ社は1962年に首都圏に近い

アラバン、モンテンルパにフィリピン産コーヒー豆を原料とするインスタントコーヒー製造工場を操業している。

次いでネスレ社はミンダナオ島のカガヤン・デ・オロに世界水準の近代的加工工場を設置し、本格的なコーヒー製品に着手し、商品名「クラシック」、商品名「デカフェ」、および商品名「スリー・イン・ワン」のインスタントコーヒーに砂糖とクリームを一緒に1袋パックした新製品が製造された⁹。

1980年にはネスレ社によるロブスタ種の高収量品種が導入され、また、国際コーヒー機構(International Coffee Organization: ICO)に正規加入し増産に向けた素地が整った。かくして1989年にはコーヒー農地は13万haに達した。しかしながらこれをピークとし、2006年には7万5000haにまで減少した。この理由として、政府支援の不足に加えて、コーヒー価格の世界的下落があった¹⁰。

第2節 ネスレ社は民間の投資誘致を奨励

フィリピンではプランテーションによるコーヒー栽培が少ないこと、高地小規模農家が生産に携わっていることから生産性が低く、国内供給分を輸入に依存している現実がある。これでは先行きの見通しは出来ない。ネスレ社はコーヒー生産にコーヒー産業に民間企業、民間団体の参入が奨励すべき課題であるとし、コーヒー部門に対する民間投資の誘致が重要であると認識するに至ったのである。

近年に至り、この目的のため、ネスレ社は2010年に「ネスカフェ・プラン」(副題: コーヒーにおける共有価値創出するためのネスカフェの誓約)を策定している。ネスレ社が長期的に成功するには、株主と帰属するコミュニティが価値創出が必要とされるとしている¹¹。そして民間部門の参加を促すためにも政府の支持が必要となったのである。

「ネスカフェ・プラン」はさらに進行し、2011年にネスレ社は農業省、農地改革省、環境天然資源省からなる主要政府組織(National Convergence Initiative: NCI)との覚書を交換している。覚書の目的は、コーヒー産業発展に向けた技術・商業協力、研究交換を盛り込んだ共同プログラムの策定であり、

これにはコーヒー豆生産、流通、コーヒー農園修復、コーヒー種苗園設置を含むとしている。

具体的には、NCI、すなわち政府は、土地、中央政府、地方政府による支援のリンクおよび必要な用地を提供するとし、一方のネスレ社は技術、訓練指導を提供する。このためネスレ社はルソン、ビサヤ、ミンダナオの3地方に各1ヶ所の総合コーヒーセンターを政府提供の土地に建設し、各センターは試験農場を収容し、原種生育園、種苗生育園を含むとした¹²。

「ネスカフェ・プラン」が参入を誘致するのは、土地所有者あるいは会社・団体・協同組合によるコーヒー生産への投資である¹³。

第3節 ネスレ社による生産と輸入の支配

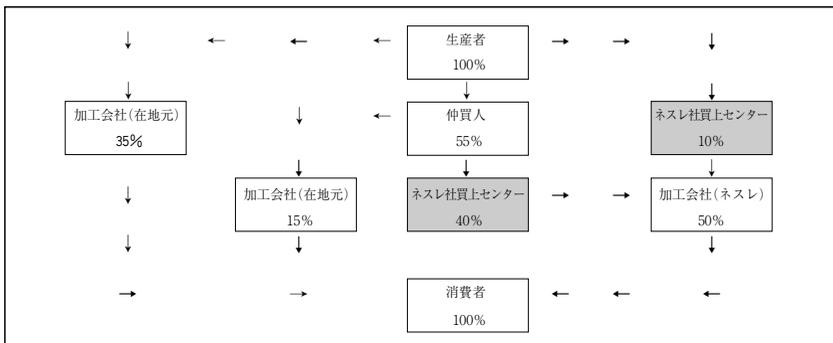
ネスレ社によるコーヒー産業への関与は、結果として生産と輸入の両面におけるネスレ社のコーヒー産業支配に連動している。

まず生産に関しては、フィリピン農業省の調査によると、ミンダダナオにおけるコーヒー生産の50%、ロブスタ種に限るとその80%をネスレ社の買上ステーションが集荷している(図1)。

ネスレ社の買上ステーションは全国で9箇所、うちミンダナオでは5箇所設置されており仲買人、あるいは生産農家から直接買上げる¹⁴。この場合の

(図1)

ミンダナオにおけるコーヒーの流通



(出所) Burguis, *Value Chain Analysis and Competitiveness Strategy: Green Coffee Bean in Mindanao*. P.35.

仲買人はネスレ社のパートナー仲買人と位置づけられており、買上価格は世界市場価格を参考としネスレ社が週2回提示するとしている¹⁵。

ネスレ社はロブスタ種苗木の農民への頒布を目的とした種苗農場の運営もしており、ミンダナオのブキドノン州で12.5ha、ダバオ・デル・ノルテ州で4.0haの演習農場を運営し(写真1)、農業省、地方政府に対しコーヒー苗木を頒布している¹⁶。これが生産農家の手に渡るのである(写真2)。

また、輸入に関してもネスレ社の役割が明らかになっている。輸入業者別に2013年の輸入数量をみると、第1位はネスレ社で全体の50%に達している(表5)。ネスレ社のフィリピンにおける主たる輸入相手先は東南アジアのベトナム、インドネシアであり、同じ熱帯アジアの国からコーヒー豆を輸入しているのである¹⁷。

以上総合すると、ネスレ社はフィリピンにおけるコーヒー生産、輸入の約50%を支配しているのである。



(写真1) ネスレ社によるコーヒー栽培試験農場(タグムにて) (出所) 筆者撮影、以下同じ。



(写真2) 小生産農家に配付されたコーヒー苗木(マラグサンにて)

第3章 コーヒー生産農家をめぐる現況

フィリピンにおけるコーヒー生産の現況を主産地ミンダナオにおける実地

(表5)

フィリピンにおけるコーヒー輸入会社 (2010年)

順位	会社名	輸入量 (kg)	構成比 (%)	分類	備考
1	Nestle Philippines Inc.	9,422,893	50.0	Instant coffee	
2	Univewrsal Robinal Corp.	7,467,514	40.0	95 % Instant coffee	
3	Commonwealth Foods Inc.	977,928	5.0	Instant coffee	
4	Island Mart Philippines Inc.	222,174	1.2	Trader	Seattle Best
5	Gourmet Farms Inc.	183,600	1.0	Coffee services	Gourmet Coffee
6	Negros Coffee & Grain Milling Inc.	124,076	0.7	3 % Trader	Negros Coffee
7	Boyd Coffee Company (Philippines) Inc.	72,000	0.4	Coffee Services	Boyd Coffee
8	Conlins Coffee World Inc.	70,606	0.4	Coffee Services	Conlins Coffee
9	Edmark Products LTD CO	53,804	0.3		
10	Decouverte Trading Corporation	38,900	0.2	Coffee Services	
11	Bean Central Roastery Inc.	36,300	0.2		
12	The Real American Doughnut Co. Inc.	22,185	0.1	Donut	Krispy Kream
13	Rustan	22,042	0.1	1.1 % Coffee bistro	starbuck
14	Wonder Corp.	20,000	0.1		
15	Bacchus International Inc.	11,227	0.1		
16	Sea Twister Trading	10,078	0.1		
17	DDG Trading	9,500	0.1		
18	Trieste Distributors Inc.	6,414	0.0		
19	SYSU Internatuonal Inc.	4,990	0.0		
20	Wine Warehouse Corp.	4,701	0.0		
21	Montbrook General Merchandise	4,384	0.0		
22	E-Blue Holdings & Trading Corp.	4,383	0.0		
23	Romars Manufacturing	2,871	0.0		
24	Aviver International Corp.	320	0.0		
25	Anchprage Identure Import Export	299	0.0		
26	Stores Specialists Inc.	201	0.0		
27	Noble Life International Philippines Inc.	80	0.0		
28	Greenmac Overseas Enterprise Corp.	30	0.0		
29	Philippines Food Service Group Corp.	22	0.0		
30	Jaric Marketing Inc.	10	0.0		
31	Nannini's Caffee & Snack Bar	6	0.0		
32	Animus International Corp.	3	0.0		
33	S & L Fine Foods Inc.	1	0.0		
	計	18,793,541	100.0		

(出所) Philippine Coffee Board.

調査によってみる。調査対象地は、ダバオ地方コンポステラ・バレー州のマラグサン町、および同地方ダバオ・デル・ノルテ州のカルメン町とニューコレリャ町である(図2)。

第1節 コンポステラ・バレー州の高地生産農家

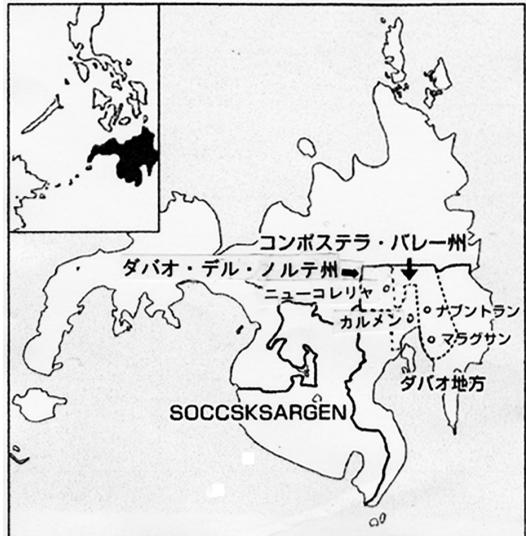
コンポステラ・バレー州の州都ナブントランから1時間半の山道を入った先に所在するマラグサン町で、人口は2013年推定で5万6855人、バナナ農地が4500ha、次いでコーヒー農地が2901haとなっており、マラグサンの主産物はバナナである¹⁸。

(1) 森林地帯の零細農家が直面する課題

① 低投入・低算出

ロブスタ種コーヒー農家8世帯からの聞き取りの結果明らかになったのは、その全員が「コミュニティを基盤とする森林管理協定」(CBFMA)の規定を受けた財産管理契約証書(図2)ミンダナオ島全図

(CSC)の交付を受けており、女性自立町連合(Municipal Council of Women Building: MCWB)を結成している点である。コーヒーの平均作付面積は0.28haと零細規模で、個々の作付面積は0.25haから0.50haまでであり、平均年間生産は16.6kg(59.1kg/ha)と少ない(表6)。これは標準的生産量である1000kg/haの20分の1に過ぎない。聞き取りによるといずれの農家も苗はマ



(出所) 著者作成。

(表6)

マラグサンにおける農家聞き取り
(2015年3月10日)

生産農家	作付面積 (ha)	農場の場所	生産量 (kg/年)	売渡価格 (PhP/kg)	仲買人 (バラングイ)
M1	0.25	Tupas	15	60.00	Sumambot
M2	0.50	Tupas	11	60.00	Sumambot
M3	0.25	Tupas	16	68.00	Colina
M4	0.25	Tupas	12	68.00	Colina
M5	0.25	Tupas	6	70.00	Colina
M6	0.25	Tupas	15	70.00	Colina
M7	0.25	Tupas	12	70.00	Colina
M8	0.25	Tupas	46	68.00	Colina
合計	2.25		133		

(出所) Municipal Council of Women Building における聞き取り。

ラグサン町当局から支給されるものの肥料・農薬投入は殆んどない粗放農法であることが分かる(写真3)。平均年間収入も1108ペソ(16.6kg/ha×66.75ペソ/kg)(3944ペソ/ha)とかなり低い。聞き取りではすべての農家がコーヒー以外には生存食料として食用トウモロコシを栽培している。

MCWBの生産農家は、コーヒー生産に関する現状の課題として、コーヒー農業を維持するために必要な農業投入財が不足しており、政府、民間からの資金援助が必要とされているとしている。また、コーヒー豆買上価格が低く、かつ不安定であると指摘していた。



(写真3) 小規模零細農家によるロブスタ種
コーヒー栽培の様子 (マラグサンにて)

② 高地生産農家ではバナナへの転作が続く

今回調査で明らかになったのは、MCWB農家は直面する課題に対する手立てがなく、現況に甘んじている点である。その背景には、他作物への転作が

できなかった事実があった。すなわち、2004年のコーヒー豆価格下落に際して低地ではバナナへの転作農家が続出した。この背景には、低地ではバナナ栽培用土地リースの蔓延があった。リース料は1万5000ペソ/haで、これはコーヒー売渡し収入をはるかに上回ったのである。しかしながら調査農家ではリース貸付がなかった。高地はバナナ生産に不向きでコーヒー栽培が継続されたからである。

③ 町長一族の仲買支配と協同組合の不在

コーヒー豆の売渡し価格が不安定、あるいは低いとの現状に関しては、調査地区ではコーヒー生豆の売渡し先が限定されているという基本課題がある。すなわち、マラグサン町におけるコーヒー仲買人は3人であり、そのうちの1人は同町のM・コリーナ市長である。また娘のF・コリーナは副市長でもある。同市長は、仲買人から成り上がった人物で、一族が地元政治を支配している。このことは仲買人の買上価格に影響してくる。本来は、ネスレ社の示した世界市場価格を基準にした価格で買上げるが、実際には農家から買上げたコーヒーを他の仲買人に売り、それがネスレ社買上ステーションに搬入される。コーヒー転がしの横行である。地元政界支配の背後にコーヒー利権が暗躍する構図が見えてくる。

コーヒー生産の環境改善には仲買人の排除のため協同組合事業が必要であるが、同町の既存の2協同組合¹⁹はバナナ生産者の協同組合に転換しており、コーヒー生産農家の協同組合はない。

④ 農地改革受益農家は高投入・高産出

同じマラグサンでの生産農家Qは3.0haを農地改革計画受益者(CARP-ARBs)として保有している。このうち2.0haをコーヒー栽培に当てている。ロブスタ種で生産高は2000kg(1000kg/ha)に達し、純収入は14万8590ペソ(7万4295ペソ/ha)である。単位面積当たりでは、前述のMCWB組合員農家による純収益の18倍近くとなっている。これは肥料、農薬を投入し、また労

働投入も適量なされているためである。また、利益率は78.6%であり、コーヒーの標準的利益率である70%を上回っている²⁰。このことは、生産農家Qが分配された土地代年賦支払のため収量増大をはかっているためである。さらに、売渡価格はロブスタ種であるが、94.5ペソ/kgと高めである(表7)。これは生産物の品質が良好なため仲買人の買取単価が高めに設定されているからである。

第2節 ダバオ・デル・ノルテ州の生産農家

ダバオ市北部に隣接するダバオ・デル・ノルテ州におけるコーヒー生産の現況をみる。ダバオ・デル・ノルテ州は、バナナ生産州として人口に膾炙されてきた。このバナナ生産に不適格な山間部でコーヒー栽培が営まれている。以下は同州カルメン町とニューコレア町における聞き調査の結果である。

(1) カルメンにおける農地改革受益農家

① 協同組合加盟の生産農家

ダバオ・デル・ノルテ州カルメン(町)におけるコーヒー生産農家を構成員とする、多目的農業協同組合(Carmen Agricultural Multi-purpose Corporative: CAMC)が存在している。

CAMCは2007年結成され同年に協同組合開発庁(Cooperative Development Authority: CDA)に登録されている。農地は45haで88組合員に分筆されCARPにおける個別土地権利証書(Individual CLOA)が交付されている受益農家(CARP-ARBs)である。うち25haがコーヒー、10haが野菜、残りの10haがバナナを栽培している。

コーヒー栽培に関してはロブスタ種で、これ以外にも非組合員の15農家が13.75haでコーヒー生産に従事している。ここで特徴的なのは、協同組合員ではありながら生産したコーヒー豆は仲買人に直接売却し、CAMCが買上げるわけではないとの点である。多目的協同組合であり組合員から買上げること

(表 7)

コーヒー生産農家収支 (2015年3月10日)
(コーヒー生産農家Q、コンボステラ・バレー州マラガン)

区分	支 出	取 入	備 考
コーヒー生産 (2.0ha) (1)	(種苗) 投入財購入に含まれる。 (肥料) 混合 (46-6-0) 3袋/ha×2.0ha×PhP 920/袋=PhP 5,520 混合 (80-40-6) 2袋/ha×2.0ha×PhP 1,500/袋=PhP 6,000 Calcium 93 2袋/ha×2.0ha×PhP 1,350/袋=PhP 5,400 (農薬) Cyper Matrim Magnom 1l/ha×2.0ha×PhP 360/袋=PhP 720 Dithine 2kg/ha×2.0ha×PhP 480/kg=PhP 3,840 Growmore 2kg/ha×2.0ha×PhP 220/kg=PhP 880 Harbiciul 1galon/ha×2ha×PhP 1,400/gallon=PhP 2,800 投 入 計 PhP 25,160 (労賃) 整地 5人・日/ha×2.0ha×PhP 200=PhP 2,000 移植 5人・日/ha×2.0ha×PhP 200=PhP 2,000 除草 10人・日/ha×2.0ha×PhP 200=PhP 4,000 枝前 1人・日/ha×2.0ha×PhP 200=PhP 400 散布 1人・日/ha×2.0ha×PhP 200=PhP 400 施肥 1人・日/ha×2.0ha×PhP 200=PhP 400 収穫 4人・日/ha×2.0ha×PhP 200=PhP 1,600 乾燥 3人・日/ha×2.0ha×PhP 200=PhP 1,200 断裁 (機械) PhP 2.50×1,000kg=PhP 2,500 選別 20kg/人/日×2人×12.5日×1.50PhP/kg=PhP 750 労 賃 計 PhP 15,250 支出合計 PhP 40,410	1,000 kg/ha×2ha×PhP 94.5/kg = PhP 189,000	CARP-ARB
	純収入 PhP 148,590 (PhP 74,295/ha)	収入合計 PhP 189,000	

(注) (1)所有農地は全部で3.0haであり、うち1.0haは米作。ほかにキヤベンデンイシユ・バナナ栽培農地2.7haを所有している。
(出所) 生産農家聞き取り。

はしていないのである。

聞取りを実施したのは18農家であり、総作付け面積は11.25haで平均作付け面積は0.625haと小規模である。平均収量は81.1kg (129.8kg/ha) と前節のマラグサンの高地生産農家の1ha当り収量に比較すると約2倍である。年間収入は6032ペソ (81.1kg/ha×74.38ペソ/kg) (9654ペソ/ha) となる。しかしながら個別にみると収量にはばらつきがあり、300kg/haの生産農家は1農家、250kg/haが1農家あるものの標準的生産高の1000kg/haに達していない(表8)。しかしながらこれらの2農家の場合には、肥料、農薬の投入財がある。ところが他の16農家では低投入のままであった。

生産物は調査事例では仲買人2人が買取っている。調査に対して明らかになったことは、CARP-ARBsであることから土地銀行(LBP)への土地代金年賦返済のため、現金収入を必要としており、バナナ、カカオなどの高付加価値作物への転作農家が多い現実があった。これはまた政府、民間によるコーヒー農家に対す支援が不十分な結果であるといえる。

(2) ニューコレリャにおける契約栽培

① 会社経営のコーヒー生産農園は高投入・高産出を達成

第2章第2節においては、高地生産農家における低収量生産に対するネスレ社の対応として民間企業、民間団体のコーヒー生産への参入を促すべく、「ネスカフェ・プラン」を発足していることを述べた。この「ネスカフェ・プラン」の枠組でコーヒー生産に着手した企業が以下の生産会社Rである。

ダバオ・デル・ノルテ州の山村ニューコレリャ(町)の標高300メートルに生産会社Rのコーヒー農園がある。現在10haの農業労働者21人が就労している、いわばミニ・プランテーションの形体をなしている。苗植付けは、左右および前後が等間隔に位置し、小規模生産農家の粗放農業の植樹とは決定的な差異があることが分かる(写真4)。

生産会社Rは個人地主であり会社組織により、ネスレ社とのロブスタ種の契約栽培をしている。基本的な条件である売渡価格は、その都度、ネスレ社

(表 8)

カルメンにおける農家間取り
(2015年3月11日)

生産農家	作付面積 (ha)	農場の場所	生産量 (kg/年)	売渡価格 (PhP/kg)	仲買人 (バランガイ)
C1	1.00	Carmen	300	78.00	Rosa Tan
C2	0.25	Carmen	5	78.00	Rosa Tan
C3	0.25	Carmen	18	70.00	Manuel Te
C4	1.25	Carmen	300	77.00	Manuel Te
C5	1.00	Carmen	100	70.00	Manuel Te
C6	0.25	Carmen	60	70.00	Manuel Te
C7	1.00	Carmen	60	74.00	Manuel Te
C8	0.50	Carmen	20	75.00	Manuel Te
C9	0.25	Carmen	54	82.00	Manuel Te
C10	0.50	Carmen	10	70.00	Manuel Te
C11	0.25	Carmen	75	76.00	Manuel Te
C12	1.00	Carmen	250	60.00	Manuel Te
C13	0.50	Carmen	55	80.00	Manuel Te
C14	0.25	Carmen	6	74.00	Manuel Te
C15	0.75	Carmen	80	83.00	Manuel Te
C16	0.50	Carmen	20	80.00	Rosa Tan
C17	1.00	Carmen	38	72.00	Manuel Te
C18	1.00	Carmen	10	70.00	Manuel Te
合計	11.25		1,461		

(出所) Carmen Agricultural-Mult-Purpose Cooperativeにおける間取り。

買付センターからメール信で連絡あるとしたが、具体的な価格、あるいは価格算定式などは詳らかにされなかったが、仲買人を排除している。一方、企業側にとっての利点はネスレ社による生産物の買付保障であるとしている。

ネスレ社からは苗を12ペン/株で有料購入しており、生



(写真4) 生産会社Rの農園では左右、前後が等間隔で植樹される (ニューコレリヤにて)

産技術指導を同社から受けている。

生産会社Rの所有地は全部で56haであり地主2人が所有し、26haがコーヒー栽培用で、うち10haが3年前から果実を収穫しており、残りの16haは成育中である。初年度は200kg/ha、次年度は400kg/ha、3年目は最大平均で1667kg/haになるとし、これはネスレ社の技術指導によるとしている。

2014年の収量は1万6670kg(1667kg/ha)で純収益は111万2716ペソ(11万1271ペソ/ha)となっている(表9)。収入が大きくなったのは、単位面積当たり収量が1667kg/haにまで増大したことによる。これは高投入・高産出を達成できたことに起因する。ネスレ社による技術指導の成果である。利益率は69.5%と標準的利益率70%に近い。

しかしながらここで残された課題は、コーヒー生産がミニ・プランテーションで働く21人の農業労働者によってなされているという現実である²¹。

第3節 小括

本章第1節、第2節で述べたように、フィリピンにおけるコーヒー生産の担い手である高地生産農家が直面する局面は厳しいものがある。CBFMA-CSCである小規模農家による低い生産性は低収入をもたらしている。これは低投入・低産出に起因する。加えて、生産物の価格設定は不透明で、かつ限定された仲買人が支配する。その仲買人は生産物をネスレ社の集荷センターに納入するという構図がある。仲買人排除、買付価格透明性確保には協同組合の活動が不可欠であるが、調査事例ではコーヒー生産農家の協同組合の形成はなく、生産農家の自立は難題に直面している。

一方、CARP-ARBsであるコーヒー生産農家の中には、高投入・高産出を意識した営農方式を導入する意欲的農家がある。しかしながら肥料・農薬の投入がない低投入・低産出の農家にとっては、土地銀行(LBP)への土地代年賦のためバナナ、カカオなど他の高付加価値作物に転作する事例もある。これにはCARP-ARBsであるコーヒー生産農家に対する政府、民間部門による営農支援が求められている。

(表9)

コーヒー生産企業収支 (2015年3月11日)
(コーヒー生産会社R、ダバオ・デル・ノルテ州ニューコレリヤ)

区 分	支 出	収 入	備考
コーヒー生豆 (10.0ha) ⁽¹⁾	<p>(種苗) PhP 12.0×1,667本=PhP 20,004 (技術指導込み) (肥料) Urea (46-0-0) 5袋/ha×10.0ha×PhP 1,200/袋=PhP 60,000 Ammonium (16-20) 2袋/ha×10.0ha×PhP 1,200/袋=PhP 24,000 Potash (00-60) 5袋/ha×10.0ha×PhP 1,400/袋=PhP 70,000 (農薬) Lorsban 1袋 (500ml)/ha×10.0ha×PhP 450/袋=PhP 4,500 Karate 1袋 (500ml)/ha×10.0ha×PhP 450/袋=PhP 4,500 Dizes 1袋 (500ml)/ha×10.0ha×PhP 600/袋=PhP 6,000 Conjuicide 1袋 (250g)/ha×10.0ha×PhP 100/袋=PhP 2,500 Pongran 1袋 (250g)/ha×10.0ha×PhP 1,200/袋=PhP 12,000 Hercide 1 gallon/ha×10.0ha×PhP 1,200/gallon=PhP 12,000 Glyner 1 gallon/ha×10.0ha×PhP 1,200/gallon=PhP 12,000 投 入 計 PhP 227,504</p> <p>(労賃) 整地 10人・日/ha×10.0ha×PhP 150=PhP 15,000 採掘 3人・日/ha×10.0ha×PhP 150=PhP 4,500 穴掘 (請負) 1,667穴/ha×PhP 5.0×10ha=PhP 83,350 移植 10人・日/ha×PhP 150×10ha=PhP 15,000 散布 5人・日/ha×10.0ha×PhP 150=PhP 7,500 枝剪 5人・日/ha×10.0ha×PhP 150=PhP 7,500 散布 5人・日/ha×10.0ha×PhP 150=PhP 7,500 除草 5人・日/ha×10.0ha×PhP 150=PhP 7,500 発芽選別 3人・日/ha×10.0ha×PhP 150=PhP 4,500 蒺藜 5人・日/ha×10.0ha×PhP 150=PhP 7,500 收穫 (請負) PhP 5.0/kg×1,667kg×10.0ha=PhP 83,350 乾燥 20袋/7日×PhP 150=PhP 3,000 輸送 8袋/時間×3時間×PhP 150×=PhP 3,600 選別 2,000kg×PhP 5.00=PhP 10,000 梱包 2人・日×PhP 150/人=PhP 300</p> <p>労 賃 計 PhP 260,100</p>	1,667kg/ha×10ha×PhP 96/kg=PhP 1,600,320	
	支 出 計 PhP 487,604	収入合計 PhP 1,600,320	
	純収入 PhP 1,112,716 (PhP 111,271/ha)		

(注) (1)所有農地は全部で56ha (2地主が所有) であり、うち26haがコーヒー生産。コーヒー生産は10haが生産可能樹で、26haが生育中。コーヒー栽培には地元農家から21名が農業労働者として就労中。
 (出所) 営農管理者から聞き取り。

こうした状況を克服すべく、ネスレ社が推奨するのが「ネスカフェ・プラン」による民間投資によるコーヒー生産農園における契約栽培である。その結果仲買人を排除できた。ネスレ社による技術指導もあり、高投入・高産出が達成でき、こ収入増も可能となった。しかし同時にこれは農業労働者の動員というミニ・プランテーションという近代的営農を必要を意味する。

第4章 生産農家の自立に向けた対応策

第1節 他の熱帯作物との事例比較

第3章で事例調査から明らかになったような生産農家自立に向けた主たる課題は、生産物売渡価格の決定方式、仲買人の排除、協同組合の存在とその役割への対応となる。

ところがこれらの課題とその対応は、生産される作物の種類、製品の性質によってことになってくる。筆者調査によるフィリピンにおける商品作物であるバナナ²²、アブラヤシ²³、黄色トウモロコシ²⁴、タバコ²⁵の作物ごとの生産組織、売渡価格、仲買人の関与などの特徴を、コーヒー生産の事例と比較し、コーヒー生産農家自立への道程を考察する(表10)。

まず生産組織に関しては、バナナ、アブラヤシ、黄色トウモロコシの生産農家の多くは個別生産農家であり、包括的農地改革計画の受益農家である。また、タバコについては元来が小規模の自作農家である。しかしながら、アブラヤシ生産の場合には、集合土地権利証書の交付を受けた生産農家が構成する協同組合によるプランテーションの生産管理事例もある²⁶。コーヒーについてみるとその生産組織は高地小規模農家であるから、個別生産農家がほとんどで、例外的に10.0haの会社農場のミニ・プランテーションがある。

売渡価格では透明性が高いのは、アブラヤシの場合で、栽培契約で国際市場価格を基礎とする算定式によりペソ建て買付価格が決定される。あるいはタバコのように政府(国家タバコ庁)、生産農民団体、タバコ製品製造会社の三者協議で買上価格を決定し、トレーディング・センターで公示する。

(表10) コーヒーと他の作物との比較

作物とその特性	生産地	生産組織	売渡先	売渡価格	協同組合
コーヒー (高地森林地域、先住民地)	ミンダナオ島 コンボステラ・バレー州	個別生産農家または生産会社	仲買人 →ネスレ社センター	ネスレ社が決定通告	高地には不在、バナナ等に転作
バナナ(1) (腐食し易く、専用船に船積)	ミンダナオ島 ダバオ・デル・ノルテ州	個別生産農家または生産会社 (プラランテーション)	協同組合 →プラランテーション社	バナナ会社と協同組合の合意で決定	協同組合が土地指定の事例
アブラヤシ(2) (製油工場で精製、ドラム缶)	ミンダナオ島 コンボステラ・バレー州	個別生産農家または生産会社 (プラランテーション)	協同組合 →精製会社	栽培契約に規定 (国際価格を算定式に)	多目的協組合事業が活動活発
黄色トウモロコシ(3) (精製所で加工)	ルソン島 イサベラ州	個別生産農家	仲買人 (精製所) (流通インフラで有利)	仲買商と交渉	多目的協組合事業が活動活発
タバコ(4) (厳しい品質検査)	ルソン島 イロコス・スール州	個別生産農家、家族労働の動員	コポイ (仲買人) →トレーディングセンターに搬入	政府、地方政府、業界の3社の合意で決定、公表	不活発

(注記) (1)野沢勝美 (2013) 「フィリピンのバナナ生産と協同組合—農地改革による生産農家自立の構造—」『アジア研究所紀要』第39号 亜細亜大学アジア研究所。
 (2)野沢勝美 (2011a) 「フィリピンのアブラヤシ生産と農民組織—農地改革受益農民による協同組合形成—」『国際関係紀要』第20巻第1・2号合併号 亜細亜大学国際関係研究所。
 (3)野沢勝美 (2006) 「フィリピンにおける黄色トウモロコシ生産と流通—カガヤン・ハレ—地方イサベラ州における協同組合の事例—」『国際関係紀要』第16巻第1号 亜細亜大学国際関係研究所。
 (4)野沢勝美 (2004) 「フィリピンのタバコ産業—政府介入、流通、農家収入の構造—」『国際関係紀要』第14巻第1号 亜細亜大学国際関係研究所。
 (出所) 筆者作成。

仲買人の関与では、市場原理が機能する事例が多い。タバコ葉生産農家は乾燥葉タバコをコボイという町当局から営業免許を取得した仲買人に売渡す事例が多く、この場合にはコボイの間で価格競争がある。バナナの事例では協同組合とプランテーション会社の交渉により決定し契約栽培をするが、その前提として協同組合が組合員からバナナを買上げる。黄色トウモロコシの事例では、仲買人は穀物センターを経営し、直接農民からの買上げが中心である。バナナ、黄色トウモロコシでは栽培契約がありながら農家は第三者に横流し（「棒高跳び」(pole vaulting)）をするケースがある。このこと事体市場原理が機能していることを意味する。

売渡価格で透明性が低いのはコーヒーであり、仲買人の関与がある。生産者が直接仲買人に売渡す事例では、山間部は仲買人が限定されており、仲買人同士の競合関係はなく特定の仲買人独占が続く。また、協同組合の結成は少なく、協同組合が形成されても多目的協同組合で組合員から買上げることはなく、仲買人が価格を支配する。

以上のような事例を前提として、コーヒー生産農家の自立達成に向けてどのような方策がはかられたかを、以下第2節および第3節で述べる。

第2節 NGOによるフェアトレードの役割：現行生産システムに代替する方式

ダバオ地方コンポステラ・バレー州で見るとおり、コーヒー生産は高地零細農家によるものが多い。そして生産されたコーヒー豆の流通は仲買人を経て最終的にネスレ社の買上ステーションに納入される。流通過程で生ずる価格差益は、地元政界の政治資金に転換される。これはコーヒー生産農家に対する仲買人による収奪である。かかる桎梏を解くには現状を否定しあらたな仕組みを構築するほかにないとする立場にたち、登場するのがフェアトレードである。その活動は零細規模生産者が生産した作物をNGOが国内外に中間搾取を排除し販売する取引で、熱帯作物、とりわけコーヒーに顕著である。

(1) 「平和のためのコーヒー」

ダバオ地方におけるフェアトレードの事例として、2008年にダバオで設立されたNGOの「平和のためのコーヒー」を調査した。その基本理念は先住民の自己決定権の達成支援にある。主宰者のフェリシタス・パントハ女史(写真5)によるとコーヒー飲用は人々の争いごとの中断に結実する例に見られるように、山間部の少数民族同士に紛争停止の場を提供するのが主たる目的である。この認識のもとで標高500メートル以上に居住する先住民を対象とし、グローバル水準のアラビカ種コーヒーの生産技術を支援する(写真6)。

既にアラビカ種の生産を開始しており、現在の生産農家は72農家で総面積は144ha、1世帯当たり平均2.0haに達している。ここでの特色は品質向上が生産農家の所得増大をもたらすとする点である。加えて流通組織の簡素化がはかられ、仲買人、加工業者、輸出業者、卸売ブローカー、焙煎業者が排除され、生産農家と最終消費者が直結されている。そして最終的にコーヒー豆はすべて輸出されている、具体例としてダバオ地方で2014年に1080kgを生産しアメリカ向けに輸出し、SOCCSKGENでは10年に600kgをカナダ向けに輸出している。扱ひ量は決して多くないが、小規模生産農家の意識向上に貢献したとして2011年に



(写真5) NGOの「平和のためのコーヒー」を主宰するパントハ女史。背景のポスターにバンサモロ基本法(BBL)支持の文字。



(写真6) 「平和のためのコーヒー」の構内でコーヒー豆選別の指導。

フィリピンの著名なNGO組織の「社会発展のためのフィリピン経営者」(Philippine Business for Social Progress : PBSP) に表彰されている。

「平和のためのコーヒー」の活動において明らかになったのは、生産農家である高地先住民を対象としていること、および最終生産物のコーヒー豆を直接輸出している点である。これらはフェアトレードの原点である。しかしながらこれには限度がある。扱い量が限定されているとの点である。

コーヒー生産農民の自立達成に不可欠である生産システムや売渡価格における透明性確保、協同組合事業による生産・流通活動における組合利益確保、市場開発、技術支援に関してNGOの協力支援が有効である。

(2) 「FARMCOOP」

ダバオ市内にあるNGOのFARMCOOPは、バナナ生産農家を構成員とする協同組合支援などの実績があった²⁷。これまでに蓄積した組織開発支援の技術を背景としてダバオ市のバラングイ(村)・シブランの4500haの山間地にアグロインダストリー・プロジェクトを計画しているものである。

同地域は標高800メートルから1200メートルで、現在は多目的な間作農業が営まれている。同地域の耕作農地600haのうち、300ha利用したアラビカ種コーヒー豆栽培、300haのカカオ豆栽培が計画されている。2014年には生産農家からなる4協同組合が結成、発足している。このうち1協同組合は、先祖伝来の土地(Ancestral Domain)である。

生産されるコーヒー豆は、国内需要向けと輸出向けとしている。ここで特徴的なのは、国内向けはアラビカ種コーヒーでネスレ社向けの生産ではないこと、かつ輸出向けはフェアトレードによるアメリカ向け出荷であるとの点である。

現在直面する最大の課題は、計画地域内におけるインフラの設置である。とりわけ生産物輸送用のトラムライン3本の建設は不可欠としている。このため総額1500万ペソの投資誘致が検討されており、スエーデン政府の出資、アメリカ企業の投資が予定されているとのことである。

第3節 ロッキーマウンテン社による包括ビジネスモデル：現行生産システムの発展的修正

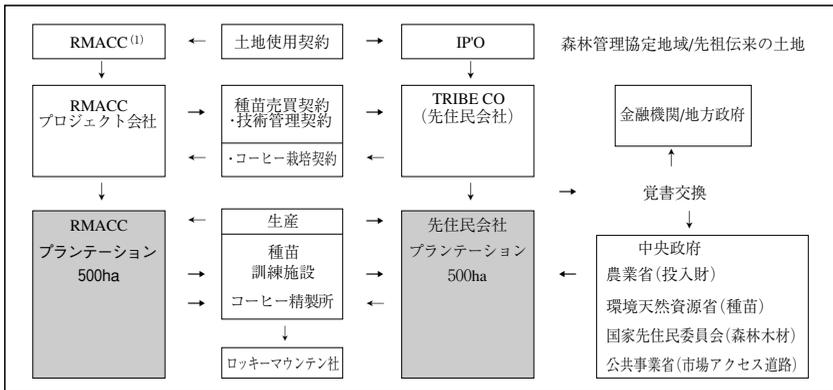
(1) 二つのプランテーションを連結

コーヒーの高地生産農家が直面する課題に、現行の生産システムを否定的に捉え直接に生産農家を支援するフェアトレード方式ではなく、アグリビジネスによる現在の生産システムを前提とした生産モデルが登場した。多国籍企業でコーヒー生産会社のロッキーマウンテン社 (Rocky Mountain Café Inc.) による「ロッキーマウンテン・アラビカコーヒー社包括ビジネスモデル (Rocky Mountain Arabica Coffee Company Inclusive Business Model: RMACC Inclusive Business Model)」(以下、包括ビジネスモデル) がそれで、1000haの森林伐採地区をアラビカ種コーヒーの農地に転換をするとの大規模なモデルである。

包括ビジネスモデルはコミュニティを基盤とする森林管理協定 (CBFMA) 地域または先祖伝来の土地 (Ancestral Domain) の高地における高品質のアラビカ種コーヒー生産を対象とする。

ここで重要なのは、耕作地をどのように設計するかである。プロジェクト会社のロッキーマウンテン・アラビカコーヒー社 (Rocky Mountain Arabica Coffee Company: RMACC) と生産農家の提携は両者に利益をもたらすとの基本認識にたつて、1000haのうち500haは先住民組織 (IPO) との農業森林管理協定 (AFMA) により RMACC に25年間 (25年の更新可) 貸与される。RMACC はアラビカ種コーヒー樹を植林し果実を得ることができる。一方、別途500haをもって先住民会社 (TRIBE CO) のプランテーションが設立され前後2メートル、左右3メートル間隔で苗木を植樹する。生産農家は先住民会社の持分を与えられるとしている²⁸。すなわち、包括ビジネスモデルでは一つの耕作地に RMACC プランテーションと先住民会社のプランテーションを併設し、両者を有機的に連携しようとするものである (図3)。具体的には、RMACC と先住民会社の両者は、種苗の購買協定、技術提供協定、栽培契約

(図3) ロッキーマウンテン社による包括ビジネスモデル



(注) 1. Rocky Mountain Arabica Coffee Company.

(出所) Rocky Mountain Café Inc.

を締結している。ここで重要なのは、仲買人の関与が排除されたことである。

そして、ハードインフラとして、平種苗床、訓練センター、精製所を共同使用するとし、公共事業道路省からは市場アクセス道路が地方政府を通じて供与される。

加えてソフトインフラとして、先住民会社には金融組織からの支援、政府からは農業省による投入財、環境天然資源省からは種苗、国家先住民委員会 (NCIP) からは森林木材の提供がある。

(2) アグリビジネスにおける生産農家自立に向けた支援

ロッキーマウンテン社によると生産農家自立に必要なとされるのは、富 (wealth) と安定的収入であるとの認識である²⁹。この原則をいかにアグリビジネスに適用するかが課題となる。包括ビジネスモデルにおける二つのプランテーションのうち先住民会社プランテーションではこの自立のための諸方策が促される。しかしながら一方のRMACCプランテーションではアグリビジネスとして農業労働者を動員して50年間にわたるコーヒー豆生産活動が展開される。以上が包括ビジネスモデルが想定する範囲の生産システムである。

包括ビジネスモデルにおいては、最初に生産農家自立に向けての組織的支援として、RMACCは先住民が株主となる先住民会社の設立とその証券取引委員会への登録を促進するものとする。

先住民会社プランテーション生産農家の自立を促すためのさらなる具体的な方策として以下のような事項が掲げられる。

第1に、雇用の確保である。労働力の提供に対しては、RMACCあるいは先住民会社プランテーションのいずれの場合にも労働雇用省管理の最低賃金基準の賃金が支払われる。これにより、生産農家の所得が保障される。

RMACCの試算によると、

- (i) RMACCプランテーションまたは先住民会社プランテーションにおける被雇用者としての賃金が6000ペソ/月（250ペソ/日×24m日）となり、
- (ii) 先住民会社プランテーションにおける所有地1ha分の持分に関わる分配所得が1万2705ペソ/月（1500kg/ha/年×145.20ペソ/kg×0.70÷12月）となる。かくして、生産農家は月毎の賃金、年1度に先住民会社の持分の所得分配がある。よって1年を通じて平準的収入があり、安定した生計を立てることができる。

第2に、仲買人の排除については確実な措置がとられている。RMACCによる市場の保障である。先住民会社プランテーションで生産されたコーヒー豆は、栽培契約によりRMACCが10年間買上げる。先住民会社は栽培契約を保障にして金融機関からの投資、融資受入ができる。

第3に、買上価格の透明性確保である。ニューヨーク市場のコーヒー価格指数に対応した算定式を決定する。

第4に資本へのアクセス提供である。政府金融機関、民間金融機関、RMACC、その他NGOによる融資が可能となる。担保となるのは栽培契約による収入、資産としてのコーヒー樹木である。

第5に、生産管理契約によるRMACCから先住民会社に対する技術支援がある。プランテーション経営管理人の1、2年間派遣、個々の生産農家に対する農業技術指導である。

かくして包括ビジネスモデルでは、コーヒー生産農家自立は先住民会社経営のプランテーション500haにおいて達成されると見るべきであろう。これには、隣接のRMACCの500haから指導された技術指導が不可欠である。

現実にはこの1000haにおよぶ包括ビジネスモデルは未だ実現していない。ロッキーマウンテン社の関係者によるとバラワン島に4地区、ミンダオ島に3地区、北部ルソンに6地区の農場を開設しており、試験的に包括モデルの適用について検討中としている。このうち北部ルソンのカリंगा州パシル地区に200ヘクタールの農場において包括ビジネスモデルを導入すべく関係する所管当局と覚書文書の交換を予定しているとのことである³⁰。

(3) 真の生産農家自立をめざして：NGOによる支援の必要性

真のコーヒー生産農家自立に関しては二つの視点があり、いずれもNGOによる支援の必要とされる。

第1に、RMACCプランテーションに関わるものである。

生産農家の自立は本来的には自らが耕作する土地保有が大原則である。この原則からみると本節(2)項で述べたRMACCプランテーションにおける農業労働者にとって生産農家としての自立の余地はない。これがアグリビジネスに導入されたのは、高地森林地区居住の先住民農家にはプランテーション管理に難点が多いとの前提による次善の策として案出されたからである。したがってアラビカ種コーヒー豆の生産技術、RMACCプランテーションの管理技術が先住民会社の生産農家に移転された時点においてRMACCプランテーション経営の生産農家への移管が論議となるであろう。その段階においては、NGOの支援とその介在が求められることになろう。

第2に、先住民会社プランテーションにおける持続可能な管理運営に関わるものがある。

先住民会社プランテーションの500haで生産されたコーヒー生豆は、精製所で精製されRMACCに売渡される。売渡しの代価は、肥料、農薬、労賃など投入財コスト、先住民会社運営共通事務所費を控除した利益を配当とし、こ

れを年1度開催の株主（あるいは組合員）総会において決定し、配分を実行する。

第2の局面において、生産農家の自立確保のため、利益配分方式に関する全員総会での合意に基づくガイドライン策が不可欠である。しかしながらこれは生産農家だけでは不可能である。さりとてRMACCは多国籍企業の系列会社であり、先住民会社との利益は相反する面も多い。ガイドライン策定には、NGOの支援が必要となろう³¹。

終章

序章で述べたように、近年のフィリピン経済発展を背景に国民の消費需要は拡大の一途をたどっている。しかしながら現実には高地森林地帯、先住民地帯での小規模生産では需要増大に対応できずにいる。国内供給は不足し、他の東南アジア国から輸入に依存している。

基本課題としては零細農家の低投入・低産出の悪循環から脱出である。現行のネスレ社が取組んできたロブスタ種コーヒーの生産システムの改革が促されよう。そのための課題としては、高投入・高産出への転換を促す政府、民間による生産農家支援である。このため、生産技術指導、投入財供与の推進が不可欠であり、ソフトインフラとして生産農民から構成される協同組合組織化とその活動強化による仲買人の排除がその前提にある。また、ハードインフラとして市場アクセス道路の建設が効果的である。

中長期的には、生産増大をはかるべくアグリビジネスとしてのコーヒー生産に対する新規投資が不可欠である。とりわけ、中間層の需要が見込まれるアラビカ種の増産が有望な投資となろう。

本稿はこれら課題への対応は生産農家の自立確保がなくしては達成できないとの前提に立ち、以下のように要旨をまとめ結論を記述する。

第1に、フィリピンにおけるコーヒー生産は、気候条件など熱帯作物の栽培適地あるにも関わらず、同じ東南アジアのベトナム、インドネシアに比較

してはるかに少ない。そればかりが、コーヒー豆輸出にいたってはフィリピンの実績はなく、国内需要の半分を輸入に依存している。この理由としては、増産に向けての政府による農家支援が不足したこと、およびミンダナオにおけるコーヒー生産適地に投資家の参入が少なかったことによる。

第2に、コーヒー生産農家が直面している厳しい現実がある。高地森林管理地域、先住民居住地域における小規模生産農家の場合これが顕著である。この要因としては生産農家の少ない投入財による粗放農法による。次いで、低い売渡価格である。これは栽培契約がなく仲買人による一方的な価格設定に起因する。売渡価格など仲買人との交渉、助言をする協同組合の結成が必要とされる。

第3に、生産農家が包括的農地改革受益者である場合には、土地代年賦返済を前提とした生産活動が意識され、高投入・高産出の認識があり、高い生産性を達成している事例があった。この場合、生産増に向けたインセンティブがあったとみられる。

第4に、ネスレ社による「ネスカフェ・プラン」の始動による企業によるコーヒー生産の「ミニ・プランテーション」があった。民間投資によりコーヒー生産農園における高投入・高産出を達成し、契約栽培による仲買人排除という一定の役割を担った。

第5に、以上のような高地生産農家が直面する課題は、現在の生産システムでは解決できないとの立場にたち、これら桎梏を打開すべく登場したのがフェアトレードを推し進めるNGOである。事例としての取り上げた「平和のためのコーヒー」の場合には生産農家の権利確立を目的とし、コーヒー生産を武力紛争の頻発するミンダナオにおける和平構築への足掛かりとするとした。そして小規模ではあるがアラビカ種コーヒーの生産、輸出支援で一定の成果はあった。また、バナナ生産農家の協同組合支援で成果のあるNGOの「FARMCOOP」はダバオ市山村の先住民農地300haでアラビカ種コーヒー生産を計画している。「FARMCOOP」は、先住民生産農家の自立形成には、道路などインフラの整備が前提であるとしている。

ここで「平和のためのコーヒー」および「FARMCOOP」活動方針で明らかになったのは、生産したアラビカ種の高級コーヒーは全量を輸出向けとしている点である。これはネスレ社、および仲買人との取引を回避したものと見られる。

第6に、現在の生産システムを発展的に修正し登場したのがロッキーマウンテン社によるアグリビジネスとしての「包括ビジネスモデル」である。これはプロジェクト会社プランテーションと生産農家組織プランテーションの2プランテーションを隣接する。そして栽培契約などにより、前者が後者の農業労働によりコーヒー生産をし、後者は前者の技術、資金援助により生産農家が自らの保有地でコーヒー生産をし、これを前者に売渡し、利益を構成員に配分するもので、今後実行が検討されている。コーヒー生産農家自立に向けての一つの道程を示すものであろう。

第7、「包括ビジネスモデル」におけるプロジェクト会社プランテーションと先住民会社プランテーションの連動によるコーヒー生産農家の自立達成という方式は、まさにコーヒー生産の新たなシステム導入である。今後需要拡大が推計されるアラビカ種コーヒーの増産をはかり高地森林管理地域、先住民居住地域における農家所得増大を企図するものである。また、仲買人排除には効果的である。残された課題は、農民組織の利益配分など、生産農家の持続的な自立達成のための農民組織運営のガイドライン策定が必須でこのためにはNGO協力が前提とされるのはいうまでもない。

(のざわかつみ・アジア研究所嘱託研究員)

-
- ¹ 本稿は、2015年3月にフィリピンにおいて実施の現地調査の結果をもとに執筆したものである。現地調査に際しては、以下の諸氏の中から便宜供与、ご教示をいただいた。ここにあらためて謝意を表する次第である。

Ms. Ma Celerina G. Afable, Project Manager, Department of Agrarian Reform, Agrarian Reform Infrastructure Support Project, Central Project Management Office DAR-ARISP-CMPO); Yukihiko Kawahara, Team Leader, Department of Agrarian Reform, Agrarian Reform Infrastructure Support Project (DAR-ARISP); Mr. Yujiro Sekiguchi, Department of Agrarian Reform, Agrarian Reform Infrastructure Support Project (DAR-ARISP); Mr. Takashi Fujimori, JICA Expert, Department of Agriculture, Agribusiness and Marketing Assistance Service (DA-AMAS), Mr. Itsuo Kihara, International Department, Project Operation Div. Sanyu Consultants Inc.; Ms. Anicia C. Papa, Resident Representative. Sanyu Consultants Inc. Manila Office: Mr. Nicholas A. Matti, Chairman, Philippine Coffee Board, Inc.; Ramon L. Parreno, Nestlé Philippines, Inc., Assistant Manager, Agricultural Services Department; Mr. Pierre Yves Cote, President, Rocky Mountain Café Inc.; Ms. Aurora A. Cañezal, Region, Chief Agrarian Reform Officer, Department of Agrarian Reform, Region XI (Davao Region); Mr. Eduardo E. Suaybaguio, Department of Agrarian Reform, Provincial Reform Provincial Officer (DAR-PARO) (Compostela Valley Province); Mr. Efford “Dood” C. Gualberto, Chief Agrarian Reform Program Officer, Department Of Agrarian Reform, Provincial Agrarian Reform Office, Program Beneficiaries Development Division (DAR-PARO-PBDD (Compostela Valley Province); Mr. Roland S. Simene, DUM, MRDM, Provincial Agriculturist (Province of Compostela Valley); Mr. Remelyn R. Recorter, CESO IV, OIC, Regional Director, Department of Agriculture, Regional Field Office XI (Davao Region); Mr. Cesar C. Colina Sr, Municipal Mayor, Municipality of Maragusan, Ms. Maricel Colina Vendiola, Sangunian Bayan, Municipality of Maragusan; Mr. Vivencio V. Bacaron, Operations Manager, Maragusan Growers Multi-Purpose Cooperation (MAGROW); Mr. Eduardo Damayo, Production

Technician, Maragusan Valley Development Cooperative (NAVADECO); Ms. Felicitas B.Pantoja, Chief Financial Officer, Coffee for Peace; Mr.Koronado B. Apuzen, Executive Director, Foundation for Agrarian Reform Cooperatives in Mindanao. Inc. (FARMCOOP).

- 2 出井 (2003) を参照。
- 3 RP-DTI-RODG (2013) p.18.
- 4 Philippine Statistics Authority Data.
- 5 RP-DTI-RODG (2013) p.18.
- 6 Nestlé Philippines (2013) p.44.
- 7 関根(2005)115-139頁に詳細が記述されている。
- 8 Nestlé Philippines (2013) p.13.
- 9 Nestlé Philippines (2013) p.21.
- 10 RP-DTI-RODG (2013) p.12.
- 11 Nestlé Philippines (2013) p.24.
- 12 Nestlé Philippines (2013) p.13.
- 13 Nestlé Philippines (2013) p.13.
- 14 Nestlé Philippines (2013) p.27.
- 15 ネスレ社関係者からの聞き取り。
- 16 Burguis (2014) p.34. 加えて苗木の提供、栽培指導機関に関しては、Nestlé Philippines, Cathoric Relief Service, Coffee for Peace が有力な組織であるとしている。Burguis (2014) p.5.
- 17 Nestlé Philippines (2013) p.27.
- 18 Municipality of Maragusan 提供データによる。
- 19 Maragusan Growers Multi-purpose Cooperative Magrow (MPC) はバナナ生産農家が構成員であり、いま一つの Maragusan Valley Development Cooperative (MAVADECO) にはコーヒー生産農家はいない。
- 20 Rocky Mountain Café Inc. の示した利益率。
- 21 生産会社 R によると生産コストには労賃が含まれているが、農業労働者の日額単価としては計算されておらず、個別の作業当たり単位として算出されている。

- 22 バナナ生産については、野沢 (2013) を参照。
- 23 アブラヤシ生産については、野沢 (2011a) を参照。
- 24 黄色トウモロコシ生産については、野沢 (2006) を参照。
- 25 タバコ生産については、野沢 (2004) を参照。
- 26 協同組合によるアブラヤシプランテーションの生産管理事例に関しては、野沢 (2011a) 35-42頁を参酌。
- 27 FARMCOOPの活動に関しては、野沢 (2013) 113-115頁を参照。
- 28 Rocky Mountain Café Inc. 責任者からの聞き取りによると、先住民会社の土地が共同所有の場合は株主 (あるいは組合員) 均等の持分となる。土地が当初個別に区分されている場合には、全面積に対する個別面積比率で案分した持分となる。
- 29 Rocky Mountain Café Inc. 責任者からの聞き取りによる。
- 30 Rocky Mountain Café Inc. 責任者からの聞き取りによる。
- 31 バナナの協同組合の事例では、ガイドラインの策定にはNGOのFARMCOOPの支援があった。野沢 (2013) 113-115頁を参酌。

【参考文献】

（日本語文献）

- 出井富美（2003）「ベトナムのコーヒー生産—過剰生産・価格暴落の衝撃—」『アジア研ワールド・トレンド』第91号 日本貿易振興会アジア経済研究所。
- 大田和宏 他（2015）「コミュニティ組織型フェアトレードの可能性：フィリピン SPFTC の事例」『神戸大学大学院人間発達緩急学研究科研究紀要』第8巻第2号 神戸大学大学院人間発達緩急学研究科。
- 関根良基（2005）「複雑適応系における熱帯林の再生—違法伐採から持続可能な林業へ—」お茶の水書房。
- 鈴木 紀（2010）「フェアトレードの思想的背景」『民博通信』No130 国立民族学博物館
- 野沢勝美（2000a）「フィリピン・南部ミンダナオ開発の構造」『国際関係紀要』第10巻第1号 亜細亜大学国際関係研究所。
- 野沢勝美（2000b）「転換期をむかえたミンダナオ開発」『アジア研ワールド・トレンド』第54号 日本貿易振興会アジア経済研究所。
- 野沢勝美（2001）「フィリピン・南部ミンダナオ地方の農地改革と受益農民組織」『国際関係紀要』第10巻第2号 亜細亜大学国際関係研究所。
- 野沢勝美（2004）「フィリピンのタバコ産業—政府介入、流通、農家収支の構造—」『国際関係紀要』第14巻第1号 亜細亜大学国際関係研究所。
- 野沢勝美（2006）「フィリピンにおける黄色トウモロコシ生産と流通—カガヤン・バレー地方イサベラ州における協同組合の事例—」『国際関係紀要』第16第1号 亜細亜大学国際関係研究所。
- 野沢勝美（2008）「フィリピンにおける黄色トウモロコシ生産と流通（続）—需給不均衡と飼料生産—」『国際関係紀要』第17第1・2合併号 亜細亜大学国際関係研究所。
- 野沢勝美（2009）「フィリピン・ミンダナオにおける和平と開発」『東南アジア

ア諸国の地域開発(V)』アジア研究所・アジア研究シリーズNo69 亜細亜大学アジア研究所。

野沢勝美 (2011a) 「フィリピンのアブラヤシ生産と農民組織—農地改革受益農民による協同組合形成—」『国際関係紀要』第20巻第1・2号合併号 亜細亜大学国際関係研究所。

野沢勝美 (2011b) 「東ASEAN成長地帯(BIMP-EAGA)の構造と改革—フィリピン・ミンダナオ開発の事例から—」『アジア研究所紀要』第37号 亜細亜大学アジア研究所。

野沢勝美 (2011c) 「フィリピン・ミンダナオ入植地開発の構造と課題」『東南アジア諸国の地域開発(V)』アジア研究所・アジア研究シリーズNo76 亜細亜大学アジア研究所。

野沢勝美 (2013) 「フィリピンのバナナ生産と協同組合—農地改革による生産農家自立の構造—」『アジア研究所紀要』第39号 亜細亜大学アジア研究所。

野沢勝美 (2015) 「ミンダナオ和平とモロ・イスラーム解放戦線—2014年包括合意文書調印と基本課題」『新段階を迎えた東アジアⅢ』アジア研究所・アジア研究シリーズNo85 亜細亜大学アジア研究所。

山本純一 (2014) 「フェアトレードの歴史と「公正」概念の変容—「報復的正義」から「互酬」、そして「分配的正義」から「交換的正義」へ—」『立命館経済学』第62巻第5・6号 立命館大学経済学会。

(新聞記事)

「ベトナムコーヒーネスレと育む—新工場稼働、世界へ供給増」『日本経済新聞』、2005年8月7日号。

(英語文献)

Burguis, Meriam L. (2014) *Value Chain Analysis and Competitiveness Strategy: Green Coffee Beans in Mindanao*, Philippine Rural Development Program

- (PRDP), I-PLAN Component, Mindanao Cluster.
- Coffee for Peace (2011) *Mula sa Binhi Hanggang sa Tasa (Fair Trade Coffee Farming: From Seed to Cup)* Peacebuilders Community, Inc. Davao City.
- Krivosos, Ekaterina (2004) *The Impact of Coffee Market Reforms on Producer Prices and Price Transmission*, Policy Research Working Paper 3358, World Bank, Development Research Group, Trade Team.
- Municipality of Maragusan (2010) *The Municipal Comprehensive Land Use Plan 2009-2018*.
- Nestlé Philippines, Inc. (2013) *Investor's Toolkit for Coffee Growing*, National Convergence Initiative, Nestlé Center, Makati City.
- Nozawa, Katsumi (2011) *Oil Palm Production and Cooperatives in the Philippines*, Discussion Paper No.2011-13, University of the Philippines, School of Economics
- Nozawa, Katsumi (2012) *Banana Production and Cooperatives in the Philippines*, Discussion Paper No.2012-07, University of the Philippines, School of Economics
- Nozawa, Katsumi (2013) "Oil Palm Production and Farmers' Organizations in the Philippines: Formation of the Cooperatives by the Agrarian Reform Beneficiaries" *Asian Studies Series* No.80, Institute for Asia Studies, Asia University.
- Nozawa, Katsumi (2014) "Banana Production and Cooperatives in the Philippines — Structure for Self-reliance of the Farmer Growers by the Agrarian Reform Formation —" *Asian Studies Series* No.84, Institute for Asia Studies, Asia University.
- Republic of the Philippines (RP), Department of Trade and Industries (DTI), Regional Operation Development Group (RODG) (2012) *Coffee Industry*.
- Republic of the Philippines (RP), Philippine Statistics Authority (PSA) 2014 *Philippine Statistical Yearbook*.

- Republic of the Philippines (RP), Philippine Statistics Authority (PSA) Regional Statistical Services Office XI (2014) *2014 Regional Social and Economic Trends (Davao Region)*.
- Ronchi, Loraine (2006) *“Fairtrade” and Market Failures in Agricultural Commodity Markets*, Policy Research Working Paper 4011, World Bank, Africa Region, Environmentally and Socially Suitable Development Network.

日本領事報告掲載の仏領インドシナ関係記事の 概要と特徴

—1928年から1943年—

南原 真

A Summary of Topics in Japanese Consular Reports on French Indochina
—1928-1943—

Makoto NAMBARA

はじめに

1. 日仏領インドシナ貿易の推移

本題に入る前にまず表1から1894年から1945年までの両国間の貿易動向をみてゆきたい。また、表2では1900年から1939年までの5年毎の主要輸出入5品目の推移を分析する。

表1からまず両国間の貿易では日本側の大幅な貿易収支の赤字が1945年を除いて続いていることが分かる。赤字額のピークは1919年と1941年がそれぞれ1億円を突破し、1920年代と1930年代後半から1943年にかけて赤字額が拡大している。輸出と輸入を合計した貿易額で見ると、第一次世界大戦末期と第二次世界大戦の1940年から1943年にかけて著しい貿易の伸びを示した。

日本の貿易(輸出と輸入の合計額)における仏領インドシナの位置付けを、1935年時点で他の東南アジア諸国と比較してみたい。1935年の日本の対暹羅

表1 日本—仏領インドシナ貿易額

(単位：千円)

年度	輸出	輸入	貿易収支	貿易（輸出＋輸入）	貿易指数
1894	25	6204	-6179	6229	100
1895	18	3383	-3365	3401	54.6
1896	30	1673	-1643	1703	27.3
1897	36	9526	-9490	9562	153.5
1898	111	26668	-26557	26779	429.9
1899	161	4489	-4328	4650	74.7
1900	114	3633	-3519	3747	60.2
1901	148	4083	-3935	4231	67.9
1902	158	5650	-5492	5808	93.2
1903	198	15580	-15382	15778	253.3
1904	375	17400	-17025	17775	285.4
1905	407	10148	-9741	10555	169.4
1906	150	7505	-7355	7655	122.9
1907	250	8663	-8413	8913	143.1
1908	365	8484	-8119	8849	142.1
1909	440	6372	-5932	6812	109.4
1910	341	4438	-4097	4779	76.7
1911	470	9924	-9454	10394	166.9
1912	349	10644	-10295	10993	176.5
1913	1055	24700	-23645	25755	413.5
1914	804	15052	-14248	15856	254.6
1915	637	3687	-3050	4324	69.4
1916	1870	6037	-4167	5610	90.1
1917	3766	7296	-3530	11062	177.6
1918	10031	55408	-45377	65439	1050.6
1919	1537	124125	-122588	125662	2017.3
1920	3445	20619	-17174	24064	386.3
1921	1023	19064	-18041	20087	322.5
1922	1099	17599	-16500	18698	300.2
1923	1557	10468	-8911	12025	193
1924	2438	17155	-14717	19593	314.5
1925	4028	48720	-44692	52748	846.8
1926	6207	24520	-18313	30727	493.3
1927	5874	33180	-27306	39054	627

年度	輸出	輸入	貿易収支	貿易（輸出＋輸入）	貿易指数
1928	4112	20300	-16188	24412	391.9
1929	2695	9591	-6896	12286	197.2
1930	2412	7888	-5476	10300	161
1931	1710	6381	-4671	8091	129.9
1932	2344	5692	-3348	8036	129
1933	3680	9910	-6230	13590	218.2
1934	2654	10621	-7967	13275	213.1
1935	4021	15011	-10990	19032	305.5
1936	4697	20152	-15455	24849	398.9
1937	4624	27012	-22388	31636	507.9
1938	3182	20301	-17119	23483	377
1939	1981	26651	-24670	28632	459.7
1940	2567	97807	-95240	100374	1611.4
1941	45377	160654	-115277	206031	3307.6
1942	144380	223984	-79604	368364	5913.7
1943	97034	132260	-35226	229294	3681.1
1944	21761	22275	-514	44036	707
1945	1899	312	1587	2211	35.5

(注) 貿易収支、貿易、貿易指数は、出所の資料より著者が作成。

貿易指数は1894年を100とする。

原文の表記は仏領インドであるが、1887-1945年までフランス領インドシナのため、仏領インドシナとした。

(出所) 日本統計協会，日本長期統計総覧 第3巻，1988年，70-71頁。

(タイ)貿易は4571.6万円(日本全体の0.9%)、海峡植民地は8918万円(1.8%)、フィリピンは7201万円(1.4%)、蘭領インド(インドネシア)は2億2123万円(4.5%)、仏領インドシナは1903万円(0.4%)であった。日本にとって仏領インドシナは貿易の面では重要度が低かった。

次に表2から1900年から1939年までの日本の仏領インドシナへの主要輸出入5品目の推移を考察したい¹。日本の輸出では、石炭が1925年と1935年を除き首位または2位～3位の主要輸出品であった。その他年に差異はあるものの磁器及陶器、陶磁器、綿メリヤス製肌衣、天竺布、馬鈴薯などがあげられるが、金額やシェアの面では石炭には及ばなかった。一方、輸入で米(米

表2 日本の仏領インドシナへの主要輸出入貿易品

(単位：額は円、但し1920, 1925, 1930年は千円表示、シェアは%)

1900				1905			
輸出	品目	額	シェア	輸出	品目	額	シェア
1	石炭	67675	59.2%	1	瓶	238114	58.5%
2	綿織糸	14670	12.8%	2	石炭(塊)	57250	14.1%
3	熟銅	13640	11.9%	3	磁器及陶器	15545	3.8%
4	漆器	3262	2.9%	4	蕃蒞(ばんしょ、さつまいも)	15528	3.8%
5	磁器及陶器	3161	2.8%	5	其他(絹布及絹綿布)	10061	2.5%
	上位5品目小計	102408	89.5%		上位5品目小計	336498	82.7%
	輸出合計額	114407	100.0%		輸出合計額	406933	100.0%
輸入	品目	額	シェア	輸入	品目	額	シェア
1	米	2739752	75.4%	1	米	8502501	83.8%
2	繰綿	362253	10.0%	2	繰綿	807794	8.0%
3	生綿	266094	7.3%	3	生綿	537270	5.3%
4	鹿皮	55931	1.5%	4	羊革	68875	0.7%
5	牛皮及水牛皮	47283	1.3%	5	牛皮及水牛皮	41224	0.4%
	上位5品目小計	3471313	95.6%		上位5品目小計	9957664	98.1%
	輸入合計額	3632642	100.0%		輸入合計額	10147956	100.0%
1910				1915			
輸出	品目	額	シェア	輸出	品目	額	シェア
1	石炭(粉炭)	65150	19.1%	1	石炭(粉炭)	143964	22.6%
2	石炭(塊炭)	37300	10.9%	2	石炭(塊炭)	47576	7.5%
3	磁器及陶器	37274	10.9%	3	小包郵便物	47337	7.4%
4	綿メリヤス製肌衣	17862	5.2%	4	陶磁器	32374	5.1%
5	ラム布及同部分品	12891	3.8%	5	鉄製品	23893	3.7%
	上位5品目小計	170477	50.0%		上位5品目小計	295144	46.3%
	輸出合計額	341083	100.0%		輸出合計額	637346	100.0%
輸入	品目	額	シェア	輸入	品目	額	シェア
1	米	3532634	79.6%	1	米及粳	1434217	38.9%
2	繰綿	305258	6.9%	2	石炭	928603	25.2%
3	生綿	229578	5.2%	3	其他の鋳	629244	17.1%
4	石炭	54053	1.2%	4	実綿	264389	7.2%
5	亜鉛(故)	38137	0.9%	5	繰綿	232805	6.3%
	上位5品目小計	4159660	93.7%		上位5品目小計	3489258	94.6%
	輸入合計額	4438133	100.0%		輸入合計額	3687339	100.0%
1920				1925			
輸出	品目	額	シェア	輸出	品目	額	シェア
1	石炭(塊炭)	482	14.0%	1	陶磁器	550	13.7%
2	石炭(粉炭)	396	11.5%	2	壁織及縮緬	520	12.9%
3	天竺布	358	10.4%	3	天竺布	205	5.1%
4	繰綿	200	5.8%	4	綿織糸(20番以上)	180	4.5%
5	石炭タール及瀝青(れきせい)	181	5.3%	5	羽二重	109	2.7%
	上位5品目小計	1617	47.0%		上位5品目小計	1564	38.8%
	輸出合計額	3444	100.0%		輸出合計額	4027	100.0%

輸入	品目	額	シェア	輸入	品目	額	シェア
1	米及粉	14438	70.0%	1	米及粉	43743	89.8%
2	石炭	4703	22.8%	2	石炭	2698	5.5%
3	食塩	1006	4.9%	3	繰綿	667	1.4%
4	漆	145	0.7%	4	漆	576	1.2%
5	実綿	131	0.6%	5	亜鉛	520	1.1%
	上位5品目小計	20423	99.1%		上位5品目小計	48204	98.9%
	輸入合計額	20618	100.0%		輸入合計額	48719	100.0%

1930				1935			
輸出	品目	額	シェア	輸出	品目	額	シェア
1	小包郵便物	328	13.6%	1	縮緬	674263	16.8%
2	縮緬(ちりめん)	284	11.8%	2	調度用(食器)・陶磁器	224237	5.6%
3	石炭	268	11.1%	3	馬鈴薯	201867	5.0%
4	セメント	183	7.6%	4	乾鰯(するめ)	169527	4.2%
5	コールタール及ピッチ	160	6.6%	5	アスファルト	147247	3.7%
	上位5品目小計	1223	50.7%		上位5品目小計	1417141	35.2%
	輸出合計額	2412	100.0%		輸出合計額	4020884	100.0%

輸入	品目	額	シェア	輸入	品目	額	シェア
1	石炭	5990	75.9%	1	石炭	9793163	65.2%
2	玉蜀黍	398	5.0%	2	インディアラヂツパー*	1771199	11.8%
3	繰綿	397	5.0%	3	漆	1137095	7.6%
4	亜鉛(塊、錠及粒)	318	4.0%	4	其の他の鉱物及同製品	797943	5.3%
5	其の他の鉱物及同製品	303	3.8%	5	玉蜀黍	593644	4.0%
	上位5品目小計	7406	93.9%		上位5品目小計	14093044	93.9%
	輸入合計額	7887	100%		輸入合計額	15010875	100.0%

1939

輸出	品目	額	シェア
1	石炭	282600	14.3%
2	箱用板(合板製其の他)	191023	9.6%
3	馬鈴薯	178664	9.0%
4	コールタール及ピッチ	137274	6.9%
5	生糸*	135690	6.8%
	上位5品目小計	925251	46.7%
	輸出合計額	1981355	100.0%

輸入	品目	額	シェア
1	石炭	13400427	50.0%
2	玉蜀黍	7937674	29.5%
3	塩	1489934	5.6%
4	漆	980197	3.7%
5	其の他の鉱物及同製品	760013	2.8%
	上位5品目小計	24568245	91.6%
	輸入合計額	26826655	100.0%

(注) 1935年のインディアラツパー及びガタパーチャ(生)(India-rubber or gutta-percha (crude)。1939年の生糸は機械製17デニール迄の自繭糸。

漢字の読みがなは、著者が()に入れた。一部に読みがなと意味を入れた。

(出所) 大蔵省編纂, 大日本外国貿易年表各年度版より作成。

及朮)が1925年までは1位で金額とシェアで圧倒的な地位を占めていた。次に繰綿と生綿は1910年までは2～3位、石炭が1915年～1925年で2位、1930年、1935年と1939年では石炭が1位の輸入品となった。食料では玉蜀黍(Indian Corn)が1930年代に上位5品目に入っている。

両国間の貿易の特徴として、お互いに石炭などの原材料を輸出入し、日本は米の食料を中心に繰綿、生綿、亜鉛などの原材料を輸入する構造となっていた。当時日本の主力輸出品である綿糸や綿織物、靴、燐寸、帽子、玩具などの軽工業品がほとんど見られないことを指摘したい。

両国の貿易の停滞は仏領インドシナの関税政策に起因していた。宗主国フランスや同植民地が仏領インドシナとの間で圧倒的な有利な条件で貿易を行うことができたのに対して、日本は不利な条件下にあった。仏領インドシナと日本の間では通商条約が1932年まで締結できず、日本の輸出品に関しては高関税(一般税率)が適用され、関税が優遇(無税)されたフランス製品には太刀打ちできなかった²。さらに仏領インドシナ政府は原住民の必需品に廉価な中国製品の輸入を関税面で優遇し、この面でも日本製品は競争できなかったことは大きい。

「佛領印度支那に於ては、我が國は最低税率の適用に均霑するを得ず、最高税率に依つて關税を課せられる上に、支那產品の多くは土人の生活必需品乃至は嗜好品なりとして、之れに特別低税を適用せられ、加ふるに、陸境關税三分の一減の特典を享有したる為、本邦品は支那產品と競争不可能であり、本邦製品の大部分は支那商人の手を経て、香港積替等の方法に依り輸入せられる状態にあった。」(日本商工會議所、1930、137頁)

日本から仏領インドシナへの直輸出は高関税が課されたため、中継港の香港へ輸出し華商経由で本邦品が間接的に仏領インドシナへ入る事があった。

両国間で通商交渉が進展し懸案の関税協定が締結され、日本からの主要輸出品に対して最低税率または一般税率を基準とする軽減税率が適用されるこ

とになった³。これにより両国間の貿易促進が期待されたが、日本と仏領インドシナの関税協定が実施された1932年8月以降1933年1月までの6ヶ月間の両国の貿易状況について、領事報告は以下の様に記述している⁴。

大體に於て協定率設定の結果多少共増加せる品目少からざるべきも、何れも一項目として統計に計上せらるべき程のものなく、本邦重要輸出品たる綿絲布の如きは輸入不可能と目せらるゝ、關税の外に、輸入割當に依る量の制限さへありて殆ど輸入せられ居らず。

尚右は印度支那の税制複雑且餘りに嚴なるが故に關税の研究面倒にして、協定率を極度且適切に利用し居らざること、本邦輸出時並印支輸入時の各種手續煩鎖且船舶の制限もありて不利なる事情あるに依り、容易且有利なる他の方面の貿易に先づ走り、本邦品の輸入を誘發するに至らず、従て貿易の増加思はしからざるものありと認めらる。

関税協定が実施しされ両国間の貿易の促進が期待されたものの、輸入割當、輸出手続、船舶の制限など非関税障壁が妨げになり、貿易状況が好転しなかったことを物語っている。

『海外經濟事情』（1928-1943）

『海外經濟事情』は『日刊海外商報』の後に続き、昭和3年(1928年)4月から刊行された「帝國領事報告」である。当初は毎月曜日発行の週刊であったが、昭和10年(1935年)から半月刊行となった。昭和18年(1943年)に月刊となり、同年10月通商局の廃止とともに廃刊された。

『海外經濟事情』には、一般經濟状況、産業事情、貿易報告が主に掲載されたが、商品、関税、外法、交通、紹介など商業振興に関する情報が多いことも特徴となっている。仏領インドシナでの領事館の開設は1920年のハイフォン領事館、1921年のサイゴン、1926年のハノイと続いた⁵。

表3 海外経済事情内容別報告件数

年度 内容	昭和3年 1928年	昭和4年 1929年	昭和5年 1930年	昭和6年 1931年	昭和7年 1932年	昭和8年 1933年	昭和9年 1934年	昭和10年 1935年
農業	1		1		1	2	2	2
鉱業				1				
工業						1		
商品	23	13	7	7	5	15	12	
貿易	12	19	16	9	4	13	4	5
財経			4	4	1	2	1	
貿易・財経								
経済	5	4						
交通			1	1		6	6	3
関税			3		3	3	4	
外法					2	4	8	
検疫				1				
事情					1			
雑録(雑)			2		1		1	
機関						1		
電報	2	7	1					
紹介	8	5	2	1	10	7	6	
臨時		1						
合計	51	49	37	24	28	54	44	10

(注) 件数と分類は年度別の索引から記事中の目次を見て著者が計算した。

(出所) 外務省通商局, 海外経済事情各年度版。

表3には『海外経済事情』の仏領インドシナに関する報告総件数363件の推移が示されている⁶。これらの件数はサイゴン帝国領事館が223件、ハノイ帝国総領事館が135件、仏領印度支那特命全権大使が5件となっている。年度別報告件数の推移の特徴としては、昭和3年から昭和9年にかけて全体の約8割を占める287件の報告が集中している。昭和10年からの報告件数が著しく減少している要因は、電報・商況・商取引・紹介等の掲載が、『外務省通商局日報』に転載されたことによる⁷。

全体の分類の中で件数が多いのは貿易の91件、商品の85件で両者の比重は全体の48%を占めている(表3を参照)。これに続くのは、財経の44件、紹介

昭和11年 1936年	昭和12年 1937年	昭和13年 1938年	昭和14年 1939年	昭和15年 1940年	昭和16年 1941年	昭和17年 1942年	昭和18年 1943年	合計
3								12
								1
						4		5
	3							85
3	5		1					91
						32		44
			1					1
	1							10
	5	2	3					27
								13
			2					16
								1
1								2
								4
								1
								10
								39
								1
7	14	2	7			36		363

の39件、交通の27件となっている。次に貿易の内容を見ていくと圧倒的に多いのは対本邦貿易で約半分の46件、サイゴン港貿易14件、貿易年報8件、貿易統計7件などがあげられる⁸。仏領インドシナと日本との貿易動向の推移が中心で、前述した両国間の貿易問題について各商品別に詳細な報告がなされた。商品ではサイゴン米、コーチシナ米、東京(トンキン)米など主力輸出品である米が45件と圧倒的に多い。その他は護謨2件、セメント2件、バター2件、リンゴ2件、農産物2件など様々な商品に分散している。財経が44件と3番目に多く報告件数があるが、これは昭和17年(1942年)に32件と集中して掲載されたことによる。それらの記事題名は仏領印度支那サイゴン経

済状況(第1号から第29号と特別号)で30件と集中している。交通の27件はサイゴン港出入船舶統計が22件と多く空路や鉄道は少ない。

主な記事の特徴

論文末には前述の363件に外務省通商局の9件、フランス特命全権大使などの7件、報告者の記述が不明な6件を含め、海外経済事情の記事の目録を作成した。これらの報告の中で特色のある記事をいくつか紹介したい。

1927年の仏領インドシナ貿易年報は、船舶、対外総貿易、特別貿易、特別輸入貿易、特別輸出貿易、通過貿易から構成されている⁹。特別貿易ではフランス及其の植民地と外国とに区分された貿易統計が示され、特別輸入貿易では23品目、特別輸出貿易では31品目が掲載されている¹⁰。貿易に関しては主要港別の貿易年報が報告されていることも特徴となっている。サイゴン米の輸出を中心とし仏領インドシナの貿易を主に担ったのはサイゴン港であった。1926年のサイゴン港貿易年報は、総説、概況、輸出入貿易額、国別輸出額、主要輸出品及数量、国別輸入額、主要輸入品及数量、対本邦貿易状況、本邦主要輸入品調の9の項目を報告している¹¹。この中の本邦主要輸入品調では34の個別品目ごとに日本製品と競合する競争国の情報を貿易額、商品動向から伝えている。それらは乾魚・塩魚・燻魚、昆布其他の海藻類、小麦粉、豆類、馬鈴薯、生果実、蔬菜、麦酒、セメント、石炭、塩化石灰、陶器、磁器、鏡、硝子及クリスタル製品、壘類、木綿糸、綿織物、絹織物、ガス及支那縮緬、厚紙、時計、庖厨具、純銅又は銅と亜鉛或は錫との合金製品、家具、木細工物、花筵、たが・籠類、護謨製品、眼鏡類、釦類、玩具、日傘及雨傘、燐寸である。食料、食品から石炭などの原料、綿織物、鏡、硝子製品などの軽工業品、雑貨に及ぶ広範囲の商品を日本からより多く輸出促進しようと検討したことを物語っている。主要港の貿易はサイゴン港ばかりではなくハイフォン港からの報告もある。

財政、投資、金融などの分野でもいくつかの報告を紹介したい。

仏領インドシナ総督の演説として、1930年代の世界大恐慌の同国への影響を分析し、それへの対応策があげられる¹²。同報告では総督は外国貿易の不振の要因の一つとして、インドシナ関税制度が不適當で、特に日本と中国の特産品に対して関税が過酷であることを認め、隣国との通商関係の改善を強調している¹³。また、1931年の財政状況と1932年予算に言及、1933年予算案の見通しの報告もある¹⁴。

投資に関しては投資会社の株式及び社債の発行額面額及応募額をフランスと仏領インドシナに区分して1920年代後半の状況を報告した記事や、同年代の各業種別民間投資額と有価証券発行高の報告もある¹⁵。

金融では、通貨ピアストルの為替相場の乱高下が大きな課題となっており、これに言及した報告や農業金融制度や機関を紹介した記事もある¹⁶。

最後に産業の報告の中で、鋳業全般を概説、燃料用鋳物、諸金属鋳、労働状態の4項目にわたり31頁で紹介した記事がある¹⁷。この報告は、石炭や亜鉛など各種鋳山の鋳区と採掘会社ごとの生産・輸出动向、各種鋳物の世界市況、鋳業の鋳夫数やその生産能率と賃金などを詳細に紹介していることが特徴となっている。

ここで紹介できたのはわずか一部の記事であるので、文末の記事目録を参照されたい。

おわりに

『海外経済事情』に掲載された仏領インドシナに関する報告総件数363件は、貿易、商品を中心としながらも財經、紹介、交通、外法、関税、農業など多くの分野で報告がなされた。特徴として対本邦貿易を主に主要重要貿易品であるサイゴン米などの米の生産や輸出动向に関する記事が多い。

領事報告は日本経済史研究にとって重要な史料であるばかりではなく、海外各地の歴史や地域研究にとっても貴重である。仏領インドシナ研究や戦前の日・仏領インドシナ関係史において、領事報告が十分に利用されてきたと

は言いがたい。東南アジアではフィリピンとタイの2カ国の領事報告の目録と解説が作成され、徐々に領事報告を利用しやすい状況となりつつある¹⁸。

日本と仏領インドシナ間の貿易は関税制度が起因し長期間低迷したが、領事報告は多くの視点から今後利用できると考えられる。重要貿易品目である米に関しては、暹羅米(シャム米)やランゲーン米との比較研究、石炭などの鉱業研究、サイゴン港を中心とする海運や物流研究、両国間の関税制度の改定を巡る外交政策の変遷などにも活用できるものと思われる。

注

-
- 1 本論文では旧字体は『海外經濟事情』とその原文からの引用のみとした。佛領印度支那は仏領インドシナに、商品名などの旧字体は常用漢字にした。一方、巻末の『海外經濟事情』の記事目録は年月日はアラビア数字に変更したが、原文のままの旧字体とした。
 - 2 1932年までの仏領インドシナの関税政策は、日本商工會議所(1930)を参照。
 - 3 「日本國、インド支那間關稅協定要領」海外經濟事情、第5年第36號(昭和7年9月12日發行)、1-4頁。同報告は、「前記協定稅率の適用を受くべき本邦產品を掲記せる附屬甲表は、インド支那向本邦重要輸出品目の大部分を網羅し、其の品目數はインド支那關稅率表の分類に従へば約百三十に達し、其中約五十に付ては最低稅率を、其の他の品目に付ては一般稅率に對し一割乃至六割の輕減率を適用す。而して之を最近の對インド支那貿易統計を標準として計算すれば最低稅率を適用せらるゝものは約一割に相當す。」1-2頁
 - 4 「佛領印度支那對外貿易の大勢と日本印度支那間關稅協定實施後の兩國貿易概觀」海外經濟事情、第6年第24號(昭和8年6月19日發行)、17-8頁。
 - 5 外務省年鑑大正15年によれば、海防(ハイフォン)帝國領事官として大正9年2月20日に中村修が領事に、西貢(サイゴン)帝國領事官に大正10年2月21日に古谷榮一が領事に任命された。(外務大臣官房人事課編、1999、287-8頁)
 - 6 この件数は著者が仏領インドシナ領事報告の記事件数を、一橋大学総合図書館にある原本の記事題目、目次、索引から計算した数字である。巻末の記事目録の注に記事件数についての説明がある。
 - 7 『外務省通商局日報』は、1935年1月より1943年10月まで日曜を除く日刊紙として発行され、1935年上半期(1-6月)のページ数は合計で980ページと高嶋雅明は報

告している。(高嶋雅明、1979、84頁)

- 8 以下各分野の分類件数は著者が作成した別添のリストの記事題名から計算した。
- 9 「佛領インド支那貿易年報(1927年)」海外經濟事情、第4巻第56號(昭和4年3月20日發行)、39-55頁。
- 10 同上。特別輸入貿易の23品目は小麦粉、砂糖、煙草、棉花、葡萄酒、石油、金属、金塊、金箔、鉄棒、鉄板、錫渡鉄、鋼鉄線、鋼鉄棒・車軸・板、金属製品、壘、亜麻・大麻・苧麻糸、綿糸、黄麻織物、綿布、毛織物、絹織物である。一方、特別輸出貿易の31品目は、牛及水牛、家禽鳩等、粗なる皮革、調整皮革、家禽の卵、生糸、漁獲物、米・粉及其製品、玉蜀黍、乾豆、コブラ、赤砂糖、珈琲、胡椒、茗荷及白豆?、肉桂、茶、ゴムラック又はスチラック、漆、護謨、大茴香エッセンス、蘭及葦、籐、生綿、繰綿、セメント、クナヲ、石炭、亜鉛鉱石、錫・ウオルフラム、綿糸である。
- 11 「サイゴン港貿易年報(1926年)」海外海外經濟事情、第2年第9號(昭和4年5月20日發行)、77-95頁。
- 12 「佛領インド支那財政經濟審議會に於けるパスキエー總督の演説(其1)」海外經濟事情、第6年第13號(昭和8年4月3日發行)、1-8頁。
- 13 同上、1頁、4-5頁。
- 14 「佛領インド支那財政經濟審議會に於けるパスキエー總督の演説(其2)」海外經濟事情、第6年第14號(昭和8年4月10日發行)、33-40頁。
- 15 前者は「佛領インド支那事業界の投資状況」海外經濟事情、第4年第26號(昭和6年6月29日發行)、20-3頁。後者は、「インド支那の民間投資額と有價證券發行高(1924-28年)」海外經濟事情、第2年第39號(昭和4年12月16日發行)、26-32頁。
- 16 前者は「佛領インド支那の幣制改革」海外經濟事情、第3年第27號(昭和5年7月7日發行)、10-5頁。後者は、「佛領インド支那の農業金融施設」海外經濟事情、第4年第8號(昭和6年2月23日發行)、25-31頁。
- 17 「佛領印度支那鑛業近状(1927年1月現在)」海外經濟事情、第39號(昭和3年11月28日發行)、70-101頁
- 18 フィリピンに関しては、早瀬編(2003)、タイは南原編(2001)を参照されたい。また、東南アジアの領事報告の分析として、中村(1994、1996)がある。

参考文献

外務大臣官房人事課編(1999)『外務省年鑑 大正15年』クレス出版(復刻版)。
高嶋雅明、(1979)「領事報告制度と『領事館報告』について」『經濟理論』(和歌山大

学経済学会) 168号 (1979年3月) 62-85頁。

中村宗悦(1994)「戦間期日本の通商情報—“東南アジア新市場”に関する「領事報告」の分析」『杉野女子大学・杉野女子大学短期大学紀要』(通号31)、37-54頁。

中村宗悦(1996)「戦間期東南アジア新市場における在外公館とその機能」松本貴典編『戦間期日本の貿易と組織間関係』新評論社、311-340頁。

南原真編(2001)『領事館報告』掲載タイ(暹羅)関係記事目録 明治30年から昭和18年迄、Working Paper No.102 法政大学比較経済研究所。

日本商工会議所(1930)『佛國及佛領印度支那の關稅政策』

早瀬晋三編(2003)『「領事報告」掲載フィリピン関係記事目録 1881-1943年』、龍溪書舎。

第1卷(自第1號至第14號) 昭和3年自4月至6月)		発行日	ページ	報告者	報告題目	分類
1	昭和3年4月2日	18-20頁	昭和3年1月21日附在河内・帝國總領事黒澤二郎報告	佛領印度支那關稅規定抄譯	經濟	
5	昭和3年4月30日	電4頁	昭和3年4月23日著在河内帝國總領事黒澤二郎電報	河内見本市開期決定	電報	
5	昭和3年4月30日	61頁	昭和3年3月8日附在西貢帝國領事佐島忠夫報告	重鋸板輸入取扱商(西貢)	紹介	
5	昭和3年4月30日	61-2頁	昭和3年3月9日附在西貢帝國領事佐島忠夫報告	綿絹布織物類輸入取扱商(交趾支那)	紹介	
6	昭和3年5月7日	67頁	3月27日附在河内黒澤總領事報告	印度支那對本邦輸出入數量(1927年12月)	貿易	
9	昭和3年5月25日	17-59頁	昭和2年12月10日附在河内・帝國總領事黒澤二郎報告	佛領印度支那貿易年報(1926年)	貿易	
10	昭和3年5月28日	8-9頁	昭和3年4月9日附在西貢帝國領事佐島忠夫報告	佛領印度支那護謄製品輸入狀況	商品	
12	昭和3年6月11日	53頁	4月10日附在河内黒澤總領事報告	海防港東京米輸出統計(3月)	商品	
13	昭和3年6月18日	69頁	昭和3年4月11日附在西貢帝國領事佐島忠夫報告	印刷會社、書籍出版會社及印刷材料商(西貢)	紹介	
14	昭和3年6月25日	63頁	昭和3年5月7日附在河内帝國總領事黒澤二郎報告	佛領印度支那對本邦輸出入數量(1928年1月)	貿易	
14	昭和3年6月25日	68頁	3月20日及4月10日附在西貢佐島領事報告に依る	交趾支那米輪移出統計(3月)	商品	
第2卷(自第15號至第29號) 昭和3年自7月至9月)						
15	昭和3年7月2日	15-98頁	昭和3年4月6日附在河内帝國總領事黒澤二郎報告	印度支那木材林立林產物相場(1927年9月30日現在)	商品	
15	昭和3年7月2日	19頁	昭和3年5月7日附在西貢帝國領事佐島忠夫報告	交趾支那立東浦產米生產高(1927-28年)	商品	

15	昭和3年7月2日	62頁	昭和3年5月7日附在河内黒澤總領事報告	海防港東京米輸出統計(4月)	商品
16	昭和3年7月9日	電3-4頁	昭和3年6月29日著在西貢帝國領事佐島忠夫電報	西貢に於ける排日貨状況	電報
16	昭和3年7月9日	62-4頁	昭和3年4月9日附在西貢帝國領事佐島忠夫報告	各種商品主要輸入業者並販賣業者(西貢)	紹介
18	昭和3年7月16日	59-60頁	昭和3年5月25日附在河内帝國總領事館事務代理角清治報告	佛領印度支那對本邦輸出入數量統計(2月)	貿易
18	昭和3年7月16日	70頁	昭和3年5月7日附在西貢帝國領事佐島忠夫報告	自動車、自轉車、三輪車、乳母車取扱業者(西貢)	紹介
19	昭和3年7月23日	65頁	昭和3年6月6日附在河内角總領事館事務代理報告	海防港仕向地別東京米輸出數量(5月)	商品
20	昭和3年7月30日	12-3頁	昭和3年6月26日附在河内帝國總領事館事務代理角清治報告	西貢銀行海防支店新設	經濟
20	昭和3年7月30日	64頁	昭和3年6月8日附在河内帝國總領事館事務代理角清治報告	佛領印度支那對本邦輸出入數量(3月)	貿易
21	昭和3年8月6日	60頁	4月21日及5月7日附在西貢佐島領事報告に依る	交趾支那米輸出統計(4月)	商品
21	昭和3年8月6日	65頁	昭和3年5月24日附在西貢帝國領事佐島忠夫報告	製本業者並金箱商(西貢)	紹介
22	昭和3年8月13日	57-8頁	5月21日及6月6日附在西貢佐島領事報告に依る	交趾支那米輸移出統計(5月)	商品
23	昭和3年8月20日	11-2頁	昭和3年7月6日附在西貢帝國領事佐島忠夫報告	西貢港主要產物輸出入状況(1928年上半年期)	貿易
23	昭和3年8月20日	12-3頁	昭和3年7月3日附在西貢帝國領事佐島忠夫報告	西貢に於けるセメント需給状況	商品
24	昭和3年8月27日	64頁	昭和3年6月21日並7月6日附在西貢佐島領事報告に依る	交趾支那米輸移出統計(6月)	商品
25	昭和3年9月3日	50頁	昭和3年7月8日附在河内總領事館事務代理角清治報告	佛領印度支那對本邦輸出入數量(4月)	貿易
26	昭和3年9月10日	69頁	昭和3年3月9日附在西貢帝國領事佐島忠夫報告	新聞社並廣告取扱店(西貢)	紹介

	26	昭和3年9月10日	70頁	昭和3年7月3日附在西貢帝國領事佐島忠夫報告	暹料、帆布、郵紐取扱業者(西貢)	紹介
	29	昭和3年9月24日	60頁	昭和3年8月9日附在河内角總領事館代理報告	佛領印度支那對本邦輸出入數量統計(5月)	貿易
第3卷(自第30號至第43號)						
昭和3年自10月至12月)						
	30	昭和3年10月1日	18-9頁	昭和3年8月25日在河内帝國總領事館事務代理角清治報告	佛領印度支那對外貿易概況(自1月至3月)	貿易
	30	昭和3年10月1日	20-1頁	昭和3年8月24日在河内帝國總領事館事務代理角清治報告	佛領印度支那鐵物生產高(1927年)	商品
	30	昭和3年10月1日	61頁	昭和3年7月20日竝8月3日在西貢佐島領事報告	交趾支那米輪移出統計(7月)	商品
	32	昭和3年10月15日	62頁	昭和3年8月9日附在河内角總領事館事務代理報告	米輪出量(海防)「7月」	商品
	34	昭和3年10月29日	11頁	昭和3年9月13日附在西貢帝國領事佐島忠夫報告	西貢、桑港間及西貢、バタヴィア間航路新設	經濟
	36	昭和3年11月12日	14-6頁	昭和3年9月22日附在西貢帝國領事佐島忠夫報告	莫大小類需給狀況(西貢)	商品
	36	昭和3年11月12日	17頁	昭和3年9月25日在河内帝國總領事館事務代理角清治報告	印度支那產玉蜀黍及同製品内地稅免除	經濟
	36	昭和3年11月12日	17-9頁	昭和3年9月25日附在西貢帝國領事佐島忠夫報告	楽器輸入狀況(西貢)	商品
	36	昭和3年11月12日	59頁	昭和3年9月5日附在河内角總領事館事務代理報告	米輪出量(海防)「8月」	商品
	36	昭和3年11月12日	59-60頁	昭和3年8月20日竝9月5日附在西貢佐島領事報告	交趾支那米輪移出統計(8月)	商品
	36	昭和3年11月12日	60頁	昭和3年9月20日附在河内角總領事館事務代理報告	佛領印度支那對本邦輸出入數量(6月)	貿易
	37	昭和3年11月19日	54頁	昭和3年9月20日竝10月4日附在西貢佐島領事報告	交趾支那米輪移出統計(9月)	商品
	38	昭和3年11月26日	54頁	昭和3年10月5日附在河内黑澤總領事報告	米輪出量(海防)「9月」	商品

	38	昭和3年11月26日	55頁	昭和3年10月15日附在河内黒澤總領事報告	佛領印度支那產主要品輸出量(1-6月)	商品
	38	昭和3年11月26日	55-6頁	昭和3年10月15日附在河内黒澤總領事報告	佛領印度支那對本邦輸出入數量(7月)	貿易
	39	昭和3年11月28日	70-101頁	昭和3年4月14日著在河内帝國總領事黒澤次郎電報	佛領印度支那鑛業近狀(1927年1月現在)	經濟
	40	昭和3年12月3日	11-2頁	昭和3年10月10日附在西貢帝國領事佐島忠夫報告	帽子需給狀況(西貢)	商品
	42	昭和3年12月17日	52頁	昭和3年11月5日附在河内黒澤總領事報告	佛領印度支那對本邦輸出入統計(8月)	貿易
	42	昭和3年12月17日	55頁	昭和3年11月5日附在河内黒澤總領事報告	米輪出量(海防)「10月」	商品
第4卷(自第44號至第57號)						
昭和4年自1月至3月)						
	44	昭和4年1月7日	61頁	昭和3年10月19日並11月6日附在西貢佐島領事報告	交趾支那米輪移出統計(10月)	商品
	45	昭和4年1月14日	電1頁	昭和4年1月2日著在西貢帝國領事佐島忠夫電報	佛領印度支那新關稅西貢港に實施	電報
	47	昭和4年1月28日	56-7頁	昭和3年12月11日附在河内黒澤總領事報告	佛領印度支那對本邦貿易品(1928年9月)	貿易
	47	昭和4年1月28日	57-8頁	昭和3年11月28日,12月5日附在西貢佐島領事報告	交趾支那米輪移出統計(1928年11月)	商品
	47	昭和4年1月28日	58頁	昭和3年12月8日附在海内黒崎總領事報告	東京米輸出數量(海防)「1928年11月」	商品
	48	昭和4年2月4日	22-3頁	昭和3年12月20日附在西貢帝國領事佐島忠夫報告	綿布類需給狀況(佛領印度支那)	商品
	49	昭和4年2月7日	82-139頁	昭和3年7月10日附在河内帝國總領事館事務代理角清治報告	佛領印度支那輸出入數量統計(1927年)	貿易
	51	昭和4年2月18日	59頁	昭和4年1月7日附在西貢佐島領事報告	トンキン米輪移出統計(1928年12月)	商品
	52	昭和4年2月25日	電2頁	昭和4年2月6日著在サイゴン帝國領事佐島忠夫電報	佛領インド支那新關稅率實施品目變更	電報
	52	昭和4年2月25日	65頁	昭和4年1月16日附在ハノイ黒澤總領事報告	佛領インド支那對本邦貿易(10月)	貿易
	54	昭和4年3月11日	55頁	昭和4年1月18日附在サイゴン帝國領事佐島忠夫報告	欸寸消費稅及取扱稅徵收單位修正(インド支那)	經濟
	54	昭和4年3月11日	60頁	1月8日附在西貢佐島領事報告	米輪出額(サイゴン)「1928年」	商品

	11	昭和4年6月3日	電3頁	昭和4年5月29日 著在サイゴン帝國領事佐島忠夫電報	虎疫増加(サイゴン及シヨロン)	電報	
	11	昭和4年6月3日	69頁	昭和4年4月20日 附在河内黒澤總領事報告	佛領インド支那對本邦貿易(1月)	貿易	
	13	昭和4年6月17日	電4頁	昭和4年6月11日 著在サイゴン帝國領事佐島忠夫電報	虎疫發生増加(サイゴン)	電報	
	13	昭和4年6月17日	74-5頁	昭和4年4月3日 附在ハノイ帝國總領事館報告	建築用陶磁器輸入商(ハノイ)	紹介	
	第2年第2(自第15號至第28號)						
	昭和4年自7月至9月)						
	16	昭和4年7月8日	電2頁	昭和4年6月29日 著在西貢帝國領事佐島忠夫電報	西貢の虎疫發生數(6月)	電報	
	16	昭和4年7月8日	63-5頁	昭和4年5月6日 附在ハノイ帝國總領事館報告	佛領インド支那主要貿易品統計並對本邦主要貿易品(1928年)	貿易	
	16	昭和4年7月8日	65頁	昭和4年5月30日 附在サイゴン帝國領事館報告	米實取高統計(交趾支那)「1928-29年」	商品	
	17	昭和4年7月15日	電3頁	昭和4年7月10日 著在サイゴン帝國領事佐島忠夫電報	虎疫減退ペースト發生(サイゴン)	電報	
	18	昭和4年7月22日	61-2頁	昭和4年6月3日 附在ハノイ帝國總領事館報告	佛領インド支那鑛産物生産及輸出統計(1928年)	貿易	
	19	昭和4年7月29日	27-8頁	昭和4年6月14日 附在サイゴン帝國領事佐島忠夫報告	刷子類需給狀況(サイゴン)	商品	
	20	昭和4年8月5日	電2頁	昭和4年7月22日 著在西貢佐島領事電報	佛領印度支那新特別稅率實施	電報	
	20	昭和4年8月5日	62頁	昭和4年6月7日 附在ハノイ帝國總領事館報告	佛領印度支那對本邦貿易(2月)	貿易	
	24	昭和4年9月2日	58-9頁	昭和4年6月21日 附在サイゴン帝國領事館報告	電氣器具輸入業者(サイゴン)	紹介	
	25	昭和4年9月9日	57-8頁	昭和4年7月26日 附在サイゴン帝國領事館報告	陶磁器取扱商(サイゴン)	紹介	

第2年第3(自第29號至第40號)									
昭和4年自10月至12月)									
	29	昭和4年10月7日	8-9頁	昭和4年8月29日附在サイゴン佐高領事報告		アルミニウム製品需給狀況(佛領印度支那)		佛領印度支那對本邦貿易(6月)	貿易
	30	昭和4年10月14日	74頁	昭和4年9月5日附在ハノイ帝國總領事館報告		主要本邦品印度支那輸入高(前半期)		佛領インド支那に於ける米國商品の賣込増加	貿易
	32	昭和4年10月28日	74頁	昭和4年9月10日附在ハノイ帝國總領事館報告				ハイホン港貿易年報(1928年)	貿易
	34	昭和4年11月11日	20-1頁	通商局(Commercial Report, August 19, 1929. に依る)				佛領インド支那對本邦貿易統計(7月)	貿易
	34	昭和4年11月11日	21-6頁	昭和4年9月24日附在ハノイ黒澤總領事館報告				インド支那の民間投資額と有價證券發行高(1924-28年)	經濟
	36	昭和4年11月25日	67頁	昭和4年10月15日附在ハノイ帝國總領事館報告				サイゴン港對本邦貿易狀況(1927及1928年)	貿易
	39	昭和4年12月16日	26-32頁	昭和4年10月10日附在ハノイ黒澤總領事館報告					
	40	昭和4年12月23日	20-6頁	昭和4年10月30日附在サイゴン佐高領事館報告					
第3年第1(自第1號至第13號)									
昭和5年自1月至3月)									
	2	昭和5年1月13日	72頁	昭和4年11月28日附在ハノイ帝國總領事館報告		佛領インド支那對本邦貿易統計(8月)			貿易
	5	昭和5年2月3日	71頁	昭和4年12月17日附在ハノイ帝國總領事館報告		佛領インド支那對本邦貿易統計(1929年9月)			貿易
	7	昭和5年2月17日	69頁	昭和5年1月7日附在ハノイ帝國總領事館報告		インド支那對本邦重要貿易品(10月)			貿易
	9	昭和5年3月3日	34-6頁	昭和5年1月10日附在ハノイ黒澤總領事館報告		佛領インド支那對外貿易概況(1929年前半期)			貿易
	11	昭和5年3月17日	電3頁	昭和5年3月12日著在西貢河面領事館事務代理電報		米收穫高及輸出餘力(交趾支那)			電報

	12	昭和5年3月24日	39-40頁	昭和5年2月5日附在サイゴン河面領事館事務代理報告	藤談靴需給状況(サイゴン)	商品
	12	昭和5年3月24日	74頁	昭和5年2月5日附在サイゴン帝國領事館報告	時計,眼鏡及寫眞用品取扱商(サイゴン)	紹介
第3年第2(自第14號至第26號)						
昭和5年自4月至6月)						
	14	昭和5年4月7日	58頁	昭和5年2月6日附在西貢河面領事館事務代理報告	佛領インド支那砂糖輸入税引上	關稅
	15	昭和5年4月14日	62頁	昭和5年2月20日附在ハノイ黒澤總領事報告	トンキン米移輸出禁止	關稅
	16	昭和5年4月21日	65頁	昭和5年3月8日附在ハノイ帝國總領事館報告	佛領インド支那對本邦貿易統計(12月)	貿易
	16	昭和5年4月21日	65-7頁	昭和5年3月15日附在ハノイ帝國總領事館報告	佛領インド支那重要貿易品統計(1929年)	貿易
	17	昭和5年4月28日	42-3頁	昭和5年2月6日附在サイゴン河面領事館事務代理報告	印刷諸機械輸入状況並取扱商(サイゴン)	商品
	17	昭和5年4月28日	43頁	昭和5年2月10日附在ハノイ黒澤總領事報告	印刷諸機械輸入状況並取扱商(ハノイ)	商品
	19	昭和5年5月12日	67-8頁	昭和5年3月26日附在サイゴン河面領事館事務代理報告	インド支那の燐消費稅再修正總督令公布	財經
	22	昭和5年6月2日	76頁	昭和5年5月3日附在河内帝國總領事館報告	佛領インド支那對本邦貿易額(1月)	貿易
	25	昭和5年6月23日	77頁	昭和5年3月20日附在サイゴン帝國領事館報告	醫療器械取扱商(サイゴン)	紹介
	26	昭和5年6月30日	67頁	昭和5年5月22日附在ハノイ黒澤總領事報告	トンキン米禁輸期限延長	關稅
第3年第3(自第27號至第39號)						
昭和5年自7月至9月)						
	27	昭和5年7月7日	10-5頁	昭和5年5月6日附在ハノイ黒澤總領事館報告	佛領インド支那の幣制改革	財經
	31	昭和5年8月4日	58頁	昭和5年6月12日附在ハノイ黒澤總領事館報告	インド支那幣制法公布	財經

	48	昭和5年12月1日	69頁	昭和5年10月15日附在サイゴン黒木領事代理報告	サイゴン、アムステルダム間郵便飛行開始	交通	
	48	昭和5年12月1日	75頁	昭和5年9月8日附在サイゴン帝國領事館報告	米輪移出統計(サイゴン)「1930年8月」	商品	
	50	昭和5年12月15日	69-70頁	昭和5年11月4日附在サイゴン黒木領事代理報告	佛領インド支那の米穀輸出税引上	商品	
	51	昭和5年12月22日	26-7頁	昭和5年10月18日附在ハノイ永田總領事報告	インド支那對外關係に關する總督演說要領	財經	
	第4年第1(自第1號至第13號)						
	昭和6年自1月至3月)						
	2	昭和6年1月12日	23-30頁	昭和5年11月15日附在サイゴン黒木領事代理報告	サイゴン港貿易年報(1929年)	貿易	
	3	昭和6年1月19日	43-4頁	昭和5年11月10日附在ハノイ永田總領事報告	フランス領インド支那對外貿易概況(1930年上半期)	貿易	
	4	昭和6年1月26日	63-4頁	昭和5年11月29日附在ハノイ永田總領事報告	佛領インド支那の護謨竝に咖啡栽培業者救濟	財經	
	4	昭和6年1月26日	77頁	昭和5年12月10日附在ハノイ帝國總領事館報告	佛領インド支那對本邦貿易統計(1930年10月)	貿易	
	7	昭和6年2月16日	67頁	昭和6年1月12日附在サイゴン黒木領事代理報告	サイゴン港輸出品數量(1930年)	貿易	
	8	昭和6年2月23日	25-31頁	昭和5年12月28日附在ハノイ永田總領事報告	佛領インド支那の農業金融施設	財經	
	9	昭和6年3月2日	8-11頁	通商局	佛領インド支那に於けるドイツの經濟的活動	財經	
	13	昭和6年3月30日	42-3頁	昭和6年1月30日附在サイゴン黒木領事代理報告	歐亞新空路の開始及計畫(パリ-サイゴン間定期航空便開始)	交通	

第4年第2(自第14號至第26號)									
昭和6年自4月至6月)									
15	昭和6年4月13日	78頁	通商局(在ハノイ帝國總領事館報告に依る)				佛領インド支那對本邦貿易統計(1930年11-12月)		貿易
18	昭和6年5月4日	73-4頁	昭和6年3月25日著在サイゴン河面領事館事務代理報告				サイゴン米の最近4箇年間輸出状況とシャム及ラングーンとの比較		貿易
21	昭和6年5月25日	33-5頁	昭和6年2月12日著在フランスス芳澤時命全權大使報告				佛領インド支那經濟事情(1929年)		財經
23	昭和6年6月8日	電1頁	昭和6年5月30日著在サイゴン河面領事館事務代理電報				虎列刺獵獸(サイゴン)及シヨロン)		檢疫
23	昭和6年6月8日	20-5頁	昭和6年5月6日著在ハノイ永田總領事報告				佛領インド支那經濟界の近状		財經
24	昭和6年6月15日	28-33頁	昭和6年3月24日著在ハノイ永田總領事報告				佛領インド支那重要貿易品輸出入額(1930年)		商品
25	昭和6年6月22日	7-13頁	昭和6年4月10日附同30日著在ハノイ永田總領事報告				佛領インド支那炭鐵業の近况		鐵業
26	昭和6年6月29日	20-3頁	昭和6年5月11日附同6月2日著在ハノイ永田總領事報告				佛領インド支那事業界の投資状況		財經
第4年第3(自第27號至第39號)									
昭和6年自7月至9月)									
29	昭和6年7月20日	27-8頁	昭和6年6月20日附同7月4日著在ハノイ永田總領事報告				佛領インド支那對外貿易概況(1930年)		貿易
32	昭和6年8月10日	57-8頁	昭和6年6月20日附同7月16日著在サイゴン河面領事館事務代理報告				本邦醬油需要状況(サイゴン)		商品
33	昭和6年8月17日	70-1頁	昭和6年6月22日附同7月16日著在サイゴン河面領事館事務代理報告				サイゴン地方産獸皮相場		商品
34	昭和6年8月24日	57頁	昭和6年7月17日附在サイゴン河面領事館事務代理報告				砒酸鉛取扱業者と同税率(佛領インド支那)		商品

第4年第4(自第40號至第52號)									
昭和6年自10月至12月)									
	40	昭和6年10月5日	55-6頁	昭和6年8月18日附在サイゴン河面領事館事務代理報告	サイゴン河面領事館報告	日本賣薬取引状況並同取扱商(サイゴン)		商品	
	41	昭和6年10月12日	75頁	昭和6年7月15日附在サイゴン帝國領事館報告	サイゴン帝國領事館報告	米輸出額統計(サイゴン)【1931年6月】		商品	
	41	昭和6年10月12日	80-1頁	昭和6年7月30日附在ハノイ帝國總領事館報告及同7月25日附在サイゴン帝國領事館報告	ハノイ帝國總領事館報告 サイゴン帝國領事館報告	本邦品輸入業者(佛領インド支那)		紹介	
	44	昭和6年11月2日	21-9頁	昭和6年9月4日附在ハノイ永田總領事報告	ハノイ永田總領事報告	ハイフォン港貿易状況(1930年)		貿易	
	46	昭和6年11月16日	15-9頁	昭和6年9月26日附在サイゴン河面領事館事務代理報告	サイゴン河面領事館事務代理報告	サイゴン港對日貿易状況(1930年度)		貿易	
	48	昭和6年11月30日	3-11頁	昭和6年9月26日附在サイゴン河面領事館事務代理報告	サイゴン河面領事館事務代理報告	サイゴン港對外貿易状況(1930年度)		貿易	
	51	昭和6年12月21日	32-4頁	昭和6年11月18日附在ハノイ永田總領事報告	ハノイ永田總領事報告	生漆生産輸出並消費狀態其他(トンキン)		商品	
第5年第1(自第1號至第12號)									
昭和7年自1月至3月)									
	1	昭和7年1月11日	43-5頁	昭和6年11月26日附在ハノイ永田總領事報告	ハノイ永田總領事報告	フランス領インド支那對外貿易概況(1931年上半年)		貿易	
	1	昭和7年1月11日	60-1頁	昭和6年11月26日附在ハノイ永田總領事報告	ハノイ永田總領事報告	佛領インド支那の米穀輸出税率改正		財經	
	2	昭和7年1月18日	46頁	昭和6年11月24日附在サイゴン手塚領事館事務代理報告	サイゴン手塚領事館事務代理報告	佛領インド支那舊本位貨幣通用停止		關稅	
	3	昭和7年1月25日	46-7頁	昭和6年12月1日附在サイゴン手塚領事館事務代理報告	サイゴン手塚領事館事務代理報告	フランス領インド支那の輸入稅改正		關稅	

第5年第2(自第13號至第25號)										
昭和7年自4月至6月)										
	16	昭和7年4月25日	61-2頁	昭和7年3月14日附在サイゴン黒木領事代理報告				米取權高(交趾支那)【1931-32年】		農業
	23	昭和7年6月13日	24-5頁	昭和7年5月4日附在サイゴン黒木領事代理報告				セメント需給状況(サイゴン)		商品
	23	昭和7年6月13日	74頁	昭和7年5月5日附在サイゴン帝國領事館報告				食料品及雜貨取扱商(サイゴン)		紹介
	24	昭和7年6月20日	73-4頁	昭和7年5月5日附在サイゴン帝國領事館報告				炭酸カルシウム取扱商(サイゴン)		紹介
第5年第3(自第26號至第38號)										
昭和7年自7月至9月)										
	29	昭和7年7月25日	63頁	昭和7年6月15日附在サイゴン帝國領事館報告				本邦品取扱商(サイゴン)		紹介
	30	昭和7年8月1日	65頁	昭和7年6月16日附在サイゴン帝國領事館報告				人絹織物、琺瑯磁器、護謨靴其他雜貨取扱商(サイゴン)		紹介
	31	昭和7年8月8日	電1頁	昭和7年7月30日著在フランスス長岡特命全權大使電報				佛領インド支那セメント關稅引上		關稅
	33	昭和7年8月22日	61頁	昭和7年7月9日附在サイゴン帝國領事館報告				自動車販賣及修繕業者(サイゴン)		紹介
	35	昭和7年9月5日	49-50頁	昭和7年7月22日附在黒木領事代理報告				自轉車輸入状況(サイゴン)		商品
	36	昭和7年9月12日	1-4頁	通商局				日本國、インド支那關稅協定要領		關稅
	37	昭和7年9月19日	73頁	昭和7年8月9日附在サイゴン帝國領事館報告				米輸移出統計(サイゴン)【昭和7年7月】		商品
	38	昭和7年9月26日	電1-2頁	昭和7年9月15日著在ハノイ永田總領事電報				インド支那の為替補償附加稅賦課		關稅
	38	昭和7年9月26日	電2頁	昭和7年9月18日著在フランスス長岡特命全權大使電報				インド支那綿絲布コンタンジヤン數量決定		外法
	38	昭和7年9月26日	電5頁	昭和7年9月22日著在ハノイ永田總領事電報				インド支那向本邦品に對する原産地證明		外法

第6年第1(自第1號至第12號)											
昭和8年自1月至3月)											
	2	昭和8年1月16日	61頁	昭和7年11月25日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月9日附在サイゴン角脇領事館事務代理報告	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和7年11月25日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	フィルム輸入状況並同取扱商(サイゴン)	紹介
	3	昭和8年1月23日	24頁	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	隣寸需給状況(佛領インド支那)	商品
	7	昭和8年2月20日	54頁	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	サイゴン主要輸出品状況(1932年)	貿易
	7	昭和8年2月20日	75頁	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	レース糸,カタン糸其他縫糸輸入業者(ハノイ及ハイフォン)	紹介
	7	昭和8年2月20日	75頁	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	レース糸,カタン糸其他縫糸輸入業者(サイゴン)	紹介
	8	昭和8年2月27日	59頁	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	インド支那對本邦主要品別輸出入統計(1932年10月)	貿易
	9	昭和8年3月6日	58頁	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	インド支那對本邦主要品別輸出入統計(昭和7年11月)	貿易
	11	昭和8年3月20日	29-31頁	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和7年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	昭和8年11月17日附在サイゴン黒木領事代理報告	第11回ハノイ見本市状況	機關
第6年第2(自第13號至第25號)											
昭和8年自4月至6月)											
	13	昭和8年4月3日	1-8頁	昭和7年12月28日附在ハノイ永田總領事報告	昭和8年2月10日附在ハノイ永田總領事報告	昭和7年12月28日附在ハノイ永田總領事報告	昭和8年2月10日附在ハノイ永田總領事報告	昭和7年12月28日附在ハノイ永田總領事報告	昭和8年2月10日附在ハノイ永田總領事報告	佛領インド支那財政經濟審議會に於けるパスキエー總督の演説(其一)	財經
	13	昭和8年4月3日	63頁	昭和7年12月28日附在ハノイ永田總領事報告	昭和8年2月10日附在ハノイ永田總領事報告	昭和7年12月28日附在ハノイ永田總領事報告	昭和8年2月10日附在ハノイ永田總領事報告	昭和7年12月28日附在ハノイ永田總領事報告	昭和8年2月10日附在ハノイ永田總領事報告	佛領インド支那本邦貿易統計(1932年12月)	貿易
	14	昭和8年4月10日	33-40頁	昭和7年12月28日附在ハノイ永田總領事報告	昭和8年2月10日附在ハノイ永田總領事報告	昭和7年12月28日附在ハノイ永田總領事報告	昭和8年2月10日附在ハノイ永田總領事報告	昭和7年12月28日附在ハノイ永田總領事報告	昭和8年2月10日附在ハノイ永田總領事報告	佛領インド支那財政經濟審議會に於けるパスキエー總督の演説(其二)	財經
	16	昭和8年4月24日	12-4頁	昭和7年12月28日附在ハノイ永田總領事報告	昭和8年2月10日附在ハノイ永田總領事報告	昭和7年12月28日附在ハノイ永田總領事報告	昭和8年2月10日附在ハノイ永田總領事報告	昭和7年12月28日附在ハノイ永田總領事報告	昭和8年2月10日附在ハノイ永田總領事報告	佛領インド支那地方輸出入と其有望品	貿易
	16	昭和8年4月24日	26頁	昭和7年12月28日附在ハノイ永田總領事報告	昭和8年2月10日附在ハノイ永田總領事報告	昭和7年12月28日附在ハノイ永田總領事報告	昭和8年2月10日附在ハノイ永田總領事報告	昭和7年12月28日附在ハノイ永田總領事報告	昭和8年2月10日附在ハノイ永田總領事報告	バター需要状況(佛領インド支那)ハノイ	商品
	16	昭和8年4月24日	26-8頁	昭和7年12月28日附在ハノイ永田總領事報告	昭和8年2月10日附在ハノイ永田總領事報告	昭和7年12月28日附在ハノイ永田總領事報告	昭和8年2月10日附在ハノイ永田總領事報告	昭和7年12月28日附在ハノイ永田總領事報告	昭和8年2月10日附在ハノイ永田總領事報告	バター需要状況(佛領インド支那)サイゴン	商品

	37	昭和8年9月18日	24-6頁	昭和8年8月5日附在河内手塚總領事館事務代理報告	佛領印度支那對日貿易(1933年6月)	貿易
	37	昭和8年9月18日	69頁	昭和8年8月12日附在河内手塚總領事館事務代理報告	米相場並輸出状況(東京)〔7月〕	商品
	38	昭和8年9月25日	1-11頁	昭和8年6月27日附在河内手塚總領事館事務代理報告	佛領印度支那貿易年報(1931年及1932年)	貿易
	38	昭和8年9月25日	58-9頁	昭和8年7月20日附在河内手塚總領事館事務代理報告	林檎輸入状況(河内)	商品
	38	昭和8年9月25日	68頁	昭和8年8月8日附在西貢帝國領事館報告	米輪移出統計(西貢)〔7月〕	商品
	38	昭和8年9月25日	68-9頁	昭和8年8月12日附在西貢帝國領事館報告	西貢出入港船舶及貨物數量統計(7月)	交通
	第6年第4(自第39號至第51號)					
	昭和8年自10月至12月)					
	39	昭和8年10月2日	26-8頁	昭和8年6月19日附在西貢伊藤領事代理報告	交趾支那卸賣日目的の旅行者及商事代理人の身分證明票規則實施	外法
	39	昭和8年10月2日	58-9頁	昭和8年8月1日附在西貢伊藤領事代理報告	米相場及固相場(西貢)〔7月〕	商品
	40	昭和8年10月9日	17-8頁	昭和8年8月3日附在西貢伊藤領事代理報告	佛領印度支那輸入果實取扱規則	外法
	41	昭和8年10月16日	電3頁	昭和8年10月6日著在西貢伊藤領事代理電報	果實蠅無感染證明書提出猶豫(佛領印度支那)	外法
	41	昭和8年10月16日	74頁	昭和8年9月6日附在西貢帝國領事館報告	米輪出货量統計(西貢)(8月)	商品
	42	昭和8年10月23日	2-7頁	昭和8年8月23日附在西貢伊藤領事代理報告	佛領印度支那對日貿易概況(上半期)	貿易
	43	昭和8年10月30日	54頁	昭和8年8月29日附在西貢伊藤領事代理報告	綿布關稅と輸入業者(西貢)	關稅
	43	昭和8年10月30日	54-5頁	昭和8年9月13日附在西貢伊藤領事代理報告	エム・エム汽船の極東航路船舶本邦寄港再開	交通
	44	昭和8年11月6日	42-3頁	昭和8年9月29日附在西貢伊藤領事代理報告	交趾支那關稅及為替附加稅論議	關稅
	44	昭和8年11月6日	75頁	昭和8年8月29日附在西貢帝國領事館報告	茶,煙草製造並印刷及美術品容器取扱業者(西貢)	紹介
	44	昭和8年11月6日	75頁	昭和8年9月5日附在西貢帝國領事館報告	印度支那物産輸出商(西貢)	紹介
	47	昭和8年11月27日	56頁	昭和8年9月11日及10月10日附在西貢帝國總領事館報告	西貢出入船舶及貨物統計(8月)	交通

	48	昭和8年12月4日	53-4頁	昭和8年10月27日附在河內帝國總領事館報告	印度支那羈業及絹業統計(1931-32年度)	農業
	48	昭和8年12月4日	62頁	昭和8年8月29日附在西貢帝國領事館報告	主要輸入商並小賣商(西貢)	紹介
	49	昭和8年12月11日	52頁	昭和8年11月14日附在西貢帝國領事館報告	米輪移出先別統計(西貢)【10月】	商品
	50	昭和8年12月18日	57頁	昭和8年11月13日附在西貢帝國領事館報告	西貢港出入船舶數及輸出入貨物總統計(1933年10月)	交通
	50	昭和8年12月18日	64頁	昭和8年10月6日附在西貢帝國領事館報告	海產物輸入商(西貢)	紹介
	昭和9年第1(自第1號至第12號)					
	昭和9年自1月至3月)					
	4	昭和9年1月29日	49頁	昭和8年12月11日及同12日附在西貢帝國領事館報告	寒天及調帶取扱業者(西貢)	紹介
	5	昭和9年2月5日	1頁	昭和8年11月22日附在西貢伊藤領事代理報告	原產國名明記必要輸入品(佛領印度支那)	外法
	5	昭和9年2月5日	1-2頁	昭和8年12月9日附在河內,手塚總領事館事務代理報告	曹達灰及苛性曹達需給狀況等(佛領印度支那)	商品
	5	昭和9年2月5日	2頁	昭和8年12月11日附在西貢伊藤領事代理報告	實業輸入方法	商品
	12	昭和9年3月26日	15-8頁	昭和9年2月5日附在河內,手塚總領事館事務代理報告	本邦對佛領印度支那間主要貿易品數量統計(1933年)	貿易
	12	昭和9年3月26日	18頁	昭和9年1月13日附在西貢,伊藤領事代理報告	西貢港重要輸出品別狀況(1933年度)	貿易
	昭和9年第2(自第13號至第25號)					
	昭和9年自4月至6月)					
	15	昭和9年4月16日	29-32頁	昭和9年3月1日附在西貢,伊藤領事代理報告	米一般狀況(佛領印度支那)	商品
	15	昭和9年4月16日	32頁	昭和9年2月3日附在河內,手塚總領事館事務代理報告	麻製品其他に原產國名表示必要(佛印支)	外法
	15	昭和9年4月16日	32頁	昭和9年2月7日及3月8日附在西貢,伊藤領事代理報告	西貢港出入船舶及貨物數量統計(1934年1月及2月)	交通

	18	昭和9年5月7日	17頁	昭和9年3月14日 附在河内, 手塚總領事館事務代理報告	海防港船各稅實施	外法
	18	昭和9年5月7日	17-9頁	昭和9年3月15日 附在西貢, 伊藤領事代理報告	茶需給狀況(佛領印度支那)	商品
	18	昭和9年5月7日	19頁	昭和9年2月17日 附在河内, 手塚總領事館事務代理報告	佛印支輸入ファンシー・ビスケット其他關稅引上	關稅
	18	昭和9年5月7日	20頁	昭和9年2月9日及3月10日 附在西貢, 伊藤領事代理報告	米國別輪移出統計(西貢)「1934年1月及2月」	商品
	23	昭和9年6月11日	21頁	昭和9年5月8日 附在西貢, 伊藤領事代理報告	佛領印度支那輸入錫罐詰の標記文字要注意	外法
	23	昭和9年6月11日	21-2頁	昭和9年4月14日 附在河内, 手塚總領事館事務代理報告	佛領印度支那輸入バター及土器關稅改正	關稅
	23	昭和9年6月11日	22頁	昭和9年4月18日 附在西貢, 伊藤領事代理報告	交趾支那產米狀況(1933-34年)	農業
	24	昭和9年6月18日	39頁	昭和9年5月5日 附在河内, 手塚總領事館事務代理報告	佛領印度支那輸入關稅一部改正	關稅
	24	昭和9年6月18日	39-40頁	昭和9年4月14日 附在西貢, 伊藤領事代理報告	米輪移出先別統計(西貢)「3月」	商品
	24	昭和9年6月18日	40頁	昭和9年4月10日及5月9日 附在西貢, 伊藤領事代理報告	西貢港出入船舶及輸出入貨物統計(3月及4月)	交通
	25	昭和9年6月25日	21-2頁	昭和9年5月2日及同8日 附在西貢, 伊藤領事代理報告	佛領印度支那保護讓生産制限協定加入條件割當數量	外法
	25	昭和9年6月25日	22頁	昭和9年5月10日 附在西貢, 伊藤領事代理報告	米輪移出先別統計(西貢)「4月」	商品
昭和19年第3(自第26號至第40號)						
昭和19年自7月至9月)						
	26	昭和9年7月2日	19-20頁	昭和9年4月25日 附在西貢, 伊藤領事代理報告	佛領印度支那果實輸入取締規則改正	外法
	31	昭和9年7月30日	13-4頁	昭和9年6月23日 附在西貢, 伊藤領事代理報告	佛領印度支那貿易概況(1933年)	貿易

					昭和9年7月5日附在西貢，帝國領事館報告	昭和9年7月5日附在西貢，帝國領事館報告	封筒，便箋其他紙製品取扱商(西貢)	紹介
	36	昭和9年9月3日	82頁		昭和9年6月7日及同7月9日 並同8月8日 附在西貢，伊藤領事代理報告	西貢港出入船舶立輸出入貨物統計(5月及6月並8月)	西貢港出入船舶立輸出入貨物統計(5月及6月並8月)	交通
	37	昭和9年9月10日	26頁		昭和9年7月13日 附在西貢，伊藤領事代理報告	米輪移出統計(西貢)[6月]	米輪移出統計(西貢)[6月]	商品
	37	昭和9年9月10日	26頁		昭和9年6月8日 附在西貢，伊藤領事代理報告	運動用具需給状況(西貢)	運動用具需給状況(西貢)	商品
	38	昭和9年9月17日	21頁		昭和9年7月20日 附在西貢，伊藤領事代理報告	佛印支輸入果實に植物検査官の證明書必要	佛印支輸入果實に植物検査官の證明書必要	外法
	38	昭和9年9月17日	21-2頁		昭和9年7月31日 附在西貢，伊藤領事代理報告	西貢の圃為替相場(7月)	西貢の圃為替相場(7月)	財經
	38	昭和9年9月17日	22頁		昭和9年8月4日 附在西貢，伊藤領事代理報告	米輪移出先別統計(西貢)[7月]	米輪移出先別統計(西貢)[7月]	商品
	40	昭和9年9月24日	89頁		昭和9年7月5日 附在西貢，帝國領事館報告	封筒便箋其他紙製品取扱商(西貢)	封筒便箋其他紙製品取扱商(西貢)	紹介
	昭和9年第4(自第41號至第54號)							
	昭和9年自10月至12月)							
	43	昭和9年10月15日	85頁		昭和9年8月20日 附在西貢，帝國領事館報告	ベニア板取扱業者(西貢)	ベニア板取扱業者(西貢)	紹介
	45	昭和9年10月29日	17頁		昭和9年9月10日 附在西貢，伊藤領事代理報告	西貢港出入船舶立輸出入貨物統計(8月)	西貢港出入船舶立輸出入貨物統計(8月)	交通
	45	昭和9年10月29日	17-8頁		昭和9年8月21日 附在河内，手塚總領事館事務代理報告	運動競技運動用具取扱者等(佛領印度)	運動競技運動用具取扱者等(佛領印度)	雜録
	45	昭和9年10月29日	75頁		昭和9年9月13日 附在西貢，帝國領事館報告	電氣器具取扱希望者(西貢)	電氣器具取扱希望者(西貢)	紹介
	46	昭和9年11月5日	74頁		昭和9年9月13日 附在西貢，帝國領事館報告	クラウン・コルク取扱業者(西貢)	クラウン・コルク取扱業者(西貢)	紹介
	49	昭和9年11月19日	23-7頁		昭和9年10月5日 附在西貢，伊藤領事代理報告	西貢港對日貿易年報(1933年度)	西貢港對日貿易年報(1933年度)	貿易
	49	昭和9年11月19日	27-8頁		昭和9年10月9日 附在西貢，伊藤領事代理報告	西貢港出入船舶立輸出入貨物統計(9月)	西貢港出入船舶立輸出入貨物統計(9月)	交通
	49	昭和9年11月19日	28頁		昭和9年10月10日 附在西貢，伊藤領事代理報告	佛印支自動拳銃型點火器禁止總督令	佛印支自動拳銃型點火器禁止總督令	外法
	49	昭和9年11月19日	28頁		昭和9年9月15日 附在西貢，伊藤領事代理報告	工業用石鹼立染織工業用藥劑需給狀況(佛印支)	工業用石鹼立染織工業用藥劑需給狀況(佛印支)	商品

	51	昭和9年12月3日	電8頁	昭和9年11月28日著在西貢, 伊藤領事代理電報	佛印支輸入小包郵便物中通關手續強制品	關稅
	53	昭和9年12月17日	電1頁	昭和9年12月6日著在西貢, 伊藤領事電報	西貢米作柄豫想及輸出餘力	農業
	54	昭和9年12月24日	13頁	昭和9年11月8日附在西貢, 伊藤領事代理報告	西貢港出入船舶立輸出入貨物統計(10月)	交通
	54	昭和9年12月24日	13-4頁	昭和9年11月13日附在西貢, 伊藤領事代理報告	化粧品類需給狀況其他(西貢)	商品
昭和10年上半年(自第1號至第12號)	1	昭和10年1月10日	29-38頁	昭和9年10月5日附在西貢帝國領事代理伊藤憲三報告	西貢港貿易年報(1933年度)	貿易
	5	昭和10年3月10日	39-40頁	昭和10年1月11日附在西貢帝國領事高澤貞義報告	西貢重要輸出品概況(1934年)	貿易
	5	昭和10年3月10日	40頁	昭和9年12月10日及同10年1月11日附在西貢帝國領事高澤貞義報告	西貢港出入船舶立輸出入貨物統計(1934年11月及12月)	交通
	6	昭和10年3月25日	61-2頁	昭和10年2月13日附在西貢帝國領事高澤貞義報告	佛領印度支那重要貿易品別統計(1934年)	貿易
	6	昭和10年3月25日	62頁	昭和9年2月15日附在西貢帝國領事高澤貞義報告	西貢港出入船舶立輸出入貨物統計(1935年1月)	交通
	10	昭和10年5月25日	31-5頁	昭和10年4月5日附在河內帝國總領事宗村丑生報告	佛領印度支那輸入本邦品狀況(1934年度)	貿易
	10	昭和10年5月25日	36-8頁	昭和10年4月4日附在河內帝國總領事宗村丑生報告	佛領印度支那對各國貿易統計(1932-34年)	貿易
	10	昭和10年5月25日	38頁	昭和10年3月13日及同4月11日附在西貢帝國領事高澤貞義報告	西貢港出入船舶立輸出入貨物統計(1935年2月及3月)	交通
昭和10年下半年(自第13號至第24號) (自昭和10年7月至同年12月)	20	昭和10年10月25日	55-8頁	昭和10年8月6日附在河內帝國總領事宗村丑生報告	佛領印度支那の棉花栽培狀況	農業

	20	昭和10年10月25日	58-60頁	昭和10年8月18日附在河内帝國總領事宗村 丑生報告	佛領印度支那のカボック栽培状況	農業
		昭和11年上半年(自第1號至第12號) (自昭和11年1月至同年6月)				
	1	昭和11年1月10日	31-44頁	昭和10年10月8日附在河内帝國總領事宗村 丑生報告	佛領印度支那糖業事情	農業
	5	昭和11年3月10日	51-2頁	昭和10年12月3日附在西貢帝國總領事館事務 代理手塚浩介報告	佛領印度支那の對南阿聯邦主要貿易品 (1934年度)	貿易
	5	昭和11年3月10日	52頁	昭和11年1月13日附在西貢帝國總領事館事務 代理手塚浩介報告	米輸出統計(交趾支那)「1935年度」	貿易
	7	昭和11年4月10日	33-6頁	昭和11年2月25日附在西貢帝國總領事館事務 代理手塚浩介報告	西貢港重要輸出品概況(1935年)	貿易
	11	昭和11年6月10日	29-32頁	昭和11年4月21日附在西河内帝國總領事宗 村丑生報告	老撾地方貿易事情	事情
		昭和11年下半年(自第13號至第24號) (自昭和11年7月至同年12月)				
	17	昭和11年9月10日	35-6頁	昭和11年6月29日附在河内帝國總領事宗村 丑生報告	佛領印度支那外國貿易年報(1935年)	貿易
	17	昭和11年9月10日	37-8頁	昭和11年7月10日附在西貢帝國總領事館事務 代理手塚浩介報告	西貢港主要輸出品統計(1936年1月-5 月)	貿易
	17	昭和11年9月10日	38頁	昭和11年3月14日附在河内帝國總領事宗村 丑生報告	佛領印度支那出入船舶狀況(1935年)	交通
	19	昭和11年10月10日	41-56頁	昭和11年8月24日附在河内帝國總領事宗村 丑生報告	佛領印度支那貿易年報(1935年)	貿易
	20	昭和11年10月25日	37-44頁	昭和11年9月10日附在河内帝國總領事宗村 丑生報告	佛領印度支那出入船舶統計(1933-35 年)	交通
	21	昭和11年11月10日	7-12頁	昭和11年9月28日附在河内帝國總領事宗村 丑生報告	佛領印度支那貿易年報(1935年度)	貿易

	21	昭和12年11月10日	54頁	昭和12年8月25日附在西貢帝國領事館事務代理手塚浩介報告	西貢港出入船舶及輸出入貨物統計 (1937年7月)	交通
昭和13年上半年(自第1號至第12號) (自昭和13年1月至同年6月)	5	昭和13年3月10日	49-50頁	昭和12年10月21日及同11月25日, 12月24日及昭和13年1月15日附在西貢帝國領事館事務代理手塚浩介並中山又次報告	西貢港出入船舶及輸出入貨物統計 (1937年9-12月)	交通
	11	昭和13年6月10日	31頁	昭和13年2月25日附在西貢帝國領事館事務代理中山又次報告	西貢港出入船舶數並輸出入貨物統計	交通
昭和13年下半年(自第13號至第24號) (自昭和13年7月至同年12月)	15	昭和13年8月10日	1頁		他國產生絲を必要とする各國の絹業事情(佛領印度支那)	財經
昭和14年上半年(自第1號至第12號) (自昭和14年1月至同年6月)	6	昭和14年3月25日	38頁	昭和14年1月20日附在西貢帝國領事館事務代理中山又次報告	西貢出入港船舶數及輸出入貨物越數 (1938年12月)	交通
	9	昭和14年5月10日	88頁	昭和14年3月25日附在西貢帝國領事館事務代理中山又次報告	西貢港出入船舶數及輸出入貨物越數 (1939年2月)	交通
昭和14年下半年(自第13號至第24號) (自昭和14年7月至同年12月)	18	昭和14年9月25日	23-7頁	昭和14年7月13日附在佛帝國臨時代理大使宮崎勝太郎報告	佛領印度支那の1939年下半期綿製品輸入割當量	外法
	18	昭和14年9月25日	28-30頁	昭和14年7月13日附在佛帝國臨時代理大使宮崎勝太郎報告	佛領印度支那に於けるステアリン脂の關稅	關稅
	18	昭和14年9月25日	31-2頁	昭和14年7月28日附在佛帝國臨時代理大使宮崎勝太郎報告	佛領印度支那に於ける Catophyllum inophyllum の輸出禁止	外法

	18	昭和14年9月25日	33-5頁	昭和14年7月11日附在西貢帝國領事館事務代理中山又次報告	西貢米市況及其輪移出額概況(1939年6月)	貿易・財經
	18	昭和14年9月25日	36-7頁	昭和14年8月8日附在西貢帝國領事館事務代理中山又次報告	西貢米輪移出額概況(1939年7月)	貿易
	18	昭和14年9月25日	38頁	昭和14年7月20日附在西貢帝國領事館事務代理中山又次報告	西貢港出入船舶數及輸出入貨物越數(1939年6月)	交通
	20	昭和14年10月25日	91-5頁	昭和14年9月9日附在河内帝國總領事館鈴木六郎報告	佛領印度支那の臨時輸出禁止令	外法
	22	昭和14年11月25日	30-1頁	昭和14年8月31日附在河内帝國副領事館浦部清治報告	佛領印度支那の鹽景觀	外法
昭和17年上半年(自第1號至第12號) (自昭和17年1月至同年6月)						
	6	昭和17年3月25日	1-8頁	昭和17年1月20日附在サイゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第1號)	財經
	6	昭和17年3月25日	9-17頁	昭和17年1月28日附在サイゴン帝國總領事館袁田不二夫報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第2號)	財經
	6	昭和17年3月25日	18-28頁	昭和17年2月5日附在サイゴン帝國總領事館田不二夫報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第3號)	財經
	7	昭和17年4月10日	14-21頁	昭和17年2月12日附在サイゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第4號)	財經
	7	昭和17年4月10日	22-30頁	昭和17年2月12日附在サイゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第5號)	財經
	7	昭和17年4月10日	31-5頁	昭和17年2月27日附在サイゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第6號)	財經
	8	昭和17年4月25日	66-76頁	昭和17年3月5日附在サイゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第7號)	財經
	8	昭和17年4月25日	77-85頁	昭和17年3月12日附在サイゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第8號)	財經
	8	昭和17年4月25日	86-92頁	昭和17年3月19日附在サイゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第9號)	財經

	8	昭和17年4月25日	93-100頁	昭和17年3月19日附在サイイゴゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那サイイゴゴン經濟狀況(第10號)	財經
	9	昭和17年5月10日	67-77頁	昭和16年12月10日附在佛領印度支那特命全權大使芳澤謙吉報告	佛領印度支那に於ける工業生産統計	工業
	9	昭和17年5月10日	78-83頁	昭和17年2月25日附在佛領印度支那特命全權大使芳澤謙吉報告	佛領印度支那に於ける工業生産統計改正	工業
	9	昭和17年5月10日	84-5頁	昭和16年12月26日附在佛領印度支那特命全權大使芳澤謙吉報告	佛領印度支那に於ける金屬及化學製品の原料品及工業製品のストック申告令	工業
	9	昭和17年5月10日	86-7頁	昭和17年2月25日附在佛領印度支那特命全權大使芳澤謙吉報告	佛領印度支那に於ける金屬及化學製品の原料品及工業製品の申告令改令	工業
	9	昭和17年5月10日	88-9頁	昭和17年2月25日附在佛領印度支那特命全權大使芳澤謙吉報告	佛領印度支那に於けるコークス及煉炭の配給制	財經
	10	昭和17年5月25日	63-73頁	昭和17年3月30日附在サイイゴゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那サイイゴゴン經濟狀況(第11號)	財經
	10	昭和17年5月25日	74-82頁	昭和17年4月9日附在サイイゴゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那サイイゴゴン經濟狀況(第12號)	財經
	11	昭和17年6月10日	80-92頁	昭和17年4月24日附在サイイゴゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那サイイゴゴン經濟狀況(第13號)	財經
	12	昭和17年6月25日	55-64頁	昭和17年4月30日附在サイイゴゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那サイイゴゴン經濟狀況(第14號)	財經
昭和17年下半年(自第13號至第24號)						
(自昭和17年6月至同年12月)						
	13	昭和17年7月10日	27-62頁	昭和17年5月8日附在サイイゴゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那サイイゴゴン經濟狀況(第15號)	財經
	13	昭和17年7月10日	63-81頁	昭和17年5月15日附在サイイゴゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那サイイゴゴン經濟狀況(第16號)	財經
	13	昭和17年7月10日	82-9頁	昭和17年4月24日附在サイイゴゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那サイイゴゴン經濟狀況(特別號)	財經
	14	昭和17年7月25日	6-31頁	昭和17年5月28日附在サイイゴゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那サイイゴゴン經濟狀況(第17號)	財經

	15	昭和17年8月10日	72-89頁	昭和17年6月4日附在サイゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第18號)	財經
	16	昭和17年8月25日	37-107頁	昭和17年6月11日附在サイゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第19號)	財經
	17	昭和17年9月10日	45-62頁	昭和17年6月18日附在サイゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第20號)	財經
	17	昭和17年9月10日	63-93頁	昭和17年7月3日附在サイゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第21號)	財經
	18	昭和17年9月25日	13-30頁	昭和17年7月22日附在サイゴン帝國總領事 蓑田不二夫報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第22號)	財經
	18	昭和17年9月25日	31-42頁	昭和17年6月18日附在サイゴン帝國特命全權公使内山岩太郎報告	佛領印度支那に於ける米及玉蜀黍の統制	財經
	19	昭和17年10月10日	8-27頁	昭和17年7月23日附在サイゴン帝國總領事 蓑田不二夫報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第23號)	財經
	20	昭和17年10月25日	16-34頁	昭和17年7月30日附在サイゴン帝國總領事 蓑田不二夫報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第24號)	財經
	20	昭和17年10月25日	35-112頁	昭和17年8月13日附在サイゴン帝國總領事 蓑田不二夫報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第25號)	財經
	21	昭和17年11月10日	53-66頁	昭和17年8月20日附在サイゴン帝國總領事 蓑田不二夫報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第26號)	財經
	22	昭和17年11月25日	58-81頁	昭和17年9月10日附在サイゴン帝國總領事 蓑田不二夫報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第27號)	財經
	23	昭和17年12月10日	15-37頁	昭和17年9月28日附在サイゴン帝國總領事 蓑田不二夫報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第28號)	財經
	24	昭和17年12月25日	1-29頁	昭和17年10月23日附在サイゴン帝國總領事 蓑田不二夫報告	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第29號)	財經
昭和18年上半年(自第1號至第6號) (自昭和18年1月至同年6月)						
	5	昭和18年5月10日	1-66頁	通商局(在サイゴン鈴木總領事よりの報告)	佛領印度支那サイゴン經濟狀況(第30號)	財經

	5	昭和18年5月10日	67-95頁	通商局(在サイゴン田代公使よりの報告)	佛領印度支那サイゴン經濟状況(第31號)	財經
	5	昭和18年5月10日	96-111頁	通商局	佛領印度支那邦別概説	雜
	6	昭和18年6月10日	28-54頁	通商局(在サイゴン田代公使よりの報告)	佛領印度支那サイゴン經濟状況(第32號)	財經
	昭和18年下半年(自第7號至第10號)					
	(自昭和18年7月至同年10月)					
	7	昭和18年7月10日	98-112頁	通商局(昭和18年4月9日付在サイゴン特命全權公使田代重徳の報告)	サイゴン經濟状況(第33號)	財經
	8	昭和18年8月10日	65-83頁	(在サイゴン帝國特命全權公使田代重徳の報告)	サイゴン經濟状況(第34號)	財經
	8	昭和18年8月10日	84-112頁		佛領印度支那事情	事情
	9	昭和18年9月10日	1-31頁	(在サイゴン田代公使よりの報告)	サイゴン經濟状況(第35號)	財經
	10	昭和18年10月10日	120-39頁	(在サイゴン田代公使よりの報告)	サイゴン經濟状況(第36號)	財經
	10附録	昭和18年10月30日	46-104頁	(在サイゴン鈴木總領事よりの報告)	佛領印度支那價格統制令	財經

(注) 記事題目は、年度別索引の記事題目を記事の原文と照らし合わせ、連う場合は原文の題目とした。

第4年49號(昭和4年2月7日發行)の佛領印度支那輸出入數量統計(1927年)の分類は、表示されていなかったが、内容から貿易とした。
 昭和14年18號(昭和4年9月25日發行)の西貢米市況及其輪移出額概況(1939年6月)は、索引では貿易と財經として掲載されていたが、記事では1本のため貿易・財經とした。

報告者が不明の報告の中で、記事の中に掲載されていたものは、()で示した。

メコン地域の産業集積と分散 —交通・輸送インフラの改善と企業立地—

春日 尚雄

Industrial Agglomeration and Dispersion in the Greater
Mekong Subregion: Improving Transportation Infrastructure
and MNEs' Locational Orientation

Hisao KASUGA

はじめに

メコン川流域国で構成されるメコン地域は、「陸のASEAN」とも表現されることが多くなっている。これは主に島嶼部から構成される「海のASEAN」に比較すると地理的に陸地の広がり恵まれ、道路交通網の重点的なインフラ整備施策によって相互の国の連結性が高まることにある。そしてこの地域における、潜在的な経済成長性が高まっていると考えられている。ASEANとして経済成長が先行したのは、先発ASEAN加盟国(ASEAN6)¹であるが、主に外国直接投資(FDI)と、ASEAN各国の外資主導型の輸出工業化のシナリオで実現されてきた。縫製のような軽工業から電機・電子、機械、自動車などの製造業まで幅広い業種の外資系資本を中核とし、産業集積が形成され輸出主導の経済成長を達成した。ASEAN域内では、1990年代からのAFTA(ASEAN自由貿易地域)の進展と交通分野におけるインフラの改善は、外資企業にとって関税の削減とサプライチェーンが確保されるという相乗効果を

¹ インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイの6カ国。

もたらした。一方、内乱などでASEAN加盟が遅れたCLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は、ASEAN6と大きな経済格差（ASEANディバイド）が生じたが、ASEAN共同体構築を見据えて格差是正への動きにも取り組んできた。

本章では、産業の集積と分散のメカニズムについて述べた後、メコン地域における企業立地行動を検討する。特に交通運輸の質的改善が同地域における産業集積に与える影響が、次第に大きくなると予測されることを論じたい。その際、個別の産業のもつ特性や製品の特徴によって形成される集積の性質や、分散、フラグメンテーション（工程間分業）の要素も含めて問題意識をもつことにする。

第1節 産業の集積・分散に関する理論

1. アグロメレーション理論

産業集積の形成と産業の地理的集中に関する研究は、19世紀のマーシャルによる比較優位の理論で各企業には規模の経済性がなくても、ある財を生産する企業が一つの地域に集中することによって産業全体に規模の利益が発生することが示された。企業立地論としては、1960年代以降のVernonの多国籍企業研究に基づくプロダクト・サイクル（PC）理論と核－周辺（Core-Periphery）論などがあり、製品のライフ・サイクルと企業の国境を越えた市場の確保の動きと多国籍企業化の理解につながっていった。

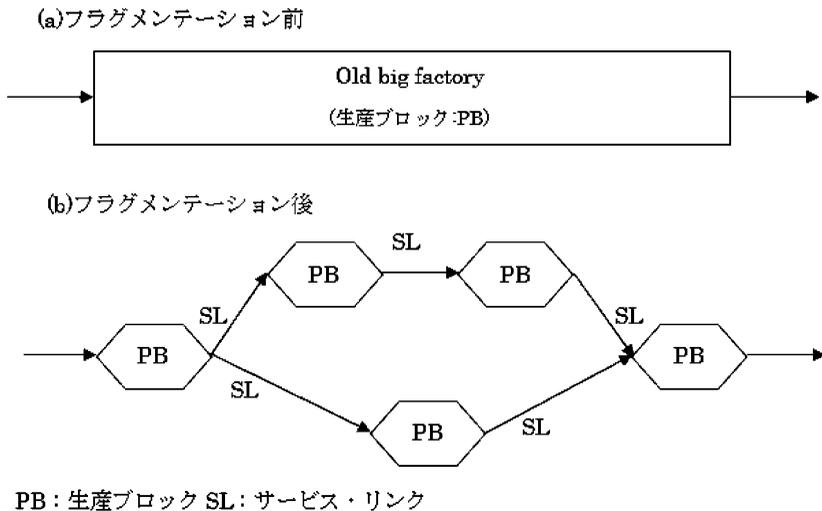
「規模に関する収穫逓増」が国際貿易理論に組み込まれるようになったのは、Fujita, Krugman, and Venables (1999) などの研究以降で、集積（アグロメレーション）の利益は、ある地理的境界内に経済活動が集中するほど生産コストは低下するというものである。この理論では「距離」が極めて重要な要素になっている。Krugmanらは集積力と分散力に関する主要な要素を整理し、その要素のうち前方連関効果と後方連関効果の相互作用によって企業と消費者（＝労働者）が都市に集まり、強力な集積力が現れるというプロセスが示

されている。ここでの前方連関効果とは、消費者（労働者）が財の種類が豊富で安価な立地を好む傾向（多様性選好）のことを言い、後方連関効果とは、企業が需要の大きい地域に立地することを説明している。これによって循環的因果関係（ポジティブ・フィードバック・メカニズム）が形成され、企業レベルでの生産の規模の経済が発生し、都市全体の収穫逡増に転換し、集積力が生まれるとされる。また同様のロジックで、産業連関効果として上流の企業と下流の企業においても循環的因果関係があることから、補完関係が発生し産業集積が形成するとしている。

2. フラグメンテーション理論

Jones, R. W. and Kierzkowski H. (1990) などによれば、フラグメンテーションとはもともと1カ所で行っていた生産工程を複数の生産ブロックに分解し、各生産ブロックをそれぞれに適した場所に分散・立地させることを指す。

第1図 フラグメンテーション生産工程分割（工程間分業）



(出所) Jones, R. W. and Kierzkowski H.[1990] p.33.

第1図によれば、(a)は、すべての生産活動が1つの場所で行われている時の1つの生産ブロック(PB)を表している。しかし、その生産工程の中に熟練技術者を必要としない労働集約的なものがあるかも知れない。その場合には(b)のように垂直的な生産工程を組み、各工程をそれぞれに適した場所に立地させられれば総コストを低く抑えられる可能性がある。生産ブロックを分散立地すると各生産ブロックの間をつなぐサービス・リンク・コストが発生する。サービス・リンク・コストには輸送費、電気・通信費など、さまざまなコストがかかってくる。フラグメンテーションによって総コストが引き下げられるかどうかは、サービス・リンク・コストが十分低いかどうかにかかってくる。国際分業する際には各国の貿易障壁の違いになどによる追加的なコストがかかることも多いと思われ、サービス・リンク・コストを押し上げる要因となる。関税についても当然サービス・リンク・コストにあたるが、直接投資に対するインセンティブとしての原材料、中間財の保税・免税措置、ならびに東アジアにおいてはASEAN自由貿易地域(AFTA)のような自由貿易協定の実施はサービス・リンク・コストを引き下げる方向に働く。

3. 貿易費用の低下・生産要素移動の自由化

国際貿易に生じる様々な費用は、「広義の輸送費」あるいは前述のように「サービス・リンク・コスト」といった表現をされている。この中には、一般的な輸送費用に加えて関税(あるいは非関税障壁)などさまざまなコストが含まれる。EU(あるいはASEAN)の経済統合に見られる域内関税撤廃、越境インフラ整備と円滑化、および共通通貨の採用、などは貿易費用の低減に寄与していることは明かである。

同時に、資本、労働力などの生産要素のより自由な移動が経済統合の柱でもあり、投資の自由化によって企業は国境を越えてこれらを移動させることが(段階的に)可能となる。黒岩(2014)が整理しているように、貿易費用の低下は生産面の優位性の重要性を高めるが、少数の国に生産が集約化される集積、地理的集中をもたらす可能性のある一方、メリットがあれば賃金など

生産要素価格の低い地域への分散を促すことになり、また投資の自由化、投資障壁の撤廃は企業の目的に応じて、高度な生産要素のある地域への集積もしくは低廉な要素価格を求めた分散に分かれる²。ここで黒岩の言う「集積を伴う分散」は、一度集積した産業が再分散と集積を繰り返すことであることを指摘しており、赤松・小島の東アジアにおける雁行形態型の経済発展論はこのようなプロセスでもあるとも言える³。

第2節 メコン地域開発と交通・輸送の改善

1. メコン地域における越境交通網整備の進展

メコン地域における輸送インフラについては、他章において詳述されているのでそちらを参照されたい。ここでは主に1992年に発足するサブリージョナル協力であるGMS(拡大メコン経済圏)プログラム、2007年のASEAN経済共同体(AEC)ブループリントおよび2010年に打ち出されるASEAN連結性マスタープラン(MPAC)の成果としての交通網整備を概観してみたい。

インドシナ半島あるいはメコン川流域地域は、河川と山岳地帯の地理的条件から、歴史的には南北方向の陸上交通がより発達していた。メコン川には雲南省より下流域で20近い架橋があるが、東西方向の交通の隘路を除くため、高規格の国境を跨ぐ国際友好橋としては4架橋が建設され、メコン地域の道路交通網整備の選択肢が広がった。1990年代、アジア開発銀行(ADB)主導による経済回廊構想に基づいた、メコン地域で越境を前提とした道路網の整備は、最終的には民間投資の増加と生産ネットワークの構築支援を目指したものであった。現在のADBの定義によれば、経済回廊は9路線が確定している。日本においては、東西経済回廊、南北経済回廊、南部経済回廊の3ルートが一般的に認知されている。このうち2006年に全線開通した東西経済回廊は、特にフラッグシップ・プロジェクトと呼ばれ、現地に進出した日系

² 黒岩郁雄(2014)『産業立地』黒岩編著(2014) 286-288ページ。

³ 前掲 276-278ページ。

製造業の集積の観点から、バンコクーハノイ間約1,500kmのサプライチェーン構築、あるいは近年急速に整備が進んでいるバンコクープノンペンーホーチミンという3つの都市を約900kmで結ぶ南部経済回廊⁴が、戦略上重要であると考えられている。

この経済回廊と多くが重複する形で、AECブループリントでは、域内の主要越境道路を「指定された越境交通路」(designated Transit Transport Routes; TTRs)と呼んでいる。ASEANハイウェイ・ネットワーク(AHN)は23ルート、38,400kmが決まっている。ASEANの陸上交通整備では、道路が優先されたことから鉄道の整備は遅れている。シンガポール・昆明間鉄道リンク計画(SKRL)は1995年に、ASEANメコン川流域開発協力(AMBDC)の事業として始められたが、現時点で高速鉄道計画などとの関連ではっきりとした方向性が出ていない。

ASEAN連結性が向上することによる経済効果予測は不確定な要素も考えられるが、磯野(2015)によれば2030年の域内総生産(GRDP)の比較から、正の経済効果が集中するメコン域内の地域としては、タイではバンコクからラヨンにかけての地域、ラオスのビエンチャン、カンボジアのプノンペンおよびシハヌークビル、ベトナムではホーチミン周辺地域、ミャンマーではヤンゴンおよびマンダレー都市周辺という結果を示している⁵。

2. 越境交通協定による越境交通円滑化への取り組み

一方、越境道路網(ハード)を整備した際、国境における通関、トランジット手続き、貨物の積み替えの必要など、円滑な越境交通を阻害する「ソフト」の課題がある。ASEANでは、「通過貨物円滑化に関する枠組み協定(AFAFGIT)」が1998年に署名され、2000年には全加盟国で批准され発効している。但し、その実施に必要な事項の詳細は附属議定書(Protocol)におい

⁴ 2015年3月のネアックルン橋(つばさ橋)の完成によって、南部経済回廊のネックとなる地点はなくなったと言える。

⁵ 磯野生茂(2015) 184-187ページ。

て定めることとされているが、全ての合意文書が署名されていない状況であり、その最終化が待たれている。これに類似した協定としてはGMSのサブリージョナルな枠組みにおいて、1999年にタイ・ラオス・ベトナム3カ国で結ばれた越境交通協定（CBTA）がベースとなり、その後協定の精緻化を経て中国を含めたGMSプログラム参加6カ国すべての多国間合意（2003年）に拡大されている。付則（Annex）と細則（Protocol）が付属文書となっており、一部の文書にミャンマーのみ未署名となっている。

越境交通円滑化における課題の一つである越境手続きの簡素化の取り組みについて、出国時・入国時と2回必要であった手続きを2カ国が共同で検査を行うことで入国側での1回の手続き、すなわちシングルストップで通過することができる。さらに出入国・税関・検疫（CIQ）の手続きを複数の窓口から一つの窓口を集約するシングルウィンドウ化も進められている。またASEANの枠組みによるASEANシングルウィンドウ（ASW）は、ASEAN各国で実施するナショナル・シングルウィンドウ（NSW）を接続することにより、通関手続を含む貿易関係書類の標準化・共通化、電子化を推進することで、域内の貿易円滑化、迅速化を目指している。輸出入の際に、複数の行政機関にまたがる申請や許認可を一つの電子申告フォームで提出、一括して承認を受けることで、輸出入通関のための提出データ、データ処理、判断の一元化を実現することができる。現時点では、CLM3カ国を除くASEAN7カ国によるASW接続のパイロット・テストが成功している段階であるとされる⁶。

第3節 メコン地域における産業集積形成・分散の事例

1. 自動車産業に見られる産業集積

メコン地域において特にタイにおける自動車産業は、1997年アジア金融危機後の2000年には自国の産業保護政策を大幅に緩めた自動車産業の外資自由化という決断をしたことがきっかけとなり、日系自動車メーカーと裾野産業

⁶ ASEAN事務局HPより。

の集中的な進出と増産がおこなわれ、タイにおける自動車産業の集積が一気に形成された。末廣(2000)はASEANで工業化に先行した国と同様に、当時のタイのような後発開発国がキャッチアップ工業化をはかるためには圧縮された工業化、政府の介入、輸入技術、多国籍企業の役割が大きいことを強調している。タイの自動車産業の2000年以降の状況は、末廣の指摘通りとなっている⁷。

第1表 タイにおける自動車主要各社の生産概要

メーカー	主な工場名	近年の主な動向	年間完成車生産能力
トヨタ	Samron, Gateway, Ban Pho工場	400億円を投資し、2015年よりディーゼルエンジン生産強化。	76万台
三菱自動車	Laemchabang (第1～第3工場)	日産との生産提携により生産能力を強化。	51万台
いすゞ	Samron, Gateway 工場	100億円を投資しピックアップトラックの生産能力を強化。	40万台
ホンダ	Ayutthaya (第1, 2工場)	450億円を投資し、2016年より年12万台能力の新工場を稼働。	30万台
日産	Bangna Trad 工場	350億円を投資し、2014年より年15万台能力の第2工場を稼働。	22万台 +15万台
Ford / マツダ	Rayong (第1, 2工場)	260億円を投資し、2015年より新トランスミッション工場を稼働。	28万台
スズキ	Rayong 工場	240億円で新工場、2012年から新規参入、エコカー小型車生産。	10万台
GM	Rayong 工場	ディーゼルエンジン生産能力(年10万基)を強化。	16万台
BMW	Rayong 工場		1万台
Daimler/ 現代	Samutprakarn (第1, 2工場)		2万台
Tata Motors	Samutprakarn 工場		3.5万台

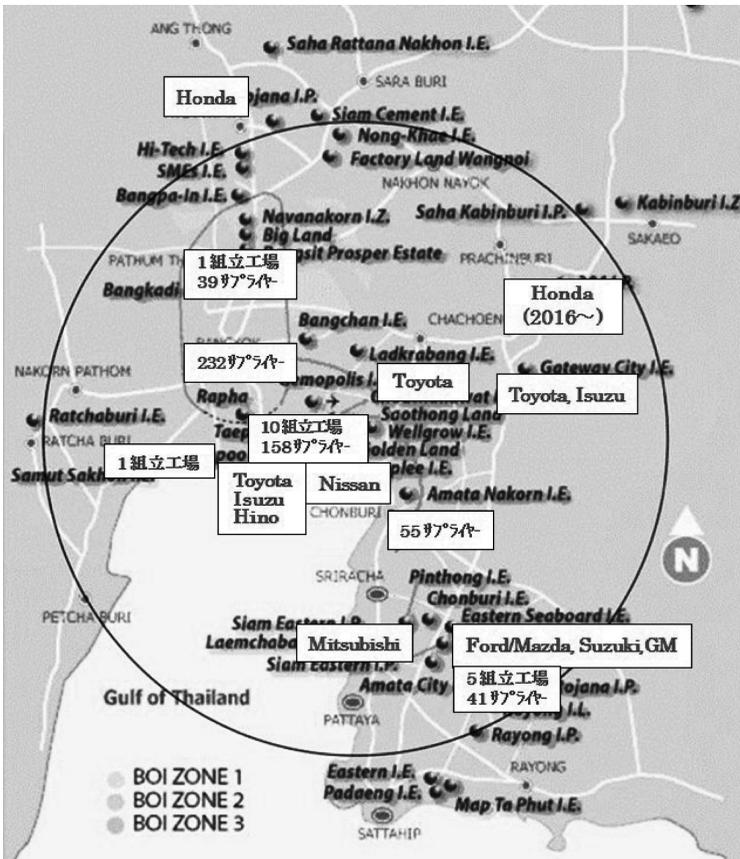
注) 生産能力台数は2014-15年見込。

出所) Fourin (2011)『アジア自動車産業2011』、Fourin (2012)『アジア自動車部品産業』、各社HP、各種報道など。

⁷ 末廣昭(2000)『キャッチアップ型工業化論』名古屋大学出版会。

この結果タイは2013年246万台、2014年は188万台を生産し、世界で第10位の自動車生産国となった。ASEAN域内における自動車生産ではタイが最大規模であり、タイ政府が目指していた「東アジアのデトロイト」が現実になったと言える。タイ国内で完成車組立をおこなっているのは12社であるが、日系企業による生産台数は実に90%以上と圧倒的なシェアを占めており、日系

第2図 タイ・バンコク周辺における自動車産業集積の状況



注) 円はSamut Prakanを中心に100km圏を示す。

出所) ERIA資料地図に筆者加筆。サプライヤー数はThailand Automobile Institute資料から。完成車プラント位置はFourin各年度版および各種報道から。

自動車完成車および自動車部品メーカーによる一大産業集積が形成されている。

バンコク周辺における完成車メーカーの立地は、①バンコク北方面・アユタヤ：ホンダ、②バンコク東方面・チャチェンサオ：トヨタ、いすゞ、③バンコク南東方面・サムットプラカーン、レムチャバン：日産、三菱自、④バンコク南東方面・ラヨン：マツダ/Ford、スズキ、GM、BMW、などとなっている。これに連なる自動車部品産業はTier1、Tier2（一次下請け、二次下請け）と続くが、概ねバンコクの南東部の工業団地から東部臨海工業地帯を中心とした地域に集中している。自動車産業の場合、日本国内同様、時間納入形態を取り始めており、完成車工場から100～150km圏内⁸、時間にして2～2.5時間の輸送時間を前提に立地されており、自動車産業がバンコク圏に集積を形成している大きな理由である。バンコク圏のサプライヤー総数については、日系を含む外資系、タイ系合わせて約3,000社と推計されている。このうちTier1、Tier2に相当するのが、①外資資本：299社、②タイ系合弁：190社、③タイ100%資本：146社あり、Tier3 (lower Tier) は地場産業、外資資本も合わせて1,700社以上とされている⁹。

またASEAN域内協力における自動車産業の位置づけと、域内国際分業に至るまでの経緯については清水（1998）が詳しく、「集团的な外資依存輸出指向型工業化戦略」の成功についてはタイにおける自動車産業が最も典型的な例であると言えるだろう。近年のASEAN域内貿易からの視点では、完成車と自動車部品について完成車輸出はタイ1極からインドネシアを加えた2極になりつつあること、また自動車部品輸出については先の2国にフィリピン、マレーシアなどを加えた広域のASEAN域内分業が進んでいる。

⁸ Machikita T., Ueki Y.(2010). “Spatial Architecture of the Production Networks in Southeast Asia.”, ERIA Discussion Paper Series, p. 28 参照。全業種サプライヤーの45.3%が100km圏内となっている。

⁹ Thailand Automobile Institute資料などより。

2. 電機電子産業に見られる集積・集中

自動車産業は資本集約的要素が強く、サプライヤーとの強固なヒエラルキーが形成されており集積密度も高い。それに対して、一般的に電機電子産業の生産拠点の立地は比較的自由であり、かつ生産拠点の移動についても自動車産業ほどの制約は少ない。資本集約的な裾野産業の集積をあまり必要とせず、市場環境などの変化によって機動的に立地を変えることが比較的容易であることが自動車産業との大きな違いである。また自動車の製品サイクルは5年程度であるのに対して、電機電子産業では3カ月(半導体系)から12カ月(家電系)と短い。さらには市場への新規参入者も多いことから過当競争になりやすい業界である。

極めて多様性に富んだ電機電子産業の品目の中から、ここでは主な消費財を中心にその概要を見る。中間財にあたる電気、電子部品や、産業用、インフラ関連の機器などは除きたい。これらの品目の分類、カテゴリー分けも何通りか考えられる。デジタル機器と非デジタル製品、あるいは(白物)家電、情報機器、AV機器などといった用途別の分類もできる。また近年実用化、低価格化されている、照明に用いられる白色LEDは主要品目に加える必要があるだろう。

第2表 主なエレクトロニクス製品の世界生産台数とASEAN生産国

製品名	世界生産台数 (2014年見込)	2011年－ 2014年の 増減率	中国 生産比率	主なASEAN生産国
LCD-TV	22,700万台	+4.6%	51.0%	マレーシア840万台 タイ390万台
コンパクトデジカメ	4,300万台	-65.3%	66.0%	インドネシア400万台 ベトナム215万台
デジタル一眼レフ	1,800万台	+17.6%	15.0%	タイ520万台
ルームエアコン	13,500万台	+13.4%	77.1%	タイ1,100万台 マレーシア350万台
冷蔵庫	11,300万台	+7.6%	57.2%	タイ630万台 インドネシア525万台

洗濯機	10,200万台	+7.0%	48.5%	タイ270万台 インドネシア55万台
スマートフォン	128,600万台	+166.0%	71.7%	ベトナム1,220万台 マレーシア430万台
デスクトップPC	13,400万台	-0.6%	66.1%	
ノートPC	16,600万台	-22.8%	87.0%	
タブレットPC	32,500万台	+345.8%	82.5%	
白色LED	1,483億個	+142.6%	43.1%	マレーシア15億個

注) 中国生産比率とASEAN生産台数は2013年実績。

資料) 富士キメラ総研『ワールドエレクトロニクス市場調査』各年度版から筆者作成。

電機電子産業に関して、ASEANの域内ではタイが自動車産業同様、日系企業の白物家電製品の輸出の中核基地となっている。一方世界全体では、中国地場企業の急速な成長があり、現在では主要な電機電子系消費財の世界生産の過半数を中国における生産が占めている。この状況は前述の発展途上国のキャッチアップ型工業化の概念には収まらず、特殊な「中国型成長」を説明するコンセプトがいくつか示された。その中で丸川(2013)が提唱したのは、中国が巨大な13億人という市場を武器とした「キャッチダウン型」イノベーション戦略を成功させたというものである。ここで中国の強みとなったのはモジュール型部品の調達と、デジタル家電への展開であったことがその一つであることは明かである。

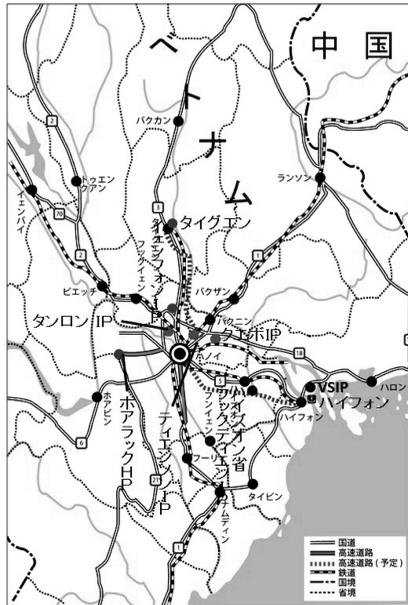
こうした生産の中国生産一極集中の弊害と、地政学的な中国のリスクに対する「チャイナ・プラスワン」が2000年過ぎから言われ始めたことから、ASEANとタイの周辺国特にベトナムが注目されてきた。現時点でその筆頭と目されているベトナムの主要工業製品輸出額の規模は、携帯電話(スマートフォン)など特定品目を除きその多様性においてもタイを下回っている。ベトナムへの積極的な外国投資が続いているが、タイと比較すると裾野産業を含めた集積の規模と質の差は歴然としている。これは自動車産業のように集積規模が大きく、またロックイン効果(凍結効果)¹⁰の大きい業種がすでに

¹⁰ 空間経済学で言うロックイン効果(凍結効果)とは、産業集積がより強い集積力を持つほど、関連した企業、技能労働力などはその集積に引き寄せられることを示す。

タイに一大集積を形成していることは、ASEANにおける電機・電子産業の現在の状況と無関係ではないであろう。

自動車産業の厚みのある裾野産業がタイにあることで、集積規模としては自動車に比べて小さい電機電子産業もタイ・バンコク周辺における近接の利益を得てきたと考えることができる。一方、バンコクから約1,500km離れたベトナム・ハノイ近郊に、電機電子産業の集積が形成されつつある。2001年にタンロン工業団地に進出した、プリンターを主生産品目とするキャノンは、朽木(2007)の言うアンカー企業としての役割を果たした¹¹。ハノイは中国・広東省、華南地域との距離は約1,000kmであり、陸路による部材、製品の輸送も十分可能である。

第3図 ハノイ近郊への企業拠点配置



出所) ジェトロ・アジア経済研究所 石田正美氏作成。

¹¹ 朽木昭文(2007)『アジア産業クラスター論—フローチャート・アプローチの可能性』書籍工房早山。大手グローバル企業の進出により、部品メーカーなど裾野産業の進出、育成が一気に進むような状況を指す。

ベトナムの裾野産業の厚みが十分ではないにも係わらず、電機電子産業のハノイ近郊への集積はその後も続いている。2003年に同じくタンロン工業団地におけるパナソニックによる冷蔵庫、洗濯機の生産開始、HOYAは2005年タンロン工業団地でガラス基盤を生産開始、キャノンは2005年クエボ工業団地、ティエンソン工業団地で生産を拡大、2007年ブラザー工業がフックディエン工業団地でプリンター生産開始、などである¹²。

とりわけ大きな投資となったのは、韓国サムスン電子による携帯電話、スマートフォン生産工場である。2009年にイエンフォン工業団地で携帯電話のテスト生産を開始したのが始まりであり、ベトナム貿易統計では、2012年から輸出に影響が大きく出るようになる。2014年にはタイグエン工場稼働、ホアラク・ハイテクパークにおけるR&D拠点新設など、サムスンによる積極投資が続いている。2014年のベトナムからの輸出は、電話・同部品が240億ドルを記録し輸出品目のトップとなり、それまで中国からの生産移転、FTA利用などで好調を維持していた繊維製品の輸出額210億ドルを抜いた¹³。サムスン1社の生産立地は、ベトナム経済と同国の貿易構造に大きな影響を与える規模までに達している。

3. メコン地域における越境フラグメンテーション

一般的に、生産拠点のフラグメンテーション的分離は、一部の工程を別工場に移管することであり、マザー工場は常にその中間完成品を受け入れなくてはならない。この中間財の受け入れは部品であることが多いことから、品質管理面から納入時の検査がマザー工場にとって大きな負担になることが多く、企業にとって価格低減というメリットが相当大きいことが条件になる。そのため、例えば労働集約的工程を分離するためには、製品の製造原価の中

¹² 各種報道、各社HPなどより。

¹³ UNCOMTRADEより。スマートフォンの輸出先は約40%がEU向けで、続いてUAE、ASEAN各国、中国などとなっている。この内訳から、ベトナムにおけるサムスンのスマートフォン生産は欧州景気に左右されると考えられる。

で労務費が大きな部分を占めているものに限られるということが言えるだろう。(第1節参照)

第3表 近年のタイからの日系企業生産拠点分散の例

社名	分散先	マザー工場	生産品目・目的	物流経路・距離
ミネベア	カンボジア プノンベンSEZ	タイ、アユタヤ 他	小型モーター 組立工程の分離 サテライト的分割	南部経済回廊 (ポイペト経由) 約700km
デンソー	カンボジア プノンベンSEZ	タイ、チョンブ リ	オイルクーラーなど 組立工程の分離 労働力確保	南部経済回廊 (コックンorポイ ペト経由) 約700km
ニコン	ラオス サバナケット サワン・セノ SEZ	タイ、アユタヤ	カメラ一部工程 組立工程の分離 リスク分散	コラート・コンケン 経由、東西経済 回廊、約600km
矢崎総業	カンボジア コックンSEZ	タイ、チャチェ ンサオ他	ワイヤハーネス 労働集約工程分離 労働力確保	南部沿岸回廊 (トラート経由) 約400km
日本電産	カンボジア ポイペト近郊	タイ、アユタヤ 他	HDD部品 サテライト的分割 リスク分散	南部経済回廊 (ポイペト経由) 約250km
トヨタ紡織	ラオス サバナケット	タイ、レムチャ バン	車用シート 労働集約工程分離 労働力確保	コラート・コンケン 経由、東西経済 回廊、約700km

出所) 各種報道、各社発表などから。

示したような拠点分散の例は、いわゆる「タイ・プラスワン」とも呼ばれる、タイとその周辺国(特に国境付近)で起き始めているものである。その目的、方法は企業によって異なり複合しているが、現時点では、労働集約的工程を周辺国の工場でおこない、その後タイのマザー工場、すなわちバンコク周辺に製品、半完成品を持ち帰るケースが多くなっている。タイの人件費上昇、人手不足など投資環境の悪化への対応策という理由に加えて、2011年のタイ大洪水以降は、特にアユタヤなどバンコクの北に立地する企業はリスク分散が大きな目的となっている。大泉(2013)は「チャイナ・プラスワン」と「タイ・プラスワン」の大きな違いとして、前者は中国投資リスク回避の方法で

あるのに対して、後者はタイの生産拠点の競争力強化策となっている点であるとしている¹⁴。

こうした近年日系企業に起き始めている、タイからのフラグメンテーション（工程間分業）は、産業集積理論にもある中核地域から周辺地域に向かう動きでもある。しかしながら、比較的近接した地域にマザー工場をもつという共通点がある。ASEAN地域統合の柱でもある連結性の概念と、長年にわたる地域経済協力の結果、越境交通インフラの改善がサービス・リンク・コストを小さくしつつある、あるいは将来小さくなることを前提として企業立地がなされているものと理解できるだろう。とは言え現状のタイを中心とした地域においては、産業の集積力は分散力を大きく上回っている。これは前述のように、輸送費の減少を伴いながらも集積経済の相対的増大効果が大きい、あるいは多様性選好が強く、労働者・消費者の増大と実質賃金の増加する状況と言うことができる。このような状況で企業がフラグメンテーションを選択する背景は、タイ・バンコク地域への集中のデメリットが大きくなりつつあることが考えられる。

〈参考文献〉

- ADB (2014). *ASEAN Community 2015*, ADB, Aug. 2014.
- Fujita, M., Krugman, P. and Venables, A. (1999). *The Spatial Economy*, Cambridge, MA: MIT Press.
- Jones, R. W. and Kierzkowski H. [1990]. “The Role of Services in Production and International Trade: A Theoretical Framework,” in Ronald W. Jones and Anne O. Krueger, eds., *The Political Economy of International Trade: Essays in Honor of Robert E. Baldwin*, Oxford: Basil Blackwell, pp.31-48.
- Vernon, R. (1966). “International Investment and International Trade in the Product Cycle”, *Quarterly Journal of Economics*, May 1966.

¹⁴ 大泉敬一郎 (2013) 「タイプラスワン」の可能性を考える」『環太平洋ビジネス情報 RIM』 2013 Vol.13 No.51。

- 石川幸一・清水一史・助川成也編著 (2013) 『ASEAN 経済共同体と日本：巨大統合市場の誕生』 文眞堂。
- 磯野生茂 (2015) 「ASEAN 域内の広域輸送インフラ整備」 浦田秀次郎・牛山隆一・可部繁三郎 『ASEAN 経済統合の実態』 文眞堂、169-190ページ。
- 石田正美編 (2010) 『メコン地域 国境経済をみる』 アジア経済研究所。
- 梅崎創 (2012) 「ASEAN の接続性強化と経済共同体構築—交通分野協力を中心に」 『アジ研ワールド・トレンド』 No.199、63-66ページ。
- 春日尚雄 (2014) 『ASEAN シフトが進む日系企業—統合一体化するメコン地域—』 文眞堂。
- 黒岩郁雄編著 (2014) 『東アジア統合の経済学』 日本評論社。
- 国土交通省 (2012) 『ASEAN (Association of South East Asian Countries) の運輸事情』 国土交通省、2012年 6 月。
- 清水一史 (1998) 『ASEAN 域内経済協力の政治経済学』 ミネルヴァ書房。
- フォーイン 『アジア自動車産業』 各年版、フォーイン (Fourin)。
- 富士キメラ総研 『ワールドエレクトロニクス市場総調査』 各年版、富士キメラ総研。
- 丸川知雄 (2013) 『現代中国経済』 有斐閣アルマ。

大メコン圏における経済回廊と日系企業の動向

藤村 学

Economic Corridors in GMS and Japanese-Affiliated Firms

Manabu FUJIMURA

1. はしがき

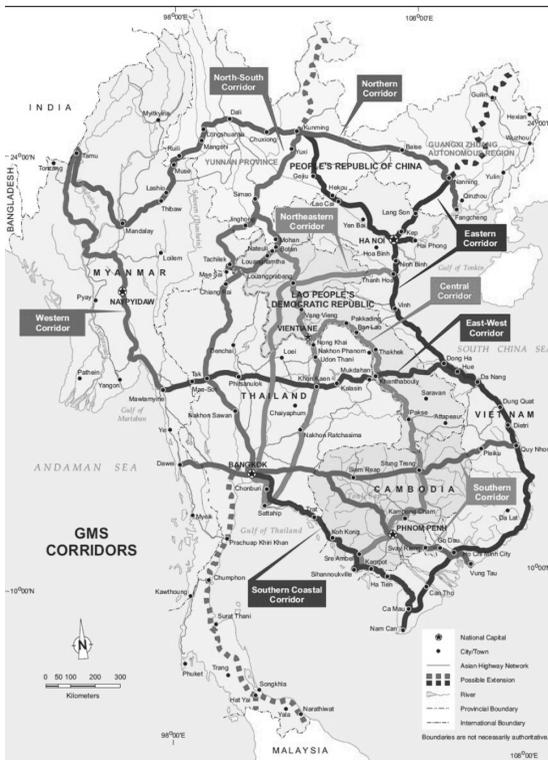
カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、タイおよび中国の雲南省と広西チワン族自治区の5カ国・2省から成る大メコン圏（Greater Mekong Subregion、以下GMS）において、いわゆる「経済回廊」の整備が進んでいる（図1）。この経済回廊の意義は、地理的に近接する諸国が一体として輸送・物流の円滑化に協力することにより、個々の国や地方がそれぞれ独力でインフラ整備を行うよりも効率的に経済発展を促進することができるという点にある。

藤村（2014a、2014b、2014c、2015a）では、主要な経済回廊ごとに越境輸送インフラ整備や国境地帯の現状を報告するとともに、輸送インフラ整備の部分的な便益対費用比率の試算を行った。その結果、南部回廊における輸送インフラの経済性が最も優れており、次いで南北回廊、そして東西回廊という試算が得られた。GMS域内では港湾整備や架橋の整備が続々と進行しており、より長期的かつ包括的データによる再評価が必要であろう。藤村（2015b）では、経済回廊沿いの生活水準変化に関係しているであろう標準的な変数をベースに、経済回廊の整備がどの程度回廊沿い地域に追加的な生活水準上昇

効果を与えているのかを、地方レベル（合計224の行政単位）のパネルデータ分析によって間接的に拾いあげを試みた。その結果、GMS域内の輸送インフラ整備が全体としてプラスの追加的経済貢献をしていることが確認できた。また、経済回廊の集積効果から分散効果へと段階が進み、収斂現象が起きているかもしれないという暫定結果も得られた。

本稿はGMSへの日系企業の進出動向を追うことにより、上述のような経済回廊効果のもとで、日本企業が同地域でどのような海外戦略を展開してきたのかを考察する。本稿ではとくにGMSの複数国に進出し、内外の環境に対応しながらサプライチェーンの最適化を図りつつ、現地での雇用創出にも大き

図1：大メコン圏（GMS）における経済回廊



(出所) ADB (2012) p.11

く貢献している製造企業に注目する。以下、第2節では国別に進出動向を概観し、第3節で経済回廊を基準に、そして第4節では主要企業別に整理・考察する。

2. 国別動向

週刊東洋経済(2015a)に掲載されている海外の現地日系法人数は合計で28,013社あるが、進出先国の上位を見ると、1位は中国の6,707社、2位は米国の3,579社、3位はタイの2,178社(実際は4,000社超といわれる)、4位は香港の1,288社、5位はシンガポールの1,248社、6位はインドネシアの1,071社、7位は台湾の1,038社、8位は韓国の904社、9位はマレーシアの898社、10位は英国の871社、11位はベトナムの804社、12位はインドの718社、などとなっている。つまり、米英を除けば日本企業の海外進出先は圧倒的にアジアである。東南アジアへの進出ではタイが突出している。1985年のプラザ合意後の円高によって日本の製造企業がタイへラッシュしたことは筆者の記憶にも鮮明である。「東洋のデトロイト」とまで呼ばれるようになったタイには自動車関連産業が集積しており、二輪車を含む輸送機器とその部品企業を数えると、同資料に掲載されている従業員500人超の規模のものだけで100社近い。

本稿の対象となるGMSにおいては、日系企業のタイ拠点から周辺諸国へ分散投資が行われる「タイ・プラスワン」のケースと、中国拠点からのリスク分散としての「チャイナ・プラスワン」のケースが主な進出パターンだと推測される。経済回廊整備がこのような動きにどのように作用したのか(していくのか)を次節以降で考察するが、まず本節では大まかに国別の進出動向を概観しておく。

まず、国別・年代別に日系企業進出の推移を表1に整理した。ここから明らかのように、日本企業のGMS進出はタイが先導し、それ以外の諸国への進出が本格化したのは1990年代に入ってからである。

表1 GMSにおける日本企業進出トレンド（件）

	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム	タイ	雲南省	広西自治区
1960年以前	—	—	—	—	4	—	—
1960～69年	—	—	—	—	17	—	—
1970～79年	—	—	—	—	24	—	—
1980～89年	—	—	—	—	52	—	—
1990～99年	4	2	8	56	97	1	2
2000～09年	3	6	1	112	46	4	6
2010～14年	50	8	47	37	14	0	3

（注）ベトナムとタイは企業数が多いため、ベトナムは従業員100人超、タイは同500人超の現地法人のみをカウントした。カバー率はそれぞれ約2割および約1割強である。カンボジアは進出年不明が4社、ミャンマーは同2社、広西自治区は同1社あった。（出所）週刊東洋経済（2015a）データより筆者作成

中国が1970年代末に改革開放路線へ転じる以前の60～70年代は、日本企業のアジア進出は韓国、台湾、香港、シンガポールのアジアNIESおよびインドネシア、マレーシア、タイ、フィリピンといった先発ASEANが先行した。この時期は東西冷戦期でもあり、GMSにおいては日本企業にとってタイが自然な進出先であり、輸入代替工業化政策による関税障壁を飛び越え、タイの現地市場を開拓する目的の製造業進出が主流であった。プラザ合意後は、タイにおける出資比率規制などの緩和もあり、生産拠点を移す輸出志向型の製造業進出が急増するとともに、電気・電子機器や輸送機器の裾野を形成するサプライヤー企業のタイ進出が進行した。

80年代末からは中国の投資環境が整い、安価で豊富な労働力を利用する形の輸出志向型とともに、急激に拡大する現地市場を開拓する形の対中国進出が加速した。週刊東洋経済（2015a）に掲載されている中国における日系現地法人数は、省・市別に上位をみると、上海市2,317社、江蘇省1,065社、広東省1,038社とこの2省・1市が突出し、続いて北京市425社、遼寧省400社、浙江省293社、山東省283社などとなっている。中国のこれら省・市はそれぞれが中規模以上の国に匹敵するほどの進出先となっている。ただし、GMSの一面を成す雲南省と広西チワン族自治区については、日本企業の進出は今の

ところ乏しい。

90年代後半以降は中国における人件費上昇、労務問題、外交摩擦などの影響で、多くの日本企業が「チャイナ・リスク」を認識するようになった。この時期から、GMSにおいてはとくに投資環境が整い始めたベトナムが新規進出先として注目され、日系製造企業の進出が急増した。

2000年代に入ると、チャイナ・リスクがさらに高まったことと、経済回廊ルートの輸送インフラが整い始めたことにより、ベトナムへの投資がさらに加速するとともに、カンボジアやラオスへの分散投資も見られ始めた。さらにタイにおける賃金上昇に2011年のバンコク近郊における大洪水が追い打ちをかける形で、日系企業の間で「タイ・プラスワン」の動きが活発となり、この受け皿としてカンボジアとラオスへの日系製造業の進出が加速した。2013年以後は民主化・開放政策に舵を切ったミャンマーがアジア最後のフロンティアとして脚光を浴び、電力や通信などのインフラ不足にもかかわらず、進出が加速している。以上がGMSにおける日系企業進出の大まかな流れだが、以下、国別に見ていく。

上述のように、雲南省と広西チワン族自治区への日系進出企業は少なく、前者が5社（うち4社が昆明市）、後者が12社（うち7社が南寧市）となっている。目立つ投資としては、フォスター電機が2007年に南寧市へ進出し、その後、2010年にベトナムのバクニン省、2011年に崇左市へ進出している。崇左市は南寧とハノイを結ぶ東部経済回廊上に位置し、報道からは確認できないが、これら3工場間で何らかのサプライチェーン戦略が存在するものと推測する。

カンボジアについては、日系現地法人61社のうち50社がプノンペンに立地する。また、バンコクからプノンペンを経てホーチミンと結ぶ南部経済回廊上に60社が立地する。日本企業の対カンボジア進出は、同国の紛争後政治情勢が安定した90年代半ばに始まったが、進出ラッシュが見られるのは2010年以降である。製造業分野での大きな投資としては、ミネベア（プノンペン経済特区[以下SEZ]）、ヤマハ発動機（プノンペン）、矢崎総業（コッコンSEZ）、

シマノ（カンポンスペウ州）などがある。非製造業ではイオンの進出が大きい。

ラオスについては、日系現地法人17社のうち12社がビエンチャン特別市に立地する。人口や経済規模が小さいラオスへの大きな投資は少ないが、「タイ・プラスワン」戦略の一環として、近年は製造業投資も増えてきた。とくに東西経済回廊上のサワン・セノSEZにトヨタ紡織とニコンが進出したのは大きい。2015年7月にはアデランスの新工場もサワナケート県で稼働した。非製造業では王子ホールディングスによる植林事業、関西電力による水力発電所建設・運営などが大きい。

ミャンマーについては、日系現地法人58社のすべてがヤンゴンに立地する。タイから西へ延びる東西回廊や南部回廊がヤンゴン経済圏へ結びつき、バンコク経済圏とのサプライチェーンが形成されるまでには少なくともあと数年はかかりそうだ。ただし、インド洋と太平洋を結ぶ大動脈を担うミャンマーの陸路整備には大きな期待がかかる。ミャンマーへ90年代から進出した企業もいくつかあるが、大半は2012年以降の進出である。大きな製造業投資は少ないが、ハニーズ（縫製業）、フォスター電機（オーディオ機器）、マニー（医療機器）などは数百人以上の規模の雇用を創出している。非製造業では、千代田化工建設、日本ロジテム、TASAKI（田崎真珠）などの投資が大きい。日本の3商社とJICAが合同で整備しているティラワ工業団地の第1期区画は2015年9月に開業し、ワコール、王子製紙（第2拠点）、フォスター電機（第2拠点）、エースコックなどが操業に向かう。

ベトナムについては、日系現地法人804社のうち、その約9割がGMS経済回廊上に立地する。立地の内訳は、ハノイ市239社、ホーチミン市220社、ビンズオン省53社、ハイフォン市46社、ドンナイ省44社、バクニン省25社、フンイエン省21社、ハイズオン省20社、ダナン市14社、バリアブントウ省13社などとなっている。ハイフォン市、ハイズオン省およびフンイエン省はハノイから東方向への東部回廊3に位置する。バクニン省はハノイから北西方向への東部回廊2に位置する。ダナン市は東西回廊の起点である。バリアブントウ省はホーチミンから南東方向への南部回廊上に位置する。ホーチミン市

に隣接するビンズオン省とドンナイ省は直接の幹線道路沿いからは外れるがホーチミン経済圏の一部であり、これらも南部経済回廊上と考えてよい。つまり、ベトナムにおける日系現地法人のほとんどがGMS各経済回廊の結節点かその周辺に立地し、経済集積の中心的役割を担っている。製造業分野の投資としては、エースコック（ホーチミン市）、キャノン（ハノイ）、グローブライド（釣り用品、ダナン市）、新日鐵住金（バリアブントウ省）、スズキ（ドンナイ省）、住友重機（ハノイ市）、東北パイオニア（ハイフォン市）、豊田合成（ハイフォン市）、日清フーズ（ドンナイ省）、日星電気（ハノイ市、ホーチミン市）、日本電産グループ（ホーチミン市）、フォスター電機（バクニン省、ダナン市）、フジクラ電装（ダナン市）、ブラザー工業（ハイズオン省、ドンナイ省）、ブリヂストン（ハイフォン市）、ホンダ（ハノイ市）、マブチモーター（ダナン市、ドンナイ省）、メイコー（プリント配線板、ハノイ市）、矢崎総業（ビンズオン省、ドンナイ省）、ヤマハ発動機（ハノイ市）などが大きい。非製造業分野の投資ではイオン（ホーチミン市）、住友商事・東京電力（天然ガス発電、バリアブントウ省）、第一生命保険（ホーチミン市）、三井住友銀行（ホーチミン市）、三菱東京UFJ銀行（ハノイ市）などが大きい。

タイについては、日系現地法人2,178社のうち9割超がバンコク首都圏とその周辺に立地し、経済集積をリードし、その恩恵を享受している。立地の内訳は、バンコク市1,048社、チョンブリ県238社、サムトプラカン県205社、ラヨン県162社、アユタヤ県137社、パトムタニ県105社、チャチュンサオ県85社などとなっている。これら地域はバンコクから東へ向かう東部臨海工業地帯もしくは北へ向かう工業ベルト地帯を形成する。2011年の大洪水で大きな被害を受けたのは後者の地域に立地する日系企業であった。ベトナムでは日系企業の立地が南部と北部の二極に分散しているのに対し、タイではバンコク経済圏への集中度が高い。バンコク圏内に産業連関が集約しているだけに、経済回廊整備によってサプライチェーンが拡張していく先としては、タイ国内よりも、経済発展段階と比較優位分野が異なる周辺国もしくは国境地域が理にかなっていよう。

タイへ1960年代から進出している製造業分野での古参企業には、味の素、矢崎総業、トヨタ自動車、東レ、花王、新日鐵住金鋼管、いすゞ自動車、ホンダ、スズキ、ブリヂストン、ライオン、東芝などがある。70年代にはクラボウ、帝人、江崎グリコ、ヤクルト、HOYA、デンソー、YKK、日産自動車などが進出した。80年代には山崎製パン、富士製薬、アース製薬、東洋エンジニアリング、三菱自動車、シャープ、象印マホービン、ソニー、タカラトミー、ヤンマー、蛇の目ミシン、シチズン時計、セイコーなどが進出した。80年代後半から現在に至るまで、これら最終財メーカーへの部材を供給するサプライヤー企業が続々とバンコクとその周辺県へ進出した。バンコク近郊の工業地域は、裾野の広い日本の製造業がそのまま移植された縮小版の様相を呈している。同時に、購買力が飛躍的に伸びる同地域へ非製造業分野の日系企業も集積した。

3. 経済回廊別動向

本節では経済回廊ごとに日系企業の進出動向を整理し、GMSにおける越境インフラの整備(表2)がどのような影響を与えてきたのか、また今後どのような影響を与えるのかを考察する。

表2：各経済回廊ルートと輸送インフラ整備状況

回廊名	通過ルート	輸送インフラの整備状況
東部回廊1	昆明～河口・ラオカイ 国境～ハノイ	雲南省側の高速道路は2008年までに整備され、2013年に昆明・河口間の新鉄道が完成。2014年にラオカイ～ノイバイ高速道路が完成。
東部回廊2	南寧～友誼関・ヒュー ギ国境～ランソン～ ハノイ	南寧と友誼関を結ぶ南友高速が2005年12月に完成。ベトナム側もハノイ～ランソン間道路はほぼ整備済み。
東部回廊3	防城港～東興・モンカ イ国境～ハロン湾～ ハイフォン～ハノイ	2006年にハロン湾を渡るバイチャイ橋が完成。2016年末までにハノイ～ハイフォン高速道路とハイフォンが完成し、ハイフォン～ハロン高速道路と連結予定。
中央回廊1	磨憨・ポーテン国境～	ラオス北部を縦断するルートは山岳地帯で起伏が

	ピエンチャン～タイ 東北部～サタヒップ	激しい難路だが、舗装はほぼ完成し、ポーテン～ピエンチャンの陸路輸送は可能。タイ国内は問題なし。
中央回廊2	ピエンチャン～ラオス13号線を縦断～カンボジア縦断～シハヌークビル	ラオスを縦断する国道13号線は2001年に舗装整備、カンボジアを縦断する国道7号線は2007年までにほぼ舗装が完成したが、その後痛みが激しく補修が必要。プノンペン～シハヌークビル間はとくに問題なし。
南北回廊	昆明～磨憨・ポーテン 国境～ラオス北西部 またはミャンマー北 東部～チェンライ～ バンコク	昆明～普洱は2004年までに高速道路が完成、その先は2008年までにラオス国境までの道路舗装が完成、ラオスルートの3号線は2009年までに拡幅・舗装道路が完成。2013年に第4メコン友好橋が開通し、陸路の一貫ルートが完成。
北部回廊	インド国境のタム～ マングラレー～ムセ・ 瑞穂国境～雲南省横 断～広西チワン族自 治区の防城港	瑞麗・ムセ国境における貿易区が2005年までに設定され、そこに至るシャン州および雲南省の道路がある程度整備された。マングラレー以西の状況は未確認。雲南省・広西自治区内の高速道路は問題なしと思われる。
東西回廊	ミャンマーのモラ マイン～ミヤワ ディ・メーソート国境 ～タイ中部～ムクダ ハン・サワナケート国 境～ラオス中南部～ デンサワン・ラオパオ 国境～ダナン	ベトナム中部におけるハイバン・トンネル建設およびダナン港改修が2006年に、タイのムクダハンとラオスのサワナケートを結ぶ第2メコン友好橋架橋が2008年に、それぞれ完了。ラオス区間の9号線の痛みが激しく補修中で通行困難だったが、2015年3月までに補修完了。ミヤワディ～コーカレイ間の新道路が2015年8月に完成し、ボトルネックが解消。
南部回廊	ミャンマーのダウエイ ～カンチャナブリ 新国境～バンコク～ アランヤプラテート・ ポイペト国境～プノ ンペン～バベット・モ クバイ国境～ホーチ ミン～プンタウ	プノンペン～バベット国境間のネアックルンでのメコン架橋（つばさ橋）が2015年4月に完成。カンボジア国道1号線を改修中で、2017年に完了予定。2015年7月、カンチャナブリ新国境～ダウエイの道路整備とダウエイ港整備に日本政府が協力することで3カ国合意。
南部沿岸回廊	バンコク～ハート レック・チャンジাম 国境～カンボジア沿 岸経由～ベトナム最 南端のカマウ	タイ国内は問題なし。チャンジাম国境～シハヌークビルの道路舗装および河川架橋が2008年までに完成。ベトナムのメコンデルタ～ハーティエン国境間の道路はとくに問題なし。シハヌークビル～ハーティエン国境の道路状況は未確認

(注) 以上の回廊のほか、図1には西部回廊（ヤンゴンからネピドー経由でインド国境へ至るルート）や南部サブ回廊（バンコクからトンレサップ湖の北側を経てベトナム南部のクイニオンへ至るルート）も含まれるが、道路整備や架橋の未整備箇所が多く、本稿の考察から除外した。また、図1には東部回廊としてベトナム沿岸を縦断するルートの表示もあるが、この部分は純粋な国内回廊とみなして考察から除外した。

(出所) 各種資料、報道および現地視察に基づき筆者作成

日系企業の立地する行政単位がどの経済回廊上に位置するのか基準として整理すると表3の通りである。

表3 経済回廊別にみた日系企業立地（件）

	カンボジア	ラオス	ベトナム	タイ	雲南省	広西自治区	合計
東部回廊1	—	—	240	—	4	—	244
東部回廊2	—	—	265	—	—	7	272
東部回廊3	—	—	327	—	—	—	327
中央回廊1	—	14	—	367	—	—	381
中央回廊2	49	17	—	—	—	—	66
南北回廊	—	—	—	1,296	4	—	1,300
北部回廊	—	—	—	—	4	6	10
東西回廊	—	3	16	3	—	—	22
南部回廊	54	—	333	1,144	—	—	1,531
南部沿岸回廊	3	—	—	1,738	—	—	1,741

(注) 複数の回廊が交差する結節点となる都市の立地はそのまま重複してカウントした。ビズオン省とドンナイ省はホーチミン経済圏の一部として南部回廊に含めた。ミャンマー進出の日系企業は現在のところすべてヤンゴン立地で本表には含まれない。

(出所) 週刊東洋経済 (2015a) データより筆者作成

日系企業が最も集積しているのは南部回廊沿いである。バンコク、ホーチミン、プノンペンの3都市圏に立地が集中しているためである。バンコクとホーチミンにまず集積が進み、2010年代に入ってから「タイ・プラスワン」の対象地としてプノンペンに進出がラッシュし、サプライチェーンの構築が進んできた。2015年4月にプノンペン～バベット国境の中間にあるネアクルンの「つばさ橋」開通、同6月にアランヤプラテート・ポイペト国境で相互通行のライセンス車両台数（トラックとバス）が40台から500台へ拡大、同7月に日本・メコン川流域諸国首脳会議において日本、タイ、ミャンマーの3カ国政府がダウエイ開発の覚書に署名するなど、回廊整備の動きは活発で、これに呼応した日系企業のサプライチェーン戦略も進展してきた。

アランヤプラテート国境から20分の位置に、豊田通商がカンボジアのパートナーとの合弁で敷地約2万㎡のサンコー・ポイペトSEZを造成中で、タイ

からの供給で電力を安定確保できる強みを生かし、主にトヨタ系の自動車部品・素材メーカーを誘致している。すでに日本電産、ニッパツ（日本発条）などが進出している。同SEZの強みは、バンコクへの物理的な近さ（約310km）と安価な物流費にある。タイ側のトラックが直接SEZに出入りできるのもメリットだ。一方、プノンベン郊外ではデンソーが2015年2月、レンタル工場に代わる本工場の建設を始めた。自動車・二輪車部品生産を2016年3月から開始する予定だ。新工場はベトナムからも原材料や部品を調達し、オイルクーラーなど高付加価値製品で3カ国での分業体制を担う。¹

アランヤプラテート・ポイペト国境は筆者も何回か視察したが、国境施設付近のタイ側に大きな市場があり、中立地帯にはカジノ施設が林立し、また、バンコクを拠点とするバックパッカー達がタイ滞在期間を更新する「ビザラン」目的のために頻繁に往来し、その中を貨物トラックが往来するという混雑ぶりである。この状態を解消するため、カンボジア政府がタイ近隣諸国経済開発協力機構（NEDA）と協力し、現在の国境の近くに貨物専用の新国境ゲートを2019年までに開設する予定だという。²

バベット・モクバイ国境付近のカンボジア側のタイセンSEZにはホーチミンとの距離の近さに目を付けた日本、台湾、中国などの縫製メーカーが数多く進出している。日系物流会社によると、ホーチミンからバベットやプノンベン向けはアパレルの部材、逆方向には完成品の貨物が多いという。こうした完成品はベトナム南部の港や空港から日本はじめ各国に輸出されている。一方、プノンベンにイオンがオープンしたことにより、ベトナム南部の食品メーカーが南部経済回廊を利用してカンボジアへ輸出しているという。³

ただし、ここ数年カンボジアの最低賃金が上昇しているのが懸念材料である。ジェットロによるバベット進出の日系企業へのヒアリングによると、2015年1月から縫製・製靴の工場作業員の最低賃金が128ドルと、2年ほどの間

1 日本経済新聞2015年3月31日付およびジェットロ通商弘報2015年4月21日付

2 ジェットロ（2015）p.19

3 通商弘報2015年2月16日付

に2倍以上にまで上昇したという。人件費高騰に加え、十分な作業員数を確保できるかどうかを課題に挙げる企業もある。最近では中国系などの縫製工場が増えており、次第に人が集まりにくくなっているという。⁴

南部回廊においてバンコクから西方向へミャンマーのダウエイと結ぶ区間は、陸路インフラや港湾の整備にまだ数年かかりそうだが、このルートが完成すれば、東南アジアと南アジアの間の物流の要となろう。

南部沿岸回廊についてはバンコクから東部臨海工業地帯へ至るサムトプラカン県、チャチュンサオ県、チョンブリ県、ラヨン県に日系製造企業の立地が集中しているが、カンボジアを経てベトナム沿岸部までのサプライチェーンは確認できない。ただし、カンボジア南西部のコックンSEZには数年前から動きが始め、韓国の現代自動車に続き、KKNアパレル(タイ企業)、矢崎総業、ミカサなどが入居している。同SEZの電力はタイから輸入している。矢崎総業はタイの自動車メーカーにワイヤーハーネスを供給する一方、タイ企業は、シアヌークビル港からEUや米国向けに大手ブランドのアパレル製品を輸出している。⁵

東部回廊については、ハノイとハイフォンを結ぶ東部回廊3の区間に日系企業が集積しており、両都市の中間に位置するフンイェン省とハイズオン省にも立地が多い。この区間がハノイ北部における日系企業にとって最重要の産業回廊へ発展している。ハイフォンでは日本や韓国の製造企業の進出ラッシュが続いている。中国より人件費が安く、近接する中国華南の珠光デルタで集積したサプライチェーンを活用できる地の利があるからだ。2013年に稼働し小型モーターを組み立てている富士ゼロックス・ハイフォン社には深圳から中国人駐在員が出向し、ベトナム人従業員を指導しているという。韓国のLG電子もハイフォンをグローバル生産拠点と位置付け、掃除機などの生産を始め、今後は液晶テレビやモバイル機器なども生産するという。⁶

⁴ 通商弘報2015年1月28日付

⁵ 通商弘報2014年1月29日付

⁶ 日本経済新聞2015年3月18日付

東部回廊3のインフラ整備は着々と進む。日本のODAで2017年の供用開始をめざして建設中のラックフェン港は水深14mと大型船が入港できるようになる。香港やシンガポールで積み替えず欧米に直行できるようになれば輸送コストの大幅削減が見込める。2015年初めには、ハイフォン市とクアンニン省を結ぶバクダン橋の架橋工事が始まった。この橋が現在建設中のハイフォン～ハロン高速道路と連結すれば、ハノイ～ハロン間の距離が180kmから115kmに短くなり、所要時間も3時間半から1時間半に短縮されるという。⁷

ハノイと南寧を結ぶ東部回廊2については、ハノイから南寧を越えて広東省と結びつくサプライチェーンの例がいくつか見られる。例えば、帝国通信工業はハノイの工場で製造したデジタルカメラの部品を広東省深圳の最終財メーカーに供給している。⁸ 韓国のサムスングループもバクニン省とタイグエン省で大型投資を行い、主にスマートフォン用の中小型有機ELパネルを従業員4万人規模で生産している。韓国で基板に回路を形成し、半製品をベトナムに送り、液晶ディスプレイのモジュール回路は中国の広東省東莞市の工場からトラックでベトナムに運んでいる。「サムスン効果」で2014年のベトナムの携帯電話・スマホの輸出額は輸出総額の約19%を占める最大の輸出品目となった。⁹ ただし、サムスンもチャイナ・リスクを意識し、部材の中国依存を軽減するため、川上部門をベトナムへシフトしつつあるようだ。

ハノイと昆明を結ぶ東部回廊1については日本企業のプレゼンスは確認できない。河口・ラオカイ国境はハノイ市中心部から約340kmの距離にあり、ノイバイ・ラオカイ間の高速道路が2014年9月に開通したのに伴い、ハノイからの移動時間が大幅に短縮された。筆者が2013年にバスで実走した際に実質9時間半かかっていたが、2014年12月のジェットロによる実走ではその約半分の時間に短縮されている。ラオカイ省人民委員会によると、同省に進出している外資系企業は30社程度で、中国企業が多く、主に水力発電や製鉄、農

⁷ 通商弘報2015年2月17日付

⁸ 日本経済新聞2014年6月3日付

⁹ 日本経済新聞2014年7月8日付および2015年8月12日付

産物・林産物の生産などに携わっているという。¹⁰

南北回廊については、バンコクが同回廊の起点だが、日系企業の立地はほとんどがアユタヤ県までで、中国との陸路での結びつきは弱い。バンコク・昆明間の距離と山岳地帯を抜けなければならない地理的制約が大きい。現在のところ、この回廊沿いの主役は中国資本とタイ資本である。¹¹

バンコクからナコンラチャシマ県、コーンケン県、ウドンタニ県、ノンカイ県を経由してビエンチャンと結ぶ中央回廊1には部分的にタイ・プラスワンのサプライチェーン構築が見られる。日系企業を含めビエンチャン圏で生産される製品の大部分は第1友好橋を経由してタイのバンコク港から輸出されている。同橋上に国際鉄道の軌道が敷設され、2009年から1日2便往復している。現在は乗客輸送のみだが、近い将来、内陸コンテナ基地を設置し商品輸送も開始する計画がある。¹² 2014年8月に開所したビエンチャン中心部から22kmにある経済特区「ビエンチャン・ノントング商工業区（通称：ピタパーク）」では、同時点で日系製造業3社を含む28社が登録を完了し、うち三菱マテリアルなど2社が工場を稼働し、4社が試験操業を始めたという。¹³

一方、ビエンチャン圏では近年中国資本による不動産開発投資が目立つ。重慶の民営企業とラオス国防省の合弁で大型複合施設を開発するラサボン広場事業、雲南省海外投資とラオスの華人系企業クリタポングループによるビエンチャンセンター（万象中心）事業、中工国際工程とクリタポングループによるビエンチャンニューワールド（万象新世界）事業などがある。なかでも上海万峰不動産が2011年以来進めているタートルアンSEZ開発は最大規模のものだ。¹⁴ 南北回廊ラオスルート沿いには中国資本によるゴムやバナナのプランテーション投資が多いが、中央回廊1はウドムサイ県を経由してルアンパバーンやビエンチャンに進出する建設業や商業分野の中国資本が浸透し

¹⁰ 通商弘報2015年2月3日付

¹¹ 藤村（2014a）を参照

¹² 通商弘報2014年4月23日付

¹³ 通商弘報2014年8月25日付および2015年4月10日付

¹⁴ 通商弘報2014年10月20日付

てきている。

中央回廊1のルート上で雲南省の昆明からラオス北部を縦断する高速鉄道計画があり、中国鉄道省の汚職スキャンダルや2011年の浙江省温州市での事故、タイの政治混乱などの影響で進捗が滞っていたが、2014年10月にプラユット政権が投資計画を閣議決定したことで動き始めた。タイ区間の737kmについて詳細設計が開始され、2015年内に着工し、2021年竣工を予定している。事業費が巨額なため、日本の資金・技術支援が期待されている。中国区間については昆明から玉溪までの90kmは既に完成し、さらに景洪を経て磨憨に至る504kmも7年間の予定で2015年に建設を開始する予定である。ラオス区間の磨憨・ポーテン国境からビエンチャンまでの417kmについては建設総額70億ドルという、トンネルや架橋が多い壮大な高速鉄道プロジェクトが計画されており、ラオス政府が中国政府から資金支援を得る予定となっているが、実現のタイミングは不透明である。¹⁵

ビエンチャンからラオスの国道13号線とカンボジアの国道7号線および4号線を縦断してシハヌークビルに至る中央回廊2については、プノンペン以外に日系企業のプレゼンスは確認できない。このルート上にはビエンチャン、サワナケート、パクセ、プノンペンといったそれぞれ別の経済回廊と交差する結節点が並ぶが、これらの都市間の経済統合はまだ不十分といえる。むしろタイ・ラオス間のメコン川架橋が進む中、川をはさんで局所的な経済統合が先行している。とくにパクセは2002年に日本の援助で完成したメコン川架橋(パクセ橋)によって、対岸に近いタイのウボンラチャタニ県との経済統合が進んでいる。その後、ムクダハン・サワナケート間の第2友好橋(2006年)、ナコンパノム・タケーク間の第3友好橋(2011年)、チェンコーン・フェイサイ間の第4友好橋(2013年)と架橋が進んだ。さらにはラオスの中部ポリカムサイ県パクサン郡とタイ東北部ブンカーン県ブンカーン郡を結ぶ第5メコン友好橋の架橋が進んでいる。同架橋の完成後はタイからラオスの国道8号線

¹⁵ 通商弘報2014年10月2日付、日本経済新聞2015年4月25日付、およびVientiane Times紙2015年7月10日付

などを通過してベトナムのゲアン省への最短接続ルートとなる。これに連動してボリカムサイ県では13号線と8号線が交差するビエンカム・ターサート地区を経済特区として開発する計画がある。¹⁶ このようにメコン川架橋がラオスを横断する複数の幹線道路と結びつくことで国際物流の代替ルートが増え、経済回廊は「線から面へ」と進化している。

ラオスとカンボジアを南北に縦断する陸路はここ数年で整備が進み、物流も増えてきた印象だが、流れる物資は農林産品が中心で、工業分野のサプライチェーンといった面は見られない。むしろ豊かな自然資源を利用した農業や観光の開発が先行している。ラオス南部ボラベン高原周辺は各種野菜の一大産地で、タイやベトナム向けに出荷されている。ノンノックキャン・トラベンリエル国境近くの「コーンパペンの滝」は東南アジア最大の滝として以前から観光客の人气が高く、ラオス政府はこの付近約7000haを、観光を目玉とした経済特区に指定した。¹⁷

東西回廊については、東西全長1400km超という距離のなかで、現在のところ日系企業の集積が見られるのはベトナムのダナンとラオスのサワナケートであり、チャイナ・プラスワンもしくはタイ・プラスワンの対象として注目され始めた。とくにダナンはベトナム中部における陸海空の物流ハブとなっており、日本はダナンでの最大の投資国である。日系企業は労働集約型企業やIT関連企業の進出が顕著で、工業団地やレンタル工場の造成が進む。2005年にマブチモーターやダイワ精工が進出して以降、2013年までに東京計器（油圧バルブ）、日本精機（自動車・二輪車メーター用ソフトウェア開発）、丹羽鑄造（特殊合金鑄造、金型加工）などが投資認可を得た。タイでの生産工程の一部をダナンに移管し、ダナンからバンコクへ東西回廊の一部を利用して半製品を陸路で輸出しているメーカーもあるという。¹⁸

上述のように、ラオスを横断するルートは、ムクダハン・サワナケート間

¹⁶ 通商弘報2014年12月15日付

¹⁷ Vientiane Times 紙2015年8月3日付

¹⁸ 通商弘報2014年8月8日付

の第2メコン友好橋とラオス国内の国道9号線を利用する東西回廊だけでなく、ナコンパノム・タケーク間の第3メコン友好橋と国道12号線もしくは8号線を利用する代替ルートが複数存在する。¹⁹ バンコク圏に拠点をもつ日系企業にとって、ラオスを横断するルートはむしろハノイ圏とのサプライチェーン構築が主な関心あり、日本通運や日新などの日系物流企業の輸送サービスもタイ・ラオス・ベトナムの3国間物流はバンコク・ハノイ間を想定している。ラオス区間の9号線が補修を完了したことや、デンサワン・ラオバオ国境で2015年1月、シングルスストップ検査 (SSI) が正式導入されたことなどで、日系企業にとっては再び9号線の利用が優位を回復したものと思われる。

ラオスの国道9号線と並行する総延長220kmのサワン・ラオバオ鉄道の計画があり、2008年にマレーシア企業がラオス政府から開発権を得たが、資金調達などの問題により着工に至っていない。2018年までに建設を開始し、建設期間は3～4年とされている。²⁰

東西回廊で長くボトルネックとされてきたミャンマー区間に2015年8月、新たな幹線道路が開通した。これまでメーソート・ミャワディ国境から西へカレン州コーカレイまでの区間は道幅が狭く1日おきに進行方向の変わる一方通行の難路で約50kmの区間に3～4時間を要していたが、新ルートは既存道路の南を迂回し移動時間は従来の3分の1以下に短縮した。これでバンコク圏に拠点をもつ日系企業にとって、モーラマインを終点とするのではなく、パアン、バゴー経由でヤンゴン圏とのサプライチェーン構築の可能性が高まった。²¹

北部回廊については、日系企業のプレゼンスは確認できない。雲南省とインドを結ぶいわゆる「ビルマロード」は、途中からチャオピユまで延びる石

¹⁹ ジェトロ (2015, p.13) によれば、第3メコン友好橋を利用し、米系ハードディスクドライブ (HDD) 製造企業が、タイの工場から部品を中国工場 (珠光デルタと思われる) へ輸出し、完成品を中国からタイへ輸入しているという。

²⁰ 通商弘報2014年10月2日付

²¹ 日本経済新聞2015年6月10日付および同年9月の筆者現地視察

油・ガスパイプラインが象徴するように、外国資本のプレゼンスとしては中国の独壇場である。ラーショー、ティーボー、マングレーといった沿線の街には中国系の商業施設や飲食店が急増している。²² ミャンマー進出の日系企業は今のところヤンゴンに集中しており、今後の製造業投資はまずヤンゴン近郊のティラワ工業団地に向かい、数年後はダウェイまでの輸送インフラと港湾設備が整った後、そちらに向かい始めるものと推測する。

本節の考察を整理すると、GMSにおける日系製造企業はまずバンコク、ホーチミン、ハノイの順に3大都市圏に集積し、次いでハイフォン、ダナン、プノンペン、ビエンチャン、そしてヤンゴンといった新興都市圏へ分散してきたといえる。南部回廊、東部回廊3、中央回廊1、東西回廊、南部沿岸回廊という順に、複数拠点進出と越境サプライチェーン構築の動きが見られる。東部回廊2では韓国企業のサプライチェーン構築も見られる。ミャンマーでの輸送インフラや産業インフラが整うにつれ、タイに拠点をもつ多くの日系企業にとって、新たなビジネスチャンス開拓と、東西回廊と南部回廊沿い地域の経済発展との相乗効果をもつ可能性が高い。

4. 企業別動向

本節ではGMSの複数国に広く展開する日系製造企業の個別動向について整理する。上の表3のベースとなった日本側出資企業のうち、現地での操業規模が比較的大きいものに絞り、週刊東洋経済(2015b)のデータをもとに選別して整理したのが表4である。

製造企業の海外展開は一般的に現地市場開拓型、輸出加工型、工程間分業型の3タイプもしくはそれらの組み合わせに分類できよう。要素集約度、重量、劣化性などの製品特性、進出先諸国間の距離や地形などの地理的特性、さらには受入国の制度条件などによって、各企業の事業戦略は変わってこよう。

²²「ビルマロード」やシャン州の少数民族武装勢力の歴史と現状についてはウ・タント(2013)が活写している。

表4：GMSにおける主要日系製造企業の展開

企業名	進出先国と 現地法人数	GMS主要工場の 立地	操業年	従業員数 ()内日本人
大気社 (空調衛生設備の 製作・施工等)	17カ国：中国5, タイ 5, 米3, マレーシア 2など	バンコク (T)	1971	992 (17)
		ハノイ (V)	1998	244 (0)
		プノンベン (C)	2011	21 (1)
		ヤンゴン (M)	2014	2 (1)
味の素	23カ国：中国11, タイ 8, 米5, 仏3など	バンコク (T)	1961	n.a.
		アユタヤ (T)	1997	n.a.
		プノンベン (C)	2009	n.a.
ヤクルト	21カ国：中国6など	バンコク (T)	1971	1,314 (..)
		ホーチミン (V)	2007	220 (..)
ワコール	14カ国：中国4, 米4, 香港2, 台湾2など	バンコク (T)	1970	2,435 (2)
		ドンナイ (V)	1997	2,135 (1)
		ヤンゴン (M)	2013	90 (..)
レンゴー (段ボール製造)	8カ国：中国9, タイ 6, ベトナム5, イン ドネシア2など	バンコク (T)	1990	1,670 (6)
		サムトプラカン (T)	1991	225 (0)
		サムトサコン (T)	1998	250 (0)
		ホーチミン (V)	1999	380 (1)
		ハイズオン (V)	2003	350 (0)
		ハイフォン (V)	2004	586 (6)
ブリヂストン	33カ国：米11, 中国10, タイ9, シンガポール 3, 豪3など	パトムタニ (T)	1969	n.a.
		チョンブリ (T)	2000	n.a.
		ラヨーン (T)	n.a.	n.a.
		ハイフォン (V)	2012	1,100 (..)
ミカサ	3カ国：タイ1, カン ボジア1, 米1	ラヨーン (T)	2000	n.a.
		コッコン (C)	2012	n.a.
新日鐵住金 (鋼板・鋼管等製 造)	5カ国：米13, 中国9, ブラジル7, タイ6, インド3, ベトナム2	ラヨーン (T)	1992	535 (4)
		ラヨーン (T)	1996	854 (7)
		ラヨーン (T)	1998	840 (..)
		バリアブンタウ (V)	2011	137 (..)
		バリアブンタウ (V)	2013	851 (..)

企業名	進出先国と 現地法人数	GMS主要工場の 立地	操業年	従業員数 ()内日本人
キャノン	39カ国：米7, 中国6, タイ4, 香港3, 韓国 3, 台湾3, フィリピン 3など	アユタヤ (T)	1990	7,823 (..)
		バンコク (T)	1994	765 (..)
		ハノイ (V)	2001	22,128 (..)
		フンイェン (V)	2009	1,157 (..)
		プラチンプリ (T)	2011	2,167 (..)
住友電装 (ワイヤーハーネ ス製造)	34カ国：中国25, フィ リピン8, ベトナム5, タイ4, ポーランド4 など	バンコク (T)	1994	n.a.
		ハノイ (V)	1997	n.a.
		ラヨーン (T)	2002	n.a.
		ハイズオン (V)	2005	n.a.
		フンイェン (V)	2011	n.a.
		プノンペン (C)	2012	n.a.
東芝	23カ国：中国19, 米11, ブラジル5, ベトナム 5, 台5, シンガポー ル4, 英4, タイ3な ど	ノンタブリ (T)	1969	n.a.
		プラチンプリ (T)	1990	515 (10)
		ホーチミン (V)	1996	145 (4)
		ハノイ (V)	2007	162 (3)
		ドンナイ (V)	2008	373 (6)
日本電産 (精密モーター等 製造)	14カ国：中国9, 米6, ベトナム4, タイ3, フィリピン3など	パトムタニ (T)	1991	10,570 (34)
		ホーチミン (V)	1999	1,523 (0)
		アユタヤ (T)	1999	3,643 (8)
		パトムタニ (T)	2000	5,867 (27)
		ホーチミン (V)	2005	3,964 (..)
		ホーチミン (V)	2006	3,198 (17)
		ホーチミン (V)	2011	3,471 (22)
ポイバト (C)	2012	427 (0)		
パナソニック	44カ国：中国76, タイ 24, 米21, マレーシア 19, 独13, インドネシ ア12など	バンコク (T)	1961	n.a.
		バンコク圏10社 (T)	1987~98	n.a.
		ホーチミン (V)	1996	n.a.
		ハノイ圏3社 (V)	2003~6	n.a.
		バンコク圏3社 (T)	2006~7	n.a.
ビンズオン (V)	2003	n.a.		

企業名	進出先国と 現地法人数	GMS主要工場の 立地	操業年	従業員数 ()内日本人
フォスター電機 (ヘッドホン、スピーカー等製造)	11カ国：中国4, ベトナム4, ミャンマー2など	南寧市 (G)	2007	6,365 (1)
		サムトプラカン (T)	2008	6 (1)
		ダナン (V)	2009	9,828 (2)
		バクニン (V)	2010	5,104 (5)
		崇左市 (G)	2011	1,043 (0)
		ヤンゴン (M)	2012	543 (1)
		ヤンゴン (M)	2014	n.a.
富士通	21カ国：中国12, ベトナム4, インド3, 米3など	バンコク (T)	1990	433 (..)
		ドンナイ (V)	1996	2,108 (..)
		ハノイ (V)	1999	103 (..)
		バンコク (T)	2002	565 (21)
ミネベア	17カ国：中国8, 米4, 独5, 香港3など	アユタヤ (T)	2008	35,517 (240)
		プノンペン (C)	2010	6,457 (15)
合志技研工業 (二輪車部品)	3カ国：タイ1, ベトナム1, インド1	ラヨーン (T)	1994	969 (8)
		ハノイ (V)	1997	1,068 (7)
スズキ	28カ国：印7, 中国6, タイ4, マレーシア2, インドネシア2など	パトムタニ (T)	1968	1,325 (18)
		ビエンチャン (L)	1992	34 (1)
		ドンナイ (V)	1996	359 (12)
		カンダル (C)	1999	73 (2)
		ラヨーン (T)	2012	1,195 (45)
デンソー (自動車関連部品等製造)	37カ国：中国23, 米16, タイ9, インド7, 英5, ブラジル5など	サムトプラカン (V)	1974	3,373 (..)
		ハノイ (V)	2001	2,757 (..)
		チョンブリ (T)	2002	2,672 (..)
		ラヨーン (T)	2003	917 (3)
		チョンブリ (T)	2003	636 (9)
		フンイェン (V)	2008	1,516 (..)
		プノンペン (C)	2013	40 (..)
		ヤンゴン (M)	2013	29 (..)
トヨタ自動車	37カ国：中国15, 米12, タイ5ほか	サムトプラカン (T)	1964	9,627 (..)
		ビンフック (V)	1996	n.a.

企業名	進出先国と 現地法人数	GMS主要工場の 立地	操業年	従業員数 ()内日本人
トヨタ紡織 (自動車内装品等製 造)	25カ国：中国14, 米9, タイ6, ポーランド3 など	チョンブリ (T)	1995	428 (6)
		チャチュンサオ (T)	1996	399 (3)
		ハノイ (V)	1997	791 (5)
		チャチュンサオ (T)	1997	732 (4)
		ラヨーン (T)	2003	917 (3)
		チョンブリ (T)	2004	819 (9)
		ハイフォン (V)	2005	490 (3)
		サワナケート (L)	2014	251 (1)
日産自動車	48カ国：中国8, イン ド7, 英5, 米4, タ イ4, UAE4, ベトナ ム3, フィリピン3, ロシア3など	サムトブラカン (T)	1977	4,430 (..)
		ハノイ (V)	2001	1,680 (..)
		ビエンチャン (L)	2010	n.a.
		ヤンゴン (M)	2013	n.a.
		ダナン (V)	2013	230 (..)
ホンダ	33カ国：米22, 中国14, タイ13, インドネシア 10, ブラジル8, 英6, カナダ5など	バンコク (T)	1964	n.a.
		アユタヤ (T)	1992	4,200 (..)
		チョンブリ (T)	1996	n.a.
		ハノイ (V)	2006	258 (3)
		アユタヤ (T)	2006	303 (..)
ミツバ (自動車部品製造)	15カ国：中国5, イン ドネシア3, タイ2, ベトナム2, フィリピ ン2など	ラヨーン (T)	1993	895 (3)
		ドンナイ (T)	1998	2,660 (8)
		ホーチミン (V)	2005	76 (2)
		サムトブラカン (T)	2006	31 (5)
ヤマハ発動機	29カ国：中国11, 台5, インド4, 米4, ブラ ジル4など	サムトブラカン (T)	1996	2,662 (..)
		ハノイ (V)	1998	6,421 (..)
		ハノイ (V)	2005	1,945 (..)
		プノンベン (C)	2008	69 (..)
朝日インテック (医療機器製造)	4カ国：中国1、米1、 タイ1、ベトナム1	パトムタニ (T)	1989	1,850 (24)
		ハノイ (V)	2005	1,506 (13)
HOYA (眼鏡用レンズ等製 造)	26カ国：中国9, 米6, タイ4, フィリピン4, シンガポール4, オラン ダ4, ベトナム3など	パトムタニ (T)	1974	3,699 (..)
		ランプーン (T)	1986	n.a.
		ランプーン (T)	1991	4,064 (..)

企業名	進出先国と 現地法人数	GMS主要工場の 立地	操業年	従業員数 ()内日本人
		ハノイ (V)	2004	6,219 (..)
		フンイエ (V)	2010	2,867 (..)
マニー (手術用針等製造)	4カ国：ベトナム2, 中国1,ラオス1,ミヤ ンマー1	ヤンゴン (M)	1999	284 (1)
		タイグエン (V)	2003	2,171 (5)
		ビエンチャン (L)	2009	56 (1)
矢崎総業 (ワイヤーハーネス 製造)	38カ国：中国12,メキ シコ10,米8,フィリ ピン6,インドネシア 6など	バンコク (T)	1977	12,910 (46)
		ビンズオン (V)	1996	10,761 (14)
		ハイフォン (V)	2002	11,389 (14)
		コックオン州 (C)	2012	1,772 (1)

(注) 立地単位は市・県・省・州など各国・省の最大行政区。()内に示したC, G, L, M, T, V, はそれぞれカンボジア、広西チワン族自治区、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナムを指す。各社の製造拠点に焦点をあて、研究開発拠点や販売拠点はリストから除いた。(出所) 週刊東洋経済(2015b) データより筆者作成

表4 および報道等からは筆者は以下のように分類してみた。

市場開拓型には大気社、味の素、ヤクルト、レンゴー、新日鐵住金、東芝、トヨタ自動車、パナソニック、フォスター電機、富士通、合志技研工業、スズキ、日産自動車、ホンダ、ミツバ、ヤマハ発動機などが含まれる。最終財メーカーが必然的に多く含まれる。なかには日産自動車のようにGMS以外の海外のパートナーと提携する形で進出するケースも見られる。同社の2010年代に入ってからラオスやミャンマーへの進出はその現地法人の社名から明らかのように、同社のマレーシアでの提携相手であるタンチョン・グループ(華人系財閥)が主導したと思われる。

輸出加工型にはブリヂストン、キャノン、住友電装、デンソー、朝日インテック、HOYA、マニー、デンソーなどが含まれる。なかでもデンソーはASEAN諸国のほとんどへ進出しており、相互補完体制を構築している。プノンペンSEZに進出してワイヤーハーネスを生産する住友電装は日本から部材を輸入し、プノンペン港からメコン川を經由してサイゴン港から日本へ製品を輸出している。輸出加工型の進出は、GMS域内の複数国に拠点をもつ必然性はない。労働集約型の最適生産拠点を探して選択的に進出する傾向が

強い縫製業や製靴などはそのほとんどが輸出加工型に入るだろう。ワコールのケースは進出当初は先進国向けの輸出加工型であったが、タイやベトナムの経済発展に伴って現地市場開拓も兼ねる混合型であろう。

工程間分業型（もしくはフラグメンテーション型）にはミネベア、矢崎総業、ミカサなどが含まれる。この3社はいずれもタイ・プラスワン戦略としてカンボジアへ進出したケースである。プノンペンSEZに進出したミネベアはデジタルカメラ用のマイクロモーターなどを製造しているが、その部材はすべて同社のタイ工場から陸送でプノンペンへ運ばれ、製品も同じルートでタイ工場へ出荷されている。コックンSEZ区に進出した矢崎総業はワイヤーハーネスを生産し、タイに集積する日系自動車メーカーへ供給している。同じくコックンSEZに進出したミカサは球技用ボールのチューブを生産し、自社のタイ工場へ供給している。日本電産の場合はタイやベトナムへの進出は現地日系最終財メーカー向けの市場開拓型だと思われるが、ポイペトのサンコーSEZへの進出は、タイで生産するハードディスクドライブ向けアルミ铸造部品の生産を一部タイ工場から移管するという工程間分業型である。トヨタ紡織の場合はタイへの進出は現地日系最終財メーカー向けの市場開拓型、ベトナムへの進出は輸出加工型だと思われるが、ラオスのサワン・セノSEZへの進出は、自動車用シートカバーなどの内装部品（半製品）を生産し、タイのシート生産拠点へ供給するという工程間分業型である。

発展段階が異なる諸国が陸続きとなっているGMSを1つの経済圏と捉える視点からは、進出パターンのなかで工程間分業型が最も興味深いのが、このパターンに入る事例はまだ思ったより少ない。越境インフラ整備のソフト面がハード面に後れをとっている証左でもあろう。

参考文献

- ADB (Asian Development Bank) 2012. *GMS Economic Cooperation Program: Overview*. Manila.
- ジェトロ (日本貿易振興機構) 2015 「特集 覚醒! メコン」 ジェトロセンサー 2015年9月号2-29頁
- 週刊東洋経済2015a 『海外進出企業総覧2015年版 国別編』 東洋経済新報社
- 週刊東洋経済2015b 『海外進出企業総覧2015年版 会社別編』 東洋経済新報社
- 藤村学2014a 「大メコン圏における経済回廊の現状と越境輸送インフラの経済効果: その1 南北回廊および北部回廊」 *青山経済論集* 第66巻1号71-95頁
- 藤村学2014b 「大メコン圏における経済回廊の現状と越境輸送インフラの経済効果: その2 東西回廊とその関連ルート」 *青山経済論集* 第66巻第2号91-113頁
- 藤村学2014c 「大メコン圏における経済回廊の現状と越境輸送インフラの経済効果: その3 南部回廊および南部沿岸回廊とその関連ルート」 *青山経済論集* 第66巻3号71-92頁
- 藤村学2015a 「大メコン圏における経済回廊の現状と越境輸送インフラの経済効果: その4 東部回廊とその関連ルート」 *青山経済論集* 第66巻4号193-209頁
- 藤村学2015b 「大メコン圏における経済回廊効果: 地方レベルのパネルデータ分析」 *青山経済論集* 第67巻1号169-186頁
- ミン・ウ・タント (Thanat, Myint-U) 2013 『ビルマハイウェイ: 中国とインドをつなぐ十字路』 (原題 *Where China meets India*, 2011年刊) 白水社

ASEAN+3「地域通貨単位」に関する一考察

赤羽 裕

A Discussion of RMU for ASEAN+3

Hiroshi AKABANE

目次

はしがき	260
第1節 地域通貨単位（RMU）のASEAN+3での検討内容	260
1. ASEAN+3「リサーチ・グループ」の位置付けと活動	260
2. 先行研究～2011年時点での課題認識	262
第2節 環境変化をふまえたRMUの考察	265
1. その後の環境変化の認識	265
2. 域内各国にとってのRMUのメリット・デメリット	269
3. RMU導入条件の考察	273
第3節 RMUに関する今後の展望	277
1. 域内RMUの位置付け	277
2. RMU利用への展望	279
おわりに	280
注	281
参考文献・参考ウェブサイト	282

はしがき

本稿は、ASEAN+3でこれまで検討されてきた「地域通貨単位 (=RMU: Regional Monetary Unit, 以下RMUという)」の内容を確認するとともに、その課題と展望を考察するものである。RMUは、ASEAN+3におけるリサーチ・グループにおいてこれまで複数回取り上げられてきたテーマであり、その検討内容の確認と利用に関する展望を中心とする。

具体的なアプローチとしては、以下とした。ASEAN+3のリサーチ・グループの研究などでも、RMU自体の評価や導入への課題は多く論じられているが、各国通貨別のメリット・デメリットが個別に論じられるケースは多くないと考えている。一方で、域内各国が国別にRMUの創出・参加を検討する際には、自国のメリット・デメリットは大きな判断材料となるであろう。そこで、検討にあたり、現行の為替制度、経済状況・規模もふまえて、定性的な評価を筆者なりに行い、そうした視点での議論の「たたき台」を提示することを目指した。そのため、メリット・デメリットとも、一面的な評価に留まるものの、両面を検討することで、バランスの取れた議論へつなげることを考えた。合わせて、先行研究でも利用された「ゲーム理論」の発想を取り入れ、導入条件の考察を行った。

そのうえで、昨今の域内での資金ニーズに関わる案件もふまえ、RMUの位置づけと利用への展望をまとめた。

なお、本稿の内容・見解は個人的なものであり、本務先、その他いかなる組織とも無関係である。

第1節 地域通貨単位 (RMU) のASEAN+3での検討内容

1. ASEAN+3「リサーチ・グループ」の位置付けと活動

ASEAN10ヶ国と日本・中国・韓国から構成されるASEAN+3は、1997年のアジア通貨危機以降、その解決や再発防止の観点で、域内の通貨・金融

協力を進めてきた。具体的には、1997年12月に第1回ASEAN+3首脳会議を行い、その後、財務大臣会議が設置され1999年からは毎年開催されている。2012年からは、中央銀行総裁も加わる会議となった。この枠組みにより、これまでチェンマイ・イニシアティブ⁽¹⁾、アジア債券市場育成イニシアティブ⁽²⁾などの成果があげられた。チェンマイ・イニシアティブが2010年にマルチ化発効まで漕ぎ着け、それと平仄を合わせる形で、域内のサーベイランス機関の必要性も認識され、2011年5月にAMRO (=Asean+3 Macroeconomics Research Office) がシンガポールに設立された。当初、シンガポール法人であったAMROも、昨年2014年10月には国際機関化するための署名がなされた。

「リサーチ・グループ」は、金融協力を強化し、域内の一層の金融の安定を促進するための方策を研究するために、2003年の第6回会議で設立が合意されたものである。それを受け、2004年以降、域内の金融関連の複数の課題をテーマとし、複数の研究機関が調査・報告を毎年行っている。毎年のASEAN+3の会議の際には、成果への評価と次の1年の研究トピックが明示されてきた。

RMUに関するリサーチ・グループでの報告テーマの経緯を振り返ると、以下となる。

2006/2007年

Toward Greater Financial Stability in the Asian Region: Exploring Steps to Create Regional Monetary Units (RMUs) (会議共同声明における財務省仮訳: 「アジア地域の一層の金融安定化に向けた地域通貨単位構築手順の研究」。)

2007/2008年

Toward Greater Financial Stability in the Asian Region: Measures for Possible Use of Regional Monetary Units for Surveillance and Transaction (会議共同声明での言及はないが、「サーベイランスおよび取引に関する地域通貨単位の使用可能な手順」のイメージ。)

2010/2011年

Possible Use of regional Monetary Units – Identification of Issues for Practical use

(会議共同声明における財務省仮訳: 「地域通貨単位の使用可能性—実用面における課題の特定—」。)

2006/2007年にある「構築手順の研究」では、かなり長期的な展望の色彩が強いが、その後「使用可能性」を検討し、「実用面における課題の特定」へと進んできており、着実に段階をふんだ検討と考えられる。本稿では、直近(2010/2011年)の研究結果の内容の検証を中心としたい。

なお、昨年(2014年)のASEAN+3の会議では「リサーチ・グループの活動の方向性に関する議論」と言及されたのみであり、今後の位置付け・運用が注目される。

2. 先行研究 ～ 2011年時点での課題認識

まず、これまでの検討経緯の確認のために、2006/2007年、2007/2008年の報告概要を確認しておきたい。

2006/2007年では、国際通貨研究所(日本)をはじめとする5研究機関から報告がなされている。国際通貨研究所の報告概要を確認すると、以下の通り。まず、RMUを構成する通貨を規定し、その通貨間のシェアをGDPと貿易取引量などを基準に決定する。使用にあたっては、サーベイランス目的と実取引が想定可能。サーベイランスに関しては、域内通貨間の相場に関するミスマライメントの捕捉に適している。サーベイランスの目的の明確化、RMUの価値(レート水準)の毎営業日の公示、他の諸変数とRMUを利用した「早期警戒システム」などが想定されている。実取引に関しては、商業取引・金融取引の双方に利用可能。民間における利用促進のため、取引可能なRMU建て金融商品市場の発展の必要性を指摘している。また、經常取引・資本取引の区分への留意やRMU構成通貨との交換性の確保などもあげられている。

続く2007/2008年の報告は、国際通貨研究所を含めた4機関が作成した。前年分と方向性では大きく異なる点はない。国際通貨研究所の報告から、RMU創出のロードマップを確認する。短期的には、サーベイランス用RMUについては、①定義を行い、②毎営業日のレート開示、③RMUおよびRMU指数を地域サーベイのためにモニターを行う。一方、民間での実利用RMUは、

①政府または国際機関による債券発行、②主要なRMU関連取引の規制を外す、③RMUを法的にまたは事実上の外貨として認める、④RMU関連商品に関する会計処理と税務処理の調和をさせる、⑤RMUの決済システムを作る。中長期的に求められるのは、以下の事項。①政府など公的機関の関与、②域内通貨間の為替レートの安定、③域内各国通貨の交換性確保、④経済統合の進展、⑤金融統合の進展、⑥常設事務局の設置、があげられている。

上記2回にわたる報告から3年を経た2010/2011年のリサーチ・グループは、国際通貨研究所（日本）、南洋理工大学（シンガポール）、インドネシア大学（インドネシア）の3研究機関で、それぞれから報告がなされている。各機関とも、サーベイランス利用に関しての有用性は認めている。そこで、ここでは、実利用に関する課題を中心に整理したい。

国際通貨研究所は、RMUの先行事例であるECU⁽³⁾の経験から、民間利用にあたっては、金融取引が貿易取引よりも取り組みやすいとしている。そのうえで、利用促進策をいくつか提示している。そのなかで、「ネットワークの外部性」の重要性をまず指摘している。その理由を「ゲーム理論」における「ナッシュ均衡」に求めている。（図表1）この理論に基づき、域内各国がRMUの利用にメリットを見出すことができれば、その実現に向けてさらに協力ができることとなる。報告では、そのための施策として、以下の取組や特徴を指摘している。

（図表1）RMUに関するナッシュ均衡

Table 4-1: Which will gain?

		“B” will use the RMU	
		Yes	No
“A” will use the RMU	Yes	(+5, +5)	(-5, 0)
	No	(0, -5)	(0, 0)

Note: (Country A's gain, Country B's gain)

（出所）国際通貨研究所報告

- ①一つのRMUの創出：RMUを構成する通貨およびそのシェアの統一
- ②完全交換性がない通貨を含むRMUの強み

～SDRからのLesson：投資対象としたい交換性に制限のある通貨を含む

RMUとしての魅力⁽⁴⁾

③RMU使用に向けてのサポート

～ ECUからのLesson:外貨としての認知、RMU建て債券の創出、RMUの
決済システムの構築

こうした取組を、2007/2008年に既に打ち出していたロードマップと組み合わせ進めることが提言された。

南洋理工大学は、認識調査を行い、その結果をふまえた報告を作成している。調査にあたっての質問はASEAN+3の経済統合、RMU、チェンマイ・イニシアティブ、AMROなどの役割についてとRMU自体の目的、構成通貨シェア、実務的な問題といった分野。それを政府関係者、学術関係者や金融業界関係者に対して行ったもの。調査結果としては、AMROを中心としてRMUを定義・算出し、サーベイランス利用には前向き。民間利用は、公的利用の方向性が固まった後、あるいは公的なサポートが重要というものである。アンケート回答とともにコメントもなされており、「RMUと民間」に関する内容のものを確認しておく。

- ①民間での利用はRMU成功の鍵となる。
- ②先導は公的セクターによってなされるべき。
- ③RMU構想がビジネス業界団体レベルで議論されることを強く推奨する。
- ④RMUは人工通貨であり、その利用にあたっては公的コミットメントで信用性が補完されるべき。
- ⑤先物市場を含めて、他の主要通貨同様にRMUの通貨の市場が整備されなければ、民間セクターは関心を持たない。

どれも、民間での実利用を展望するにあたっては、参考にすべきものであろう。

インドネシア大学の報告は、RMUに関連する分野の専門家18人からのインタビューを中心としている。概観としては、インドネシアの立場をASEAN+3のなかでは、まだ先行する立場にないと考えており、結果としてRMUの推進については、慎重な立場の印象である。一方で、民間での利用

に関しては、競争力の指数としては導入がしやすいとの立場。しかし、実取引での証券発行や銀行取引での使用については、難しいと整理している。インドネシア経済、あるいはインドネシア・ルピアにとって、RMUにメリットがあるかの視点がインタビュー全般で重要視されていると考えられる。RMUの実現案としては、シンガポール、中国、日本、韓国で立ち上げ、2015年にインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイが続き、2020年にベトナムがキャッチアップ。最後にカンボジアとラオスが、数年後に加わる段階的な案を提示している。(ブルネイ・ミャンマーの言及なし。)

上記3件の報告から、この時点でのRMUの展望は以下のようにまとめられる。実利用は、まずはサーベイランス分野で、そのための構成通貨のシェアを規定すること。一方で、金融や貿易など実際の取引での使用まで展望した場合は、RMUとの一定の交換性が各通貨に求められる。ASEAN+3の各通貨を、両者（サーベイランスと実取引）を勧案して、どこまでを構成通貨とするかを検討する必要がある。さらに、各国が自国にとってのメリットを見出すこと、民間利用には、実利用者としての民間の視点・意見が反映される必要があると考える。

第2節 環境変化をふまえたRMUの考察

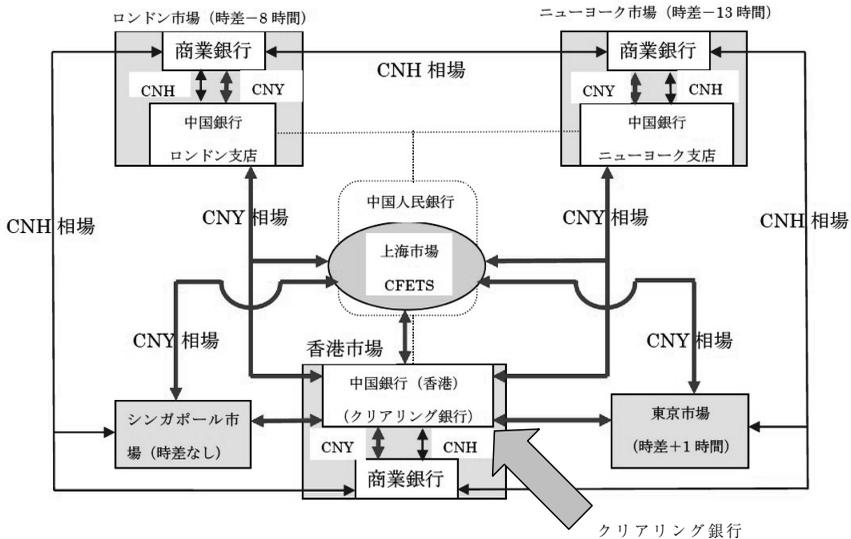
1. その後の環境変化の認識

上記のような2011年時点の展望をふまえ、その後4年を経過した現在、RMUを検討する際に、考慮すべき環境変化をまず整理したい。大きな変化は3点考えられる。1点目は、中国の人民元の国際化の進展であり、2点目は本年2015年末を目指して進められているASEAN経済共同体の準備とそれに伴うASEANの経済力の伸長。3点目は、2012年末より、アベノミクスのもと、大きく進んだ円安である。

中国は、独自の通貨スワップ協定の締結国や海外の人民元のクリアリングバンク（図表2）を増やした。また、上海自由貿易試験区をはじめとする人

民元の資本勘定での自由化も着実に進めている。また、欧州各国からも多くの参加を得た「アジアインフラ投資銀行」開業に向けて、準備を進めている。本年2015年8月の人民元安へのシフト以降、その経済動向に不透明感が強くなった状況ながら、その際の世界の株式市場などへの影響を鑑みても、中国ならびに人民元の影響力は着実に増加している。

(図表2) 人民元のグローバル外為市場概念図

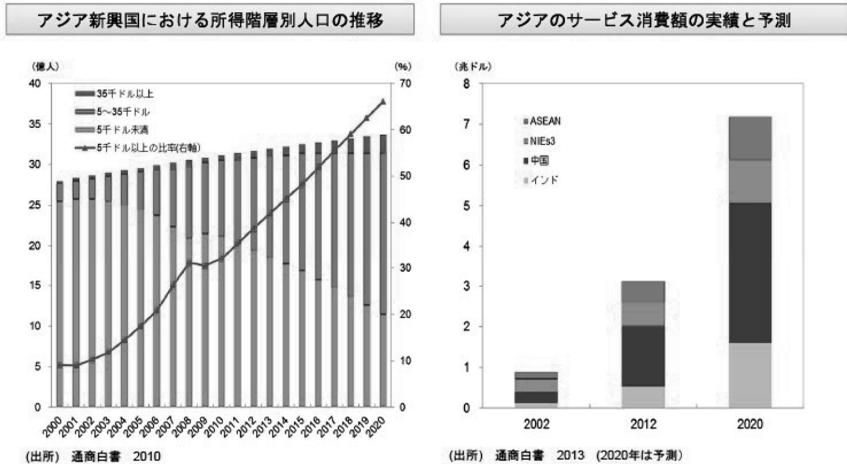


(出所) 村瀬 (2010)

ASEANの経済力の伸長は、図表3に見られるようにアジア全体での所得水準の向上や消費額の増大を支えている。従来は、日系をはじめとする外資系企業の製造拠点であった中国やASEANは、生産のみならず、その消費額の伸びから市場としての存在感が大きく増している。これは、貿易取引が域内で完結する割合が伸びていることも示し、RMUの利用価値の高まりを意味すると考えられる。また、本年2015年末に設立予定のASEAN経済共同体の創設も、ASEANの一体化を着実に進めるものである。ASEAN域内関税撤廃の流れの中、ASEAN域内取引も拡大が予想され、その際にASEAN域

内通貨建て取引も増加し得る。その場合、域内通貨間の為替相場安定に資するRMUを創出することはASEAN各国にもメリットがあると考えられる。

(図表3) アジア地域の最終消費市場としての潜在性



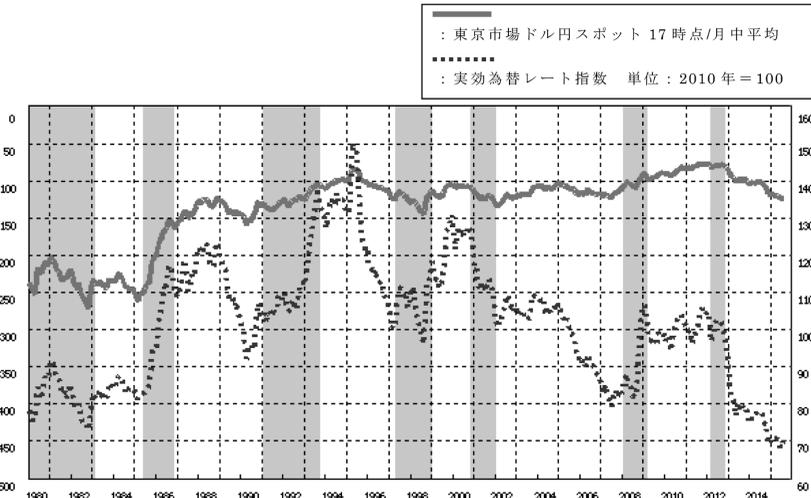
(出所) 国際通貨研究所報告

円安は、対米ドルでは名目レートも実質実行為替レートとも、図表4のとおりに着実に進んでいる。RMUの視点では、経済産業研究所（以下RIETIという）が算出するAMU⁽⁵⁾でも日本円が域内通貨の中でも円安方向にシフトしていることがわかる。日本円を含め、域内各通貨のAMUでの乖離状況をサーベイしながら、RMU創出のタイミングや参加通貨間のシェア、創出時のRMUのレベルを検討していくことが現実的であろう。

この4年で、世界の中で、ASEAN+3の経済的なシェアが大きくなったことは、RMUが創出される条件の整備が進んだと考えられる。経済および金融における域内の関係の重層化、統合の進展は、RMU実現に向けた重要な条件であることは、これまでのリサーチ・グループでの研究でも指摘されてきたことである。また、域内取引が増大する場合、通貨間の為替レートの安定が進むことは、各国にもメリットとして認識される。これは、前述のナッシュ均衡の理論でも、RMU創出の気運が高まる方向への動きと考えられる。こ

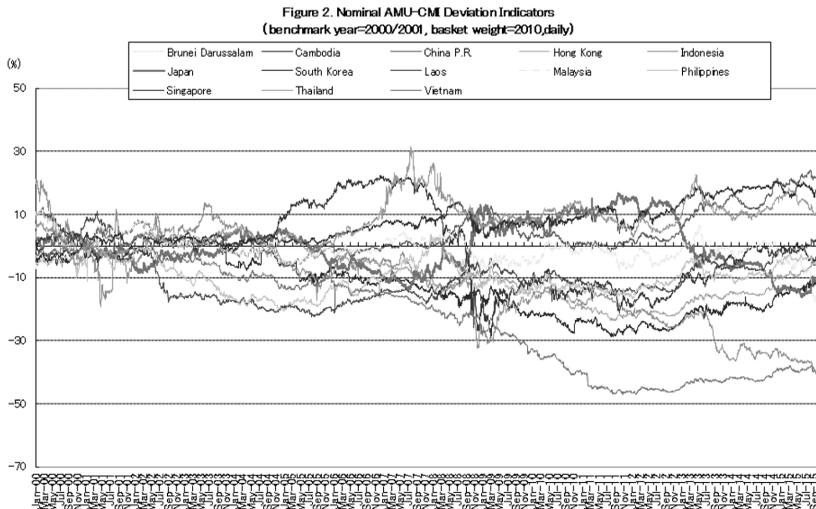
うしたRMUへの認識を日本がどのように捉え、それをふまえてASEAN+3のコンセンサスをどの方向に導くかが、重要となると考えている。

(図表4-1) 為替相場推移 (1980年~2015年9月)



(出所) 日本銀行 HP

(図表4-2) 日次名目 AMU-cmi 乖離指標 (2000年1月以降)



(出所) RIETI HP

2. 域内各国にとってのRMUのメリット・デメリット

実際に域内各国でのRMU創出の機運が盛り上がるためには、各国にとってのメリットが重要となる。そこで、各国の経済規模を中心に比較・評価したうえで、域内RMUの各国にとってのメリット・デメリットを、それぞれの現行為替制度もふまえたうえで検討する。

(図表5) 域内各国の経済規模概観

国	人口(百万人)			GDP(10億ドル)			一人当たりGDP(ドル)		外貨準備(百万ドル)		貿易(10億ドル)	
	1997	2013	割合(2013)	1997	2013	割合(2013)	1997	2013	2014年末	割合	2013年	割合
ブルネイ	0.302	0.406	0.02%	5.20	16.11	0.09%	17,224.53	39,658.80	3,649	0.06%	17.0	0.17%
カンボジア	11.396	15.087	0.70%	3.39	15.51	0.08%	297.645	1,028.14	6,108	0.09%	14.6	0.15%
中国	1,236,260	1,360,763	63.08%	985.04	9,469.12	51.63%	796.793	6,958.69	3,900,039	58.85%	3,821.9	38.52%
香港	6.517	7.220	0.33%	178.97	274.03	1.49%	27,463.09	37,955.45	328,517	4.96%	993.5	10.01%
インドネシア	199,280	247,954	11.49%	215.75	870.28	4.75%	1,082.64	3,509.82	111,863	1.69%	360.8	3.64%
日本	126,045	127,341	5.90%	4,324.28	4,898.53	26.71%	34,307.37	38,467.79	1,260,680	19.02%	1,525.1	15.37%
韓国	45,954	50,220	2.33%	560.49	1,304.47	7.11%	12,196.78	25,975.07	362,835	5.47%	1,172.3	11.82%
ラオス	5.097	6.770	0.31%	1.85	10.79	0.06%	362.171	1,593.59	1,219	0.02%	5.3	0.05%
マレーシア	21.769	29.948	1.39%	100.17	313.16	1.71%	4,601.40	10,456.89	115,959	1.75%	406.1	4.09%
ミャンマー	n/a	50,979	2.36%	n/a	56.76	0.31%	n/a	1,113.37	7,353	0.11%	16.7	0.17%
フィリピン	71,650	97,484	4.52%	91.23	272.07	1.48%	1,273.33	2,790.88	79,629	1.20%	109.8	1.11%
シンガポール	3.796	5.399	0.25%	100.16	297.94	1.62%	26,386.64	55,182.48	261,583	3.95%	813.5	8.20%
タイ	60,816	68,229	3.16%	150.89	387.25	2.11%	2,481.11	5,675.80	157,163	2.37%	444.4	4.48%
ベトナム	74,307	89,691	4.16%	26.89	170.57	0.93%	361.908	1,901.70	34,189	0.52%	236.8	2.39%
合計	1,862,887	2,157,085	<倍率>	6,739.12	18,340.47	<倍率>			6,627,137		9,920.84	
			1.16			2.72						

ミャンマー：2012年 ブルネイ：2012年

(出所) World Bank データより筆者作成

図表5より、域内全体の経済規模は2013年時点で、アジア通貨危機のあった1997年と比較して、全体でみると人口で1.16倍、GDPでは2.72倍まで拡大していることがわかる。国・地域別に見た場合、人口(63%)・GDP(52%)とも中国の圧倒的なシェアの高さが目につく。また、GDPでは、経済伸張の高いASEAN地域も、域内の日中韓(含む香港)との対比では前者が約15%、後者が約85%と、その規模には格段の差がある。「失われた20年」と叫ばれる日本ではあるが、域内における経済規模は十分な存在感があることが、あらためてわかる。

以下、個別項目のデータを概観する。一人当たりGDPでは、中国は、シン

ガポール・日本・韓国とは大きな差があること。一方で、国ベースのGDPでは最小レベルのブルネイが、一人当たりでは日本を凌ぐ豊さであることが目につく。外貨準備は、中国・日本が突出しているが、全体でもかなりの規模を持っている。チェンマイ・イニシアティブの仕組と合わせ、域内通貨間の相場安定をさせる際に必要な原資として、相応の規模と考えられる。貿易については、日中韓の規模が大きいですが、GDP対比でいえば、香港・シンガポールの規模も相応にあり、「貿易立国」としての機能が裏打ちされる結果と考えられる。

以上のような域内各国の経済規模をふまえ、RMUを導入した際の各国のメリット・デメリットを検討・整理した結果が図表6である。ここでは、RMUの構成通貨間のシェアが、チャンマイ・イニシアティブ（マルチ化後）の貢献額割合で規定される想定をしている。

RIETIのAMUは、欧州のECUと同様に各国のGDPと貿易量の加重平均により、各国通貨のシェアを決めたものが当初算出された。その後、当該シェアの決定の「たたき台」ともいえる割合として、チェンマイ・イニシアティブのマルチ化が実現したことから、そのシェアにもとづくものも、公表が開始された。（AMU-CMIと呼ばれる。）RMU創出にあたっては、その構成通貨間のシェアの決定も大きな問題となると思われることから、本稿では、上記AMU-CMIの発想と同様に、チェンマイ・イニシアティブの貢献額シェアをRMUのシェアとしたうえで、メリット・デメリットの検討を行うこととする。

ASEAN+3のリサーチ・グループの研究などでも、RMU自体の評価や導入への課題は多く論じられているが、各国通貨別のメリット・デメリットが個別に論じられるケースは多くないと考えている。一方で、第1章で触れたインドネシア大学の報告から考えると、国別にRMUの創出・参加を検討するには、自国のメリット・デメリットは大きな判断材料となるであろう。そのため、本稿では、検討にあたり、現行の為替制度、経済状況・規模もふまえて、定性的な評価を筆者なりに行い、そうした視点での議論の「たたき

台」を提示することを目指す。そのため、メリット・デメリットとも、一面的な評価に留まるものの、両面を検討することで、バランスの取れた議論へつなげたいと考えている。

(図表6) 域内各国の為替制度とRMU導入のメリット・デメリット

国	CM貢献シェア(%)	為替制度 (IMF分類)	特記事項	経済の特徴	メリット	デメリット
ブルネイ	0.025	Currency board	シンガポールドルにバッグ	資源豊か、一人当たりGDP高い	シンガポールドルのみではなく、域内通貨との為替レート安定。	金融政策、再検討の可能性
カンボジア	0.100	Other managed arrangements	ドル化経済、緩やかな脱ドル化を目指す	経済発展はこれから。メコン経済圏の中心に位置。	脱ドル化には資する。	AMU参加にあたり早期の資本取引自由化のリスクあり。
中国	28.500	Claw-like arrangements	国際化進展 頻繁な中銀介入 2015年8月切り下げ	人口世界第1位、GDP世界第2位	AMU内シェア高く、人民元の影響力維持。	人民元としての基軸通貨化は一度見送り。
香港	3.500	Currency board	米ドルバッグ 中国と1国2制度	中国とのパイプ金融・貿易に強み	域内通貨との為替安定。	通貨に関する1国2制度の変更リスクあり。
インドネシア	3.793	Floating	自国通貨の使用義務化、為替ヘッジ規制等強化	資源豊かなが、経常赤字・財政赤字	域内での為替相場安定の仕組みに参加することによる自国通貨相場安定化。	経常赤字・財政赤字のままでの参加の場合のリスク。
日本	32.000	Free Floating	主要通貨 (SDR構成)	少子高齢化・財政赤字深刻	今後の成長地域国通貨との為替相場安定継続。域内SCM利用にも寄与。	SDR構成通貨でなくなる可能性 (AMUを新規採用の場合)
韓国	16.000	Floating	為替介入の頻度が高い	域内経済規模第3位 FTA積極対応	中国・ASEAN通貨との相場安定。	対日本円での相場安定が、製造業の競争力におけるリスクとなる可能性。
ラオス	0.025	Claw-like arrangements	国内では、タイバツ、人民元、米ドル流通	経済規模域内最小	AMU参加通貨としての、国内自国通貨への信認上昇	AMU参加にあたり早期の資本取引自由化のリスクあり。
マレーシア	3.793	Other managed arrangements	複数通貨バスケット制	ブミブトラ政策の影響、イスラム金融に注力	域内での為替相場安定の仕組みに参加することによる自国通貨相場安定化。	現行の通貨バスケットとの相場の違いに留意
ミャンマー	0.050	Other managed arrangements	2012年4月より、多重為替制度から一本化	「東アジア最後のフロンティア」の期待と開発進展	AMU参加通貨としての、自国通貨への信認上昇	AMU参加にあたり早期の資本取引自由化のリスクあり。
フィリピン	3.793	Floating	為替相場安定に必要な際は為替介入を行う余地あり。	海外出稼ぎ送金の経済成長への貢献大	域内での為替相場安定の仕組みに参加することによる自国通貨相場安定化。	AMUとしての対ドル相場の推移に留意
シンガポール	3.793	Stabilized arrangements	バスケット通貨金利政策手段	貿易・金融立国	貿易相手国としての域内国のシェアが高く、相場安定はプラス。	従来の自国の通貨バスケット運営からの離脱となり、金融政策に変化。
タイ	3.793	Floating	アジア通貨危機を契機に変動相場制へ	輸出が経済を牽引。アジアのアテロイト	域内での為替相場安定の仕組みに参加することによる自国通貨相場安定化。	AMUとしての対ドル相場の推移に留意
ベトナム	0.833	Stabilized arrangements	2015年8月、対ドル変動幅拡大。	人口規模大かつ人口ボーナス期継続	域内での為替相場安定の仕組みに参加することによる自国通貨相場安定化。	対ドル相場の不安定化

(出所) 筆者作成 (為替制度はIMF (2014) を参照)

個別通貨に関しては、上記のとおりだが、主要国および為替制度等でグルーピングしたうえでの評価を次に試みたい。

香港も加えたベースで、日本とならび最大のシェア（32%）を持つ中国は、2008年のリーマンショック以降、人民元の国際化を着実に進めている。その戦略は、域内の基軸通貨化、IMFのSDRの構成通貨入り、将来的には米ドルの次の世界の基軸通貨を目指す、などさまざまな見方がなされている。一方で、本年2015年8月の人民元切り下げ以降、顕在化している経済の減速、合わせて、10月からは為替予約の「売」規制を導入予定であるなど、これまでの国際化推進にブレーキをかける必要性も出てきた面もある。その場合、デメリットにあげた「人民元としての基軸通貨化を一度見送り」も、中期的には問題ないと思える。また、RMUを実現させ域内基軸通貨化、それをSDRの構成通貨化し、並行してRMU内の人民元のシェア増加を目指すといった戦略の展望も可能である。

次にFloatingと区分されているインドネシア・フィリピン・タイのASEAN3ヶ国に関しては、域内通貨間の相場安定のメリットを得るが、RMUとして対米ドルの為替相場に留意が必要である。ただし、この点は自国通貨としても対米ドルの相場変動リスクは存在していることを勘案すれば、メリットのほうが大と評価できる。同じくFloatingに区分されている韓国の場合、状況に違いがあると考えられる。円－韓国ウォン相場と日経平均株価の相関が指摘されることが多いように、韓国の製造業は日本の製造業との競合関係が強い。対円でのウォン安が、自国の輸出競争力強化に寄与することから、日本円との相場の安定が続くこととなるRMUへの姿勢は、不透明と考えられる。

Stabilized Arrangementsに区分されるシンガポールとベトナムとでも、違いはある。シンガポールは、現在も米ドルやユーロも含んだと考えられる、自国向けの通貨バスケットを為替相場の基準とするとともに、金融政策においても為替相場を実施手段として利用している。そのため、域内アジア通貨のみと連動する前提のRMUをどう評価するかが鍵となろう。一方、ベトナム

ムは日々の基準相場のバンド運営⁶⁾を行っているが、これまでそのバンドを外れる相場変動に苦労した経験を持つ。そのため、前述のFloatingのASEAN3ヶ国（インドネシア・フィリピン・タイ）に近く、域内他通貨との相場安定を志向する可能性は高いと史料する。

先行ASEANの主要国のひとつであるマレーシアは、通貨バスケット参照の変動相場制を標榜し、Other Managed Arrangementsに区分されているが、最近ではアジア通貨危機以来の自国通貨安に陥るなど、為替相場の変動が大きくなっている状況である。そのため、インドネシア等のFloatingのASEAN諸国と同様にRMUに参画するメリットは十分あると考える。

ベトナムを除くCLMVの残る3ヶ国、カンボジア・ラオス・ミャンマーは、RMUにおける自国通貨のシェアも低く、かつ資本取引の早期自由化を求められるリスクを考えると、現時点でのメリットが大きいとは評価しづらい。むしろ、先行研究にあげたインドネシア大学のアンケート結果と同様に、RMUが創出された後に参加する方が無難と考えられる。残るカレンシー・ボード制のブルネイ・香港は、図表6に記載した、それぞれ独自の事情があると考えられる。

最後に、日本について考えたい。デメリットとして記載したSDRの構成通貨から円が外れる点は、RMUの議論でこれまで触れられなかった点であると思う。また、現時点でそうした想定をすることは現実的ではないかもしれない。ただし、前述のとおり、中国がRMUのSDRの構成通貨入りまで展望し、RMUの創出に前向きとなるなら、それと協働することは、日本のRMUへの本気度を示すものとも考えられる。また、中長期的なアジア域内の経済成長を、日本の経済成長にも活かすうえでも、RMUの実現にはメリットがあると考えられる。

3. RMU導入条件の考察

前述の各国別のメリット・デメリットの検討につづき、メリットの共有・拡大を通じて、域内RMU創出にどのようにつなげるかを検討したい。まず、

第1章であげた国際通貨研究所の報告で使用された「ナッシュ均衡」をあらためて確認したい。

〈再掲〉(図表1) RMUに関するナッシュ均衡

Table 4-1: Which will gain?

		“B” will use the RMU	
		Yes	No
“A” will use the RMU	Yes	(+5, +5)	(-5, 0)
	No	(0, -5)	(0, 0)

Note: (Country A's gain, Country B's gain)

(出所) 国際通貨研究所報告

「ナッシュ均衡」である左上と右下は、ゲーム理論では「非協力ゲーム」を前提とするものである。では、残りの左下・右上の選択肢は(破線枠囲み部分) RMU検討にあたっては、存在するのかを考えてみたい。RMUは複数通貨から構成されるバスケット通貨であるため、RMUの創出・使用は、1ヶ国では困難といえる。したがって、上記の破線部分は存在しないと考えられる。一方で、理論的には2ヶ国でもRMUの創出は可能となる。⁽⁷⁾では、A・B間で利得が異なるケース(破線部分)が存在するケースが想定できるRMUの整理は可能かを考える。すでにRMUの存在を前提とし、その上で2ヶ国間の取引通貨の選択の際を想定する。それを示すと図表7のように示せる。

日本企業A社と中国企業B社間での貿易取引を想定し、その契約時点での取引建値の選択肢にそれぞれの自国通貨とともに、RMUを加えたものである。自国通貨または相手国通貨を選択することとなる「ケース1」・「ケース3」は相手国通貨を選ぶこととなった企業が片務的に為替リスクを負うこととなる。そのため、AとBの利得は異なる。一方でRMUを選択する「ケース2」はA社・B社の双方に為替リスクが存在することを示す。

図表8は、そうした日本企業の建値選択行動の研究である清水(2013)によるものである。日本企業が、自社の生産ネットワークをアジア域内に築き、従来、最終輸出先となる米国の米ドルを、アジアにおいても主に使用してきた構造を示す。同図における「最終輸出先」において、「その他のアジア諸国」が増加すれば、アジア域内通貨の使用ニーズの増加が予想される。日本

(図表7) 貿易取引における取引通貨の選択に関わる利得表

		B. 中国企業の利用通貨		
		円	RMU	人民元
A. 日本企業の 利用通貨	円	<ケース1> (0, ±5)		
	RMU		<ケース2> (±5, ±5)	
	人民元			<ケース3> (±5, 0)

Note : (A's Gain, B's Gain)

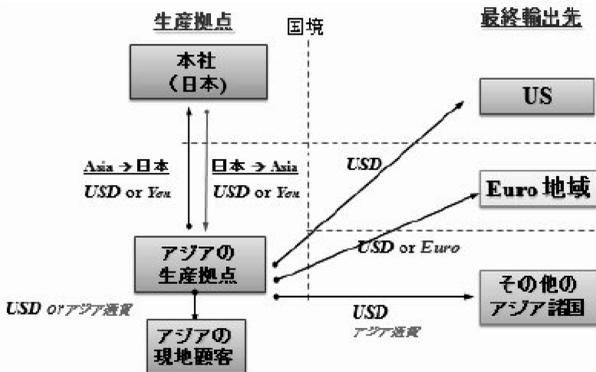
Gain:当該取引から生じる為替差損益の中と定義(したがって、5はあくまで例示の数値)

また、RMUとの為替差損益は円と元では異なるためAとB(左、右)の数値は異なる。

(注)A社-B社間取引なので、選択肢は上記3とおりのみ

(出所) 国際通貨研究所報告

(図表8) アジアにおける日本企業の貿易建値選択<概念図>



(出所) 清水 (2013)

以外の中国やASEAN企業にとっても、同様のニーズが想定可能。そうしたニーズへの対応として、RMUを創出した場合の上記の利得表は以下のように想定が可能。

(図表9) 貿易取引における取引通貨の選択に関わる利得表(米ドルとRMUのケース)

		B. 中国企業の利用通貨	
		RMU	米ドル
A. 日本企業 の利用通貨	RMU	<ケース4> (±2, ±2)	
	米ドル		<ケース5> (±5, ±5)

Note : (A's Gain, B's Gain)

Gain : 当該取引から生じる為替差損益の中と定義(したがって、2・5はあくまで例示の数値)

また、RMUおよび米ドルとの為替差損益は、それぞれ円と元では異なるためAとB(左、右)の数値は異なる。

(出所) 筆者作成

図表7および図表9が示すことは、以下のとおり。取引通貨の選択は、当事者間の取引関係や商品の独自性などで決定される。また、ケース2、ケース4、ケース5のケースでのA社とB社の利得は、輸出入の立場が異なることと本国通貨とRMUの為替変動が異なることから同一ではない。一方で、ケース4とケース5の比較では、それぞれの本国通貨をRMUに安定的な設定としていることから、為替差損益は、対RMUの方が対米ドルよりも小さい可能性が高いことを示している。(そのため、例示の数値としてはケース4がケース5よりも小さい。) RIETIによるAMUなどで、本国通貨のRMUとの相場の安定性を示すことができれば、各国通貨当局もその創出の動機が強まることが期待される。また、利得表に例示として示した数値例を、AMU等のデータをベースに、国および民間の一定の範囲の取引から推計して示すことで、実金額ベースでのメリットの試算を行うことができれば、RMU創出メリットの訴求が可能であろう。これをASEAN+3域内各国で協働して行うことは、ゲーム理論でいう「協力ゲーム」と考えられ、その「解」を求めることができれば、RMU創出の気運が高まるのではないだろうか。

RMUの実取引利用のためには、域内の民間の貿易取引や資本取引において、

米ドルよりも域内通貨の利用が選好される必要がある。さらに、域内通貨間の為替相場の安定が必要となることから、RMU創出を前提に域内各国間のコンセンサス醸成が重要であろう。資本取引には、いわゆる金融資本取引のみならず、中長期のインフラ整備のための資金調達スキームも含まれる。具体的な事例としては、ラオスでのダム・水力発電所建設にあたり、ラオス政府がタイバーツ建ての債券発行を行った事例がある。これは、発電した電力の供給・販売先がタイ電力公社であり、収入がタイバーツのため、為替リスク軽減可能であることから、実現したものである。こうした域内インフラニーズに伴う資金は今後も必要であり、そうした資金調達をRMU建てで行うことは、域内の資金調達者、投資家の双方にとって、為替リスク低減の観点で好ましいものである。陸路で結ばれているメコン地域などの道路整備は、3ヶ国以上にわたるケースも想定され、そうしたケースにもRMUは有用である。前述の「国および民間の一定の範囲の取引」を、貿易などの域内の経常取引とこうしたインフラ需要に限定しても、相当の金額に達するであろうことは、昨今のAIIB設立の動機やADBの動きを勘案すれば、想像は可能である。

導入条件としては、上述のメリットの試算への取組と第1節で取り上げた国際通貨研究所の報告にあるような、ロードマップの着実な進行が必要となる。金額的な試算としては、メリットの試算と合わせて、ロードマップにあるような決済などのインフラ整備費用および公的なRMUを当初どの程度の金額で創出するかといった事項も必要となる。

第3節 RMUに関する今後の展望

1. 域内RMUの位置付け

ここまで、ASEAN+3におけるリサーチ・グループによる先行研究の確認とその後の環境変化をふまえた、RMU創出のメリット・デメリットの検討を行った。そのうえで、ゲーム理論の発想を使い、導入条件の考察を行った。そこで、本章では、あらためてRMUの位置づけに関して検討したい。

RMUと同様のバスケット通貨の前例としては、本稿でも触れたIMFにおけるSDRと欧州のユーロ前身であるECUが代表的であろう。ただし、その二つには大きな違いがある。SDRは、IMFの「特別引出権」との位置づけで、現在は米ドル・ユーロ・英ポンド・日本円から構成されているものの、通常取引では一般的には使用されない。一方で、ECUは、欧州では域内為替相場安定のシステムであるEMSの枠組の中で生まれ、公的ECU・民間ECUとして、実取引に利用された。

SDRとECUの前に、やはりバスケット通貨に近い構想として提案されたものが存在する。それは、現在のIMF・世界銀行の体制が検討された際に、ケインズらのイギリス代表団から「国際清算同盟」の仕組とともに提案された「バンコール」の構想である。政府間通貨とすることで、「中央銀行の銀行」的な組織の創設とバンコールを国際取引の決済手段とすることを目指していた。固定相場制ながら、その相場は調整可能とされたといわれ、各国通貨のバスケットの色彩を持っていたとも考えられる。

こうした過去の経験・検討経緯をふまえ、ASEAN+3におけるRMUを考えると、ECUのアジア版、あるいはSDRのアジア版とも位置付け可能である。2008年のリーマンショック後に、中国人民銀行総裁の周小川は論文（周（2009））において、SDRをグローバルな準備通貨として採用することを提案し、一国の国民通貨である米ドルへの依存度を下げることが構想している。域内でRMUを創出することは、アジア域内で特定国の国民通貨に頼らずにすむような仕組を構想することとも、評価できる。

また、それを域内の為替相場の安定のためのモニタリングの手段に留めず、実際の取引にも使用できるようにすることは、今後の域内の経済成長および地域内の経済的な結びつきや相互依存が高まる局面でも、有用であると考えられる。そのためにも、アジア通貨危機以降に、継続的な活動となっている、ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議の枠組を継続・発展させていくことは重要である。その枠組で、当面の課題のみならず、中長期的な課題を検討・相談していく必要がある。

将来的なRMUの利用ニーズにつながる最近の域内の動きも、ここで確認しておきたい。中国のAIIB設立、およびそれとともに打ち出している「一帯一路」構想は、域内のインフラ整備ニーズに対応するものであり、そうした資金ニーズに域内通貨で対応することは好ましい。ADBが邦銀3行を含む民間銀行8行と官民連携（PPP）の協働助言に至ったのも、同じく域内インフラ資金ニーズをPPPで対応することを念頭に置いたものである。個別国では、「東アジア最後のフロンティア」といわれるミャンマーが、昨年、邦銀3行を含めた外銀3行の進出を認めた背景にも、国内の今後の開発への資金ニーズ対応がある。日本に目を向けてみると、みずほ銀行が人民元建てにつづき、タイバツ建ての債券を発行し、それを東京プロボンド市場⁸⁾に上場させたのも、域内通貨のクロスボーダー取引に関わる新たな動きといえる。

こうした資金ニーズに対応する際に、各国通貨建てでの対応とともに、RMU建ての対応が可能となることは、資金の運用・調達両面での多様化に資する。そうしたことも可能とする手段として位置づけ、RMUを考えるのは新たな視点と考える。欧州のECU建て金融商品が、低金利国の投資家にとっての魅力ある商品であり、高金利国の資金調達者にとって低利調達手段であったことに加えて、こうした役割を果たせるのもRMUのメリットといえるであろう。

2. RMU利用への展望

アジア通貨危機の原因といわれる、「ダブル・ミスマッチ」、すなわち「通貨と期間のミスマッチ」からの脱却を目指し、ASEAN+3ではチェンマイ・イニシアティブをはじめとして、さまざまな取組をおこなってきた。こうした取組の延長として、RMUの創出・利用を実現させることを考えればよいと思える。

RMUが域内通貨間の為替相場の安定のサーベイランスの手段としても有効であることから、前述のAMROがそのサーベいの主体となることは可能であろう。合わせて、その将来的な実利用を検討する役割も担えるように、

機関の強化・拡充が期待される。当初のシンガポール法人としての位置づけから、2014年10月に国際機関化されることが正式決定されたことは、そうした観点では好ましいものといえる。

また、前述したとおり、2014年には今後の活動の方向性を議論するとされた、ASEAN+3のリサーチ・グループは、本年2015年5月のASEAN+3の会議において、その活動がAMROによるテーマ別研究に統合されることが決まった。このテーマ別研究での活動が、今後どのようになっていくかは不明ながら、AMROの機能強化・拡充が行われ、RMUについても研究が継続されることを期待したい。そして、その研究の際には、創出タイミングで、①どこまでの国の通貨をRMUの構成通貨とするのか、②創出後の参加通貨の増加や各国経済力の伸長を想定した通貨間のシェアの見直しルール（ECUは5年ごと）、の2点は重要なテーマと考えられる。

また、域内のインフラ資金ニーズが巨額であることから、民間との連携やその資金の活用が、今後ますます必要とされていくと予想される。合わせて、RMUの実利用に必要な、資金・証券の決済インフラの構築といった分野でも、官民が連携する仕組が望まれる。

おわりに

本稿では、ASEAN+3でのRMUの創出に向けた課題・展望の検討のため、実現した際の各国にとってのメリット・デメリットを考えることに取り組んだ。結果として、各国ごとの事情はあり、さまざまなメリット・デメリットが想定できた。しかし、絶対的にデメリットが大きい国は見当たらず、将来的なRMUの実現の可能性を否定するものではない印象を得た。本テーマに取り組んだ背景には、ギリシャ問題を皮切りに欧州のユーロの根源的な問題、すなわち、通貨・金融政策は共通単一にもかかわらず、財政政策は各国別であることが顕在化し、アジアでの同様の取組への気運が下がってきたと感じることもある。そのため、あくまでアジア版ユーロではなく、アジア版ECUまでの想定で、検討を進めた。

つづいて、「ゲーム理論」の枠組・発想を使い、域内取引での外貨としてのRMUの利用の選択肢を、域外通貨の米ドル使用と比較することを試みた。これにより、導入のための条件を探ることとした。貿易等の経常取引と、今後も多額の資金ニーズが存在する域内インフラ整備資金に、RMUの利用を想定し、その金額的な試算を目指すというアプローチ案を考えた。そのうえで、昨今の域内での資金ニーズに関わる案件もふまえ、RMUの位置づけと利用への展望をまとめた。

メリット・デメリットの検討と合わせ、まだ、RMU創出条件の検討手法の「たたき台」を示したに過ぎない。しかし、今後、議論・検討を重ねていかなない限り、RMUの創出には辿り着くことはないと考え、自身としては、現実的な利用可能性を実務面もふまえ、検討する必要性を感じている。

昨今の国際金融情勢では、中国の経済の不透明感が増し、その影響も受け、金融政策の正常化のため利上げを目指していたアメリカも、そのタイミングを模索している状況である。そうした環境で、まだ多くの新興国を抱えるASEAN+3では、再びいわゆる金融危機の影響を大きく受けないように、可能な対策を協力して講ずる必要があるだろう。こうした視点も持ちながら、今後もRMUの研究・検討動向を注視していくとともに、その実現可能性を高める条件を研究していきたい。

(注)

1. 「ASEAN+3財務大臣会合」をきっかけに、2000年に合意された域内の「外貨融通協定」。当初2ヶ国間の協定だったものが、2010年にはマルチ契約化され、2012年には金額も2400億円へと増加されている。
2. ABMI (=Asian Bond Market Initiative)。日本では、アジア債券市場育成イニシアティブと呼ぶ。アジア通貨危機の原因とされる、「通貨のミスマッチ・期間のミスマッチ」への対策として、域内資金の域内還流を狙い、債券市場を拡大させる取組。
3. European Currency Unit。1979年3月に発足したEMS (=European Monetary System)にて導入されたEC域内通貨により組成されたバス

ケット通貨。

4. SDRの構成通貨はすべて高い交換性が確保されたもののため、投資家にとっては、各通貨にSDRの構成比率と同じ割合で投資することが容易であり、SDR建て商品への投資ニーズは高まらないことを想定。RMUに投資対象としたいが、交換性の低い通貨が含まれた場合、その通貨の代替投資対象としてのニーズを喚起し得る発想。
5. AMU(=Asian Monetary Unit)。RIETI(経済産業研究所)が日次で算出しているRMUの研究のひとつ。
6. ベトナムは中央銀行が、一定の為替バンド内にベトナム・ドンの対米ドルレートを安定させるように取り組んでいる。
7. 中北(2012)は、日本円と人民元との2ヶ国でのバスケット通貨の選択肢を提示している。
8. 英語のみでの開示やプログラム上場が可能であるなど、ディスクロージャーや上場手続が簡素・柔軟化されている、プロ投資家向け市場。

(参考文献)

- 赤羽 裕〔2011〕「ECUの経験から考える民間ACUの貿易利用への展望と課題」『東アジアにおけるバスケット通貨の展望と課題～企業財務の視点も加えて』埼玉大学博士学位論文 第4章
- 石川幸一・清水一史・助川成也〔2013〕『ASEAN経済共同体と日本』文眞堂
- 伊藤隆俊・小川英治・清水順子〔2007〕
「東アジア通貨バスケットの経済分析」東洋経済新報社
- 小川英治・日本経済研究センター〔2015〕『激流アジアマネー』日本経済新聞出版社
- 清水順子〔2013〕「アジアにおける貿易通貨建値選択の現状と課題」全銀協金融調査研究会第1研究グループ報告書『国際通貨制度の諸課題ーアジアへのインプリケーションー』第4章
- 田中素香〔1996〕『EMS:欧州通貨制度 欧州通貨統合の焦点』有斐閣
- 中北 徹〔2012〕『通貨を考える』ちくま新書
- 中條誠一〔2011〕『アジアの通貨・金融協力と通貨統合』文眞堂

- 西村陽造〔2011〕『幻想の東アジア通貨統合』日本経済新聞出版社
- 村瀬哲史〔2011〕「人民元市場の内外分離政策と『管理された』国際化～国際金融秩序への挑戦～」『国際金融論考』2011年第2号 国際通貨研究所
- BIS〔2013〕“Triennial Central Bank Survey” (Bursel) BIS
- IMF〔2014〕Annual Report on Exchange Arrangements and Exchange Restrictions
- Zhou Xiaochuan〔2009〕reform the international monetary system People's Bank of China

(参考ウェブサイト)

- 独立行政法人 経済産業研究所 <http://www.rieti.go.jp/jp/index.html>
- 日本銀行 <http://www.stat-search.boj.or.jp/index.html>
- ASEAN+3 Research Group
<http://www.asean.org/asean/external-relations/asean-3/item/external-relations-asean-3-asean3-research-group-st>

アジア太平洋の地域統合：展開と展望

石川 幸一

Regional Integration in Asia Pacific : Evolution and Prospect

Koichi ISHIKAWA

はじめに

アジア太平洋地域のFTA締結は21世紀に入り活発化し、現在では40を超えるFTAが締結されている。二国間FTAも数多く締結されたが、最も特徴的な動きはASEANと主要国とのFTAが2010年までに締結されたことである。

最初のASEANとのFTAは中国が2001年に合意した。中国とASEANのFTAのインパクトは大きく、その後、日本、韓国、豪州とニュージーランド、インドが相次いでASEANとのFTAを締結した。

5つのASEAN+1 FTAは2010年1月には出来たものの、自由化スケジュール、原産地規則などが異なり、FTAを利用する民間企業の手続きに関するコストや時間を増加させた（スパゲティボウル現象）ことから、アジア太平洋地域の広域FTA締結が新たな課題となっている。アジアの広域FTAはTPPとRCEPという2つの対照的なメガFTAである。

アジア太平洋地域の地域統合の先端を行くASEANは2010年にAFTAをほぼ実現し、「深い統合」を目指してASEAN経済共同体の構築を進めている。ASEANはRCEP交渉で主導権を握ろうとしている（ASEAN中心性）。APEC

の課題であるアジア太平洋FTA (FTAAP) を巡って、2015年10月に合意したTPPに加えてRCEP交渉がどのように進むのか、注目される。

本章は、東アジア太平洋の地域統合の大きな流れを把握し、現状および課題を理解することを目的としている。第1節で東アジアの地域統合の展開とFTA競争の誘因を検討した上で広域FTAの必要性と2つの広域FTAであるTPPとRCEPについて概観している。第3節では東アジアの地域統合を牽引してきたASEANの統合をAFTAからASEAN経済共同体への発展として捉え、その特徴を論じている。最後に第4節で北京APECを踏まえてアジア太平洋自由貿易地域 (FTAAP) の展望について検討している。

第1節 アジア太平洋の地域統合の略史

1. 期待から失望へ：APECの貿易自由化

アジア太平洋では1990年代半ばにAPEC (アジア太平洋経済協力会議) による自由化への期待が高まった。1989年に第1回APEC閣僚会議が豪州のキャンベラで開催され、12カ国 (日本、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、韓国、ASEAN先行6カ国) が参加した。その後、中国、台湾、香港、メキシコ、チリ、ペルー、ロシア、ベトナム、パプア・ニューギニアが参加し、参加国は合計21カ国となっている。

1993年にはシアトルで非公式首脳会議が開催され、1994年のボゴールでの首脳会議では、「先進経済は2010年までに、発展途上経済は2020年までに貿易自由化を実現する」というボゴール宣言を発表した。1995年の大阪での首脳会議はボゴール宣言実現のガイドラインである「大阪行動宣言」を採択し、1996年のマニラ首脳会議で各国の個別自由化計画をまとめた「マニラ行動計画」を発表し、APECによる貿易自由化への期待が非常に高まった¹⁾。

しかし、APECの貿易自由化の進展は期待を裏切るものだった。個別自由化計画は実質的な内容が薄く²⁾、個別計画を補完するために1997年に導入された早期自発的分野別自由化 (EVSL) は日本が水産物と林産物の自由化に反

対し頓挫した。APECの貿易自由化は協調的自発的自由化であり、FTAのような拘束的なものでなかったことが失敗の理由である。そして1997年に起きたアジア通貨危機に対しAPECが全く無力だったためAPECへの期待は急速にしぼんでしまった。ただし、APECの貿易自由化への動きが全く消えてしまったわけではないことに留意が必要である。

2. 世界から遅れたアジアの地域統合

アジア太平洋地域の最初のFTAは、1983年に締結された豪州とニュージーランドのFTA (CER) である。東アジアの国まで含めると2001年に締結されたシンガポールとニュージーランドのFTAが最初のものであり、CERから18年の間がある。その後、日本とシンガポールのFTA (新時代の経済連携協定：JSEPA) が2002年に締結された。途上国間のFTAである授権条項によるFTAでは、1993年にAFTA (ASEAN自由貿易地域) が発効している。

アジア太平洋地域の地域統合が本格化したのは21世紀に入ってからであり、それまでは「FTA空白地帯」と呼ばれていた³。アジアで地域統合が遅れた理由は、①地域統合へのイニシアチブを発揮できる経済大国だった日本が地域統合に批判的でありGATT・WTO中心 (マルチラテラリズム) の通商戦略を展開してきたこと、②歴史問題や日本とその他の国の経済力の差により日本が主導する地域統合を経済支配として警戒する声があったこと⁴、③日本企業を中心とする多国籍企業による貿易投資により生産ネットワークが形成され「事実上の統合」が進んでいたこと、④90年代はAPECによる貿易自由化への期待が高まったこと、などがあげられる。

21世紀に入り地域統合の動きが活発化した表面化した背景として、①世界規模で地域統合が1990年代以降急増し通商外交の潮流となったこと (その背景にはGATTウルグアイ・ラウンドとWTOの通商交渉の遅れがある)、②中国、韓国、ASEAN諸国の目覚ましい経済発展により日本の経済的な地位が相対的に低下し「経済支配への懸念や反発」が薄れてきたこと⁵、③1997年のアジア通貨危機以降、東アジアでの地域協力、連携への気運が盛り上がり

きたこと⁶、が指摘できる。

3. アジア太平洋の FTA 競争

アジア太平洋地域で締結されている FTA は 40 を超えている。アジア太平洋の主要国が 21 世紀に入 FTA 締結を活発化させたためである。シンガポールは、米国、EU、中国、日本など世界の経済大国・地域を含め、21 の FTA を締結するなど最も積極的であり、日本 (2015 年 8 月時点の FTA 締結数 15)、韓国 (米国、EU、中国を含め 15)、中国 (同 14) も積極的に FTA を締結している。

アジア太平洋の FTA 競争は、日本とシンガポールの FTA (JSEPA) の交渉 (2001 年 1 月) により始まった。JSEPA 交渉は中国が ASEAN との FTA 交渉を開始する契機となり、中国 ASEAN の FTA 交渉は ASEAN を巡る主要国・地域の FTA 競争を引き起こした⁷。

中国と ASEAN は 2001 年 11 月の ASEAN 中国首脳会議で FTA (ACFTA) に合意した。ACFTA 合意は日本政府に衝撃を与えた。日本は 2 ヶ月後の 2002 年 1 月に ASEAN との経済連携協定構想を発表し、2003 年 12 月以降、ASEAN 主要国との 2 国間 FTA 交渉を開始した。中国、日本の ASEAN との FTA 交渉開始後、韓国、インド、豪州・ニュージーランドが相次いで ASEAN との FTA 交渉を開始した。

アジア太平洋の主要 6 カ国が ASEAN との FTA 交渉に進まざるを得なかったのは、貿易転換効果によるネガティブな影響を避けるためである⁸。FTA の経済効果には、貿易創出効果 (貿易障壁の撤廃により FTA 締結国間で貿易が創出される) と貿易転換効果 (FTA により効率的な FTA 非締結国からの輸入が非効率的な締結国からの輸入に転換する) が知られている⁹。ASEAN を主要輸出市場としながら ASEAN と FTA を締結していない国は、FTA を締結した競合国の製品に市場が奪われてしまうため ASEAN との FTA に取組まざるを得なくなったのである。

4. ASEAN をハブとする FTA ネットワーク

ASEAN を巡る FTA 競争が起きたことにより、2010年には5つの ASEAN + 1 が締結された。ASEAN は東アジアの地域統合の動きの中核に位置することになり、東アジアの広域 FTA 構想も ASEAN を中心として検討されるようになった。ASEAN が中核となる地域統合の枠組みを ASEAN 中心性 (ASEAN Centrality) と呼んでいる¹⁰。ASEAN+1 FTA ネットワークがほぼ完成段階に入ったのが2010年1月であり、21世紀の最初の10年間は東アジアの地域統合の第1段階である。

5つの ASEAN+1 FTA の締結は大きな成果であるが、その自由化レベル、関税削減方式、対象分野などは異なっている。日本との二国間 FTA と豪州・ニュージーランドとの FTA はサービス貿易、投資などを含み包括的であるが、中国、韓国、インドとの FTA は物品貿易協定をまず締結し、サービス貿易協定、投資協定をその後結んでいる。自由化率は豪州・ニュージーランドとの FTA が最も高く、インドとの FTA は75%程度と極めて低レベルである。原産地規則は40%付加価値基準と完全番号変更基準の選択方式が多いが、インドとの FTA は両基準の併用という厳しい規則となっている。ASEAN+1 FTA のネットワークは出来たが、その内容、ルールは、やや大げさに言えば、バラバラであった。

第2節 2つのアジアの広域 FTA 構想

1. なぜ広域 FTA が必要なのか

東アジアでは二国間 FTA と ASEAN+1 FTA ネットワークが出来たが、FTA の内容、ルールは一様ではなかった。FTA のルール、中でも原産地規則が異なっていると FTA 利用の手続きが煩雑になり時間、コストなどの企業の負担が大きくなる。FTA の特惠税率を利用するためには、企業が原産地規則を満たしていることを証明する原産地証明書に多くの関連文書やデータを添付して税関に申請せねばならないからだ。また、たとえば、日本から

ASEANの1カ国に部品を輸出し製品に加工してインドに輸出する場合、ASEANインドFTAの原産地規則を満たせないとASEANからインドへの輸出にFTAを使えなくなる。こうした事態を避けるには、日本、ASEAN、インドをカバーする広域FTAを創り、累積原産地規則を導入しなければならない。

現代のサプライチェーンは二国間で完結せず、多数国間で形成されている。したがって、二国間FTAだけでは多国間の生産ネットワークを活用している企業の要望に応えることができないのである。多くの国に生産拠点、販売拠点、研究開発拠点を設置し、多数国から調達を行なっている企業のニーズに応えるには広域であることだけでは不十分であり、投資、サービス貿易、規格・基準、貿易円滑化など幅広い分野を含む包括的なFTAが必要である。広域で経済規模が大きく、対象分野が包括的なFTAはメガFTAと呼ばれており、TPP、RCEP、TTIP(米EUFTA)が代表的なメガFTAである¹¹。

2. 東アジアの広域FTA：TPPとRCEP

東アジアの広域FTAには2つの大きな潮流がある。一つはAPECボゴール宣言を源流として環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)に至る潮流であり、もう一つはアジア通貨危機後の東アジアの地域協力から構想が生まれ東アジア地域包括的経済連携(RCEP)として具体化した潮流である。

①TPP

APECの協調的自発的自由化が頓挫した後、自由化の準備と意思を備えたエコノミーが先行して自由化を進める動きが起こった。これをパス・ファインダーアプローチ(先遣隊方式)と呼んでおり、1998年のP5(チリ、ニュージーランド、シンガポール、米国、豪州)から始まった。しかし、2国間FTAを進展させることが容易との判断から、P5は進展せず2国間FTA交渉が開始された¹²。まず、シンガポールとニュージーランドが2001年にFTAを締結し、2002年のAPEC首脳会議でチリが加わり、P3として交渉が開始された。2005年4月にブルネイが創設メンバー国として加わりP4となり、2006年に

発効した。

2008年3月にはP4のチリの要望で先送りされていた投資と金融サービスの交渉が開始され、米国が交渉参加を表明、さらに9月には全分野の交渉への参加を表明した。2008年11月に豪州とバレーが参加を表明し、ベトナムは将来における参加を前提とした準メンバーとして参加を表明した。P4には8カ国が交渉参加を表明し、TPPと呼ばれるようになった。米国のオバマ新政権は2009年12月にTPP交渉参加を表明し、第1回TPP交渉は2010年3月にメルボルンで8カ国により開始された。その後、マレーシア(2010年)、カナダ、メキシコ(2012年)、日本(2013年)が参加し交渉参加国は12カ国となった。TPP交渉は大半の分野で合意に達しており、2015年7月のハワイでの閣僚会議での合意は出来ず、2015年10月5日にアトランタでのTPP閣僚会議で大筋合意に達した。

②RCEP

アジア通貨危機の起きた1997年のASEAN首脳会議に日中韓の首脳が招待され、初めてのASEAN+3(日中韓)首脳会議が開催された。ASEAN+3首脳会議は翌年から定例化された。ASEAN+3首脳会議で設置された東アジアスタディグループ(EASG:政府関係者が参加)は2002年に東アジア自由貿易地域の創設を提案した。2003年には中国がEAFTA(ASEAN+3)を提案、2006年に日本がCEPEA(ASEAN+6)を提案し、2つの構想の研究が併行して続けられたが、日中の主導権争いの中で交渉は始まらなかった。しかし、2010年にTPP交渉が開始され日本も参加の検討を始めたことで、東アジアの広域FTAがTPPにより米国主導で進むことを警戒した中国がASEAN+3に固執するのを止め柔軟な姿勢に転じた。今まで対立していた日中は2011年8月にEAFTAとCEPEAを加速させるための共同作業部会設置の共同提案を行った。日中共同提案に対し東アジアの地域経済統合で主導権を維持したいASEANが、EAFTAとCEPEAを統合する構想としてRCEPを2011年に提唱し、2013年に交渉が始まった。RCEP参加国はASEAN+6(日中韓豪NZ印)の16カ国である。RCEPは2015年8月の閣僚会議で関税撤廃のモダリティに

合意したが、大筋合意は2016年中と報じられている。

③TPPとRCEPの特徴

TPPとRCEPの内容は大きく異なっている。参加国は日本、豪州、ニュージーランドとASEANの4カ国（シンガポール、ブルネイ、マレーシア、ベトナム）7カ国が共通だが、TPPには中国、インドが不参加、RCEPはインドが参加し米国が不参加である。TPPは米国が主導し、RCEPはASEAN中心性を原則にしている。自由化の目標では、TPPは極めて高いレベルを目指し、RCEPは、「既存のASEAN+1FTAを相当程度改善」したレベルを目指している。ASEAN+1FTAの中では、インドとのFTAの自由化率が75%程度と極めて低く、インドの消極的な姿勢が自由化率の上昇への障害となっている。2014年8月のRCEP閣僚会議では、各国が80-90%の自由化率を提案する中でインドは40%を提案したため自由化目標に合意できなかった。

対象分野はTPPが31分野と非常に包括的なのに対しRCEPは8分野と少ないが、これは分類が違うためである。TPPの対象分野でRCEPに入っていないのは政府調達、労働、環境、規制の調和の4分野であり、RCEPも包括的FTAである。大きな相違はTPPが知財権の保護強化や国有企業の規制など新たなルール創りを目指しているが、RCEPではそうした動きはみられないことだ。TPPは「生きた協定」と呼ばれており、途中から参加が可能である。RCEPはASEANのFTA相手国は参加が可能であり、香港とASEANのFTA交渉が合意すれば香港が参加する可能性がある。

TPPは消費財の輸入市場として依然重要な米国が参加しルール創りを重視していることであり、RCEPは新興市場および生産基地である中国、インド、ASEANが入っており、日本企業のアジアでのサプライチェーン構築に極めて重要である。

第3節 東アジア経済統合の先頭を行くASEAN

ASEANは東アジアの地域統合のフロントランナーである。1993年に開始

されたASEAN自由貿易地域(AFTA)は今では世界でも最も自由化率の高いFTAとなり、日本企業が最も良く利用し、大きな恩恵を受けている。ASEANが2015年末に創設するASEAN経済共同体は、サービス貿易、投資の自由化など「深い統合」を目指している。

1. AFTAの実現

AFTAは授權条項によるFTAであり、当初の目標は関税撤廃ではなく、0-5%への削減だった。関税削減は1993年1月に開始され、2008年までに関税を削減することになっていたが、1994年と1998年の2回にわたりAFTAの加速(スケジュール前倒し)が行なわれ、先行6カ国は2002年までに0-5%に削減することになり、予定通り実現した。関税撤廃は、1999年の首脳会議で、ASEAN6は2010年、新規加盟国は2015年(センシティブ品目の一部は2018年)との約束が行われ、ASEAN6は約束どおり2010年1月に関税を撤廃し、CLMVは2015年1月に93%品目の関税撤廃を実現した。2015年2月時点の関税撤廃率は、ASEAN6は99.2%、CLMVが90.8%、ASEAN全体で96.0%となっている¹³。授權条項によるFTAだが、GATT24条の最も重要な要件である「実質的に全ての関税を撤廃する」を実現している¹⁴。

AFTAの目的は、①ASEANの域内分業体制を構築しASEAN企業の競争力を高める、②統合により市場を拡大し外資の誘致を促進する、③世界的な自由貿易体制に備える、の3つである¹⁵。ASEANは外国投資を積極的に受け入れ工業化を進めてきただけに、1990年代に入り投資ブームが起きた中国への外資集中への危機感が大きな誘因となっている。

2. ASEAN経済共同体の創設

2015年末に創設のASEAN経済共同体(AEC)は、2002年の首脳会議でシンガポールのゴー・チョクトン首相(当時)がAFTAの次の段階の経済統合として提案し、2003年の首脳会議で発表されたASEAN第2協和宣言で設立が謳われた統合構想である。その狙いは外国投資の誘致であり、AFTAと同

様である。

AECが目標としているのは、「単一の市場と生産基地 (a single market and production base)」であり、「多様性をグローバルなサプライ・チェーンのダイナミックで強力な一部とする機会に転化する」としている。具体的な目標を示した2007年のAECブループリントによると、AECの4大戦略目標は、①単一の市場と生産基地 (市場統合)、②競争力のある地域 (輸送・エネルギーインフラ整備、競争政策など)、③公平な経済発展 (格差是正と中小企業)、④グローバルな経済への統合 (域外とのFTA) だ。

最も重要な目標は、「単一の市場と生産基地 (市場統合)」であり、AECは「物品、サービス、投資、熟練労働者の自由な移動、資本のより自由な移動」の実現を目指している。つまり、貿易、サービス貿易、投資などの自由化である。物品、サービス、資本、人の移動が自由化される経済統合は「共同市場」と呼ばれる。共同市場が実現しているのは世界でもEUのみである。AECが目指すのは「共同市場」ではなく、色々な制約や制限付きの「自由な移動」である。たとえば、人の自由な移動は熟練労働者に制限されている。AECの統合のレベルと範囲はEUよりも低く限定されており、日本が締結しているEPA (経済連携協定) に近い (表1)。ただし、対象分野はEPAよりもはるかに広く、格差是正、輸送・エネルギー分野の統合・協力、域外とのFTA締結などを目標としている¹⁶。

2015年末にAECは創設されるが、どこまで目標を実現しているのだろうか¹⁷。物品の貿易では、前述のとおり関税撤廃が予定通り進んでいる。AFTAの自由化率 (関税撤廃の比率) は99%を超える見込みで、世界でも最も高い水準となる。一方、非関税障壁の撤廃は全くと言ってよいほど進んでいない。非関税障壁撤廃には、基準・規格を各国がお互いに認め合う相互承認が効果的であり、実現には時間を要する。

サービス貿易は全分野の自由化を目標にしているが、例外を容認しているため制限が残される。サービス分野の投資はサービス貿易に含まれる (サービス貿易の第3モードと呼ばれる) が、サービスの投資では外資出資比率

表1 ASEAN経済共同体(AEC)と他の地域統合の目標の比較

	EU	AEC	EPA
関税撤廃	○	○	○
対外共通関税	○	×	×
非関税障壁撤廃	○	○(*)	△
サービス貿易自由化	○	○(*)	△
規格・標準の調和	○	△	△
人の移動の自由化	○	△	△
貿易円滑化	○	○	○
投資の移動	○	○	○
資本の移動	○	△	△
政府調達自由化	○	×	△
知的所有権の保護	○	△	○
競争政策	○	△	△
協力	○	○	○
共通通貨	○	×	×

(注) ○は実現の可能性が高い、△は対象としているが内容は不十分、×は実現しない、あるいは、対象としていないことを示している。(*)は目標となっているが完全な実現は難しいことを示す。ただし、厳密なものではない。

(出所) 石川幸一・清水一史・助川成也(2013)「ASEAN経済共同体と日本」文眞堂。

70%制限が残る。人の移動は、熟練労働者が対象であり単純労働者は対象外である。一方、ASEANとその他の地域とのFTAでは、日中韓印豪ニュージーランドとの6カ国との間で5つのASEAN+1FTAが締結・発効している。広域FTAとしてASEANと日中韓印豪NZ(ニュージーランド)の6カ国で交渉中のRCEP(東アジア地域包括的経済連携協定)は2015年末までに合意できるか不透明である。

2015年末までにブループリントの目標を全て実現するのは無理だが、関税撤廃など相当の分野で自由化、円滑化が進展する見込みである。2015年末は通過点であり、2016年以降に自由化やインフラ整備を継続して実施することになる。現在、ASEANはAEC2025年を策定中である。

3. ASEANの経済統合の評価

ASEANの地域統合は、課題はまだ多く統合への作業は継続するが、総合的に見れば成功と評価できる。ASEANの地域統合は、①経済開発を目的としている、②漸進主義で進める、という2つの大きな特徴を有している。漸進主義については、①高い目標を掲げるが時間をかけて段階的に自由化を進める、②経済発展の遅れている国に対して特別待遇と協力を行う、③対象分野と自由化のレベルの設定は無理をしない、④実施面では柔軟である、の4つの特徴が指摘できる。

経済開発を目標としていることは、発展途上国の地域協力機構であるASEANが統合の目的として経済開発を掲げるのは当然である。具体的には、AFTA、AECはともに外国直接投資の流入促進を狙いとしていることが指摘できる。AECはASEANを「グローバルなサプライチェーンのダイナミックで強力な一部とする」ことを目標としている。グローバル企業の競争力はコストとスピード（リードタイムの短縮）で決まる。そのためには、原材料・部品の調達から生産、販売にいたる国境を越えたサプライチェーンを効率的に構築することが求められる。途上国から見れば、グローバル化が進展した今日、工業化による経済開発を進めるにはサプライチェーンに参加すること、すなわち生産ネットワークへの参加が決定的に重要となるのであり、AECの目標は妥当である。

漸進主義による統合は実行可能性という点で重要である。ASEANは、人材や資金などの制約が大きく、産業の競争力も弱い後発途上国がメンバーに含まれている。メンバー国間の経済格差が極めて大きいため、無理に統合を進めると遠心力が働き、バラバラになりかねないためである。無理せず段階的に進めるASEANの地域統合が失敗ではなかったことは、実効性がないなど極めて低い評価だったAFTAがTPPを超えるような高い自由化を実現していることが示している。

たとえば、関税削減・撤廃は、1993年から開始し、まず5%以下に削減（2002年と2003年）し、100%撤廃は、ASEAN6が2010年、CLMVは2018年として

いる。また、自由化品目 (IL)、一時的除外品目 (TEL)、センシティブ品目に大別し、TELからILに品目を移し、IL品目も関税率の高さにより自由化スケジュールを決めている。CLMVには緩やかなスケジュールを設け、状況に応じ自由化を前倒しする、原産地規則では日系企業の要望を受け入れ関税番号変更基準を採用するなどの柔軟な実施も特徴である。

AFTAはASEANと中国、韓国、インドとのFTAのひな型となっており、一部の規定は東アジアの他のFTAにも影響を与えている。その特徴は、① 枠組み協定を締結し、物品の貿易の自由化を先行しサービス、投資の自由化は別の協定により行う、②自由化品目、一時的除外品目、除外品目に分類し、関税削減を段階的に行う、③新規加盟国を特別扱いする、である。また、原産地規則の付加価値40%基準は、インドを除き他のASEANプラス1FTAあるいは2国間FTAで採用されている。

第4節 アジア太平洋自由貿易地域 (FTAAP) に向けて

2014年11月の北京APECでは「FTAAP実現に向けたAPECの貢献のための北京ロードマップ (北京ロードマップ)」を承認した。北京ロードマップでは、2010年の横浜APECの首脳宣言における「FTAAPの道筋」に言及し、ASEAN+3、ASEAN+6、TPPを進行中の取り組みとしてあげ、現在進行している地域的な取組みを基礎として出来るだけ早急にFTAAPを実現させることへのコミットを再確認すると述べている。

ASEAN+3とASEAN+6はRCEP (東アジア地域包括的経済連携) に統合されており、TPPとRCEPがFTAAPの道筋であるという構図は北京APECでも変わっていない。TPPは排除されておらず、FTAAPを目指してTPPとRCEPが交渉されていく状況は続くことになる。新たな点は、FTAAPの戦略的共同研究の開始である。戦略的共同研究は2016年に報告書を提出することになっている。FTAAP実現への最大の課題は、TPPとRCEPをどのように統合して行くかになるだろう。

TPPは高い自由化レベル、知財権の保護強化、国有企業規制、労働など中国や途上国が参加するには現状ではハードルが高い。一方、RCEPは自由化率が低くなる可能性があり、高い自由化率を求める米国には質が余りに低く参加できないだろう。TPPあるいはRCEPを拡大する、あるいはTPPとRCEPを統合してFTAAPを創るにはこれらの課題を克服せねばならない。

中国が主導する第3の道筋は考えられるのだろうか。中国とASEAN、ニュージーランド、チリ、ペルーとのFTAは発効し、韓国および豪州とのFTAは締結されている。中韓FTAをベースに日本を加えた日中韓FTAを作り、インド、メキシコなどとのFTAを締結し、これらのFTAを統合・拡大していけば中国主導のFTAAPへの道筋となるかもしれない。しかし、この構想では自由化レベルは低く¹⁸、新たなルール創りに消極的なFTAになるため米国が参加することはなく、米国不参加のFTAAPはありえない。

TPPは高い野心を掲げて交渉が開始されたが、交渉の最終局面に入り譲歩と妥協が行なわれて合意した。急進主義による自由化ではなく、高い目標を掲げつつ、時間をかけて段階的に自由化を進めるというASEANの体験を活かした漸進的な自由化が途上国を含むFTAAPの実現には必要である。

参考文献

- 青木健編著 (2001) 『AFTA ASEAN 経済統合の実情と展望』 ジェトロ。
- 石川幸一 (2015) 「ASEAN 経済共同体構築の進捗状況と課題」、浦田秀次郎・牛山隆一・可部繁三郎『ASEAN 経済統合の実態』 文眞堂。
- 石川幸一・清水一史・助川成也編著 (2013) 『ASEAN 経済共同体と日本』 文眞堂。
- 石川幸一・馬田啓一・高橋俊樹編著 (2015) 『メガ FTA 時代の新通商戦略』 文眞堂。
- 石川幸一・馬田啓一・国際貿易投資研究会編著 (2015) 『FTA 戦略の潮流』 文眞堂。
- 浦田秀次郎 (2011) 「東アジアにおける排除の恐怖と競争的地域主義」、ミレヤ・ソーレス、バーバラ・スターリングス、片田さおり編著『アジア太平洋の FTA 競争』 勁草書房。
- 梶田朗・安田啓編著 (2014) 『FTA ガイドブック』 ジェトロ。
- 助川成也 (2015) 「AFTA と域外との FTA」 石川幸一・朽木昭文・清水一史編著『現代 ASEAN 経済論』 文眞堂。
- 清水一史 (2015) 「ASEAN 経済共同体とメガ FTA」 石川幸一・馬田啓一・国際貿易投資研究会編著『FTA 戦略の潮流』 文眞堂。
- 寺田貴 (2011) 「東南アジア域内外の競争的地域主義：シンガポールと ASEAN の役割」、ミレヤ・ソーレス、バーバラ・スターリングス、片田さおり編著 (2011) 『アジア太平洋の FTA 競争』 勁草書房。
- 畠山襄 (1996) 『通商交渉国益を巡るドラマ』 日本経済新聞社。
- ミレヤ・ソーレス、バーバラ・スターリングス、片田さおり (2011) 編著『アジア太平洋の FTA 競争』 勁草書房。
- 山澤逸平 (2001) 『アジア太平洋経済入門』 東洋経済新報社。

注

-
- 1 山澤(2001) 第5章による。
 - 2 個別自由化計画の内容は、GATTウルグアイ・ラウンドの自由化約束に若干のプラスアルファというレベルだった。山澤(2001) 82ページ。
 - 3 1970年代の2件、1980年代に2件の地域統合があったが、主に太平洋地域で締結されたものである。
 - 4 畠山襄国際貿易投資研究所理事長は、通産省時代に韓国製関係者がメキシコ政府関係者に「メキシコは積年の米国への恨みがあるのになぜNAFTAに踏み切れたのか。韓国は日本に対して積年の恨みがあるから、日韓自由貿易協定など絶対に出来ない」と発言したのを聞いている。畠山(1996) 196ページ。
 - 5 たとえば、IMD (Institute for Management Development) の発表する世界競争力指数によると、日本の競争力は1992年の1位から2002年には30位に急落している。
 - 6 ほかに、外相会議、経済相会議など多くの閣僚会議が開催されている。早い時点での成果として、通貨協力としてチェンマイ・イニシアチブが2000年に合意された。
 - 7 寺田貴(2011) 213-214ページ。
 - 8 ソーレス、片田(2011) では、FTAの拡散の要因として模倣と競争という2つのメカニズムを重視しているが、東アジアでは貿易転換効果による影響を回避するという動機で多くのFTAへの取組みを説明できる。
 - 9 貿易創出効果、貿易転換効果および交易条件効果が静態的效果であり、動態的效果として市場拡大効果、競争促進効果などがあげられる。
 - 10 ASEAN中心性は、「ASEANが運転席に座る」と呼ばれている。
 - 11 メガFTAについては、石川・馬田・高橋(2015)を参照。
 - 12 同上 10~11頁。
 - 13 助川(2016) 186ページ。
 - 14 実質的に全ての関税を撤廃することのほか、FTA創設後に第三国への貿易障壁を高めないことと一定期間(10年以内)にFTAを創設することが要件である。
 - 15 青木(2001)、36ページ。
 - 16 AECの対象分野の具体的な内容については、石川・清水・助川(2013)を参照。
 - 17 AECの進展状況については、石川幸一(2015)を参照。
 - 18 中韓FTAの自由化率は10年目で韓国79.2%、中国71.3%である(百本和弘(2015)「韓国のFTA政策」国際貿易投資研究所研究会での配布資料)。

執筆者紹介（掲載順）

- 小黒 啓一（静岡県立大学名誉教授）
玉村 千治（日本貿易振興機構アジア経済研究所客員研究員）
助川 成也（中央大学経済研究所客員研究員）
木原 浩之（亜細亜大学法学部教授）
野沢 勝美（亜細亜大学アジア研究所嘱託研究員）
南原 真（東京経済大学経済学部教授）
春日 尚雄（福井県立大学地域研究所教授）
藤村 学（青山学院大学経済学部教授）
藤森 浩樹（明治大学大学院商学研究科非常勤講師）
赤羽 裕（亜細亜大学大学院アジア・国際戦略研究科兼任講師）
石川 幸一（亜細亜大学アジア研究所教授）

（アジア研究所・アジア研究シリーズNo89）

東南アジアのグローバル化とリージョナル化 IV

2016年1月31日 発行

編集者 亜細亜大学アジア研究所

発行者 〒180-8629 東京都武蔵野市境5-24-10 ☎0422(54)3111

e-mail:ajiken@asia-u.ac.jp

印刷所 (株)松井ビ・テ・オ・印刷

〒321-0904 栃木県宇都宮市陽東5-9-21 ☎028(662)2511

IAS Asian Research Paper No.89

The Institute for Asian Studies

ASIA UNIVERSITY

TOKYO JAPAN